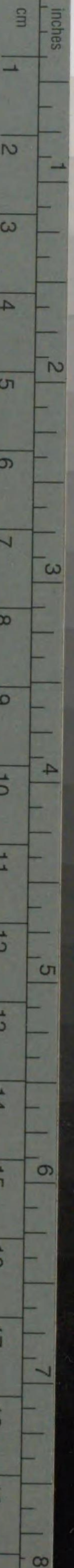


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

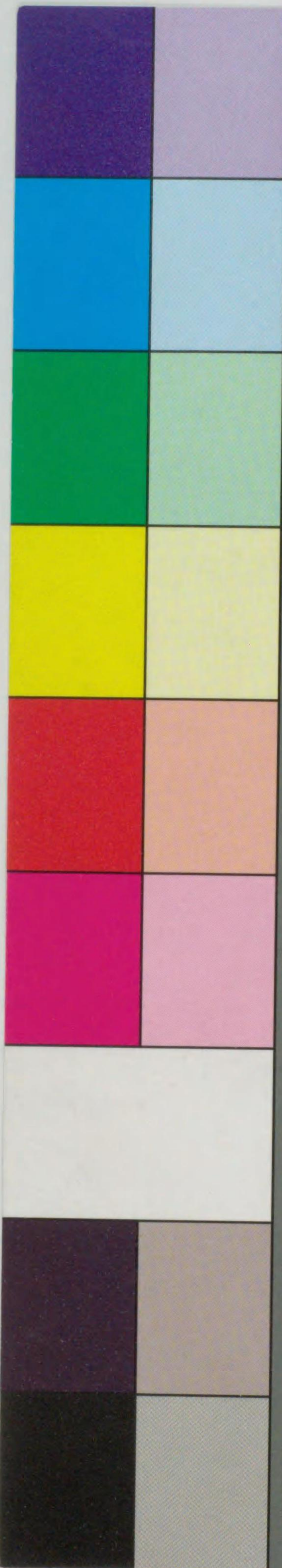
Magenta

White

3/Color

Black


© Kodak, 2007 TM: Kodak




593

593-8
1200501526711

〇 複写





3A126

花見朔巳校訂



大日本地誌大系

新編會津
風土記貳



雄山閣版

893-8

大日本地誌大系 新編會津風土記第二册例言

一本卷には新編會津風土記卷之二十五より卷之五十までの二十六卷を収載せり。

一本卷より句讀を施し、且つ體裁を改めたり。されば體裁上幾分前卷と一致せざる憾みあれども、全體としては昃めて見やすくし、項目の所屬分類を明瞭にしたれば前後混亂の煩ひなかるべし。例へば一寺院中の塔頭、寶物等の項目の配置等に就きても、その排按上の混雜なきを期したるが如し。讀者各位の諒察を請ふ所になり。

昭和七年六月

校訂者記す

大日本地誌大系 新編會津風土記第二册略目次

例言

卷之二十五	會津郡之一	一
卷之二十六	會津郡之二	一〇
卷之二十七	會津郡之三	二五
卷之二十八	會津郡之四	三八
卷之二十九	會津郡之四	五
卷之三十	會津郡之五	六
卷之三十一	會津郡之六	八
卷之三十二	會津郡之七	九
卷之三十三	會津郡之七	一一
卷之三十四	會津郡之七	一三
卷之三十五	會津郡之八	一四
卷之三十六	會津郡之九	一五
卷之三十七	會津郡之十	一六

卷之三十八	會津郡之十一	二七六
卷之三十九	會津郡之十二	二八七
卷之四十	會津郡之十三	二九六
卷之四十一	會津郡之十四	三〇三
卷之四十二	會津郡之十五	三一一
卷之四十三	會津郡之十六	三二五
卷之四十四	會津郡之十六	三三六
卷之四十五	會津郡之十七	三四七
卷之四十六	會津郡之十八	三六三
卷之四十七	會津郡之十九	三七六
卷之四十八	耶麻郡之一	三七九
卷之四十九	耶麻郡之二	三八八
卷之五十	耶麻郡之三	三八八
要目	三三三

大日本地誌大系 新編會津風土記第二册略目次終

新編會津風土記卷二十五

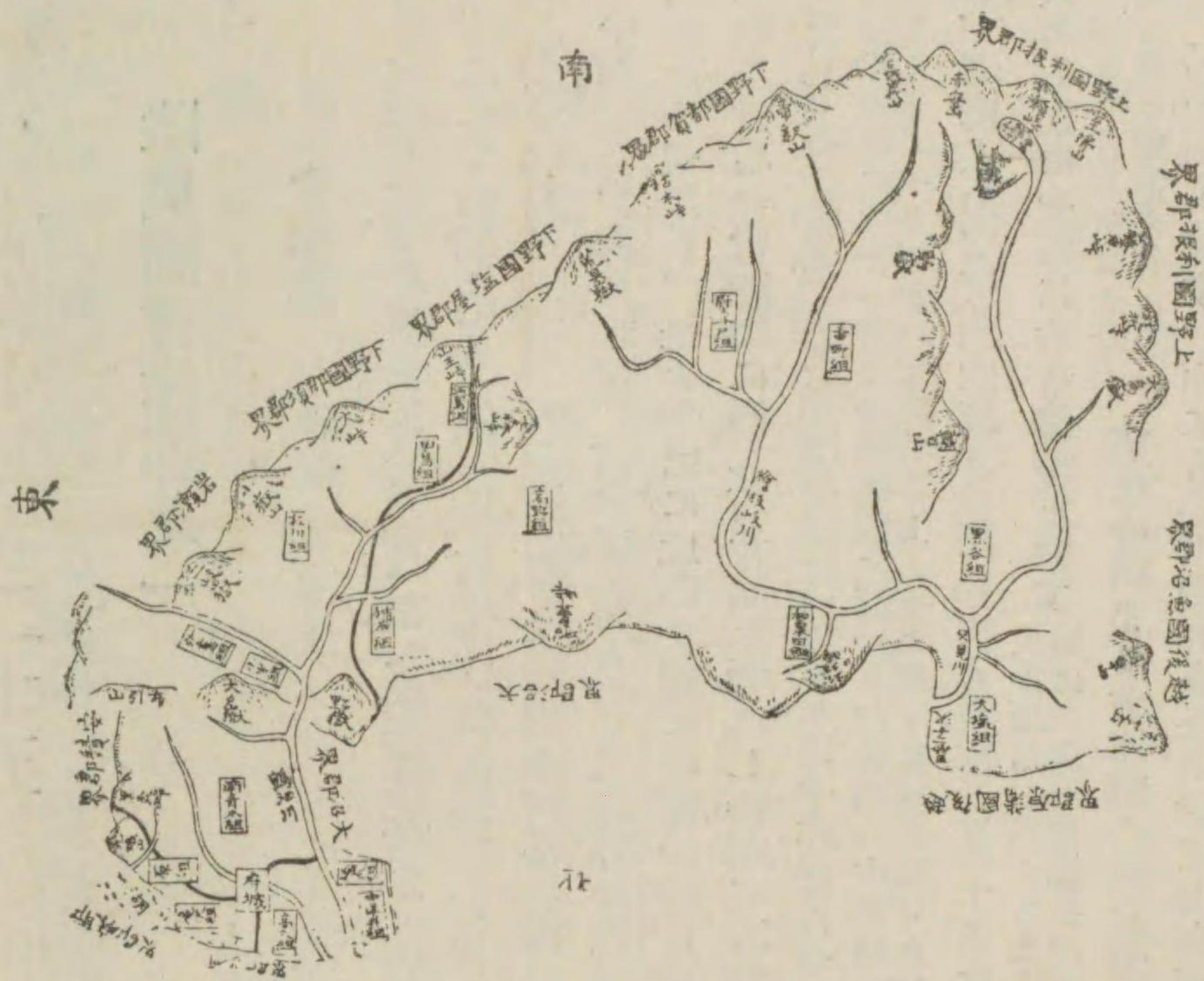
陸奥國會津郡之一

會津郡

續日本紀元正天皇養老二年五月、割_テ常陸國之石城・標葉・行方・宇太・白理・菊多六郡、置_テ石城國、割_テ白河・石背・會津・安積・信夫五郡、置_テ石背國、割_テ常陸國多阿郡之郷二百一十烟、名曰_ニ菊多郡、屬_ニ石背國焉とある、此郡の國史に見えたる初なり、是_レ先已に此郡を建て相津の地に置し郡なる故名け常陸國に屬し石背國を置れし時割_テ石背國に屬し、石背國廢して後陸奥國に屬せしにや詳ならず、觀_テ開老志の説に此十一郡今皆陸奥國に屬すれば常陸の字奥陸の誤ならんと云へり續紀の文誤寫多しと雖此説も又傍證なければ適從し耶麻・大沼・河沼此郡を分れし後も三郡に比するに猶大なる故にや俗に大會津郡と稱す、始は龜山院弘長三年に造れる南青木組湯本村羽寬永の頃より會津郡の稱を失ひ、黑神社の神器の銘に見ゆ、中にも小出彌五島松川楢原田島河島高野熨斗戸古町和田黒谷大鹽組の地は郡名を失ふ、寛文中肥後守正之此誤を正し、始て古名に復せり、東は岩瀬

郡に交はり二岐嶽小嶽山を界とし、下野國那須郡鹽屋郡に隣り、小嶽山大峠山王峠を界とす、西は上野國利根郡に接し、藤原峠を界とし、越後國魚沼郡に並び、藤原峠に接し、大嶽嶽朝草山を界とす、南は下野國都賀郡に隣り、帝釋山長田代山赤安山を界とし上野國利根郡に隣り、赤安山小瀬峠を界とす、北は大沼郡に隣り、墨子澤松坂峠船鼻山關山峠を界とす、又辰巳の方は下野國都賀郡に並び荒貝嶽枯木峠を界とす、未申の方は上野國利根郡に接す、至佛山を界とす、戌亥の方は越後國蒲原郡に隣り、赤芝山を界とす、丑寅の方屈曲して安積大沼二郡の間に挿入し、府城其中にあり東は安積郡に交はり、九峨山黒森峠布引山を界とす、西は大沼郡に接し、鶴沼川を界とす、北は河沼郡に連り、藤倉山を界とす、又丑寅の方は安積耶麻二郡に續き、猪苗代湖に至る、東西二十二里餘東は岩瀬郡の界五輪峯より西は南北十六里餘、南は上野國利根越後國魚沼郡の界朝草峠に至る、此郡は四方に高山連り平地少く民居大抵山間に住す其田は中の下其畠は下の上なり暑は晩く寒は早くして甚だ強し、大凡十月より雪積り三月まで消へず冬月疾風あれば吹雪大に起り、平原曠野にて迷仆する者住々あり、是を吹倒とて甚だ恐れ風雪の日は門戸を出る者稀なり、又雪車を以て牛馬に代て諸物を運轉す、瀧澤

會津郡地理之圖



高久中荒井橋爪南青木の組組は平衍にして、田圃多く鶴沼黒川の流れ其土を潤す、共に府城の四面を環れり、氣候全く府下に齊し、芒種の前後に苗を植え、寒露の頃に晩稻を刈る、原組は山中にて湖濱に臨み、雪深く寒氣稍強し小出・彌五島・松川・楢原・高野・田島・河島・熨斗戸の組組は山中なる故、寒暖遅速有て、花候農務上の諸組より稍遅し、和泉田・古町・黒谷・大鹽四組は本郡の西偏にて尤深山幽谷なり、九月中旬より雪降り一丈五六尺積り四月上旬に漸く消え梅櫻桃同時に花開く、春耕は平衍の地よりは二十日計遅き處あれども秋收は大抵同時なり、此郡の習俗は村中にて家屋を營めば、木を伐り繩を縛り營作を助け、屋上を修るには芦萱を贈り、農月には互に力を通じ、時候に後るることなからしめ、疾病あれば親隣代て田を打ち苗を取る、婚姻の明日新婦始て茶をたて、舅姑に進む、是を舅姑に事るの初とす、昔は婚始て舅の家に至る時水を灌くことあり、今は絶てなし嫁娶の後三年の間は媒妁に茶と餅とを饋て歳首を賀す、産婦ある時兒を洗ふ者にも三年の間餅を饋る、葬は土葬して墓を築く、正之入國の頃までは小出・彌五島・松川・楢原・高野・田島・河島・熨斗戸八組のみ昔より火葬せず、其餘は火化多くして土葬少くなりしに、正之屢火化の不幸に近きこ

とを諭さしめて、此俗漸く改れり近隣に死人あれば三日髪と衣とを洗はず、小兒死すれば同年の兒童ある家にて耳寒餅とて餅を製し、兒童の耳を覆ひ、其後水中に流す、農務の始は正月十一日を用る所多し、此日馬把に付る繩をなひ初め、其後農器を修理す、此月初て山に入り木を伐るに紙に白米昆布を包み、木の枝に付て山神を祭る、農月種子蒔の時餘米を焼米とし、田神に供す、鳥口とて此米少許を苗代の水口に散すれば、諸鳥種子を損せずと云田植畢て吉日を選び田神を祭る、酒少許を馬把に灌ぎ酒食をそなへ相集て宴飲す是を早苗破と云、此日農器を洗はず、是を洗へば渠水稻田を害すと云、秋月早稻場に登る時、又燒米を作て田神に供ふ、收穫の後刈上餅とて餅を製して田神を祭り、農業を助る者を請し、奴婢を饗す十月吉辰を選び蜡祭の遺意にならひ、代官東黒川蠶養國神社・南青木組御山村八幡宮・高久組高久村八幡宮を祭り稻荷神を配し祭る、農事に功有て餘澤人に及ぶ者は皆享に與る、此祭は天明八年より始て、これを行ふ所にして、耶麻田付組小田付村總社神社、小荒井組小荒井村諏訪神社、五目組上三宮村三島神社、慶徳組慶徳村稻荷神社、木曾組木曾村宗像神社、大沼組高田村伊佐須美神社、河沼組牛澤組塔寺村八幡宮、代田組六町原村稻荷神社、笈川組沼上村春日神社、野澤組野澤本町諏訪神社、安積郡福良組福良村隱津、野島神社、越後國蒲原郡津川町住吉神社にもあり、祭畢て代官

所にて酒饌を俱へ七十以上の農民を饗す、郷頭一人を主人とし九十以上を上賓とし、九十以上の者なければ村役人を勤し者の七十以上なるを用ゆ其次を次賓とし、其次を衆賓とす、主人禮服を着て賓を門外に迎へ歸る時門外に造る、其後安否を問ふ賓又來て門外に謝す、早歳には高山深淵にゆき、鐘鼓を鳴し高聲に雨を乞ふ、大風霖雨あれば村村の神社に參籠して晴を祈り、又風神雷神を祭る、田圃に虫付は虫造とて紙と小旗を作り、竹竿に付て人多く集り村村の界を送出し、小旗を水中に投ず、二十日には年毎に大風田圃を傷ふとて前夜より村村にて神社に參籠す、正月十四日を望の年越とも女の年取とも云、昔は十五日なりしに蒲生秀行の時より改て此日を用ゆと云、此日若木の枝に團子を飾り諸神に供し年穀の豊饌を祈る、此夜かぜとり來る、府下に詳なり十五日早朝より諸鳥を追ふ、此日鳥を追へば秋稼を損せずと云、又雪上に田圃の形を作り諸穀の程を植ゆ、此日風あれば諸木多く實を給ふと云傳ふ、此月より福よし田植躍村村に廻る、共に府下に詳なり二月八日竹器の目ある者を竿上に懸け、十一日つば團子を製す、共に府下七月七日衣服を竹竿にかけ七夕に借すと云、兒童大豆の圃中を奔走し其後水邊に行て游泳す、是を眠流と云、十月十日虫供養とて農月殺せし諸虫の爲に佛名を唱ふ、又此日を

菜年越と云、蔓菁蘿蔔を食はず、十二月朔日餅を製して
水神を祭れば水難に逢はずと云、是を川びたり餅と稱ふ、
節分の夜儼豆を拾ひ月數に俵り、灰上に並べ燂火に燒き
白黒を見て一歳の雨晴を占ふ、白者は晴多く黒者は雨多
しと云傳ふ、

○郷名 倭名鈔に出る所 伴伴 多具 長江 今莊名に残
れり、倉精

○菱方 安積郡福良組を菱湯莊と稱す、因て菱方は安積郡の
郷なるを誤て此郡に出せるならんと云説あり、もし
くは昔は此郡の境内にて後轉變して安積郡となりしにや、寛
元四年滿月と云僧福良村伏龍寺の縁起を書して、淺香郡菱
縣莊と云へり此頃既 ○大島名に殘れり ○屋代 ○大江

今河沼郡牛澤組に大江村あり ○餘戸
河沼郡はもと此郡の内なり、

○今稱する所十 黒川 村一 此郷の諸村多く市廛とな
りし故今纔に遺れりと云

○湯原 村十三 ○九九布 村二十一 ○檜原 村二
十四 ○田島 村七 高野組下鹽澤村鷲神社永享四年の鶴
森戸村の西に立岩とて高十五丈許の岩あり郷名 ○伊南 村

○針生 村八 ○關本 村七 ○立岩 村二十四 戸組
之に因れりと云又湯原以下を俗に南山七郷と云

○伊北 村三十二 和泉田組梁取村成法寺の佛像
長元年七月廿八 和泉田組梁取村成法寺の佛像
日と書付あり

○莊名 莊一 ○門田 村百二十四 後光嚴院貞治の頃

より門田と云こと見ゆ、平井次郎三郎明秀が府
や否をしらず、府下高巖寺所藏、葦名盛舜大永二年の
寄附狀に、門田莊東黒川とあり ○長江 村百四 長江
と郷名なり、後莊となりしと見えて、後花園院永享四年に長
江莊と記せし鰯口あり、高野組下鹽澤村鷲神社にあり、又寛
文の頃までは駿斗戸組木賊村熊野宮に
も長江莊と彫付たる鰯口ありしと云

○組名 組十六 瀧澤組 村十一 原組 村十一 高久
組 村三十 中荒井組 村三十二 此内九箇村 南青木
組 村三十七 此内四箇村 小出組 村九 彌五島組
村五 松川組 村二十二 檜原組 村二十四 田島組
村八 河島組 村十二 此内六箇村 高野組 村八 駿斗
戸組 村二十四 古町組 村二十三 和泉田組 村十
四 黒谷組 村十四

○村名 村二百八十四 ○瀧澤組 瀧澤村 黒川郷に屬す
鷲養宮村 郷名を失ふ門田 東黒川に隸すに載す

○瀧澤組 牛墓村 藤原村 郷原村 北柳原村 下柳
原村 上居合村 下居合村 松窪村 長原新田村 金
堀村

○原組 原村 西田面村 上馬渡村 下馬渡村 原新
田村 赤井村 篠山村 中田村 崎川村 東田面村
經澤村

○小出組 小鹽村 小出村 湯原郷に屬す長 小野村 大
澤村 湯原村 沼尾村 桑原村 船子村 芦牧村
○彌五島組 彌五島村 白岩村 田代村 芦原村 枝
松村
○松川組 松川村 九九布郷に屬す長 原村 木令村 杉澤
村 野際新田村 南倉澤村 音金村 落合村 赤岩村
挑會根村 檜木原村 鹽生村 張平村 赤岡村 赤山
村 小松川村 中妻村 本九九布村 寺村 澤入村
大窪村 水門村
○檜原組 檜原村 檜原郷に屬す長 上添村 小山村 倉
村 岩本村 刈合村 成岡村 萩原村 板倉村 小池
村 倉谷村 永拔村 安張村 桑取火村 磯上村 志
源行村 石井村 日影村 原村 戸石村 赤土村 櫻
山村 中倉村 大内村
○田島組 田島村 田島郷に屬す長 新町村 丹藤村 長
野村 田邊村 栗生澤村 水無村 永田村 關本郷に屬
す長江郷と
稱す
○河島組 河島村 中荒井村 藤生村 關本村 絲澤
村 瀧原村

○高久組 高久村 横沼村 神指村 高瀬村 如來堂
村 小見村 鍛冶屋敷村 深川村 幕内村 西柳原村
西城戸村 天滿村 東城戸村 平澤村 中地村 上吉
田村 下吉田村 下高野村 鶴沼村 上高野村 沼木
村 中明村 藤室村 上荒久田村 下荒久田村 中前
田村 木流村 東森壹村 中森臺村 界澤村
○中荒井組 中荒井村 二日町村 東麻生村 宮袋村
宮袋新田村 寺堀村 今和泉村 鷲林村 本多村 十
二所新田村 宮下村 荒田村 下荒井村 蟹川村 出
宮村 眞渡村 中里村 石原村 田村山村 館村
尻村 臺村 和泉村
○橋爪組 上米塚村 上荒井村 下野村 金屋村 北
後庵村 新在家村 西麻生村 柏原村 下米塚村 兩
堂村 西後庵新田村 大島村 下小松村 上荒井新田
村 諸組に隸せず
○南青木組 南青木村 北青木村 小田村 天寧村
慶山村 院内村 湯本村 河溪村 大巢子村 一渡戸
村 酸漿村 幣地村 黒森村 闇川村 大豆田村 香
鹽村 南原村 上雨屋村 宮内村 下雨屋村 石村
面川村 面川澤村 堤澤村 御山村 中野村 井手村
中島村 花坂村 松原新田村 一堰村 徳久村 飯寺村

新編會津風土記卷之二十五 陸奥國會津郡之一

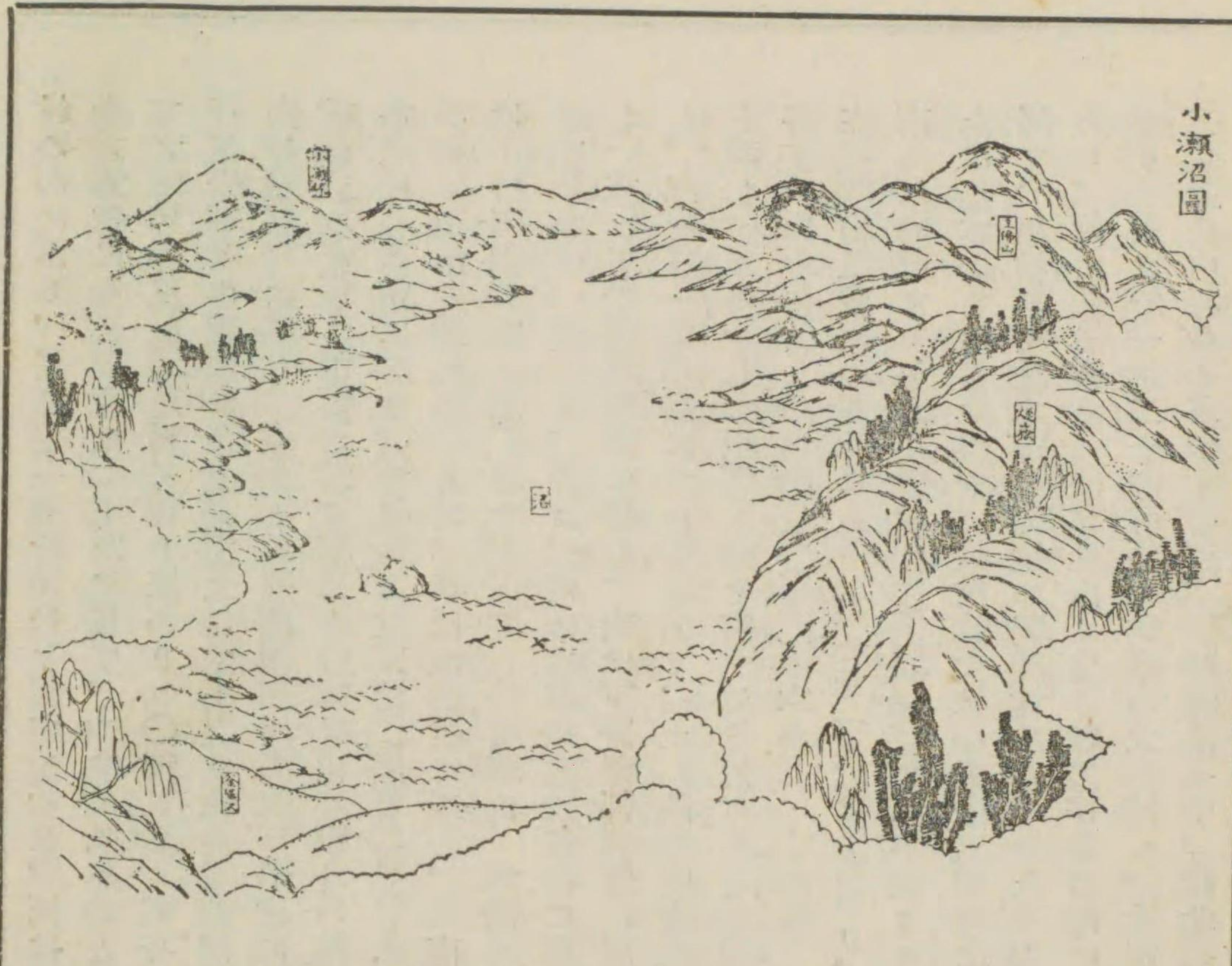
○高野組 高野村 針生郷に屬す長
 福米澤村 金井澤村 大豆渡村 黒澤新田村 針生村
 ○慶斗戸組 慶斗戸村 立岩郷に屬す長 伊與戸村 森戸村
 八總村 井桁村 精舎村 岩下村 戸中村 押戸村
 角生村 湯岐村 湯入村 水引村 貝原村 吉高村
 福渡村 前澤村 鹽原村 田瀬村 介木生村 小高林村
 木賊村 河衣村 穴原村
 ○古町組 古町村 伊南郷に屬す下同 多多石村 白澤村 木伏村
 水根澤村 大新田村 山口村 中小屋村 入小屋村
 宮床村 鶴巢村 大橋村 青柳村 小鹽村 宮澤村
 濱野村 落合村 朴木村 耻風村 大原村 小立岩村
 大桃村 檜枝岐村
 ○和泉田組 和泉田村 伊北郷に屬す下同 小野島村 界村 片貝村
 富山村 下山村 梁取村 小林村 布澤口村 瀧原村
 布澤村 大倉村 二間在家村 鹽岐村
 ○黒谷組 黒谷村 長濱村 泥島村 熊倉村 荒島村上荒井村
 下荒井村 小川村 楢戸村 黒澤村 叶津村 只見村
 石伏村 田子倉村
 ○大鹽組 鹽澤村 蒲生村 寄岩村 十島村
 ○山川 ○布引山 南青木組二幣地村の東南にあり、頂

まで一里餘延亘すると九里計、東北は安積郡に屬す、黒川原川の水源にて鶴沼川又其南麓を廻れり、山深く木立茂り山竹多し、村民筍を採る者往往歸路を失ふ故所に火を燒置て山に入る、此山猪苗代湖北の諸村より望めば東西に長く布を引が如き佳景なり、本郡安積郡數箇村入逢の山なり、兼載が歌に 三年へてをりをり見たる布引を今日をたちそめていつか來て見む ○二岐嶽 松川組水門村の東にあり頂まで二十七町計二峯あり、東は岩瀬郡に屬し、北は彌五島組芦原村に屬す、山北に白川領岩瀬郡湯本村に越る路あり ○大戸嶽 南青木組閣川村の南にあり、高七十丈餘布引山の西に並び南は小出組彌五島組諸村に屬す、雜樹茂れり、山頂に蟻戸渡と云處あり、極て嶮絶なり、ざらめきと云處より雲母土を産す光彩すくなし ○小野嶽 小出組小野村の西北にあり、頂まで一里計大戸嶽の西に並べり、小出組・楢原組・數村に亘り松楓多し、昔足借山と稱せし者是なり絶頂を堂平と稱す、小野明神の鎮座ありし處とて社跡猶存せり、又昔此山中に住居せし人ありしにや長者屋敷牛道など稱ふる舊跡殘れり、小出組小野村の條下に詳なり 今は木立深くしてたやすく登ると能はず、只小出組沼尾村より少しく通路あり ○船鼻山 高野組高野

村の西にあり、登ると一里計形舟を覆すが如し、西は金井澤村に屬し、北は大沼郡に屬す、山北に船鼻峠として大沼郡野尻組大芦村に行く路あり ○荒貝嶽 慶斗戸組岩下村の東南にあり、頂まで二十町計、北は本郡河島組瀧原村に屬し、東は下野國鹽屋郡河島組芹澤村に屬し、太郎嶽と云峯を以て界とす ○田代山 慶斗戸組木賊村の東南にあり、登ると二里計山中に廣き原あり、其中に田畝の遺形ありと云、東は水引村に屬し、東南は下野國都賀郡に屬し峯を界とす ○帝釋山 木賊村の南にあり、登ると二里計、西は古町組檜枝岐村に屬し、南は下野國都賀郡に屬し、南は下野國都賀郡に屬し、峯を界とす、頂に大なる岩あり、土人駒神堂權現と稱し年年參詣して隕霜五稼を害すると無らんことを祈誓す、山中に「ツカ」黒檜「サハラ」の木多し ○駒嶽 古町組檜枝岐村の西北にあり、頂まで一里餘五峯あり、南北に綿延すると八里餘、頂には四時雪あり、半腹より上は草木長すを得ず、檜枝岐大桃小立岩三箇村に屬す、黒檜姫松雜木茂り夏秋の間殘雪駒の形をなす處あり、故に此名あり ○朝日山 黒谷組黒谷村の南にあり、頂まで一里二十四町餘、駒嶽の北に續く、半腹より上は山石多く草木生せず、四時雪消へず、伊北郷

の諸村は深山中に住する故、晏て後始て日を見る、只此山のみ詰朝に日を見る故に名とす、黒谷・石伏・楢戸・田子倉四箇村に屬す ○朝草山 鬼面山 黒谷組田子倉村の西にあり、頂まで二里餘、伊北郷第一の高山にて躋攀すべからず、四時雪を戴き半山は草木地に蟠れり「ノコギリハ」と云處あり、峯尖鋸齒の如く、其勢恐るべし、遠方より望めば極て奇觀なり、田子倉叶津兩村に屬す、西は越後國魚沼郡に屬し峯を界とす、山中に二つの沼あり、一は強清水沼と云、周百六十間、一は小三本沼と云、周二百八十間、田子倉村より此山の南の腰を越て魚沼郡大白川新田村に出るを六十里越と云、叶津村より北の腰を越て蒲原郡芦平村に出るを八十里越と云、共に難所にて牛馬の往來なし ○白峰 檜枝岐村の西にあり、寛永の頃より録坑を開き出ると多く、諸國より人多く集り小屋千軒に及びしに寛永三年に廢す、其後坑を開て鉛をとりしが數年ならずして又廢す、黒檜松樹茂り黃連を産す、加藤氏の時寛永十九年見川の中央を以て境とし、上野國利根郡及魚沼郡の支配の地とす、此山及枝折峠藤原 ○枝折峠 白峰の西にあり、時至佛山小瀬峠其地にあり ○藤原峠 枝折峠の南にあり、魚沼郡と峯を界とす

小瀬沼園



利根郡魚沼郡と峯を界とす ○至佛山 藤原峠の南にあり、山勢けはしく削り成すが如し、四時雪あり利根郡と峯を界とす ○小瀬峠 至佛山の東にあり、利根郡と峯を界とす、利根郡戸倉村に越る路なり 小瀬沼 檜枝岐村の南にあり、東西一里十二町南北十八町半を限り、上野國利根郡の支配なり、白峯の條下と併見るべし 大江澤釜堀澤の諸溪流入る、葦菜多く鮭岩魚を産す、四方に山を擁し水面鏡の如く、大巖其中に屹立し、鷗鷺多く集る、四山皆勢緩く「ツカ」樅柳の外更に他木を交えず、獨ヒツチガ嶽のみ近く北岸に峙ち、上には巖石重疊し下には雜木繁茂す、遠く西南を望めば至佛の峻嶺數峯の奥にあらはれ、殘雲奇狀をなす、幽邃の勝地なり檜枝岐村より戸倉村まで行程八里計、山谷の間人家なし戸倉村より此沼の東岸に小屋二軒をかけ置き、往來に便す土人此邊にて牛と舟とを言ふとを忌む、是を犯せば怪異ありとて漁獵するに筏を用て舟を用ひず ○黒川俗に湯 布引山より南青木組二幣地村に流出て湯本村を経て府城の南より西を廻り高久組に入り平澤村の西にて應湖川來り注ぎ、界澤村より河沼郡笈川組に入り、湯本村温泉此川に入る故湯川の名あり、湯本村より水上は斷崖絶壁の間を流れ水清く石奇にして別境に入る

が如し、紅葉の頃遊觀するに宜し、此川もとは府城の北を流る應永二十六年に水道變じて今の地に遷る、郭内車川其故道なりとぞ、廣十五間計大抵南より北に流る、此川に産する魚はヤメ鰍カ杜父魚カ鮒カ「ボヤ」蜂魚カ又石蝦カ蟻多し ○鶴沼川俗に大 水源二あり、一流は岩瀬郡鶴沼より流出て此郡に入り布引山の南を経て彌五島組に入る、一流は河島組絲澤村山王峠より出て、荒貝川に會し、中荒井村より田島組に入り丹藤村の西にて檜澤川と會し長野村より松川檜原兩組に入塔ツツ峠を経て小出組に入り、小鹽村より南青木組に入り、大沼郡の東側を流れ飯寺村より高久中荒井兩組に入り、中荒井組眞渡村より河沼郡坂下組に入る、此川昔は岩崎大沼瓜組本の北麓より西に流れ、橋爪村大沼橋爪組の東に至り轉じて北に流れ、大島村本郡安田村高田組の間を流れ、河沼郡に入る因て南關山峠より北河沼郡の界まで此川を以て會津大沼二部の界とせしに、天文五年六月二十八日の洪水此時白鬚の老人屋棟に騎て流去りし故白鬚に岩崎の麓より決して北に流て今の水道となり、故道は塞て陸となり、寛永の初田圃を闢く、因て今は岩崎より下流は大沼郡の界にあらず、此川曠平の地を流れ

處處に井手をせき田地に溉く、然れども水勢つよく洪水の時往往田圃を害する故、兩岸に土堤を築き多く柳を栽て水災に備ふ、河原廣く七八町の間平砂にして水道常なし、岩魚イナ鰍カ杜父魚カ鮒カを産す、年魚サケ上る、大抵南より北に流る ○只見川 水源は小瀬沼より出て古町組檜枝岐村の山中を流るると十里計、黒谷組に入り石伏村の西南にて大島澤來注ぎ、只見村の東にて檜枝岐川と會し、叶津村の北にて叶津川流入り、大鹽組に入り蒲生村の南にて蒲生川來注ぎ、鹽澤村にて鹽澤川タダ墨子澤流入り、大沼郡大鹽組に入る、大抵南より北に流る、廣七十間計、産魚は岩魚イナ鰍カ鮒カ杜父魚カ ○檜枝岐川 檜枝岐村の山中より流出て落合村の東にて立岩川來注ぎ、宮床村より和泉田組に入り二間在家村の東にて鹽岐川流入り小林村の西にて布澤川來注ぎ、黒谷組に入り黒谷村の東にて黒谷川流入、黒澤村の西南にて只見川と會す、大抵南より北に流る、廣六十間計産魚只見川に同じ。

○原野 ○小瀬平 古町組檜枝岐村の西にあり、東西三里計、南北四里計、只見川原中を流る、土人の説に昔以仁王に供奉し來りし小瀬大納言藤原賴國と云ふ人住せし地なりと云、今も小瀬沼の北岸に小瀬殿の的場の

跡と云あり、又原中に水田の形残れる所ありとぞ、この原の半を限り只見川より西は上野國利根郡支配の地なり白峯の條下と照見るべし

○水利 ○黒川堰 南青木組院内村の南にて黒川を引き南青木組及び東西黒川高久組諸村の田地に灌ぎ、凡七十六町餘の養水となる ○門田堰 南青木組上雨屋村の西にて鶴沼川を引き、南青木組諸村及び東西黒川の田地に灌ぎ、凡二百三町餘の養水となる ○思鑿堰 大沼郡橋爪組本郷村の東にて鶴沼川を引き、橋爪中荒井兩組諸村の田地に灌ぎ、凡四百七十九町餘の養水となる、

新編會津風土記卷之二十五終

居合村 小名 牛島 松窪村 長原新田村 金堀村

●瀧澤村 端村、中島、北瀧澤 村東の山中に白絲瀧とて佳景の瀑布あり、此村其下流にある故瀧澤村と云、舊三町計西にあり、文祿四年今の地に移せしと云、府城の東北に當り行程二十六町餘、家數五十七軒、東西四町二間、南北一町二十七間、白川街道を夾み南北兩頬に住す、東は山に倚り西は牛墓村に續て一村の如く、南北は田圃なり、村中に官より令ぜらるる掟條目の制札あり、東十三町五十四間、金堀村の山界に至る、其村は寅に當り、十七町五十間餘、南四町三十間本郡南青木組慶山村の界に至る、其村まで九町十間餘、北十一町十二間、長原新田村の界に至る、其村まで十七町三十間又戌の方九町十間藤原村の界に至る、其村まで十一町十間、村中に一里塚あり、
○端村 ○中島 本村の北三町四十間餘にあり、家數四軒東西二十五間、四方田圃なり ○北瀧澤 小名 大杉新田 中島の北一町にあり、家數二十六軒、東西一町五十九間、南北一町三十四間、四方田圃にて東西北は山に近し ○小名 大杉新田 北瀧澤より辰の方一里餘山奥にあり、家數四軒、東西四十間、南北四十間、高山の中腹にあり昔此地に大なる杉樹あり、因てこの稱ありとぞ ○金堀小屋 石盛 本村より丑寅の方二十八町

新編會津風土記卷之二十六

陸奥國會津郡之二

瀧澤組

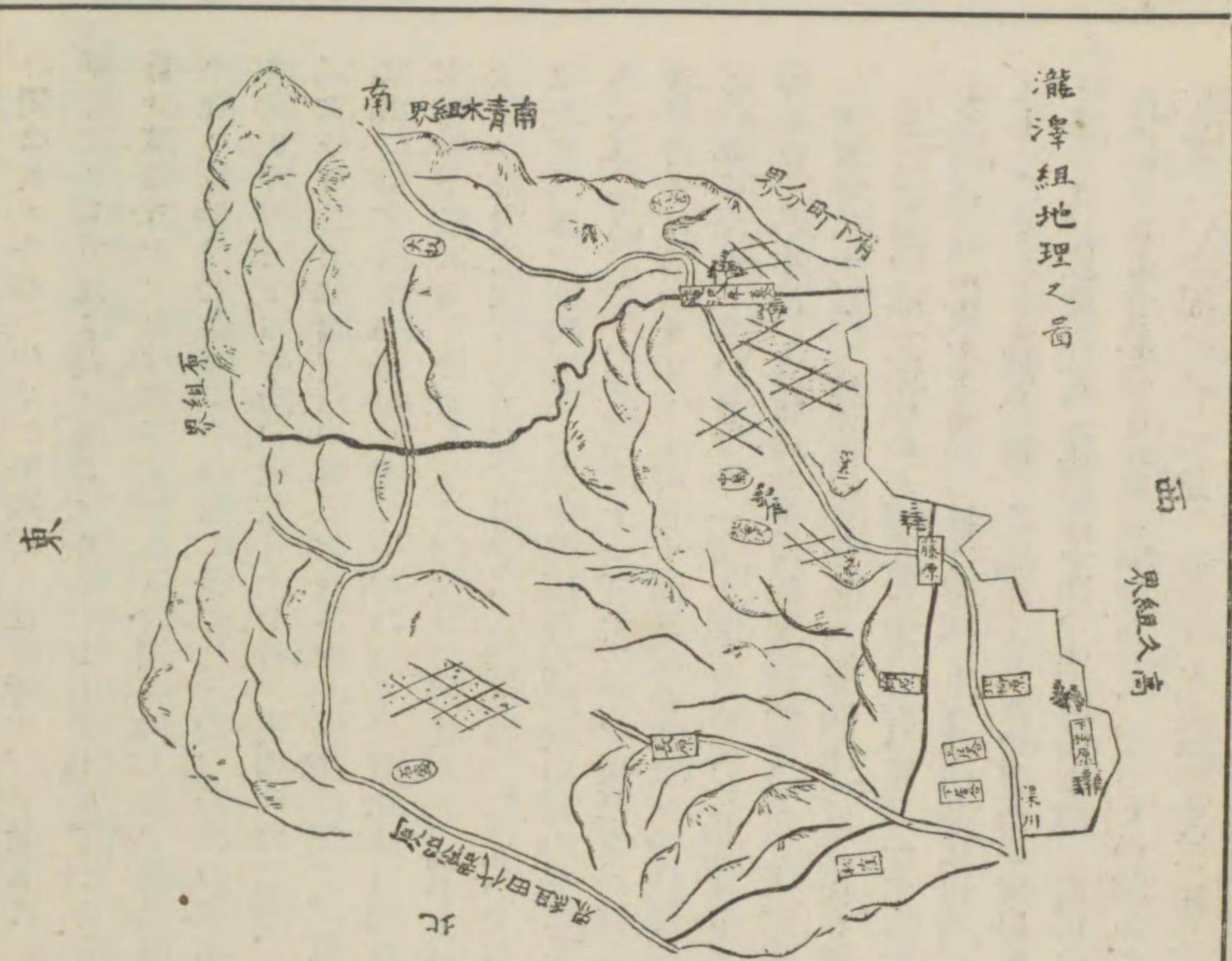
此地府城の東北に當り、本郡の東北端にあり、東は原組に隣り、西は高久組に交はり、南は南青木組に按し、北は河沼郡代田組に並び、未申の方府下の地に續く、東西一里十五町餘 東は原組新田村の界より西は一里十五町餘 高久組下荒久田村の界に至る 南北一里四町餘 南は南青木組慶山村の界より北 東北に山連り西南は廣平の地に續き人煙繁し、村落多くは山に傍て住す水旱の患少く土地肥え五穀饒に薪材の用乏しからず、農隙に駄馬を追ひ、薪柴諸菌を採て府下に鬻出し、生産の資とす、昔は原組の諸村も此組に隸して瀧澤山組と稱し、此組は瀧澤里組と稱せり、寛文七年分て原組とす、黒川郷に屬するもの一箇村あり、瀧澤 其餘は皆郷名を失ふ共に門田莊と稱す、此組總て十一箇村あり、

瀧澤組十一箇村 瀧澤村 端村 中島 北瀧澤 小名 大杉新田 金堀小屋 石盛 牛墓村 小名 眞那板倉 藤原村 郷原村 北柳原村 下柳原村 上居合村 下

山中にあり、家居一軒溪流に傍て在す、慶長八年此地の山より金を採初め年を累て繁昌し、諸國より人多く集り小屋數千七百軒に至れり、其後盛衰あれども、寛文の頃までは猶五十六軒男女二百餘人集れりとぞ、

○山川 飯盛山村より辰巳の方にあり、頂まで三町五十間松樹雜木茂れり、西の麓に宗像の神社あり、宗像山下に詳 ○法眼山 村より辰巳の方十四町三十間にあり、頂まで二十町餘、南は原組赤井村の山に連る、葦名盛隆の頃糟尾宗願と云醫師あり、先祖は野州の産にして松浦氏なりしが、糟尾村を領せるより糟尾を氏とせしとぞ、宗願盛隆のために織田信長の方に使せしに旨に稱て法眼に任ぜらる、仍て盛隆も其勞を賞し此山を與へき、故に此名あり松樹多し ○高山 村より辰巳の方一里にあり、頂まで二十九町計、東は赤井村の山に續く松樹雜木多し、境内にこの山に並べる高山なし、因て名くと云、又大杉山とも云 ○大塚山 端村北瀧澤の西一町四十間餘にあり、高四十八間周十町、離れ山にて田圃の中にあり、いつの頃にか大塚某と云者住せる故名けりと云、又葦名の頃石塚某と云者も住せしとぞ、北の腰に馬場的場等の字残れり、又昔南の中腹に蝦夷穴とて九尺四方計の洞一つ、小き洞五つあ

龍澤組地理之圖



りしに漸漸に崩れて貞享の頃まで尙一つありしとぞ、今はそれも崩れて只跡のみあり ○一箕山 村より戌亥の方六町三十間田圃の中にあり、高十間周六町五十間頂に八幡宮の社ありと照見るべし ○小山 北瀧澤より寅の方二町にあり、頂まで二十間計西南の方眼界廣く土地草木美なる故肥後守正之此地を擇で士民の葬地とす、元祿中肥後守正容中峯に標石を建つ、高六尺に一尺三寸四面銘あり、其文如左

自是南至三島境一畝十一間自是至三島境一畝十畝間自是東至三瀧澤山境二百七間自是西至三小敷澤路二百二十五間

右小山葬地界限寛文四年甲辰九月晦日 先君中將源公始教士民禁火化仍所置之者也元祿四年辛未六月廿八日表之

○石盛山 金堀小屋石盛の面にあり、高十三丈、

周三町餘、巨石を積み累ぬるが如く形状螺髻に似りとして螺髻山とも云、牛の方言なり 西南の隅より小徑をつたへて頂に至の外に攀躋るべき路なし、四面に對し並べる諸山は皆山勢陵夷にて松樹叢莽なれども、此山のみ嶋巖孤立して大樹なく草木希に巖間にあり、近隣に並びなき奇觀なり、麓は是より北を經西に廻て數町

の間は大抵平地の如くにて漸漸に西へ卑し、南は山の尾引で一町計隔り並べる山に續く、北は溪水の清流に臨み風景麗秀の勝境なり、昔は夥く良金を産し麓の溪流にも砂金ありしとぞ、因て二百年來坑を穿ちし處峰房の如し、此山多く好金を出せしは蒲生秀行の時慶長八年より八箇年を経て蒲生忠郷の時同十五年まで貢する處二百八十八萬兩に及ぶ、されども水ありて穿つに便り悪かりしを、松澤傳兵衛と云者水を抜き、坑を穿つ金また多く出て同十六年より元和六年まで十箇年の間に七十二萬五百兩を出せり、前に通ずれば三百六十萬五百兩、是蒲生氏二代の内に得たる處の總額なり、加藤氏に及で前後の貢する所六百四十萬八千三十三兩に至る、寛永二十年に肥後守正之封に就てより萬治元年まで十六箇年の間に一萬六千四百三十八兩二分、吹金三十八貫四百八十一文目を貢す、寛文四年江戸より道喜と云者來り、再び坑を穿ち同十年まで七箇年の間に一萬四千兩を貢せりと云 ○瀧澤坂 村端より丑寅の方に登る、白川街道なり麓より登ると十六町、頂を九折時と云、金堀村に界ふ舊の往還は此村より南二十町餘を隔て、本郡南青木組院内村より背灸峠 加藤嘉明冬を踰て、原組原村に出しを、寛永四年此道を改め關ヶ

り、されども秋雨の折は泥濘深くして駄馬通せず、旅人往來に苦めり、仍て加藤明成の時寛永九年より八萬の工夫を以て泥土を除き、二尺餘三尺計の石を敷しむ同十一年に功成れりこれより今に至り人馬往來に患なし、此坂より西に連る支峯二あり、南を堂作山に作る と云、北を柏木山と云、里人此山より秣をとる ○石村北畠中にあり、土人名佛と稱ふれども佛像にもあらず、高四尺計の野面石なり、瘡を憂るもの此に祈れば驗ありとて昔より崇敬す ○瀧澤川 源を赤井村の山中高清水と云處に發し、山間を戌亥の方に流れ諸溪を受け白絲瀧に注ぎ、飯盛山の麓に至り屈曲して北に流れ、村中を過ぎ戌亥の方に流る此村の境内を經ると凡二里十町餘、藤原村の界に入る廣四間餘 ○雁打澤 村より寅の方三十一町にあり、鴻雁曠平の地より猪苗代湖に浴するに多く此澤を過ぐ、昔は風烈き日竹竿にて雁を打落し獲しと云、天正十八年豊臣家當國に下向の時是を見んとて馬上十騎計にて此村の噓道を通り、稻刈る農夫を傍近く召し、此所に案内せしめられしとぞ、今は小綱を投じて鳧を取る ○白絲瀧 村東九町二十間山中にあり、高八丈餘急流崖上より遙に斷岸に灑て白絲を垂るが如し、故に名とせり、頗る佳景なり

又此奥十町計を隔て二瀧三瀧とて二あり、共に高三丈計、

○土産 ○金 石盛山に産す、良金なり出ると稀なり

無名異同所に産す ○石膏 同所に産す功唐物に均

し ○松茸 山中所に産す美味なり ○蕨菌 同上

○關梁 大橋 村中にあり、長四間餘幅二間勾欄あり、瀧澤川に架す、

○水利 ○戸口堰 河沼郡代田組八田野村の方より來り

金堀村下居合村長原新田村の境内を過ぎ、又此村の境

内に入り田地に灌ぎ牛墓村の方に注ぐ ○堤 端村北

瀧澤の北三町五十間にあり、東西四十二間南北三十四

間瀧澤堤と云、郷原村の田地に灌ぐ寛永六年築く、

○倉廩 米倉二屋 村中にあり一屋は社倉なり、一屋は本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西十三間南

間にあり、祭神は 應神天皇尊靈寛治中年陸奥守源義

家朝臣勅を奉て清原武衡征伐の時逆賊を平げなば部内

數所八幡の社を營むべしと丹祈の旨あり、因て凱旋の

日處處に八幡宮を創立せらる、當社も其一なり義家從

卒並に役夫を發し、人毎に一箕の土の運しめ、丘陵を

築き社屋を其上に造營あり、故に其地を一箕山と名く、

を挟む、東西と北に玉垣を繞らす △幣殿 二間一尺に

一間四尺 拜殿 五間に二間 △觀音堂 本社の西に

あり、會津三十三所順禮の一なり △燈明石 神馬廐

の南にあり、高一尺餘周五尺計上面平かなり、時とし

て石上に火光ありて供燈の如し、【寶物】△鰐口 一口

徑り八寸、表に陸奥會津布引山毘盧舍那殿鰐口五之内

國土大平葦名修理大夫盛氏寄進、裏に羽黒三山兩峯司

宿老一箕山瀧澤寺、永祿九丙寅年七月大吉祥日と彫付

あり ○別當泉明院 本山派の修驗なり、弘治の頃宥

孝と云者より、現在大淳まで十一世なりと云、

○宗像神社 境内東西六間南

の麓にあり、鎮座の年代詳ならず、或は傳ふ昔暮春の初

農夫ありて飯盛山の麓を耕せしに、紫雲忽ち嶺上に起

り、其中に妙相端嚴の靈妃あらはれ、數多の童女を從

へ漸漸に山を下る、農夫怪み恐れ茫然として立てり、靈

妃曰怪むと勿れ、此山は究竟摩尼の靈場にして四天相

應の天勝區なり、我跡を此地に垂て邦家安寧四民鎮護

の神たらんことを欲す、汝隨喜の心あらば、我がために

力を竭して一字を爰に營むべしと、農夫感涙肝に銘じ

再拜して草創のとは資財に乏しければ小人の能く辨ず

る所に非ず、此村に石部堂家石塚の三家あり、皆豪富

府下瀧澤町妙法寺縁起には正和三年當寺開山日什が父石塚某と云者此山を築くと云、されども舊事雜考には山の蟠根巨宏常人の作るべきにあらず、義家

朝臣の築かれしなるべしと云 又嘗て社前に數十圍の杉

樹二株あり、義家朝臣の植し木と云、文祿中蒲生氏郷

これを伐らしむるに、根株の中より箭一雙出て見るも

の奇異とせり、寛永中破壊に及しを加藤嘉明其臣杉山

某と云者に命じて修せしむ、寶曆六年十二月本社炎上

す、同八年有司に命じて造營せしめ、毎年三月十九日

花會あり、九月十九日の祭禮に流鏑馬あり、此日府よ

り神馬を供ふ △鳥居二基 一基は府下より牛墓村に

通る、白川街道の北側にあり、二の鳥居なり石にて造

る、兩柱の間一丈二尺高三間餘、此より北に向て本社

に行く小路を繩手道と云四町十間あり一基は二の鳥居

の北三町十間餘にあり、一の鳥居なり梶立作にて兩柱

の間九尺 △二王門 一の鳥居の北五十間にあり、三

間に二間門前に馬場あり、東西八十間餘九月十九日此

に流鏑馬あり 石階 二王門の北三十間にあり、北に

向て登ると二十一級 △制札 石階の下東の方にあり

神馬廐 石階の下西の方に制札に對してあり、三間に

二間 △舞殿 石階の上にあり、五間に二間 △本社

六尺四面南向神體長二尺二寸六分木像甲冑を被り弓箭

の世家なれば能く其事を辨すべし、願くば神力を以て

此三家に命じ給へ、小人最力を竭すべしと云、靈妃う

なづきて汝謹て我言を三家に傳ふべし、我も亦命ずる

べしとて山に升ると見えしが、其行處を知らず、農夫

奇異の思をなし、明る日三家に詣て其事を談ずるに、

三家も昨夜靈夢の告に符合せりとて、力を勦せて永徳

年中に此社を創造せりとぞ、靈妃は宗像神の化する處

なりと云、造作の始童女赤小豆飯を器に盛り、牛に駄

して來り與ふ、役夫集り食へ共盡きず、童女牛を牽て

南に行くを數十歩にして見えず、因て後人其地を封じ

て牛墓と云山を飯盛と呼ぶと云り、元祿十三年肥後守

正容飯盛山周廻五百八十間餘の地を寄附せり、△鳥居

兩柱の間九尺 △制札 鳥居の東本社へ行く路の傍に

あり △御手洗 制札の東にあり、伏槽を以て地中よ

り泉を引き銅にて龍首を造り、高く懸て水を噴かしむ

下に石の盥を設け盥水所とす、南に並で石階あり東に

向て登り本社に行く △大佛 御手洗の東一段高き處

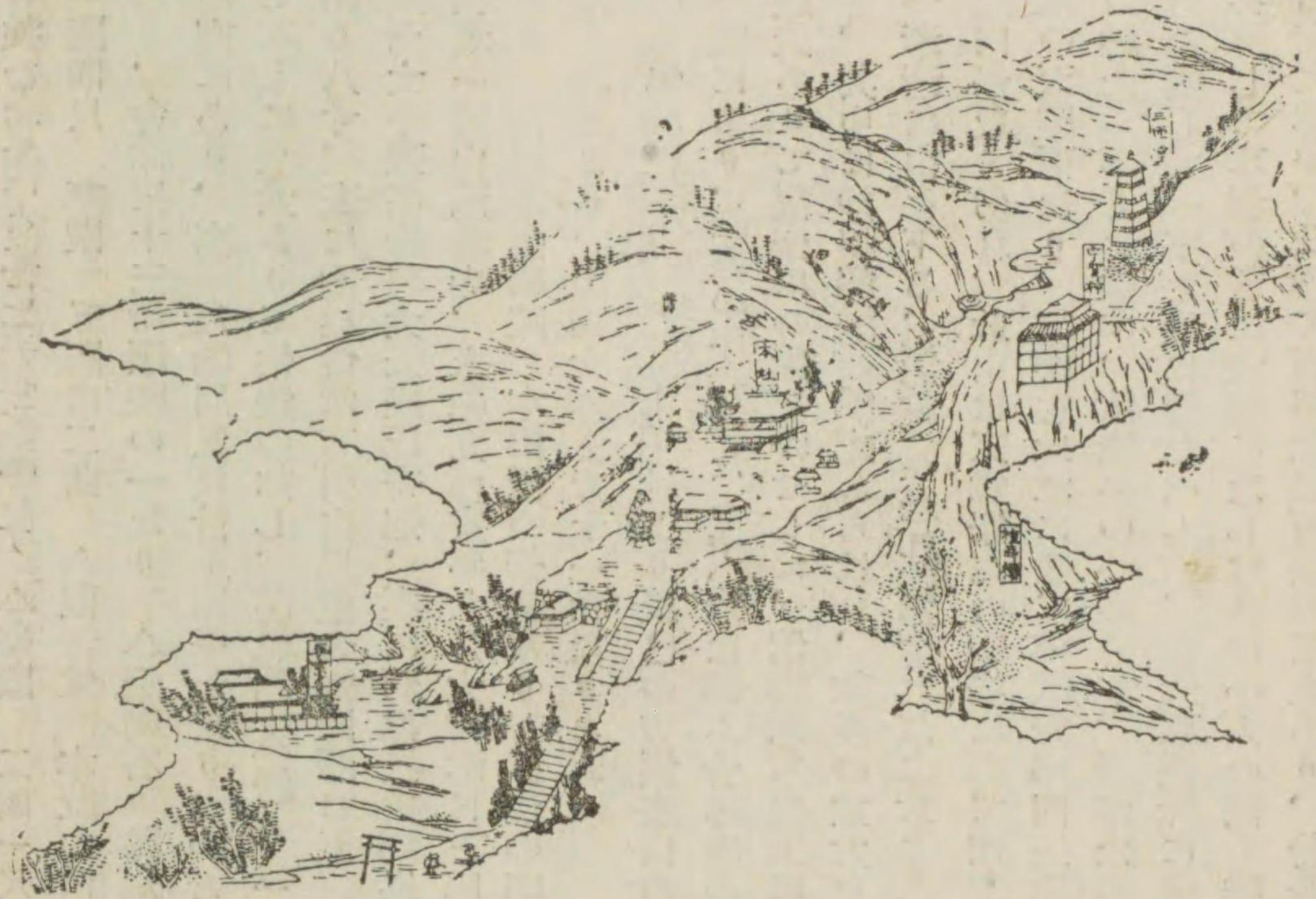
にあり、高五尺計の石壇を築き銅像の釋迦を安ず、長

九尺蓮花座の上に露座す、蓮花座銅にて高三尺四寸明

和四年に鑄き △二王門 本社と石階との間にあり、

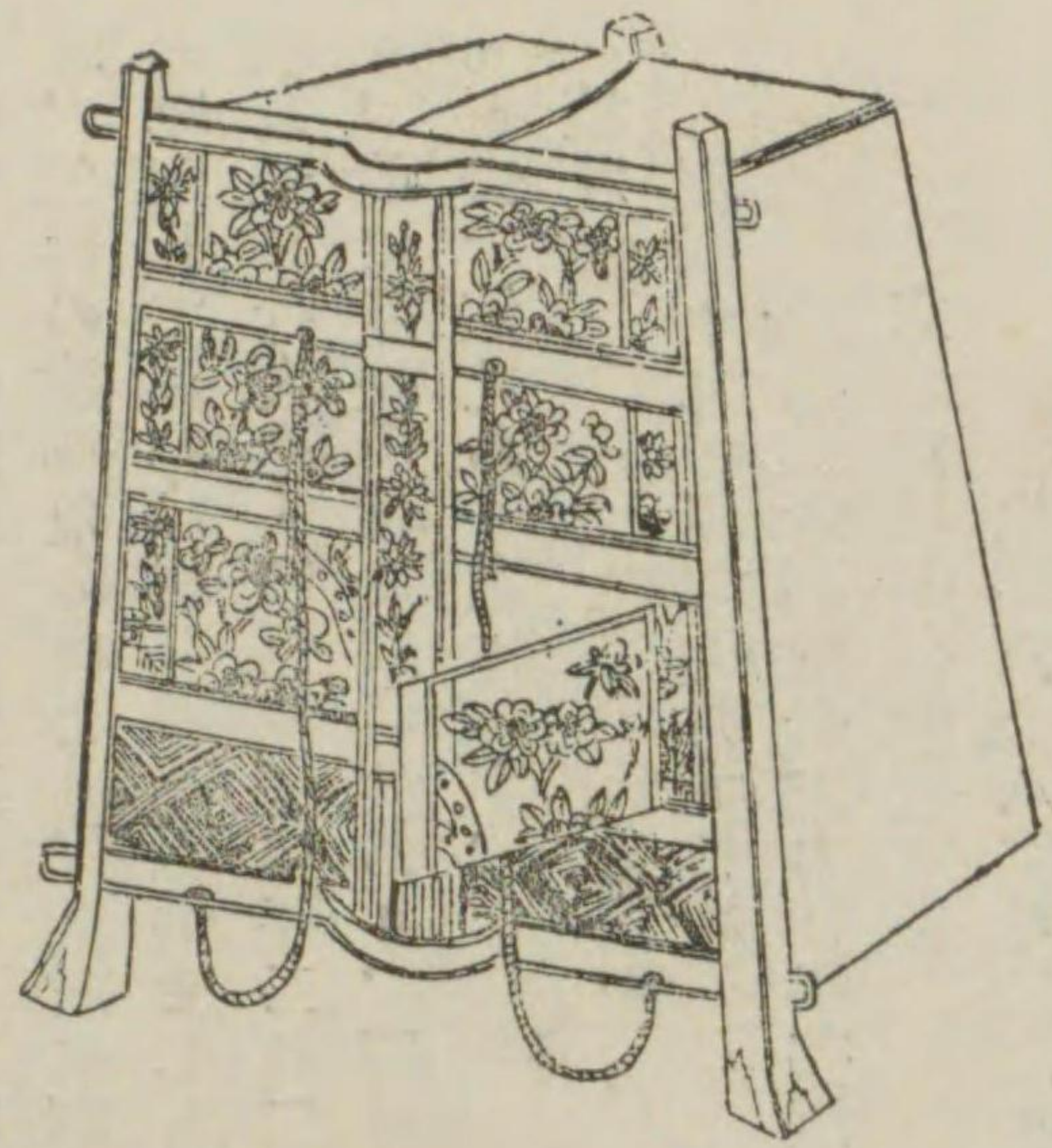
五間に二間 △本社 二間に一間半、西向神體木像長

宗 像 神 社



二寸五分又宇賀神の像をも安ず、肥後守正容寄附せり
 △圓通三匠堂 二王門の南一段高き處にあり、六稜に
 して三層なり下にて差渡し三間半、高八間半漸漸に盤
 て頂に至り又漸漸に降りて下に還り、榮螺の殻中に似
 たるゆえ榮螺堂とも云升降道を異にす、本尊彌陀又三
 十三觀音の木像を安ず、寛政八年造立せり △宇賀神
 堂 圓通三匠堂の西にあり、二間四面背後に三間に二
 間の高臺を架す、近くは城市より遠くは西郊の山水を
 一囀し春秋の際幽賞多し △上人壇 飯盛山の北麓に
 あり、周十五六間高一間餘、上に長五尺計の三角なる
 石塔を立つ何れの頃にか中より折て二となる、上に梵
 文の如きもの三下に文字あり、剝落して讀べからずよ
 しある人の墳墓なるべし △別當正宗寺 境内東西二十
一間南北三十一
一間免 本社の戌亥にあり、開墓の始を知らず山號を
 飯盛山と稱す、府下五之町實相寺の末山臨濟宗なり、
 元祿十三年より境内六斗三升餘の地年貢を免じ與へり
 本尊彌陀客殿に安ず、
 ○三島神社 境内東西二十二間
南北十二間免除地 村より丑寅の方二町五十
 間にあり、祭神大山祇命鎮座の年月詳ならず、傳へ云何
 の頃にか比丘尼二人金像の神體三軀を負來り里人に告
 て曰是三島明神の尊像なり、よく正法を護持し國家を

鎮撫し給ふ、神靈なりとて衆人を勸て社を此地の山頂
 に新建し、神像を安ず、此時より此の山を堂棚タウケリクと稱せ
 り、比丘尼は落成の後行く所を知らず、後石部某と云
 者深く尊崇せり、されども山高く路隨く參詣の便り悪
 しとて社を麓に移せりと、承應中に至ては社頭の廢壞
 極り只礎のみ残りしを里民再興せり △別當常樂院
 本山派の修驗なり、明和四年辨掌と云もの當社の別當
 となる、現住祐堅が父なり【寶物】△笈 一荷辨慶が
 物なりと云
 高二尺八寸
 幅下にて二
 尺二寸上に
 て一尺九寸
 五分深一尺
 三寸、前面
 は黒漆の堅
 地塗にて菱
 と草木をひ
 ら彫にし、



花は朱漆をもて彩る、心は魚子流金にて花と葉に銅の
 鏤を打て露の模様をうつす、極て古雅なり其圖左に載

す、
 ○諏訪神社 境内東西十九間南
北三十四間免除地 端村瀧澤にあり、鎮座の
 初を知らず、鳥居拜殿あり、郭内諏訪神社神職佐久上
 總が司なり、
 【相段十六座】△諏訪神 端村中島より移せり △山神
 四座 二座は本村より移し、一座は中島より移し、一座
 は郷原村より移せり △稻荷神三座 一座は牛墓村よ
 り移し、一座は藤原村より移し、一座は郷原村より移
 せり △伊勢宮二座 一座は藤原村より移し、一座は
 郷原村より移せり △天子神 郷原村より移せり △若
 宮八幡 本村より移せり △三宮 同上 △御嶽神
 藤原村より移せり △地神同上 △權現 同上
 ○熊野宮 境内東西十一間南
北十二間免除地 北瀧澤の西二町五十間大塚
 山の頂にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり郭内諏
 訪神社神職諏訪近江司なり、
 【相殿十一座】△伊勢宮二座 一座は北柳原村より移
 し、一座は下柳原村より移せり △稻荷神四座 一座は
 北柳原村より移し、三座は下柳村より移せり △月崇
 神北柳原村より移せり △明神 下柳原村より移せり
 △權現 同上 △蛇神二座 同上
 ○寺院 ○妙國寺 境内二十二間
四方免除地 村より戌の方三町四十間

にあり、山号を寶光山と稱す舊寶塔山と稱す、享保中今の山號に改む、法華宗府下瀧澤町妙法寺の末寺なり此地は妙法寺の開山日什が墓所なり、明徳三年什寂せし時、父母の遺跡なるにより、此所に葬り弟古日仁此寺を草創して住し、朝夕香花を供せしと云、○日什塔五輪なり日什大聖人明徳三壬申年二月二十八日と彫付あり、前に慶長中建る所の堂あり、即日什茶毘所の迹なりと云、棟札あり左に載す、

棟札

慶長十九年甲子七月九日

此建立者不受余之力日學甚深之志以万而造立之爲後年存知置者也

生年六十八才卅二之年當寺持也

參内權大僧都法印

曼荼羅

妙法寺 日學 花押

寶塔山

妙國寺常住也

酬此功德者門流繁榮諸末寺安穩僧檀息災長久之守護本尊也

○成就院 境内東西十間南北二十間年貢地 村中にあり、楊柳山と號す、府下鳥居町龜福院末寺眞言宗なり、舊村北にありしを

慶長の始見宥と云僧住せし時此地に移せり、本尊地藏を客殿に安す、

○古蹟 ○館跡二 一は村北三町二十間にあり、葦名の頃石部治部大輔某と云者住せりと云、年代詳今は田圃となり三反計の田地の字を館の内と稱ふ、一は端村北瀧澤の村中にあり、東西三十間南北二十九間葦名の頃堂家某と云者住めりと云、年代詳今は百姓家となり土居堀の形存ぜり

○石部櫻 館迹の北十間計菜圃の中にあり、石部治部大輔が庭中の櫻樹故此名残り云、樹根の周り三丈六尺數株となりて四面に螺れり、高も亦三丈六尺枝葉の庇ふ處二十間計、寛文の風土記に枝葉扶疎四に敷くと數歩と稱すれば其古木なるをしのべし、今猶枝茂り花艶ばしく香風數十畝に満てり、春月には賞花の人多し、誠に五百年外の物にして佳觀比なし此に至るもの懐古の情おこり、吟詠鮮ならず、又謾りニ人の攀折せんを厭て、棚を繞らし禁止の札を側にたてり

○船石 瀧澤坂の上街道の西側にあり、縦横丈餘の巨石にて船に似たり、府中鳥居町に鎮座ある伊舍須彌明神乘給ひし船の化する所なりと云傳ふ

○産清水 村より戌の方六町餘畠中にあり、周一間計日什誕生の日此水を汲て洗沐す、因て名くと云、日什が條下に

妙に附す、名で三紙一通と云、其文如左、

定置文 日什跡之事

右於日什門徒之付弟嫡弟とて不可有一人定置事但誰

にて門徒間之僧衆之中致京都弘通諸宗墮獄限法華宗許可爲成佛堅申候はんする人を門徒之崇僧俗共可捧共養候亦同器用之人には一夏一會打代々々可爲弘通候如此弘通候はんを日什可爲眞實弟子候仍爲後日置文如件

明治三年壬申正月廿日 日什判

○褒善 ○孝行者次左衛門 金堀小屋石盛の山師なり、元文二年褒賞して米を興べき

○力田者莊吉 端村北瀧澤の小名大杉新田の農民なり、安永八年同上

○忠義者さむ 農民金三郎妻なり、天明二年同上、

○牛墓村小名 眞那板倉 此村舊六町餘未申の方にありて堂家村と云境内に牛墓あり、因て何の頃にか今の名に改め文祿四年ここに移せりと云、府城の東北に當り行程二十五町餘家數廿一軒東西一町十五間南北四十間餘白川街道を夾み住す、東は瀧澤村に連り三方田圃なり、西七町六間府下東黒川八角分に界ふ、南四町十五間本郡南青木組慶山村の界に至る、其村は辰巳に當り九町十間餘、北は村際に瀧澤村に界ふ、

○壇 村より丑寅の方四町菜圃の中にあり、九つ並べり共に高五尺周三間計、九壇と云、由來詳ならず、

○釋門 ○日什 二位僧都と稱す、此村の住石塚某と云者の子なり、父母嗣子無とを憂へ八幡宮に祈誓して懐胎す、母産子の安穩を祈らんとて正和三年四月二十八日に八幡宮に參詣せしに、社前にて此兒を産めり、其時清水忽湧出てしかば、其水を汲て兒を洗ひしと云、此兒幼年にて父母に後れ七歳の時より出塵の志あり、後薙髮して僧となり玄妙と稱し、比叡山に登り、天台の奥義を究め兼て諸宗に通ず、滿山の僧侶器重せざる者なし、後故郷に歸り羽黒山東光寺に住し、講筵を開く遠方より來り學ぶ者常に五百人に餘れり、六十八歳の時始て日蓮が開目抄如説修行抄を熟讀し、法華に歸依し宗旨を易へ名を日什と改めき、且日蓮が法末祖師の本意を失はんとを憂て、上京して 勅許を得別に一派を立て洛陽妙滿寺遠州玄妙寺本郡妙法寺を開基し、弟子日仁日義日妙に附屬す、明徳三年二月二十八日妙法寺にて寂す、歳七十九今の妙國寺の塔其墓所なり、日什が弟子専ら弘通を務む因て信仰する者多く武總二州の間に七百箇寺を建立すと云、日什置文を三弟子 日仁 日義

○小名 眞那板倉 村本より辰巳の方東黒川八角分蠶食宮村の地瀧澤村の境内を隔て五町にあり、家居一軒山麓に住す、地面東西二十五町南北六町二十間東南は慶山村の山に按し、西は數村入逢の地に連り、北は瀧澤村の山に界ふ、

○山川 ○砥石山 小名眞那板倉の東にあり、高二町計蠶紙を産す因て名く東に續く山を長下山と云、松樹多く松茸を産す ○吹屋山 村より丑寅の方十一町にあり、松樹茂れりこの山中に吹屋原とて東西一町南北三町計の芝原あり土人稗を採る處とす ○清水 吹屋山にあり、二間半四方天清水と云、

○水利 ○戸口堰 瀧澤村の方より來り田地に灌ぎ、慶山村の方に注ぐ、

○墳墓 ○塚 村南四町二十間餘にあり、いつの頃にか舜嶽と云者を葬る處と云、此塚天正の始數月自ら焼しを五之町實相寺二十三世殘夢至て偈を示しければ火滅しと云、實相寺の條下と併せ見べし

○古蹟 ○牛墓 村より未申の方六町十間にあり、石塔高一尺四寸楷書にて牛墓と彫付あり、瀧澤村宗像神社の條下に詳なり

○櫻谷 小名眞那板倉より東兩山の間溪流ある處を云、舊は櫻樹多く花の頃は佳景の地にて騷人墨客爰に

西一町五十五間、南北一町五十三間東は山に倚り三方田圃なり、村西に二本松街道あり、東一町瀧澤村の界に至る、其村は辰に當り、十二町三十間、西三町六間、北柳原村の界に至る、其村まで四町餘、南は村際にて藤原村に界ふ、其村まで二町二十間餘、北五町二間、下居合村に隣り其村際を界とす、又亥の方一町十五間上居合村の界に至る、其村まで四町十間餘、

○山川 ○坊主山 村より寅卯の方四町十間餘にあり、寛文中肥後守正之此地を擇んで葬地を置けり、元祿四年肥後守正容、中峰に高五尺に一尺三寸、四面の標石を建つ、其文如左、

自是南至大路五十七間自是北至居合山境二十一間自是東至多羅津幾橋六十一間自是西至熊藏窪二十五間

右郷原山葬地界限、寛文四年甲辰九月晦日、先君中將源公始教士民禁火化、仍所置之者也、元祿四年辛未六月二十八日表之、

○水利 ○日橋堰 下居合村の方より來り田地を潤し、藤原村の方に注ぐ、

○褒善 ○忠義者はつ 農民新兵衛が妻なり、寛政元年米を興て賞せり、

遊憩し題詠多かりしと云、今は櫻樹なし ○太夫櫻 村より辰巳の方三町餘飯盛山の麓にあり、寛永中妓女看花に出て人のために殺されしを愍む者ありて印に種し櫻なりと云、又ここより北二町計、瀧澤村の際に種蒔櫻とて一株の老樹あり、毎年苗代の頃花開くにより、此稱ありとぞ、或云太夫櫻は此櫻樹を云なりと里老の傳ふるに異なり、

●藤原村 此村に舊大なる藤樹ありし故名く、府城の北に當り行程二十一町、家數十五軒東西一町二十間、南北一町二十五間、二本松街道にあり、四方田圃なり、東一町三十間瀧澤村の界に至る、其村は辰巳に當り十一町十二間、西四十五間府下東黒川上河原分に界ふ、南二町二十間東黒川上河原分蠶養宮村に界ふ、北二町二十六間郷原村に隣り其村際を界とす、又戌亥の方二町十間北柳原村の界に至る、其村まで五町餘、

○山川 ○瀧澤川 瀧澤村の境内より來り村中を過ぎ成の方に流るると四町餘北柳原村の界に入る廣六間、

○關梁 ○橋 村中にあり長七間幅二間瀧澤川に架す、

○水利 ○日橋堰 郷原村の方より來り村東にて瀧澤川に注ぐ、

●郷原村 府城 北に當り行程二五町餘、家數十八軒東

●北柳原村 府城の北に當り行程二十九町餘、家數十四軒、東西一町一間南北一町二十七間四方田圃なり、東一町郷原村の界に至る、其村まで四町餘西二町高久組下荒久田村の界に至る、其村は戌に當り六町十間、南一町五十六間、府下東黒川上河原分に界ふ、北三町四十六間下柳原村の界に至る、其村は戌亥に當り二町二十間餘、又丑寅の方三十八間上居合村の界に至る、其頃まで三町五十間餘、辰巳の方二町十間藤原村の界に至る、其村まで五町餘、又南三十間餘に一區あり、文化元年開く家數四軒東西二十八間南北三十五間四方田圃なり、

○山川 ○渠川 村東にあり上流を瀧澤川と云、藤原村の境内より來り北に流るると四町、下柳原村の界に入る、

○水利 ○黒川堰 上河原分の方より來り、田地の養水となり、下柳原村の方に注ぐ、

○古蹟 ○館跡 村より辰巳の方一町にあり、四十間四方いつの頃にか安部外記某と云者往せりと云、今は畠となりき ○長泉寺跡 村中にあり、鼻合山と號し天正の頃密侶長眼と云僧住せしと云、延寶二年故ありて廢せり、

●下柳原村 府城の北に當り行程三十二町家數十三軒、

東西四十八間、南北二町四方田圃なり、東二町二十二間南四十六間、共に北柳原村の界に至る、其村は辰巳に當り二町二十間餘、西一町三十四間、高久組下荒久田村の界に至る、其村まで八町五十間、北四町河沼郡代田組倉道村の界に至る、其村は丑に當り十三町餘、又未申の方四十二間高久組上荒久田村の界に至る、其村まで七町五十間餘、戌亥の方三町二十六間、高久組中前田村の界に至る、其村まで四町四十間餘、丑寅の方三町十間下居合村の界に至る、其村まで七町十間餘、

○山川 ○渠川 村東二町四十間にあり、北柳原村の境内より來り北に流れ西に折れ凡境内を經ると五町計、中前田村の界に入る、

○水利 ○黒川堰 北柳原村の方より來り、田地の養水となり、下流中前田村の方に注ぐ、

○褒善 ○善行者孫七 安永六年褒賞して米を與ふ、

●上居合村 府城の北に當り行程廿八町餘、家數十二軒東西五十間南北一町十八間田圃なり、東は村際にて柳原村に界ふ、其村は巳に當り四町十間餘、西三町十六間北柳原の界に至る、其村は未申に當り三町五十間餘、南二町四間、柳原村の界に至る、北は村際にて上居合村に界ふ、其村まで二十間餘、

○山川 ○葉山 村東十八町にあり、高十八丈近隣の諸山より高く頂上より西南の方眺望廣し ○吹屋川 村北二町にあり、長原新田村の境内より來り西に流るる

と十町計、倉道村の界に入る、廣三間餘 ○渠川 村西三町四十間餘にあり、北柳原村の境内より來り、戌亥の方に流るると七町倉道村の界に入る、

○原野 秣場 村より丑寅の方十五町にあり、東西八町南北二町三十間、

○關梁 ○呼橋 村より丑の方五町にあり、長三間幅九尺吹屋川に架す、二本松街道なり、鬼一法眼が女皆鶴姫半若丸の跡を戀ひ、此橋の邊りに來り後影を望んで其名を呼びし故名けしと云ふ傳ふ、皆鶴が事は藤倉村の條下と併見るべし

○水利 ○日橋堰 松窪村の方より來り田地に灌ぎ柳原村の方に注ぐ ○戸口堰 金堀村の方より來り、田地の養水となり長原新田村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西八間南 村東舟森山と云丘の上にあり、鎮座の始を知らず鳥居拜殿あり、郭内諏訪神社の神職佐久上總が司なり 【相殿十一座】 △稻荷神九座 五座は本村より移し、一座は上居合村より移し、二座は松窪村より移し、一座は長原新田村より移せり △婆神 本村より移せり △若宮八幡 同上

○水利 ○堤 村東三町にあり、東西四十間南北一町四十間、清水入堤と云、本村及び下居合村・下柳原村の田地に灌ぐ、

●下居合村小名 牛島 府城の北に當り行程三十町、家數三十二軒、東西一町三十二間、南北三町四十八間、三方田圃にて東は山に近し、村東に二本松街道あり、東七町三十五間長原新田村の界に至る、其村まで九町四十間餘、西三町四十八間、下柳原村に界ひ渠川を限とす、其村まで七町十間餘、南二十四間上居合村に隣り、其村際を界とす、北一町四十八間河沼郡代田組藤倉村の界に至る、其村は戌亥に當り六町四十間、又丑の方四町五十七間松窪村の界に至る、其村まで六町四十間巳の方村際にて柳原村に界ふ、其村まで五町餘、申の方三町四十間下柳原村の界に至る、其村まで七町十間餘、戌亥の方一町二十間代田組倉道村の界に至る、其村まで一町三十間餘村北五町計に一里塚あり、

○小名 ○牛島 本村より寅卯の方松窪長原新田兩村の境内を隔て二十六町五十間餘、山中にあり家居一軒地面東西二十町十五間南北八町五十二間、東は瀧澤村の山に續き西は松窪村に界ひ、南は牛墓村の山に連り、北は代田組稻荷原新田に接す、

○麓山神社 境内東西三間南 村東十八町葉山の頂にあり祭神麓山祇神鎮座の年月詳ならず、鳥居拜殿あり村民の持なり、

○寺院 ○秀安寺 境内東西十四間南 村東にあり、開基の年月詳ならず、本郡南青木組天寧村天寧寺の末山曹洞宗なり、舊は密侶或は洞家の僧居しと云、慶長十年曹洞の徒嶽應と云僧住してより松雄山秀安寺と號せしとぞ、本尊正觀音客殿に安す △地藏堂 客殿の南にあり、舊村中にありしに天和二年の頃此寺に移せりと云

○和徳寺 境内東西七間南 村中にあり、西本願寺の末寺浄土眞宗なり、天正十八年宗俊と云僧開基す、本尊彌陀客殿に安す、△太子堂 境内にあり、

○褒善 ○藤三郎妻まつ 代田組倉道村の百姓彦三郎と云者藤三郎が留守を伺ひ其家に忍入り不義の舉動をなさんとす、まつ固く拒みしかば彦三郎怒て脇指を抜き痛手數箇所負せけれども終に其旨に従はず、寛文四年金を與て賞せり、

●松窪村 此村寛永の始め松窪と云原を闢て民居を置く因て村名とす、府城の北に當り行程一里三町南北二區に分る、其間一町三十間餘を隔つ、北を上分と云、家數四軒東西三十間南北一町五間南を下分と云、家數十二軒東

西一町十五間南北一町十五間共に山麓高敞の地にあり、西南北に田圃あり、東十五間餘下居合村の山界に至る、西一町三十六間河沼郡代田組藤倉村の界に至る、其村まで九町二十間餘、南二町二十五間下居合村に界ひ、吹屋川を限とす、其村は未申に當り六町四十間北五町十六間代田組駒板村の界に至る、其村は戌亥に當り八町二十間又寅の方八町五間代田組生井新田村に界ひ、明濱を限とす、其村まで十三町四十間辰巳の方三町三十二間、長原新田村の界に至る、其村まで六町四十間餘、亥の方四間代田組藤倉新田村の界に至る、其村まで一町四十間餘村中に二本松街道あり、

○山川 ○吹屋川 村南二町二十間にあり、下居合村の界より來り、西に流るると四町餘又下居合村の境内に入る ○明澤 村北五町十間餘にあり、源は金堀村の山奥より流出て瀧澤村下居合村の山中を過ぎ、西の方に流れて駒板村の界に入る、此村の境内を經ると二町十間餘廣三間計、

○水利 ○日橋堰 駒板村の方より來り、田地の養水となり、下居合村の方に注ぐ、

●長原新田村 此村舊下居合村の地なりしを明曆三年民居を置き長原新田村と名く、府城の東北に當り行程一里

兩頬にあり、四方に山繞れり、東六町十八間原組新田村の界に至る、其村は寅に當り、十町四十間西四町二間瀧澤村の界に至る、其村は未申に當り十七町五十間餘、南四町五十間北七町三十七間共に瀧澤村の山に界ふ、又丑の方九町河沼郡代田組強清水新田村の界に至る、其村まで十一町三十間辰の方五町原組赤井村の山界に至る、其村まで二十六町三十間、

○山川 ○烏帽子峠山 村より辰巳の方四町にあり、高十九丈餘松樹雜木茂れり、形の似たる故名けり ○前坂 村より申の方に登る白川街道にあり、頂まで四町餘瀧澤村に界ふ ○沓懸峠 村東一町餘白川街道にあり、頂まで四町二十間頂にて二すじに分る、東南に行けば白川街道にて東北に行けば猪苗代に通る裏街道なり、

○水利 ○戸口堰 瀧澤村の方より來り、田地の養水となり、下居合村の方に注ぐ、

○神社 ○山神社 境内東西五間南村より寅の方一町二十間山上にあり、祭神大山祇神鎮座の年代詳ならず、鳥居幣殿拜殿あり郭内諏訪神職佐久上總が司なり 【相殿五座】 △伊勢宮 一座は本村より移し、一座は瀧澤村金堀小屋石盛より移せり △稻荷神 本村より移せり △伊豆神 同上 △山神石盛より移せり、

新編會津風土記卷之二十六終

餘家數二十三軒、東西一町十間南北四町十五間散居す、東南北に山遶り西は田圃なり、又戌亥の方二町三十間隔て家數二軒あり、東西三十七間南北十五間、東北は山に倚り西南は田圃なり、東八町四十七間北一町五十間共に下居合村の小名牛島の山に界ふ、西二町七間下居合村の界に至る、其村まで九町四十間餘、南六町瀧澤村の界に至る、其村まで十七町三十間、又未申の方村際にて郷原村に界ふ、其村まで十三町戌亥の方一町五十八間松窪村の界に至る、其村まで六町四十間餘、

○山川 ○手洗川 源は村東の山中より流れ出て戸口堰の下流を得て村中を過ぎ西に流るると十町計、下居合村の界に入り吹屋川となる廣三間計、

○水利 戸口堰下居合村の境内より來り二派となり、田地に灌ぎ、一は瀧澤村の方に注ぎ、一は下流手洗川に入る、

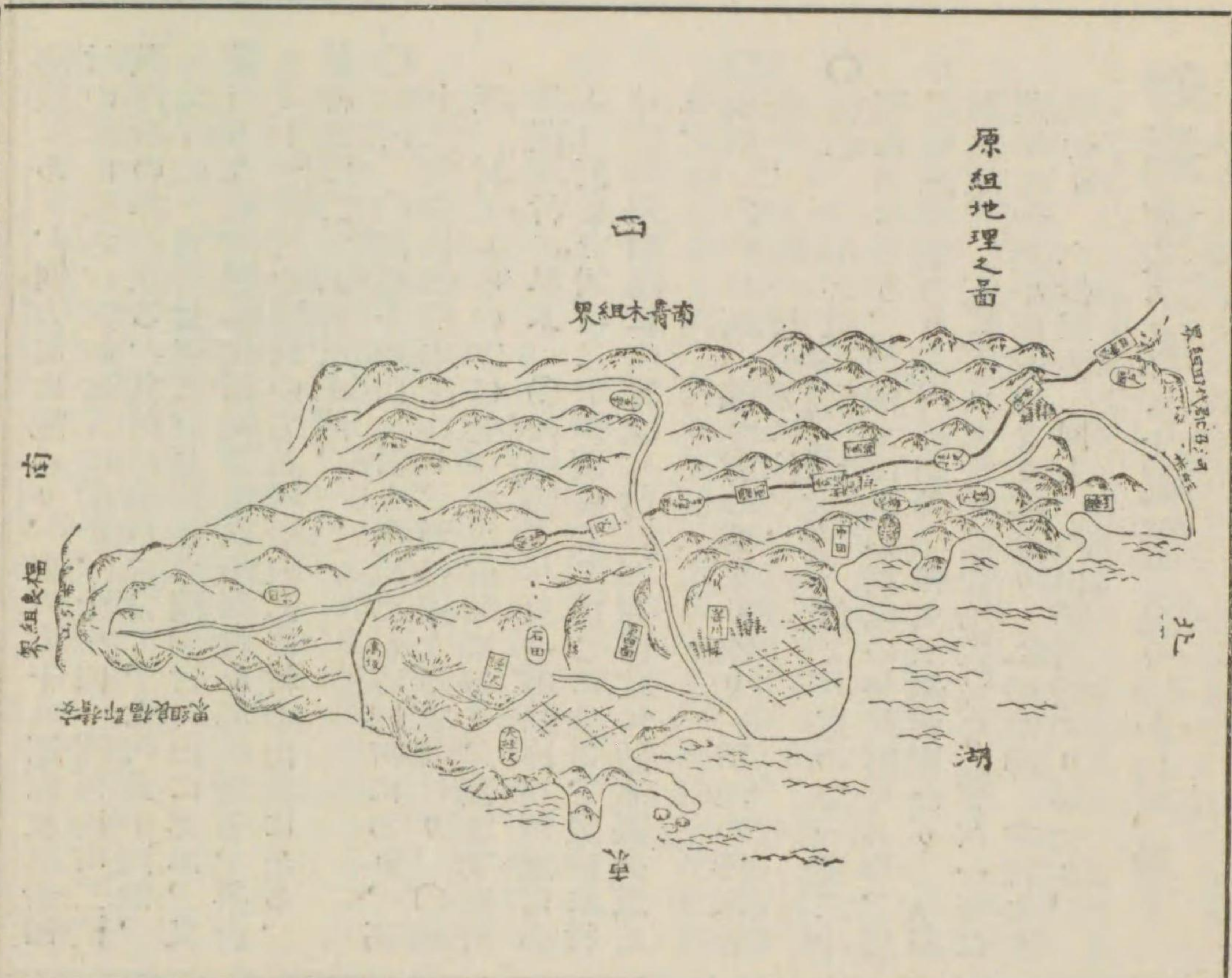
●金堀村 此村舊今の地より二町計東にありて明澤と云しに、何の頃にか京師より來る者村東一町四十間にありし高二間周八間計の大石を穿ちて許多の金を採し故、今の名に改めしとぞ、貞享元年火災に罹り同四年今の地に移せり、府城の東北に當り行程一里十二町餘、家數二十四軒東西二町三十間、南北四十六間白川街道を夾み南北

新編會津風土記卷之二十七

陸奥國會津郡之三

原組

此地府城の東に當り本郡の東北隅にあり、東は湖水を限とし西は南青木組に界ひ、南は本郡福良組 福良組は安積郡に跨る 諸村の山に連り、北は河沼郡代田組に接し、辰巳の方は安積郡に續き、福良組に並ぶ東西一里餘、 東は湯本村の山界に至る 南北四里餘 南は福良組諸村の山界より湯本村の山界に至る 北は代田組強清水新田村の界に三面に山を負ひ東に湖水を擁し其間は谷地とて水溜り水草多く生ずる處なり、土地瘠て田圃多からず諸組に較ぶれば地勢尤高く風烈くして寒氣強盛夏といへども朝夕は袂衣を服せり、分て原村は雪深くして年に因ては人家を埋め、晝夜となく燈を用る事あり、農隙には「クク」と云草を採り、蓑を製して府下及び他邦に露出し、或は薪を採り筵を織る者多し、又東田面崎川中田等の村は湖濱に臨み網罟の利あり、田代高坂端村 原の山中にある故炭を燒き生計の資とす、皆郷名を失ふ、共に門田莊



と稱す、昔は瀧澤組の内なりしが寛文七年割て原組とせり、此組十一箇村なり、

原組十一箇村

原村 小名 吉平 端村 高坂 田代 西田面村 小名
 原治郎屋敷 上馬渡村 下馬渡村 赤井村 小名 下
 窪新田 廻戸新田 端村 桂澤新田 原新田村 篠山
 村 中田村 端村 鵜浦 崎川村 東田面村
 端村 堰場 經澤村 端村 石田 大經澤今廢
 原村 小名 吉平 田代 此村もと九區に分る、天正十八年

野の中に聚て一村となれり、因て名けりと云府城の東に當り行程三里十九町餘、家數七十九軒、東西一町十八間南北五町五十一間、西南は山に傍ひ四方に田圃あり、白川街道驛處にて、村中に本陣を置き官より令せらるる掟條目の制札あり、府下より此に繼ぎ此より一里三十町二十二間、安積郡福良組赤津驛に繼ぎ、又一里十七町二十四間赤井村驛に繼ぐ、村南に一里塚あり、東十四町八間南五町十六間、共に東田面村の界に至る、其村は東に當り十四町五十間餘、西十五町西田面村の山に界ふ、北七町六間西田面村の界に至る、其村は亥に當り、十四町十間、又寅の方十四町三十四間崎川村の界に至る其村まで二十町餘、

○小名 吉平 本村より戌の方二十二町にあり、家數四軒東西三十間南北一町十間山中に散居す、此地もと葭平といへるを、延寶六年小出組桑原村の農民新田を開き、今の文字に改めしと云、

○端村 高坂 本村より辰の方一里二町餘にあり、家數九軒東西五十間南北一町三十間山中に散居す、村南に白川街道あり ○田代 本村の南一里十九町にあり家數十三軒東西五十間南北二町兩山の間にあり、南北に田圃あり、

○山川 館山 村東四町にあり、昔何人か此に館を築て住せしと云、今猶古瓦を得るとあり ○布引山 村より辰巳の方三里餘にあり、本村及び東田面・西田面・崎川・經澤五箇村入逢の山なり、本郡の條下に詳なり ○黒森峠 端村高坂の辰巳の方、七町十間餘、白川街道にあり、左右に松樹多し、絶頂に至て兩岩相束ね、狹隘にして並行くべからず、俗に咽究と云、下路殊に峻ければ雪中には繩を下げ置く、これを牽て往來せり、頂まで五町餘東は赤津村に屬す、西麓に一里塚あり、○原川 村東二町にあり、布引山より流出て北に流れ、山中の諸溪に合て田代川となり、二里三十町計流れ、東田面村の境内を経て村の東北に至り、小川を得て東に流るる

と二十七町餘、崎川村の界に入る、廣七間計春夏の際鮪多く湖水より上れり ○小川 小名吉平の山中より流れ出て北に流れ五郎瀧となり、村北五十間計を過ぎ三里三十町餘流れ原川に合す、廣三間餘 ○升瀧 端村田代の辰巳の方一里三十町計原川の上流にあり、高十丈計 ○波瀧 田代の辰巳の方一里計にあり、高十五丈斷崖より瀉ぐ、

○原野 〇をさなかつし原 端村田代の辰巳の方二十九町にあり、東西五十間南北八町、

○關梁 〇橋三 一は村東二町東田面村に通る路にあり長五間一は端村田代の北九町本村に通る路にあり、長五間共に土橋なり、一は端村高坂の西白川街道にあり、長七間幅一丈勾欄あり、共に原川に架す、

○水利 〇舟木堤 村より丑寅の方十九町にあり、東西三十間南北二十間崎川村の養水とす、

○倉廩 〇米倉 村中にあり社倉なり、

○神社 〇守屋神社 境内十六間 四方免除地 村西三町餘にあり、鎮座の年代を詳にせず、守屋大連を祭れり、鳥居幣殿拜殿あり ○伊勢宮 境内にあり相殿三座あり △山神

本村より移せり △鬼渡神 同上 △金澤神 同上 ○神職丸山主計 其先は喜膳某と稱す、何の頃神職と

なりしか詳ならず、今の主計某は五世の孫なりとぞ

○麓山神社 境内東西二間南 村より辰巳の方二十二町餘

にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり修驗安樂院司な

り ○伊勢宮 境内二間四 端村高坂の北山腰にあり、鎮

座の始詳ならず、鳥居拜殿あり、丸山主計是を司る

【相殿一座】 △山神 高坂より移せり ○熊野宮 境内

町八間 端村田代より四町計、丑寅の方小山の上にあ

り、鎮座の年月を詳にせず、鳥居あり、赤津村修驗眞

光院司なり ○諏訪神社 境内東西三間南 田代より三町

餘丑寅の方山麓にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居拜殿

あり 眞光院是を司る 【末社一座】 △山神社 本社

の北にあり、

○寺院 ○觀音寺 境内東西二十五間 村中にあり、山号を

東海山と云、耶麻郡川西組本寺村惠日寺の末山眞言宗

なり、開基の始詳ならず、もと湖濱にあり 今其地を 觀

音の像を安ず、山号寺号是に因ると云、元和五年尋音

と云僧ここに遷せりとぞ、客殿に彌陀の像を安し本尊

とす △觀音堂 境内にあり、

○古蹟 ○古碑 村の丑寅の方九町餘、崎川村にゆく道

にあり、高四尺計の野面石に梵字を彫付其下に許多の

文字あれども多くは見えず、徳治三戊申の數字ほのか

○山川 ○湯澤山 村西四町計にあり、二山南北に相並

び南湯澤山北湯澤山と稱す雜木多し ○二岐山 村南

一里計衆山の奥にあり、登ると十四町餘二峯並び時つ

○赤井川 村南三町大清水と云清水を源とす、諸溪に

會し東北に流ると八町餘、上馬渡村の界に入る廣一

間半、

○神社 ○八幡宮 境内東西十三間南 村中にあり義家朝臣

此地にて白旗を建らしゆえ其處に勸請せりと云、鳥居

拜殿あり、原村丸山主計が司なり △熊野宮 境内に

あり、相殿八座あり △伊豆神 本村より移せり △伊

勢宮二座 其に東田面村より移せり △熊野宮 同上

△赤城神 同上 △山神 同上 △機織神 同上 △妙

見神 同上 ○腰王神社 境内東西一間半 村西三町計山

民の持なり、

中にあり、窓神及び草創の年代詳ならず、鳥居あり村

○寺院 ○興泉寺 境内東西十四間南 村西にあり、眞言宗

給洞山と号す、縁起に至徳中安積郡横澤 二本 の地頭伊

藤右金吾某と云者其父の菩提を弔はん爲め此寺を草創

せり、其法名を興泉居士と云し故かく名け、三町程の

地を寄附せり、其時岩城寺 横澤に に住せる雪岑といふ

臨濟の僧住し、文龜元年密侶弘盛と云者住してより今

に見ゆるのみ、又此より二町餘北に二基あり、極て古

代の物と見ゆれども文字を辨じ難し、

○褒善 ○善行者作兵衛 延享二年米を與て褒賞せり

○善行者三四郎 同上 ○善行者權兵衛 同上 ○貞

節者あき 農民半助妻なり、明和元年同上 ○善行者

水右衛門 此村の肝煎なり、明和二年同上 ○善行者

與十郎 明和三年同上 ○忠義者甚吉 寛政四年同上

○西田面村小名 源治郎屋敷 相傳ふ義家朝臣東征の時此

地泥濘深かりければ、村民馬の口に取付き恙なく渡せし

ゆえ手繩村と稱せしを、後訛轉して今の名となりしと又

田連とも書けり何れの頃より分て東西兩村となりしと云

事を知らず、府城の東に當り行程二里三十三町餘家數四

十軒、東西二町十二間、南北五町十二間、白川街道にあり、

西南は山に續き東北に田圃あり、東六町九間崎川村の界

に至る、其村まで二十四町西二十町、本郡南青木組湯本

村の山に界ふ、南七町九間原村の界に至る、其村は辰巳

に當り十三町五十間餘、北二町一間上馬渡村の界に至る、

其村まで四町二十間餘、

○小名 ○源治郎屋敷 本村より巳の方五町四十間餘白

川街道にあり、家數二軒東西十四間南北四十二間、西

は山に傍ひ三方に田圃あり、

の宗旨に改め、本寺村惠日寺の末寺となり今に至りし

と云、天正十九年右金吾が遠孫藤三郎某伊達政宗に屬

せしより寺産を失ひしとぞ、本尊大日客殿に安ず、

△觀音堂 境内にあり、

○上馬渡村 此村も土人集り義家朝臣の馬を扶け泥濘を

渡せし故、村名となりしと云傳ふ、上下の名を分ち別村た

りし年代を詳にせず、府城の東に當り行程二里二十七町

餘、家數三十一軒東西一町三間、南北二町五十八間、白

川街道にあり、村北に一里塚あり西は山に傍ひ三方に田

圃あり、東九町三十間、崎川村の界に至る、其村は卯辰

に當り二十七町餘、西二十五間、本郡南青木組院内村の

山に界ふ、南二町二十間西田面村の界に至る、其村まで

四町二十間餘、北一町二十八間、下馬渡村の界に至る、

其村は亥に當り五町五十間、

○山川 ○冬坂峠 村西十五町餘にあり、昔府下より通

る往還ありし處なり、瀧澤の新道を開きしより後廢せ

り、瀧澤組瀧澤村の 頂より東に望めば湖光鏡の如く苔

翠相映し佳景の地なり、山形南北に長く支分して數峯

となり、原西田面下馬渡井等の諸村に分ち屬す ○館

山 村より寅の方十三町にあり、登ると一町餘鶴浦入

道聖親 中田村の條 と云者住せし處と云 ○赤井川 村

東五町餘にあり、西田面村の境内より來り北に流るる

と八町下鳥渡村の界に入る、
○水利 ○堤 村より申の方二町三十間にあり、周六十間餘、

○倉廩 ○米倉 村中にあり本組の米を納む、

○神社 ○天子神社 境内東西十三間 南北九間免除地 村中にあり、草創の年代を詳にせず、祭神詳ならず、或云 天津彦穗瓊杵尊なりと、鳥居幣殿拜殿あり ○神職竹俣丹波 萬治の頃善大夫某と云者あり、其先詳ならず、今の丹波唯重は四世の孫なりとぞ ○麓山神社 境内東西七間 南北十六間免除地 館山の上により、鎮座の年代詳ならず鳥居あり、竹俣丹波が司なり 【相殿一座】△伊勢宮 本村より移せり

○寺院 ○虚空藏堂 境内東西二十七間 南北十六間免除地 村西二町山麓にあり、造立の年代詳ならず、昔福聚山大満寺といふ眞言の別當ありしが久く退轉せり、文祿中本寺村惠日寺の僧玄弘といふ者此堂を修造し、寛文中西田面村興泉寺再修せり興泉寺是て司る、

○古蹟 ○古碑 村中にあり、高四尺計の野面石なり、今此三界皆是我有其中、衆生悉是吾子觀應元年庚寅七月日と彫付あり、來由を詳にせず、

○褒善 ○孝行者佐次兵衛 明和五年褒賞して米を與ふ

草創の年代を傳へず、正福寺これを司る、

○褒善 ○善行者左六 明和三年米を與て褒賞せり、

○赤井村 小名 小窪新田 廻戸 新田 端村 桂澤新田 村の西北穴切坂の麓に井あり、其水赤きゆゑ村名とす、府城の東に當り行程二里餘、家數五十四軒、東西四町一間、南北一町五十間、四方田圃にて西北は山に近し、白川街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、原村驛より一里十七町二十四間此に繼ぎ、此より府下に繼ぐ、東十四町五十三間、篠山村の山界に至る、其村まで二十町二十間餘、西八町四十八間、原新田村の界に至る、其村は戌に當り三十町四十間餘、南十一町十二間下馬渡村の界に至る、其村は辰巳に當り二十町二十間餘、北二十八町餘、河沼郡代田野村の山に界ふ、此村の肝煎小川安右衛門と云者の家に文祿中の水帳を藏む、標紙に左の書附あり、全文は煩を恐て略す、

文祿三年午六月廿日鳥居四郎左衛門
奥州門田東拾二村の内赤井村御檢地帳

○田方 ○畠方 ○小名 下窪新田 本村より辰巳の方二十二間にあり、家數四軒、東西一町二間、南北四十間、東北は山に倚り西南に田圃あり ○廻戸新田 本村より亥子の方十町十間餘にあり、家數五軒、東西

○孝行者三右衛門 天明八年同上、

○下馬渡村 シモワタリ 府城の東に當り行程二里一町餘、家數二十四軒東西一町四十三間、南北一町五十間、此より東一町餘白川街道に家數二軒あり、西北は山に續き東南は田圃なり、東八町十六間中田村の界に至る、其村まで十五町五十間餘、西二十九町餘赤井村の山に界ふ、南四町二十二間、上馬渡村の界に至る、其村は巳に當り五町五十間北九町十七間餘、赤井村の界に至る、其村は亥に當り二十町二十間餘、

○山川 ○亦井川 村南七町餘にあり、上馬渡村の境内より來り十四町計、亥の方に流れて赤井村の界に入る、

○水利 ○堤 村北一町にあり、周七十間餘、

○神社 ○熊野宮 境内東西四間 南北五間免除地 村東小山の上により、鎮座の始を詳にせず、鳥居幣殿拜殿あり、原村丸山主計が司なり 【相殿一座】△山神 本村より移せり、

○寺院 ○正福寺 境内東西十八間 南北十九間年貢地 村中にあり、山号を高臺山と云開基の年代詳ならず、天正八年賢譽と云台家の僧住せり、其後無住となり或は大房と云太子守の僧住持して宗旨を定らず、寛文中曹洞宗となり、本郡南青木村善龍寺末山たり、本尊彌陀客殿に安ず ○觀音堂 境内にあり 藥師堂 境内東西六間 南北七間免除地 村中にあり、

一町二十間、南北四十間、西北に山を負ひ東南は田圃なり ○端村 桂澤新田 本村より辰巳の方十町十間餘にあり、家數十二軒、東西一町三十間、南北一町五十一間、白川街道にあり、西北に山を負ひ、東南は田圃なり、

○山川 ○實森山 ササキ 村東十一町にあり、登ると一里二町計 ○穴切坂 村より戌亥の方十町五十間、府下より白川に通る街道にあり ○赤井川 村東八町にあり、下馬渡村の界より來り北に流るゝと一里十四町餘、湖水に入る ○赤井谷地 フルキヤチ 谷地とは濕地にて水たまふ處をいふ方言なり 村北十一町にあり、東西一里二町、南北三十町計、多く芦荻を生じ、又「こけのみ」と云草實あり、此地に限らず濕地に生ずる草なり 採て食ふべし、叢生して枝繁く長一尺計葉圓くして小なり、六七月の頃淺紅の實を實ふ、結ぶ味淡くして少く酸し、

○原野 ○篠山原 村より丑寅の方十八町にあり、東西十七町、南北十五町、此村及び篠山村の秣場とす、

○水利 ○堤七 一は村より申酉の方五町にあり、周八十間餘、大澤堤と云、寛永五年に築く一は村より申の方十町にあり、周九十間餘、後庵堤と云、明曆二年に築く、一は村より未申の方二十二三間にあり、周百

七十間、平下堤と云、寛文九年に築く、一は端村桂澤新田の西五十間にあり、周七十間餘、延寶四年に築く一は村より辰巳の方十町五十間にあり、周七十間餘、泥澤堤と云、一は村より丑の方十八町にあり、周百八十間餘、寺崎堤と云、一は寺崎堤の北にあり、周九十間餘、北堤と云、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○荒原中神社 境内東西六間南 村中にあり、祭神は金山彦命なり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、昔は拜殿廻廊等の結構巨大にて神田も許多ありしとぞ、

原村丸山主計是を司る【相殿二座】△稻荷神 本村より移せり △山神 同上

○寺院 ○圓福寺 境内東西二十六間南 村中にあり、赤井山と號し府下野伏町圓寺の満末山眞言宗なり、何れの時の創立にか詳ならず、天正元年平田大炊助某下に出す中興し尊壽と云僧を住職とす、其後院宇頽破せしを尊照と云僧再興せしと云、舊村南にありとて其地に銀杏の古木残り、客殿に如意輪觀音の像を安し本尊とせり △地藏堂 客殿の西にあり、

○古蹟 ○小山館跡 村より午未の方六町山下にあり、東西三町餘南北五十間天正中平田大炊助此地を領知せり、西五町三十二間、南三町共に赤井村の山界に至る、

其村は西に當り二十町二十間餘、北二十三町五十間、耶麻郡川西組戸口村に界ふ、又戊の方二十三間十間、河沼郡代田組張清水新田村の界に至る、其村まで三十二町三十間、此村より安積郡福良組濱坪村と二本松領舟津濱路兩村への船路あり、江戸に米を漕運す故に驛所になぞらへて條目を定め制札を設け、みだりに貿易運漕する事を禁ず、此邊の山に篠多き故村名とせり、

○山川 ○材木巖 村北湖に臨める岩上なり、高百二十間餘、八九寸角より二尺角計の石柱相累れり、各長三間計橋とするに尤好し、又中田村の東にあり、兩所とも昔磐梯明神の作れる處なりとぞ、相傳ふ明神一夜の中に湖上に石橋を架せんとせしが、いまだ成らざるに夜明けければ、其儘棄置れしと云、

○水利 ○堤 村西四町にあり、周二百二十間餘享和三

年に築けり、
○神社 ○山神社 境内東西二間南 村西二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居幣殿あり原村丸山主計是を司る【相殿三座】△稻荷神 本村より移せり △雷神 同上 △天神 同上、

○古蹟 ○眞光寺跡 村西にあり、淨土宗の寺なりしと

し時の居館なりとぞ、又村南三町餘に馬場跡あり今は菜圃となりき ○足輕屋敷跡 村より戌の方十二町計にあり、此より原新田村の境内に亘り糠塚と稱ふ蒲生家の時加藤金右衛門と云者并足輕六十人を置し所と云文祿中の水帳にも足輕新田金右衛門新田の名見え其後府下大町の北に移せし故かの處を今に糠塚と稱す、

○褒善 ○忠義者莊右衛門 享保十二年米を與て褒賞せり ○善行者伴次 安永七年同上 ○忠義者四郎左衛門 寛政五年同上、

●原新田村 寛永八年磯部九郎左衛門と云者開けり、府城の東に當り行程一里二十町餘、家數三軒、東西四十間南北二十九間、白川街道にあり、山中に田圃を開く、東三町十五間河沼郡代田組清水新田村の界に至る、其村は丑寅に當り、五町四十間餘、西二町十間、北五町二十六間、共に瀧澤組金堀の山界に至る、其村は亥子に當り十一町五十間餘、南五町、赤井村の界に至る、其村は巳午に當り十三町四十間餘、村より辰巳の方に一里塚あり、

○水利 ○堤 村東十町餘にあり、周百三十間、寛永二年に築けり、
●篠山村 府城の東に當り行程二里十八町、家數十五軒東西一町、南北三町五間、東は湖水に臨み三面に山繞れ

云、往時住僧の墓にや丸き石塔數基あり、中に應安二一年慶長十年の彫附あるものあれども其世の物とは見えず、應安元年府下五之町高巖寺の僧爰譽此に隱居し、閑靈菴と号ししが寛文中廢せり、

●中田村端村 鶴浦 松崎 此村東北は湖水に傍ひ西南は山に倚る中に田畝あり、因て村名とせり、府城の東に當り行程二里二十九町、家數五軒、東西四十二間、南北一町、東三町一間餘、北二町十八間共に湖水を限とす、西八町十六間、下馬渡村の界に至る、其村まで十五町五十間餘南十町崎川村の山界に至る、其村は巳午に當り十八町三十間、

○端村 ○鶴浦 本村より戌の方八町にあり、家數十一軒、東西一町三間、南北四十間、東北は湖民に臨み西南は山に傍ふ ○松崎 本村より申西の方十三町にあり、家數四軒、東西一町二十五間、南北五間、南北五間、三方は山に倚り、西に赤井谷地あり、

○山川 ○材木巖 村東九町にあり、湖中に突起し西南の隅のみに僅木村の地に續き山勢極て峻絶なり、篠山村材木岩に比すれば石理巖く折て用に堪へず、磐梯明神の作れる處と云、篠山村材木巖の條下に詳にす

○水利 ○堤三 一は村より巳の方六町にあり、周百八十間餘、松山澤堤と云一は村南一町にあり、周七十間餘

因茲受領進之候、恐々謹言

六月四日

義廣 花押

以上

常陸之國多珂之郡以内島各村之内五拾石令扶持候全
可知行仕者也

慶長八年六月廿八日

安盛 花押

○褒善 ○善行者伊兵衛 明和三年米を與て褒賞せり

○善行者才兵衛 同上 ○善行者治右衛門 端村松崎
の農民なり同上 ○善行者山三郎 治右衛門子なり同上
崎川村 此村の山の出崎を原川流るる故崎川と稱す、或
は誤て佐知川村と云、府基の東に當り行程三里九町九區
に分れり、總稱を崎川と云、西南の端を崎川と云、家數二
軒、東西二十間、南北十間、此より二町五十間東を濱と云
家數二軒、東西二十間、南北十間又崎川より五町三十間、
丑の方を霧艸と云、家數八軒、東西三十五間、南北一町十
間、此より四町三十間、北を舟木と云、家數七軒、東西四十
七間、南北三十間、此より三町西を石動と云、家數四軒、東
西三十間、南北十二間、又舟木より三町丑の方を打越と云
家數十二軒、東西一町十八間、南北三十間、此より一町十

一は村南十二間にあり、周百二十間餘、

○倉廩 ○米倉 端村鵜浦にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西四間南 村北六町北山の麓湖

水の岸にあり、前に鳥居崎とて二町計の出崎あり、何

の頃にか鵜浦聖親 古蹟の條下 勸請せりと云、鳥居あり

原村丸山主計が司なり 【相殿二座】 △鬼渡神 本村

より移せり △伊勢宮 端村松崎より移せり、

○古蹟 ○館跡 端村鵜浦の西山中にあり、東西三十五

間、南北二十六間、今は林木生茂り、只掘切の形僅に遺

れり、里民の説に、鵜浦甲斐守 諱を が住所にて、磨上

の戦に葦名氏敗て後此館も廢せりと云、甲斐守が孫喜

左衛門と云者寛文の頃瀧澤組牛墓村に住せしとぞ 孫詳

ならず 其家に傳ふる所は甲斐守耶麻郡漆村平林村を領せ

しに因り浪人して後も妻子は平林村に住せり、其後甲

斐守七十八歳にて府下に終れり、又其次男は又次郎と

て常陸國に居りしと云、因て義廣より甲斐守に與へし

感狀及び又次郎が家の文書を持傳へしとぞ、 東甲面村

縁起に鵜浦聖親萬東の地を寄附せし由を載て鵜浦の館主なる

べき由あり上馬渡村にも、其遺跡あり聖親は甲斐守が父祖なる

も知べ 今其寫あれば左に載す、
此度安積於郡山、伊達對陣之砌粉骨之動不及是非候、

間東を居穴と云、家數七軒、東西三十間、南北三十間、此

より二町三十間東を二本槻と云、家居一軒、此より三十

間寅の方を沼上と云、家數九軒、東西四十五間、南北五十

八間、此九區山麓に連りて西北に列布し、東は湖水に傍ふ

東一町湖水を限とす、西十七町五十一間、西田面村の山

界に至る、其まで二十四町、南四十六間、東田面村に界ひ

原川を限とす、其村まで五町二十間餘、北八町三十間中

田村の山界に至る、其村は亥子に當り十八町三十間、又

申の方五町三十二間、原村の山界に至る、其村まで二十

町餘、酉戌の方十七町三十一間、上馬渡村の山界に至る、

其村まで二十七町餘、

○山川 ○原川 村南一町にあり原村の界より來り五町

餘、東北に流れ湖水に入る、

○土産 ○鐵沙 湖濱に多し兵器農器を制するに宜し、

○關梁 ○橋 村南五町餘原川に架す、長五間幅八尺隣

村の通路なり、

○水利 ○堤二 一は村西五町にあり、一は村西五十間

餘にあり、共に周九十間餘、

○神社 ○伊豆神社 境内東西十一間南 村北一町にあり、

鎮座の年月を詳にせず、祭神は 瓊瓊杵尊なりと云、

鳥居幣殿拜殿あり、原村丸山主計是を司る 【相殿五

座】 △伊勢宮 本村より移せり △山神 同上 △羽黒神

同上 △八王子神 同上 △鬼渡神 同上 ○熊野宮

境内東西五間南 北十一間免除地 村東一町にあり、鎮座の年代詳ならず、

鳥居あり、修驗明壽院司なり 【相殿一座】 △石動神

本村より移せり、

○寺院 ○藥師堂 境内東西十一間 村南五町にあり、何の

頃の草創にか詳ならず、天文三年に回祿に罹れりと云

同十五年安積郡横澤の地頭伊藤藤六某、黒川に參りし

時湖上にて屢風難に逢ひ危かりしに心中に此藥師を祈

り悉なく渡るとを得たり、因てこの堂を再修せしとぞ

もと長命寺とて天台宗の別當ありしと云 ○別當明壽

院 本山派の修驗なり、天文の頃濃州より秀賢と云も

の來り藥師寺と号す、現任精俊は十三世の孫なりとぞ、

○褒善 次郎左衛門人となりまめやかにして農功衆に勝

れ、一己の利をみず、村中の費を厭ふと深かりけり、

聊も空地あれば作物をしつけ、或は人我の田畠を擇ば

ず、妨となる石を取のけ、或は川かけを繕ひ役來の憂

を除くと多かりしとぞ、元祿三年米を與て褒賞せり、

○善行者久藏 明和三年同上、

○東田面村端村 塙場 府城の東に當り、行程四里五町、

家數四十三軒、東西三町二十二間、南北四十二間、四方田

圍にて東は湖水に近し、東六町湖水を限とす、西三十四間原村の界に至る、其村は申酉に當り十五町四十間南七町二間、經澤村の界に至る、其村は巳午に當り十二町五十間餘、北四町四十三間、崎川村の界に至る、其村まで五町二十間餘、

○端村 ○堰場 本村より未申の方三十町にあり、家數十八軒、東西四十七間、南北一町四十八間、白川街道にあり、東西は山に傍ひ南北田圃なり、

○山川 ○明見嶽村 東六町にあり、麓より頂まで七町餘、松樹雜木多し ○赤崎 村東十六町湖濱にあり、數町の出崎にて皆丹崖なり、松樹多く又紫藤其間に蔓延して稍佳觀なり、北の半腹に洞あり、四間に一間計空海護摩を修せし處と云 ○烏崎 村より辰巳の方一里計、湖水の涯にあり、もと大崎と云、空海が畫きしとて巖畔に鳥の形見ゆ、水をそそげば其形益鮮明なり、寛文の頃まで其側に兩洗風磨不可消の墨痕ありしと云今は見えす ○原川 村北十町三十間にあり、原村の界より來り、南に流れ又原村の境内を経て東に轉し湖水に入る、凡境内を經ると二十三町餘、

○土産 ○鮓 春夏の際湖濱に多く集りて子を生む「ツキ魚」と稱ふ、大なるは八九寸計此頃に至れば腹に亦筋の古文書に據れば此村もと阿彌陀堂ありしと見ゆ今は詳ならず、

○褒善 ○貞節者いち 此村の農民所右衛門妻なり、安永八年米を與て褒賞せり ○忠義者忠右衛門 端村堰場の農民なり、寛政二年同上、

○經澤村端村 石田 舊邊澤に作る寛文中今の文字に改む、府城の東に當り、行程四里二十四町餘、家數二十四軒、東西一町三十間、南北二町四十七間、此より東五十間餘に一區あり、家數四軒、東西一町四十六間、南北四町七間、共に山下に住し、北に田地を開けり、東二十八町、西六町、北五町五十三間、共に東田面村の界に至る、其村は戌亥に當り十二町五十間餘、南十八町、安積郡福良組赤津村の山に界ふ、昔は大經澤と云、端村あり、今はなし、

○端村 ○石田 本村より亥の方一町十間餘にあり、家數六軒、東西三十二間南北一町、山麓に住す、東に田畝あり、

○山川 ○九岨 山村より辰の方二十町餘にあり、登ると十四町餘、東は赤津村に屬す、松樹雜木多し、又村東二十町に金山あり、高八町計慶長中始て金を採れり寛永の頃まで小屋猶二軒あり、今はなし、

○神社 ○守屋神社 境内十六間 四方免除地 村より二町餘、未の方山

あり、原川にも多く上れり網にてこれをとる、

○關梁 ○橋 村北十町三十間原川に架す下に出す 崎川村の條

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内周四十一 村より二町亥の方にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居拜殿あり修驗勸法院是を司る ○麓山神社 境内東西五間半 南北二間免除地 村より巳の方五町二十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり勸法院司なり ○金澤神社 境内東西六間南 北十七間免除地 村より未申の方二町二十間、山腰にあり、祭神及び鎮座の年月を傳へず、鳥居拜殿あり、勸法院是を司る、

○寺院 ○照光寺 境内東西二十一間 村南二町三十間にあり、大森山と号す、五之町高巖寺の末山淨土宗なり、明徳の頃何人にか天台の道場を草創し聖徳太子の像を安置せり、其後鶉浦聖親 中田村の條 萬東の税を當寺に附寄せりと云、其時の證文近來 永祿の頃より、太子守宗となり三世を繼ぎ炭樹と云僧の時今の宗旨に改む、本尊彌陀客殿に安す △觀音堂 境内にあり、

○古蹟 ○古碑 村西にあり、高三尺計の野面石なり、上に梵字を彫り下に正應二年十月十四日志者慈父十三年とあり、外に二基あれども文字を辨し難し、五之町寶相寺所藏

腰にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居幣殿拜殿あり、原村丸山主計が司なり ○山神社 村より巳の方三町餘山腰にあり、鎮座の初を傳へず、鳥居あり村民の持なり、

○寺院 觀音寺 境内東西七間半 東の一區にあり、開基の初詳ならず、本寺村惠日寺末山眞言宗なり、夏朗山と号す、本尊觀音を客殿に安す、

新編會津風土記卷之二十七終

新編會津風土記卷之二十八

陸奥國會津郡之四

高久組

此地府城の西北を繞り本郡の東北端にあり、東は瀧澤組河沼郡代田組に隣り、西は中荒井組河沼郡坂下組に交はり、南は南青木組に接し、北は河沼郡笈川組に界ふ、東西一里餘、東は代田組會道村の界より西、南は一里餘、北は笈川組米丸村の界に至る、南北一里三十二町餘、南は南青木組飯寺村の界より、北は笈川組米丸村の界に至る、村里皆廣平の地にあり、黒川鶴沼川其田地を潤し五穀乏しからず、されども洪水の患あり、又山林遠く薪樵の便宜からず、黒川を限り東にある諸村を東郷と稱へ西にある諸村を西郷と稱ふ、東郷は田畝多く西郷は菜圃多し、中にも西柳原深川幕内等の村は最府下に近く、其地多くは菜蔬を種て鬻出し、高瀬神指横沼等の村村よりは木綿を織出し生計の資とす、諸村皆郷名を失ふ共に門田莊と稱す、總て三十箇村あり、

高久組上十三箇村 高久村 横沼村 神指村 端村

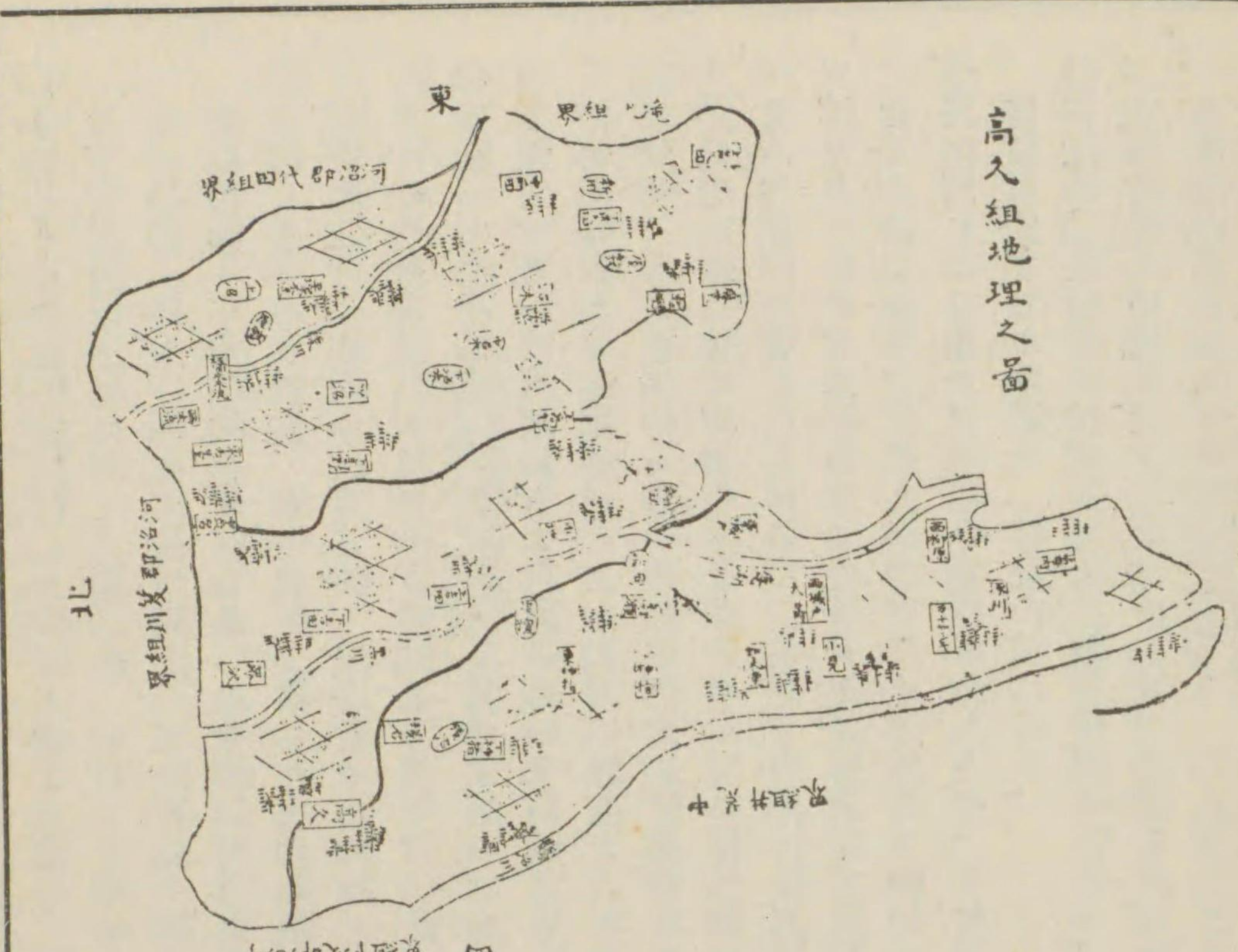
横沼 榎壇新田 高瀬村 端村 新田 如來堂村 小見村 鍛冶屋敷村 深川村 幕内村 西柳原村 西城戸村 天満村 東城戸村

●高久村 もとは村より丑の方六町にあり、慶長十八年今の地に移せり、府城の西北に當り、行程一里十九町餘家數六十四軒、東西一町四十間、南北四町三十四間餘、四方田圃にて西に鶴沼川あり、越後街道驛所にて村中に官驛より一里十六町三間北に繼ぎ、此より府下に繼ぐ、村東に一里塚あり、東三町二十四間界澤村の界に至る、其村は寅に當り十一町三十間、西三町二十六間餘、坂下組塚原村の界に至る、其村まで二十五町、南二町二十六間、神指村の界に至る、其村は巳に當り八町三十間餘、北五町二十九間、河沼郡笈川組中目村の界に至る、其村は亥に當り九町四十間餘、又辰巳の方二町三十五間、横沼村の界に至る、其村まで七町三十間、此村に住せる郷頭風間久次と云者の家に文祿及び慶長中の水帳と免目録を藏む、

○山川 ○黒川 俗に湯川 村より寅の方五町五十間餘にあり、界澤村の境内より來り北に流るると七町二十間餘笈川組熊川村の界に入る廣五間餘、

○水利 ○高久堰 神指村の方より來り田地を潤し中目

高久組地理之圖



新編會津風土記卷之二十八 陸奥國會津郡之四

村の方に注ぐ、

○郡署 ○代官所 村中にあり、役人を置き本組及び河沼郡青津組を支配せしむ、本郡中荒井組中荒井村郡役所に隸す、

○倉廩 ○米倉三屋 村中にあり、一屋は社倉なり、二屋は本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西十九間南、村東にあり、縁起に源義家朝臣東征の後寛治中の草創にて、初は社地も廣く宮殿の構も巨宏にして、寛永の頃まで本社南百歩計、柳田と云處に總門の遺趾ありしと云、又昔は流鏑馬の儀式ありしにや今に社の西に馬場田の字残り、天正己丑の兵燹にあふて焼亡せしを慶安の頃里民相聚て再興せしより今に至る、古木陰森として神さひたり、祭禮八月十五日十六日なり、十四日を前齋とす、十五日神輿渡御の式あり、近村の男女相あつまり稍繁榮なり、△鳥居 兩柱の間六尺、△本社 六尺に四尺五寸餘南向、△幣殿 三間に二間、△拜殿 六間に二間半、【相殿二十座】 △伊勢宮五座 二座は本村より移し、一座は下吉田村より移し、二座は中池村より移せり、△稻荷神四座 一座は本村より移し、一座は下吉田村より移し、一座は上吉田村より移し、一座は中池村より移し、

り移せり △熊野宮四座 三座は本村より移し、一座は下吉田村より移せり △諏訪神 本村より移せり △天子神 同上 △鬼渡神 同上 △照日神 同上 △白山神 下吉田村より移しき △荒神 上吉田村より移しき △八幡宮 中地村より移しき ○神職 黒澤縫殿之助 享保中佐渡良興と云者當社の神職となりき、今の縫殿之助寛儀は六世の孫なりとぞ、

○寺院 ○眞徳寺 境内東西十五間南 村中にあり、高久山と號す、耶麻郡川西組本寺村惠日寺の末山眞言宗なり相傳ふ弘安年中の草創なりと、何人の開基と云を詳にせず、もと弘安寺と云、元和中蒲生忠郷鷹狩に出しが此寺に過り暫く酒宴の興を催せり、時の住持を盛眞と云、忠郷をもてなしけるに、其さまいかにも眞篤朴淳なりければ、忠郷戯れて今より後弘安を改て眞篤とせよと云しより、世の人いつとなく眞篤寺と稱せり、其後篤を徳に作り、遂に今の名に改しとぞ、本尊不動客殿に安す △地藏堂 客殿の南にあり、
○古蹟 ○堂屋敷 村南一町餘にある田圃の字なり、往古神指村にいたみ堂とて大伽藍あり、此邊も其境内なる故此名遺りしにや、
○褒善 ○權左衛門 妻をせむと云、父は先に失せて老

四〇
たる母あり、夫婦の者能く孝養を盡せり、然れども家極て貧く、年貢を納むべき便なれば、田宅をささげんとを乞ひしに、村長はしばらく身を賣て公納を償ふべしと云けれども、母は病に罹て半身不自由なる上、妻も懐妊の身なればかたがた家を離ては養ひも及ぶべからずとて肯はず、専孝養を致し何事も母の意にもどることなし、妻の親さとも貧ければ、舅をば己が家にむかへて夫婦よく養へり、享保十三年權左衛門并に妻せむに米を與て賞しき ○五郎次 文吉と云者の二男にて年纔十三なりけるに、能く父母の教を守り、祖母を敬ひ孝心深し、母常の願にて會津三十三所觀音を巡りしに、病氣の上懐妊なれば、初め病に罹りしより順禮終るまでは凡七十餘日もありしに、五郎次毎日早朝に垢離をとり佛神を拜し、母の病愈恙なく順禮を終り又安産を祈り一日も怠らず、祖母見て風寒き頃は斯せずとも神佛の捨給ふべきにあらずと云ければ、其辭に逆はず問を窺て猶始のごとくせり、母は常に産に臨みなやみがちなるに五郎次が祈の驗にやほどなく安らかに女子生れたり、其後は産屋の側にありて介抱し乳たまりて痛むといへばみづからは是をのみて痛をやすむ、稚き友の笑へるをも厭はず、只母の心やすからん

事を願ひしとぞ、天明七年褒賞して米を與へり ○忠義者新平 寛政三年米を與て賞せり ○貞節者まむ 此村の農民左藏妻なり、寛政十二年米を與て賞せり ○忠義者しげ 此村の農民忠左衛門娘なり、享和四年米を與て賞せり、

○横沼村 村より戌亥の方に横沼と云沼あるにより名けしと云、昔は此村より寅の方二町二十間にあり、何の頃にか水災を患て今の地に移せり、府城の西北に當り行程一里十五町、家數二十二軒、東西一町十八間、南北一町五十八間、西北は田圃にて、東南は神指村の端村横沼に連る、東三町四十間、上吉田村の界に至る、其村まで十二町十間、西は村際南一間共に神指村に界ふ、其村は南に當り四十間餘、北五町二十八間界澤村の界に至る、其村は丑に當り十四町三十間餘、又戌亥の方四町五十二間高久村の界に至る、其村まで七町三十間餘、村の丑寅の方越後街道に一里塚あり、

○山川 ○黒川 村北三町四十間にあり、上吉田村の境内より來り、北に流れ西に折れ、凡九町餘流れて界澤村の界に入る ○横沼 村の戌亥の方三町二十間餘にあり、東西八間南北四十二間、
○寺院 ○長福寺 境内東西二十三間南 村中にあり、眞言

宗横沼山と号す、本寺村惠日寺の末山なり、開基詳ならず、もと村の丑寅の方一町にあり、慶長中明盛と云僧此に移せり、本尊大日客殿に安す ○地藏堂 境内にあり、

○褒善 ○孝行者和助 寶曆三年米を與て賞せり、
○神指村 横沼 昔融大臣に仕へし秦何某と云者故ありて此地に來り住所を定んとを山王權現に祈りしに、一老翁夢中にあらはれ、指示して云、此より北の林中に異香の樹あるべし、これ村民を開き耕耘の起すべき地なりと云終て夢さめぬ、行て見るに果て異香樹あり、よりて田圃を開き、一村をたつ、故に初は香指村と書しに何の頃よりか今の字に改めしと云傳ふ、今も田圃の字に山王權現鳥居田など云所あり、此村もと上神指より亥の方六町にあり、正保三年三區に分る、府城の西北に當り行程一里南を上神指と云、家數二十八軒、東西二町十間、南北二町十五間、四方田圃にて西は鶴沼川に近し、此より二町十間、北を東神指と云、家數二十七軒、内二軒上神指の西五十五間、南北二町二十間、四方田圃なり、此より八町三十間餘戌の方を下神指中丸神指と云、と云、家數十七軒、東西一町十八間、南北一町三十二間、西は鶴沼川に傍ひ三方田圃なり、東五町十間、中地村の界に至る、其村ま

で九町三十間、西十一町六間、本郡中荒井組眞渡村に界ふ、南五町十二間、如來堂村の界に至る、其村まで七町三十間餘、北は村際にて横沼村に界ふ、其村まで四十間餘、又亥の方六町三十二間、高久村の界に至る、其村まで八町三十間餘、

○端村 ○横沼 下神指の丑の方一町二十間餘にあり、

家數三軒、東西二十五間、南北二十間、東南は田圃にて西北は横沼村に續く ○榎壇新田 東神指の寅の方二町十間にあり、家數十七軒、東西四十八間、南北一町十二間、越後街道の左右にあり、四方田圃なり、寛永二年開けり、此村の北壇上に榎の古木あり、因て名けり、

○山川 ○鶴沼川 俗に大川 上神指より申の方三町五十間にあり、本郡中荒井組蟹川村の境内より來り、北に流れ眞渡村の界に入る、此村の境内を流ると二十四町三十間 ○黒川 端村榎壇新田の東二町にあり、中地村の境内より來り北に流ると五町十間餘、上吉田村の界に入る、

○水利 ○神指堰 上神指の申の方にて鶴沼川を引き數派となし田地に灌ぐ ○高久堰 上神指の申の方にて鶴沼川を引き、高久村の方に注ぐ、

○神社 ○住吉神社 境内東西四間南 東神指の東一町三十間北五間免除地

享和三年癸亥春三月

澤田英謹撰

○正法寺 境内東西十五間南 東神指にあり、吉禮山と号す、眞言宗なり、草創の初を傳へず、昔は住吉神社の社僧なりしと云、元和中府下大町彌勒寺の末寺となりし、本尊彌陀客殿に安す ○照明寺 境内東西二十一間南 上神指にあり、曹洞宗福聚山と号す、本郡南青木組小田村寶積寺の末山なり、開基詳ならず、慶長元年雲室と云僧中興せり、客殿に觀音を安し本尊とす △文珠堂 客殿の西にあり、

○墳墓 ○石塔 村西二町計にあり、高二尺法徳信女、天正十五丁亥六月十二日死、延享二丑年迄百五十九年と彫附あり、皆川掃部介某と云者の母の墓なりと云、

○古蹟 ○いたみ堂 上神指の北六町餘にあり、田圃の字なり、土人相傳ふ此處に壯麗の堂社あり、何の頃にか彼堂社を出羽國米澤下長井小松と云處に移し、御いたみと云しとぞ、此に高八尺餘周十三間計の壇あり、何の謂れを知らず、陶器のかけたるを得ることあり、此南に八坊趾と云字あり、是も昔堂社ありし時坊中八字ありし故によれりと云 ○法然原 東神指の東にあり、數村に亘りて濶狭量るべからず、相傳ふ藤原秀衡深く法然を慕しかば、法然自ら其像を摹せしめ相賜り

間餘にあり、鎮座の初を知らず、昔は社頭もやや大なりしか、漸漸に破壊して今は小社となれり、鳥居拜殿あり正法寺司る ○稻荷神社 境内東西六間南 上神指の亥の方三町二十間にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり照明寺司なり、

○寺院 ○極樂寺 境内東西十四間 下神指にあり、蓮臺山と号す、府下道場小路觀音寺の末寺眞言宗なり、開基の年月を詳にせず、慶長の初火災に罹り院宇燒亡す、後何の頃にか春覺と云僧住してより相續て今に至る、本尊大日客殿に安す △漏泉碑 境内にあり、高五尺五寸餘、享和二年洪水ありて居民の墓を決し、嚙體許多を漂流せり、水復して後索め聚て此所に埋め、府金を出し、碑を立て是を表せしめ、篆額に漏泉碑の三字其下に左の文を彫れり、

下神指村去會津治城七里、特瀬巨川村西北三百歩許有居民墳塋壬戌之秋七月朔巨川暴出陥没其半逮于水治而民出索其屍歛合瘞村中極樂寺以爲香華處其威可知也、官亦閔之賜黃金若干以給雜費慰民心矣、豈所謂德澤上昭天下漏泉者乎、更廼建石以表其德俾余銘焉、其辭曰 弁木之萎、向春迺榮、斯民之難、頼仁迺生、惟斯馨德、千載惟明、鬼之斯哭、亦既止聲、

しに負者此處にいたりて奇特のとありければ、遂に一字を建立し來迎院と号し、此像を安置せり、其後衰廢せしを永祿中京師百萬遍の住僧岷州爰に來りし時、盛氏に告て像を府下五之町高巖寺に移せり、高巖寺の條下を併見るべし ○城迹 上神指の辰巳の方二町十間にあり、此城は上杉景勝慶長三年に此地に封ぜられ、府城を移さんとて始は河沼郡北田の墟に築んとせしが、地勢心に協はざりしにや、同五年二月十日より此地を經營せり、總奉行直江山城守、小奉行小國但馬、甘糟備後、山田喜右衛門、清水權右衛門、割奉行島倉孫左衛門、材木奉行滿願寺仙右衛門等其事を任じ、本丸は三月十八日より六月朔日まで、日數七十二日の内に家中の人夫を以てこれを築き、二丸は五月十日より六月朔日まで日數二十日の内に越後、仙道、米澤及び會津四郡の人夫十二萬餘の着到にて壘池の形大概備れり、此時慶山村の山中より大石を切出し人夫立並び、手繰にして此に運送せしとぞ、然るに景勝陰謀の聞えあり、東照宮小山まで御動座あれば其功を果さざりしと云、今は田島とあれども其構尙残り、本丸東西一町四十間、南北二町五十間、壘趾十間高三丈五尺、周九町回到堀あり、廣廿三間東西北三方に口あり、四方に石垣もありしが今

は半崩れぬ、二丸東西四町五十間、壘趾九丈、高二丈五尺、周十六町十四間、堀廣二十間、四方に門を構へし處ありしが、寛永中如來堂村此城跡西南の隅に移り土居を毀ち村居とせし故、東北は其形あれども西南は缺て土居形なし、今百姓作兵衛と云者の家に當時石工の宿せしとて竹籠一箇大綱十三尋程あり、外に竹竿數本、首に孔を穿ち麻索を引通し三股とし、五寸釘を屈て鉤とせしものあり、炊器を懸て食を作りしものと云及此處の堀より蝦を産す、味美なり、土人景勝と稱ふさきに景勝御征伐の事起り御馬を出されし頃までも猶普請の最中にて満願寺仙右衛門柿色の手拭をもて鉢巻し毎日馬上にて七日町を通り普請の事を沙汰し府下の勿劇大かたならず、されば士民等の言にも會津退治に御諱が江戸まで來なされたと云とも爰へ來なされたら其儘をつころされなきべいとて女童まで騒ぐ氣色もなかりしとぞ、此頃のされ言に、又満願寺仙右衛門殿の二十ばたらき大八日(オホハチニチ)かとして笑しことあり、是は初景勝關東勢を防んため人数を驅催して此二十八日には大働あるべしと云を言誤りて二十ばたらき大八日に候間鑑ない人は借てもおでやれとふれ廻りける故なりと民間に記せしものあれば傳るまゝに此に附す

○褒善 ○武右衛門妻いな 常に孝心深く、家内親族にも睦く、武右衛門十三年さきより癩病を患ひ年経て容貌さまあしく世の交はりもならず、草鞋などつくりて

四方田圃なり、東三町四十四間、平澤村の界に至る、其村まで八町三十間餘、西三町五十四間、神指村に隣り、其村際を界とす、南六町天満村の界に至る、其村まで十町四十間餘、北四町神指村に界ふ、又丑寅の方四町十間中地村の界に至る、其村まで八町三十間、辰巳の方六町六間、東城戸村の界に至る、其村まで七町四十間餘、
○端村 ○新田 本村の東二町にあり、家二十二軒、東西四十二間、南北二町十四間、越後街道の數右にあり、四方田圃なり、

○山川 ○黒川 端村新田の丑の方三町三十間にあり、平澤村の境内より北に流るると一町計、又平澤村の界に入る ○應湖川 村の辰巳の方五町三十間餘にあり、天満村の境内より來り北に流ると五町、平澤村の界に入る廣六間、

○神社 ○八幡宮 境内東西五間南、村中にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居幣殿拜殿あり、高久村黒澤縫殿之助が司なり 【相殿四座】 △稻荷神二座 共に本村より移せり △伊勢宮 同上 △明神 同上、

○寺院 ○觀音堂 境内東西二十四間、南北十四間、村中にあり、二間四面東向觀音立像長四尺五寸作者を知らず、相傳ふ承安安元の頃本州の金賣吉次・吉内・吉六と云者常に都鄙の

世を送りけるが、次第に病重り今は藁の細工もならざれば、いなはびとへの衣さへかへて薬を求め、温泉にともなひ夫の平癒を祈り晝夜介抱に心を盡し、常の衣服はいふまでもなく、櫛澡をはじめはきものまでも自らつくりてはかせけり、或年柳津虚空藏に開帳ありとて、諸人詣けるが、武右衛門手足も自由ならざれば、いな連立て夜深に家を出て、山路たとりてなにくれといたはり詣て歸りぬ、武右衛門日頃の志を感じいとまとなすべければ何方へも嫁すべしと云を、曾て肯はず常に子にも教へて孝養をばげまし、貞節の行著しければ元文三年米を與て賞せり ○力田者半左衛門 端村榎壇新田の農民なり、享保二年同上 ○忠義者勘六郎 元文三年同上 ○孝行者助四郎 榎壇新田の農民なり 延享二年同上 ○力田者みよ 長左衛門後家なり、天明元年同上 ○孝行者松右衛門 榎壇新田の農民なり 天明七年同上 ○善行者莊助 此村の肝煎なり、天明八年同上 ○孝行者巳之助 寛政五年同上 ○忠義者 佐助 文化二年同上、

●高瀬村端村 新田 昔村東に川あり、石高く流れ急なる故に高瀬村と名けりと云、府城の西北に當り行程三十町餘、家數三十八軒、東西五十二間、南北二町三十二間に往來し此處を過ぎ村東の川を渡りしに、水俄に漲り舟忽壞れ、吉六溺死せり其冥福を祈らん爲此堂を草立し、黄金を觀音の驅中に納め、後來修理の用に備へしに、永祿元龜の頃住僧像を破り、金を盗みさりしと云、會津三十三所順禮の一なり △別當幅昌寺 境内にあり吉高山と号す、本郡南青木組北青木村惠倫寺の末山曹洞宗なり、開基の年代詳ならず、金賣吉・六吉高が位牌なりとて福昌寺殿源宗了淵居士、承安二辰天三月二十日と記せるあり、永祿七年度谷と云僧再興せり本尊藥師客殿に安す △石塔 境内にあり、高三尺當寺開基福昌寺殿源宗了淵大居士、承安二辰天三月二十日と彫附あり、金賣吉六が墓なりと云、後人の建しものと見ゆ、

○古蹟 ○革袋田 村南三町にある字なり、又村より卯辰の方一町に葛籠田と云字あり、昔吉六溺死せし時黄金を入れし革袋及び葛籠等の漂流せしを得し所故此名遣りし云ふ、

●如來堂村 昔村南に阿彌陀堂あり、村名これに因りしと云、舊本郡中荒井組下荒井村の端村にて、鶴沼川の西にあり、いつの頃にか格村となり、寛永十三年洪水を患て今の地に移せりと云、府城の西北に當り行程三十町、

家數十八軒、東西一町二十九間、南北一町二十九間、神指城迹の中未甲の隅にあり、東一町三十間、高瀬村の界に至る、其組は丑寅に當り七町二十間、西一町四十間、本郡中荒井組蟹川村の界に至る、其村は未申に當り十町餘、南五十間小見村の界に至る、其村まで四町五十間餘、北二町二十間神指村の界に至る、其村まで七町三十間餘、

○水利 ○小見堰 小見村の方より來り數派となり、田地に灌く、

○神社 ○八幡宮 境内二間四 村南三十間計にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西十間南 八幡宮の東にあり、創建の始を知らず、昔は彌陀を安す、村民の持なり、

○小見村 もとは村より申西の方一町にあり、何の頃にか今の地に移しき、府城の西にあり行程二十七町、家數二十二軒、東西一町二十間、南北一町三十間、四方田圃にて西は鶴沼川に近し、東一町四十間、天満村の界に至る、其村まで三町、西四町、本郡中荒井組蟹川村の界に至る、其村まで十三町、南二町十二間、西柳原村の界に至る、其村は辰巳に當り、十二町四十間餘、北四町四間、如來堂村の界に至る、其村まで四町五十間餘、

○山川 ○鶴沼川 村西三町餘にあり、蟹川村の境内より來り北に流ると二町餘、又蟹川村の界に入る、

○土産 ○煙草 氣味強からずして殊に佳なり、

○水利 ○小見堰 鍛冶屋敷村の方より來り、田地を潤し、如來堂村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十間南 村中にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居幣殿拜殿あり、深川村高野石見が司なり、
【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり △明神同上 △若宮八幡 同上、

○古蹟 ○壇 村南二町十間にあり、高九尺四方四間、字を壇のうらと稱ふ、此より東一町計に 天満村の 珠數塚石佛と云處あり、相傳て昔阿彌陀寺と云、淨土宗の寺ありし處と云、今枯骨の如きものは或は金滓子を掘得るとありとぞ、

○褒善 ○善行者甚八 天明八年米を與へて褒賞しき、
○鍛冶屋敷村 康暦元年葦名直盛鎌倉より下向の時多くの鍛冶を伴ひ來り、此處に居しめり、因て名けしと云、府城の西に當り行程三十町、家數十軒、東西三十五間、南北五十二間、西は鶴沼川に近く三方田圃なり、東十五間、南四十八間、共に深川村の界に至る、其村は辰巳に當り四町十間、西四町三十間、本郡中荒井組蟹川村の界

に至る、其村は戌に當り十四町五十間、北二町三十二間西柳原村の界に至る、其村は東に當り八町十間、此村の農民治右衛門と云者の家に、鍛冶の書なりとて金屋神と稱へ、梵字にて記せる巻物あり、巻末に江州文宮導上人廻國時示之、傳燈大阿闍梨法印重盛判授者雪下正家傳之慶長二年神无月吉日とあり、

○山川 ○鶴沼川 村西一町二十間餘にあり、幕内村の境内より來り、北に流ると五町計蟹川村の界に入る、

○水利 ○小見堰 村西にて鶴沼川を引き、小見村の方に注ぐ、
○鍛冶屋敷堰 幕内村の方より來り、數派となり田地に灌く、

○深川村 府城の西に當り行程二十六町餘、家數二十三軒、東西一町、南北四十四間、四方田圃なり、東二十九間北四町十三間、共に西柳原村の界に至る、其村は東に當り五町十間餘、南は村際西一町二間餘、共に幕内村に界ふ、其村は巳に當り四町餘、又戌亥の方四町十間、鍛冶屋敷村に隣り、其村際を界とす、

○水利 ○飯寺堰 幕内村の方より來り、數派となり田地に灌く、

○神社 ○伊佐須美神社 境内東西七間南 村中にあり、鎮座の始詳ならず、祭神は 伊弉諾尊 伊弉冊尊なり、

○土人子安神と稱して産婦の安全を祈る者多し、もとは村北二町餘にありしが、承應二年今の地に移しき、社後に椽樹あり、圍一丈四尺、高八丈計、枝葉繁茂して方二十間の地を蔽ふ、鳥居幣殿拜殿あり、
【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上 ○神職 高野石見 延享二年内膳秀富と云者此社の神職となりき、今の石見秀道が父なり、

○褒善 ○悌順者忠兵衛 享保十七年米を與て賞せり、
○悌順者文左衛門 忠兵衛弟なり同上 ○善行者新助 天明六年同上 ○善行者善藏 文化二年同上、

○幕内村 昔三浦義連此地に下向のとき油幕を打て居りし處故村名とせしと云、舊は西の方十町計にあり、天文中の洪水に居を移せしが、其後も數度の水災ありしかば寛永十年再び今の地に移しき、府城の西に當り行程二十七町餘、家數五十六軒、東西一町二十三間餘、南北一町三十七間餘、四方田圃にて西は鶴沼川に近し、東三十二間、南二町四十七間、北は村際にて共に西柳原村に界ふ、其村は丑に當り五町餘、西九町四十二間、本郡橋爪組下米塚村の界に至る、其村まで十五町、又戌の方八町四十二間、本郡中荒井組二日町村の界に至る、其村まで十四町四十間餘、亥の方七町五間、鍛冶屋敷村の界に至る、

其村まで八町五十間餘、もと片原町とて寛永十三年に開きし端村あり、元文二年府下西黒川分に屬す、

○山川 ○鶴沼川 材西三町にあり、本郡南青木組飯寺村の境内より來り北に流るると十町餘、鍛冶屋敷村の界に入る ○應湖川 村の寅の方五町計にあり、小黒川分の界より來り北に流るると一町計、西柳原村の境内に入る、

○水利 ○飯寺堰 飯寺村の方より來り、田地に灌き深川村の方に注ぐ ○鍛冶屋敷堰 飯寺村の方より來り鍛冶屋敷村の方に注ぐ、

○神社 ○熊野宮 境内東西十三間南 北二十八間免除地 村西一町五十間餘にあり、縁起に葦名氏の先祖紀州牟婁郡より勸請し、尊崇他に異にして社頭も壯大なりしが、天文中洪水のため社屋漂没し、今の地に移せり 舊地を詳にせず蒲生氏城に守を築け 其地の材木を天伐て府りと云傳ふ 古木繁茂して、物ふりたり鳥居あり、郭内諏訪神社の神職佐久上總が司なり【相殿二座】△稻荷神 本村より移せり △諏訪神 同上、
○寺院 眞淨寺 境内東西二十二間南 北二十間半免除地 村中にあり、淨土宗本州岩城專稱寺の末山なり、相傳ふ義連初め假に此村に住せしが、後今の飯寺村の館に移住し、家臣仁科太郎光盛と云者をして此に居らしめしが、光盛其儘私の

居にすることを憚り良智と云僧をして郭地に一字を建立せしめ佛恩山新城寺と號し、後今の字に改めき、天文中の水災に院宇漂亡せしを慶長中教殘と云、僧中興せり、其後元和寛永の際數洪水の難あり、因て今の地に移せり、舊地は此より西 三町餘にあり 本尊彌陀客殿に安す、立像長二尺六寸、惠心作と云、又地藏立像一軀あり長二尺五寸運慶作と云、此像舊は此村の端村中島と云處に安置す天文中の洪水に村と共に本村の南に移し、中島を改て上幕内と稱し、高藏院と云密宗の一寺を創め此像を安せしが、元和中の洪水に漂亡せり、因て當寺に移せりと縁起に見ゆ、然れども土人端村中島上幕内等の稱あるを傳へず、

○慶善 ○與次右衛門 此村の肝煎なり、常に農事に心を用ひよく五土の性を辨ひ會津農書と云書を編て民間のたすけとす、元祿二年米を與て賞せり ○林右衛門 此村の肝煎なり、むまれつき篤實にして貢納怠るとなく諸民の貢物年暮に至て足ざる處をば己自らこれを償ひ、又其いたみならんことを恐れ漸漸に取立てけり、されば一村の農民其德に懷て從はざる者なし、父母在せしほどは孝養を盡し親族にも慈愛を加へしとぞ、享保二年米を與て賞せり ○善行者傳次 此村の

肝煎なり、寛延二年賞して米を與ふ、

○西柳原村 府城の西に當り行程二十町餘、家數四十軒、東西二町四十間、南北二町又西四十間に一區あり、西新田と云、舊板屋 家數五軒、東西四十九間、南北三十六間共に田圃なり、東二十間北八町五十間、共に府下西黒川小黒川分の地に界ふ、西八町鍛冶屋敷村の界に至る、其村まで八町十間、南十一町、本郡南青木組飯寺村の界に至る、其村まで十五町十間餘、又未の方五町、幕内村の界に至る、其村まで五町餘、中の方四町十間、深川村の界に至る、其村まで五町十間餘、戌の方十町二十九間餘、小見村の界に至る、其村まで十二町四十間餘、亥の方七町西城戸村の界に至る、其村まで八町四十間餘、もと片原町とて寛永十三年に開きし端村あり、元文二年幕内村の端村片原町と共に小黒川分に屬す、舊事雜考辨考寛永十三年の記に柳原村に片平町を置し由見ゆ、然らば初は片平町と稱せしにや諸の舊記に其事見えず、如くは彼書の誤寫なるも知べからず、

○山川 ○應湖川 村東二十間にあり、幕内村の境内より來り戌亥の方に流るると十町二十間、西城戸村の界に入る、
○水利 ○住吉堰 府下東黒川材木町分より來り、田地に灌き西城戸村の方に注ぎ、西城戸堰と云、
○神社 天滿宮 境内東西十六間南 北二十六間免除地 村の未申の方四十間餘

にあり、創立の年月を傳へず、鳥居幣殿拜殿あり、祭禮六月二十四日二十五日、郭内諏訪神社の神職笠原幸之丞是を司る【相殿八座】△伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は鍛冶屋敷村より移しき △稻荷神三座 二座は本村より移し、一座は鍛冶屋敷村より移しき △熊野宮 本村より移しき △若宮八幡 同上 △金鑄神 鍛冶屋敷村より移しき、

○寺院 ○柳原寺 境内東西四十一間南 北十間半貢地 村中にあり、天龍山と號す、慶長二年密宗の僧草創し、徳王寺と號す、寛永七年善可と云僧住してより淨土宗となり、寺號を改しとぞ、五之町高巖寺の末山なり、もと村の南にあり慶安四年今の地に移せり、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○帽子沼 村の未申の方一町にあり、東西六間半南北一町二十一間、舊事雜考に皆鶴が帽子を投げし處故名くとあり、河沼郡代田組藤倉村の條下を併見るべし 土人の傳る處は、皆鶴義經の跡を慕ひ、帽子丸とて二歳になれる義經の子を抱き此に來りしに、敵の爲に此沼に投られ溺死せり、因て名けりと云 ○狐塚 村より丑寅の方一町にあり、昔助次郎狐とて此邊に住て村民の吉凶を告示し聊人の害をなさず、死して此處に埋めしと云、
○褒善 ○惣十郎妻をむつと云、子を惣吉と云、惣吉が

妻をとりと云、共に孝心淺からず、父惣左衛門眼病をなやみ年老て終に盲けるが、惣十郎能く孝養を盡し、父外に出るとあれば自ら負行き、雨ふる日には傘をさしかけ、歸にもかくなせり、家産乏からざれども、奢侈を省き儉約を守り、安永八年惣左衛門九十歳に至り老養米を受しに聊も他に用へず、扶持の餘をば皆初物の類にかへて、常に父に進めしとぞ、惣吉夫婦も父母に劣らず孝心深ければ、寛政二年四人に米を與て賞せり ○門八郎妻ひさ 夫門八郎は是よりさき安永六年米を與て忠義を賞しき、家貧しければ姉婿茂左衛門が方に同居せしが、父母身まかり茂左衛門が兩親も又失せぬ、かかる不幸に逢ひし上、門八郎は身をうり、茂左衛門夫婦は病に染み其娘にあはせし婿も出でて懷妊の娘のみ遺り、耕作の業もなり難きに此娘ほどなく平産しければ、稚子を抱ながらに夫婦の介抱のこるかたなく、貢物公納も一人の力にて勤けり、されば夜の衣も冬夏の具乏しきに、我身は薄衣引かづき病者と稚子とをいたはりぬ、門八郎も奉公の身ながら初物の類又は主人より與へられしものなど疾く歸て病者に羞む茂左衛門夫婦病屈して、すちなきとも云ののしれども、門八郎ひさ聊も其心に逆はず、能く介抱せり、寛政二

年二人を賞して米を與へき ○孝行者津右衛門 享保次二年同上 ○孝行者かむ 津右衛門妻なり同上 ○忠義者權次 天明元年及び寛政八年同上、

●西城戸村 府城の西北に當り行程二十四町、家數二十三軒、東西一町十五間、南北一町十間、北は天滿村に續き三方田圃なり、東八町九間、府下西黒川小黒川分の地に界ふ、西六間南四十六間、共に天滿村に界ふ、又丑寅の方四町十八間、東城戸村の界に至る、其村まで八町巳の方一町十二間西柳原村の界に至る、其村まで八町四十四間餘、

○山川 ○應湖川 村東二町五十間餘にあり、西柳原村の境内より來り、北に流るると二町五十間餘、東城戸村の界に入る、

○水利 ○西城戸堰 西柳原村の方より來り、田地を潤し天滿村の方に注ぎ、天滿堰と云 ○東城戸堰 村より東の方にて應湖川を引き、小黒川分の地を経て東城戸村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内東西五間南 村の丑寅の方四十間にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居拜殿あり、諏訪神社の神職笠原幸之丞が司なり 【相殿一座】 △伊勢宮

本村より移せり、

○寺院 ○延命寺 境内東西十七間半 村中にあり、天台宗開基詳ならず、昔は淨土宗なりしと云、天文二十一年

天台の僧春玄と云者住せり、時に村東に小沼あり夜毎に光明を發す、怪み行て見れば地藏の銅像出現せり、即靈瑞に因て本尊とし、地藏山延命寺と號し、春玄を中興の祖としき、郭内延壽寺の門徒なり、本尊地藏長一尺五寸客殿に安す △觀音堂 境内にあり、

○褒善 ○武七郎 此村の肝煎なり、父は既に失せて老母のみありしが、常にさはがしき事をきらひければ家の後に別屋を設け居らしめ、起居飲食何事も自らなし人のたすけをかるとなし、朔望佳節などには母を我家に招き、自ら袴きて給仕し、又母の他に行とあれば、遠き路は馬にのせて自ら口をとり、近き所は背負などして行けり、かかる事とも聞えければ元祿十三年米を與て賞しき ○忠義者忠三郎 寛政八年同上、

●天滿村 此村にもと天滿宮あり、村名これに因れりと云、府城の西北に當り行程二十四町、家數二十三軒、東西四十八間、南北一町三十九間、南は西城戸村に續き三方田圃なり、東は村際にて西城戸村に界ふ、西一町二十間小見村の界に至る、其村まで三町北四町六間高瀬村の

界に至る、其村まで十町四十間餘、又丑寅の方二町四十八間、東城戸村の界に至る、其村まで七町二十間、

○山川 ○應湖川 村の丑寅の方四町二十間餘にあり、東城戸村の境内より來り、北に流るること一丁三十間餘、高瀬村の界に入る、

○土産 ○晒木綿 此村にて製するもの佳なり、俗天滿晒と云、

○水利 ○天滿堰 西城戸村の方より數派となり、田地に灌ぐ、

○神社 ○十二天神社 境内東西十二間南 村の戌亥の方一町五十間餘にあり、此社は天神地神十二代の神を祭れり、相傳て久壽二年三浦大介義明、下野國那須野の狐退治の時此神に祈誓し其功成りしかば、報賽のために此社を建立せりと云、鳥居あり五之町修驗常蓮院是を司る、

○褒善 ○忠義者甚八郎寶曆三年褒賞して米を與へき、

●東城戸村 往古此邊の諸村を天滿十二邑と稱す、武藤某が知行所なりし故俗に武藤村とも云、慶長五年上杉氏神指村に城築しとき其東門にあたる故辰己の方二町十間酒漕と云處に移せり、其後城築の事廢して舊也に還住し今の村名に改めりと云傳ふ、府城の西北に當り行程二

十町、家數四十八軒、東西一町三十間、南北二町四十八間、四方田圃なり、東一町二十間南二十八間、北は村際にて、共に府下西黒川分の地に界ふ、西一町二十間天満村の界に至る、其村は未申に當り七町二十間、又未申の方一町二十間、西城戸村の界に至る、其村まで八町戌亥の方一町四十間、高瀬村の界に至る、其村まで七町四十間餘、村東に越後街道あり、

○山川 ○黒川 村の丑寅の方一町三十間にあり、小黒川分の界より來り、北に流るると一町餘、又小黒川分の境内に入る ○應湖川 村西一町二十間にあり、西城戸村の界より來り、北に流るると一町十間餘、高瀬村の境内に入る、

○水利 ○東城戸堰 小黒川分より來り數流となり田地に灌く、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十三間南 村の未の方五十間餘にあり、鎮座の始詳ならず、祭神は 天照大神の尊靈なり、鳥居幣殿拜殿あり、郭内諏訪神社の神職笠原幸之丞が司なり △稻荷神社 境内にあり、相殿十座あり △伊勢宮四座 一座は本村より移し、一座は神指村より移し、一座は横沼村より移し一座は平澤村より移しき △熊野宮二座 共に神指村より移しき △若

だち竊に家を出て、野田が來るべき路に待つ、野田至て何者ぞと怪み問ふ、眞忠僞て此邊の者なるが漁の爲に來れりと云も果さず、君命なりと詞をかけ、拔打に野田を斬り、遂に其首を獲たり、間もなく是戒來り見て大に驚き、眞忠幼けれども恙なく討得しを喜び、父子相ともに景勝に謁し、始末を告げれば、感賞大かたならず太刀と烏羽一枚及び田地五段を與へしとぞ、武藤田とて田圃の字に遺存せり 今の長左衛門は眞忠が七世の孫なりとて、家にて太刀一口を藏む、銘あれども分明ならず、

○褒善 ○力田者藤左衛門 寶曆三年褒賞して米を與へり ○力田者權十郎 藤左衛門弟なり同上 ○力田者吉之丞 天明三年褒賞して米を與へり、

新編會津風土記卷之二十八 終

宮八幡 同上 △天神 同上 △稻荷神 横沼村より移しき △明神 平澤村より移しき、

○墳墓 ○石塔 村北一町二十間田圃の中にあり、高三尺餘の野面石なり、武藤右京佐直正之墓天正十七年子五月廿日、行年七十一而卒、孝子武藤是戒眞次と彫付あり、其頃のものとも見えず、

○古蹟 ○酒槽 村より辰巳の方二町餘にあり、田畝の字なり、慶長五年上杉氏神指村に城を築きし時、酒槽を置て十二萬餘の役夫に飲しめし處と云、

○舊家 ○長左衛門 此村の農民なり、先祖は武藤右京佐眞正とて輩名盛氏に仕へ天満十二村を領せり、眞正が子彌五郎眞次相續て輩名氏に仕へ、天正十七年磨上の軍敗れて後此村に屏居し、祝髮して是戒と號す、慶長四年上杉景勝の家臣野田丹右衛門某と云者、己が驍勇を負み動もすれば主命を蔑如せり、景勝これを惡み野田を蒲原郡津川に使せしめ、途中にて殺んと商議し打手の者を撰ひしに、諸臣一同に武藤是戒にしくものなしと云、景勝即是戒に命ず是戒家に歸り十六歳に成れる其子眞忠に向ひ、我大守の命を受け野田をうつ、汝從ひ來て其状を見るべしと云、眞忠聞て仰謹で承はりぬとて父の前をたつ、明日黎明に眞忠一人父にさき

新編會津風土記卷之二十九

陸奥國會津郡之四

高久組

高久組下十七箇村 平澤村 端村 新田 中地村 上吉田村 下吉田村下高野村 鶴沼村 上高野村 沼木村 端村 中沼木 下沼木 中明村 上荒久田村 端村 新田 中前田村 木流村 小名 上沼 端村 屋敷 東森臺村 界澤村 端村 西館今廢

●平澤村端村 新田 往古は村居の地高く前に廣き澤ありて水湛へし故廣澤村と云、又月を賞するに佳なりし故月見の里とも名けしとぞ、いつの頃よりか澤埋み平地となりしにより今の名に改めしと云、舊村西二町四十間にあり、何の頃にか洪水を患て此に移せり、府城の西北に當り行程二十八町餘、家數二十三軒、東西一町南北二町、四方田圃なり、東一町五十四間、府下黒川達磨分の地に界ふ、西三町十六間高瀬村の界に至る、其村迄八町三十間餘、南五町三十一間西黒川小黒川分の地に界ふ北五町上高野村の界に至る、其村は丑に當り七町二十間餘、又亥

の方二町三十九間中地村の界に至る、其村迄七町十間餘
○端村 ○新田 本村の未の方一町十間餘にあり、家數
二軒、東西五十間、南北二十二間西は黒川に臨み三方
田圃なり、

○山川 ○黒川 端村新田の西にあり、小黒川分の境内
より來り、高瀬村の地を経て北に流れ中地村の界に入
る、此村の境内を經ると十町四十間餘 ○應湖川 村
西二町三十間にあり、高瀬村の境内より來り北に流る
ると五町二十間餘、村西にて黒川に入る、廣二間、

○土産 ○甜瓜 此村より産するもの味美なり、會津郡
橋爪組栢原村の産につく、
○水利 ○平澤堰 達磨分より來り田地に注ぎ、上高野
村の方に注ぐ ○中地堰 端村新田の西にて黒川を引
き中地村の方に注ぐ、

○寺院 ○國姓寺 境内東西二十八間 村中にあり、廣澤山
と號す、文祿元年林廓と云僧草創す、本郡南青木組天
寧村天寧寺の末山曹洞宗なり、本尊釋迦客殿に安す
○觀音堂 境内にあり、會津三十三所順禮の一なり、

○古蹟 ○館迹 村より寅の方二町十間餘にあり、三十
五間、四方堀の形遺れり、元龜天正の頃には二國若狹實
國と云者居りしと云、今田圃を開けり、

○寺院 常勝寺 境内東西十六間南 村中にあり、眞言宗稻
荷山と號す、府下博勞町自在院の末寺なり、開城詳な
らず、天文中放光と云僧中興せり、本尊地藏客殿に安す
○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西十七間餘、南北三十
間、平塚實恒居りしと云、

○舊家 ○平塚覺次 此村の肝煎なり、その先大友氏に
出づと云傳れども家系なし、またこの地に來りし初め
を傳へず、其祖大友實國と云もの、元龜天正の頃にや
葦名氏に仕へ、平澤村を領し二國若狹と改む、これよ
りさき故ありて平塚村にも住居せり、因て又二國を改
て平塚氏を稱す、天正十七年葦名氏亡て後實國が子實
恒浪人し、此村に退去し農民となり、六世の孫覺兵衛
といふ者肝煎となり、相續て五世今に至りしと云、又
實惶葦名の老臣佐瀬富田等と天満宮の社頭にて法樂に
そなへし、千句の連歌を藏む左に其數首を載す、
天文十二年二月五日於中地天神法樂

何人第一
ぬさはけふとるとも花の錦哉 與 輔
神かきしろき有明の春 盛 治
鶯の聲する虚に雪散て 舜 軸
朝何第二

●中地村 府城の西北に當り行程一里餘、家數三十六軒
東西一町十五間、南北四町十間、四方田圃にて西は黒川
に近し、東二町二十八間上高野村の界に至る、其村まで
五町二十間餘、西四町二十五間神指村の界に至る、其村
は申酉に當り九町十間、南一町十間平澤村の界に至る、
其村は巳に當り七町十間餘、北六町下高野村の界に至る、
其村は丑に當り十町、又未申の方四町廿五間高瀬村の界
に至る、其村まで八町三十間、戌亥の方四町二十六間上
吉田村の界に至る、其村まで八町二十間、

○山川 ○黒川 村西一町十間にあり、平澤村の境内よ
り來り西に流れ北に折れ、凡て六町二十間流て神指村
の界に入る、
○水利 ○中地堰 平澤村の方より來り數派となり田地
に灌ぐ ○吉田堰 村西にて黒川を引き、上吉田村の
方に注ぐ、

○神社 天満宮 境内東西十二間南 村中にあり、草建の初
を知らず、修驗地藏院司る、天文十二年此處の地頭平
塚丹波實恒と云もの神前にて法樂をなし、千句の連歌
を設むとあれば其以前の鎮座なるべし、今此村の肝煎
覺次と云者その時の連歌を藏む、
△熊野宮 境内にあり、
舊家の條
下に載す【末社一座】

明るまを霞の残す頂端哉 盛 純
梅かゝくらき手枕の夢 舜 輔
青柳の入江によるの舟にねて 滋 實

何路第三
しらはなぞ臘月夜に雁の聲 常 和
門田の柳雨する比 重 悅
家居する花の山もと水晴て 輔 泰

何船第四
春雨の空をほれせし晴ま哉 盛 常
かたしひ暮ぬ燕なく宿 滋 實
山さとの柴ゆふかきね長閑にて 盛 純

御何第五
出て入山の端をそき日影哉 盛 治
聲もはるかに雲雀飛空 方 茂
わか草の野を狩衣分くれて 常 和

何田第六
雲雀鳴芝生か露の秋もなし 重 悅
あかねあそひの野は暮にけり 實 恒
梓弓春の遠山雲引て 似 輔
何鳥第七
篠つゝし山ちの春の行てかな 似 輔

さくらの後の永き日くらし
駒いはふ朝鷹人の打むれて
重 輔 泰 悦

一字露顯第八
うち解て匂へ柳の朝ね髪
まゆほの霞む遠の山のは
常 輔 泰 敦 實 恒

何屋第九
欸冬やかけにおらるゝ春の水
舟にかさしの袖の故なみ
與 舜 輔 輔 常 實 恒

二字返音第十
花鳥にあまり彌生の日數哉
春の夜うすきしのゝめの月
滋 實 常 和 與 輔

下何追加
若草はすそ野に青し嶺の雪
實 恒

○褒善 ○清一兵衛 稟性實義なる者なり、若年の頃清吉と云、甚農事にくはし、一年赤穂と云稻より類にかはりし穂出たるを、取得て次の年うゑしによき稻なりければ、人にも與てうえさせけり、初は赤穂かへりと云しが、後には皆清吉かへりと云てもてはやしける、常

○寺院 ○善福寺 境内東西十四間、南北十間年貢地、村中にあり、眞言宗雷電山と號す、本寺村惠日寺の末山なり、文明の頃隆空と云僧草創せり、其後衰廢せしを慶長中有秀と云僧中興せり、本尊地藏客殿に安す、

○下高野村 府城の西北に當り行程一里十二町餘、出羽國米澤街道に傍ひ南北二區に分れ其間二十間餘を隔つ、南の一區家數二十一軒、東西一町二十間、南北一町三十一間、北の一區家數八軒、東西三十二間、南北四十八間共に四方田圃なり、村西に一里塚あり、東一町三間鶴沼村の界に至る、其村まで四町餘西五町三十二間下吉田村の界に至る、其村まで五町三十間餘、南二町二十七間上高野村の界に至る、其村は已に當り八町四十間餘、北三町五十二間東森臺村の界に至る、其村まで六町五十間餘又未の方二町三十二間中地村の界に至る、其村まで十町申の方三町五十間上吉田村の界に至る、其村まで七町二十間餘、戌の方六町二間界澤村の界に至る、其村まで十二町餘、亥の方二町十二間中森臺村の界に至る、其村ま

數八軒、東西二十六間、南北四十二間、四方田圃なり、東十間、南二町二十七間、共に上吉田村の界に至る、其村は已に當り五町四十間餘、西北共に村際にて界澤村に界ふ、其村は戌に當り七町餘、

に上を重し府に向へる方に清き棚を架し、朝夕に禮拜し新穀升れば鮮き魚をそへてこれをそなへ、村長の方にもおくり、其後家内こぞりて此を食しめ其餘新に出たる物は皆かくなせり、且老たる母に事て孝養おほかたならず、家内親族に親み睦しかりしかば、寛延二年米を與て賞せり、

○上吉田村 府城の西北に當り行程一里二十四町、家數十八軒、東西一町十八間、南北一町三十間、四方田圃なり、東は村際北五町共に下高野村に界ふ、其村は寅に當り七町二十間餘、西七町三十三間横沼村に界ひ、黒川を限とす、其村まで十二町十間、南三町三十七間、中地村の界に至る、其村は已に當り八町二十間、又未の方四町二十三間神指村の界に至る、其村まで十一町十間餘、亥の方五町三十三間下吉田村の界に至る、其村まで五町四十間餘、

○山川 ○黒川 村の申の方三町餘にあり、神指村の界より來り屈曲して西北に流るゝと八町三十間、界澤村の境内に入る、

○水利 ○吉田堰 中地村の方より來り田地に注ぎ、寺高野村の方に注ぐ ○清水堰 村西にて黒川を引き界澤村の方に注ぐ、

○下吉田村 府城の西北に當り行程一里二十六町餘、家で九町二十間餘、村西四町五十間に十里柳の古木一株あり、何の謂れるを傳へず、

○水利 ○平澤堰 上野村の方より來り田地に灌ぎ、吉田堰に入る ○吉田堰 上吉田村の方より來り田地を潤し中森臺村の方に注ぐ、

○寺院 ○觀音堂 境内東西十三間、南北十五間年貢地、村中にあり、一間半四面、東同、至徳元年葦名直盛黒川に城郭を營みし時此地に注連をはり良尊と云僧をして禳災せしめ、工匠の居宅を構へ材木を擇ひしとぞ、營築の功成て後直盛此堂を造立し良尊を別當とす、伊達氏の亂に兵火に罹り燒失し、ひとり觀音の像災を免れしと云、長一尺の金像なり △別當千福寺 境内にあり、三王山と号す、府下大町一桂院の末言宗なり、嘉慶元年良尊開基す、本尊大日客殿に安す △山王神社 境内にあり、昔良尊葦名直盛の爲に山神を祭りしとき一石一字の經文を埋め其上に勸請せし所と云、

○鶴沼村 昔此邊に鶴沼と云沼あり、村名是によると云府城の西北に當り行程一里十九町餘、家數十五軒、東西一町二間、南北一町十五間四方田圃なり、東一町三十六間沼木村の界に至る、其村は辰に當り十一町五十間餘、西六町十間下高野村の界に至る、其村まで四町餘、南四

町四十二間上高野村の界に至る、其村まで八町餘、北一町五十一間餘木流村の界に至る、其村まで八町十間餘、又戊亥の方四町十二間、東森臺村の界に至る、其村まで六町十間餘、

○水利 ○平澤堰 上野村の方より來り數派となり田地に灌ぐ、

○寺院 ○松明寺 境内東西五間半 村中にあり、曹洞宗鶴沼山と号す、府下材木町秀長寺の末山なり、元和二年行脚の僧來て一字を草創せしと云、後無住となりしを葉山と云僧中興し地藏を本尊とし客殿に安す、

○褒善 ○忠義者清右衛門 享和三年米を與て賞しき、

●上高野村 府城の西北に當り行程一里、家數三十九軒 東西一町五十九間、南北三町五十六間、米澤街道の左右に住し、四方田圃なり、東三町十八間、沼木村の界に至る、其まで五村まで五町二十間餘、西二町五十七間中地村の界に至る、其村まで五町二十間餘、南四町二十一間、府下西黒川達磨分の地に界ふ、北四町四十二間鶴沼村の界に至る、其村まで八町餘、又巳の方四町十三間中明村の界に至る、其村まで十一町四十間餘、未の方一町三十六間平澤村の界に至る、其村まで七町二十間餘、亥の方五町五十間下高野村の界に至る、其村まで八町四十間餘、

○水利 ○平澤堰 平澤村の方より來り、田地に灌ぎ二派となり、鶴沼下高野兩村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○丘陵神社 境内東西十八間南 村の戊亥の方一町二十間にあり、祭神及鎮座の始を詳にせず、或云倉稻魂命を祭れりと、鳥居・幣殿・拜殿あり、高久村黒澤縫殿之助が司なり 【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移しき △稻荷神 同上 △山王神 同上 △明神 同上

○寺院 西方寺 境内東西十一間半 村中にあり、曹洞宗無量山と号す、天文八年淨土宗の僧傳長と云者開基せり、文祿元年寒首座と云僧住してより今の宗に改め、天寧村天寧寺の末寺となる、本尊地藏客殿に安す、

●沼木村 端村 中沼木 府城の北に當り行程三十一町、家數十四軒、東西五十七間、南北一町三十間、四方田圃なり、東四間餘、下荒久田村の界に至る、其村は辰に當り五町四十間餘、西二町七間上高野村の界に至る、其村まで五町二十間餘、南一町三十間中明村の界に至る、其村まで十二町五十間餘、北一町五十間中前田村の界に至る、其村は東に當り六町、又戊の方七町二十三間餘、鶴沼村の界に至る、其村まで十一町五十間餘、

り、家數九軒、東西一町二間、南北五十六間、四方田圃なり ○下沼木 中沼木の戊亥の方三町餘にあり、家數七軒、東西一町一間、南北三十六間四方田圃なり、

○水利 ○中明堰 中明村の方より來り、數派となり田地に注ぐ、

○神社 ○八幡宮 境内東西二十三間 端村中沼木の北三町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居拜殿あり、高久村黒澤縫殿之助が司なり △天神社 境内にあり中前田村より移せり、相殿四座あり △稻荷祠 本村より移しき △熊野宮 同上 △伊勢宮 中前田村より移しき △雷神 同上、

○寺院 ○光福寺 境内東西二十一間 村中にあり、眞言宗龍善山と号す、開基詳ならず、文祿二年秀賢と云僧中興し、高野山龍光院の末寺となりき、本尊彌陀客殿に安す、

○褒善 ○善行者萬右衛門 享保五年褒賞して米を與へり、

●中明村 端村 屋敷 府城の西北に當り行程二十町餘、家數三十八軒、東西二町、南北三町五間、西は府下西黒川達磨分の民家に續き三方田圃なり、東三町十八間上荒久田村の界に至る、其村は辰に當り六町十間餘、南二町、

藤室村に隣り、其村際を界とす、北十一町二十六間沼木村の界に至る、其村まで十二町五十間餘、又丑寅の方三町十四間、下荒久田村の界に至る、其村まで七町二十間餘、亥の方六町五十三間上高野村の界に至る、其村まで十一町四十間餘、

○端村 屋敷 本村の丑の方四町十間餘にあり、家數二十三軒、東西四十七間、南北五十四間、四方田圃なり、

○山川 ○沼 村より丑の方四町十間餘にあり、東西四間、南北二間、相傳ふ昔此沼より毎夜光明を放ちしかば村民これを怪み往て見るに大木伏てあり、割て見れば中に長三寸計の觀音の銅像ありしと云、今觀音寺の境内觀音堂に安置す、

○水利 ○中明堰 藤室村の方より來り、田地に注ぎ沼木村の方に注ぐ ○黒川堰 上荒久田村の方より中明堰の支流に合し、下荒久田村の方に注ぎ、中明堰と云、

○寺院 觀音寺 境内東西二十一間半 村中にあり、明吉山と号す、博勞町自在院の末山眞言宗なり、開基詳ならず、天文中宥榮と云僧中興す、本尊大日客殿に安す ○觀音堂 境内にあり草創の始を知らず、會津三十三所順禮の一なり、

○舊家 ○大島忠左衛門 此村の肝煎なり、先祖は六郎

常義とて文治中此地に來り相續て今に至ると云、庭際
に一株の古梅あり、花時賞翫するもの多し、文龜二年
或は明應の 兼載此に來り大島殿と云ことを隠して「春
頃とも云 くれは喜多しまとの梅」と云發句を詠し與ふ、因てま
との梅と稱す、後故ありて其懷紙を失ふ、元祿十四年
權中納言藤原實富卿に請て其事を記し今に傳ふ、

○褒善 ○大島忠左衛門 此村の肝煎なり、父を利兵衛、
兄を利大夫と云、利大夫早世しければ代て其職を勤む、
幼より能く父母に孝養を盡せり、利大夫が子與六郎と
云しを守立て其職を譲りければ母の喜大かたならず、
人人兄の子に厚くして己が子に薄きを稱すれば、對て
云、厚くするにはあらず自然の天倫なり、兄在さはさ
ぞ樂しかるべきに、不幸にして世を早くせしことのう
れはしと云、其餘世に著しき行とも聞えければ、寶永五
年褒賞して米を與ふ ○權右衛門 男子三人あり、長
を又助、次を左兵衛、次を勘兵衛と云、ともに妻を娶
て子育多く、家内凡十四人あり、よく父の教に従ひ兄
弟の間睦しく、相娶の中も和けり、權右衛門年老て多
病になりしが、皆力を竭し老の心を安ず、權衛右門煙草
のむとを好みければ三人の婆とも夜ごとに埋火などし
朝はとく起てたばこに火をうつし、寢處に持ゆきてす

明村の端村屋敷より移しき △稻荷神 中明村より移
しき △八乙女神 同上、

○褒善 ○五左衛門 高九十五石餘の田地をもちしが家
のもの共よく戒て農事に力を竭しければ、秋の實りも
他にすぐれけり、又秋穫の節にいたり、いまだ貢物納さ
るあひだは敢て嘗めず、貢き終て先づ母に羞め、後に家
内の者に食はしむ、五左衛門が從弟に清七と云ものあ
り、其身失せて妻子家に離れ跡も絶しかば、清七が父
及び妻子共に引取て其後をもたてぬ、今は家内七夫婦
にて二十人に餘れり、されど五左衛門が徳に化して假
初にも争ひの言聞えしをなし、そのうへ父母に事て孝
養かたの如し盡しければ、明和三年米を與て賞せり

○忠義者傳治右衛門 寛政八年同上、
○上荒久田村 昔は村より二町丑の方にあり、萬治二年
今の地に移せり、府城の北に當り行程十二町、家數五十八
軒、東西一町十五間餘、南北三町二十九間餘、四方田圃
なり、東三町三十六間、府下東黒川上河原分の地に界ふ
西二町三十六間藤室村の界に至る、其村まで六町南二十
五間餘府下西黒川石堂分の地に界ふ、北六町下荒久田村
の界に至る、其村は亥に當り七町三十間餘、又丑の方六
町瀧澤組下柳原村の界に至る、其村まで七町五十間餘、

すめぬ、常に皆禮義を守り尊卑の序を失はず、されば
稚き子共までも其風に移り、假初にも争など聞えしと
なしとぞ、正徳二年權右衛門及び又助二人に米を與て
賞す ○忠義者文八 明和元年褒賞して米を與ふ ○忠
義者かめ 文八妻なり同上 ○善行者忠左衛門 此村
の肝煎なり、明和二年褒賞して同上 ○善行者大島左
津右衛門 此村の肝煎なり、安永三年褒賞して同上
○善行者伊三郎 端村屋敷の農民なり、天明八年褒賞
して同上 ○忠義者五左衛門 寛政十一年褒賞して同上
○藤室村 府城の西北に當り行程十九町餘、家數三十軒、
東西一町五十八間餘、南北一町五間、南は府下西黒川小
黒川分の民家に連り三方田圃なり、東三町二十四間、上
荒久田村の界に至る、其村まで六町西二十九間西黒川達
磨分の地に界ふ、北は村際にて中明村に界ふ、其村まで
二町、
○水利 ○中明堰小黒川分より來り、田地に灌ぎ中明村
の方に注ぐ、
○神社 ○天満宮 境内東西八間南 村の丑の方一町餘にあ
り、鎮座の始詳ならず、鳥居幣殿拜殿あり、高久村黒
澤縫殿之助が司なり 【相殿五座】 △伊勢宮三座 一
座は本村より移し、一座は中明村より移し、一座は中

寅の方三町三十六間瀧澤組北柳原村の界に至る、其村ま
で七町、戌の方二町五十四間中明村の界に至る、其村ま
で六町十間餘、
○水利 ○黒川堰 上河原分より來り、田地に灌ぎ下荒
久田村の方に注ぐ ○黒川堰 西黒川小黒川分より來
り、中明村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
○神社 ○天子神社 境内東西十三間 村中にあり、鎮座の
始詳ならず、鳥居拜殿あり、高久村黒澤縫殿之助が司
なり 【相殿十一座】 △伊勢宮二座 一座は本村より
移し、一座は下荒久田村より移せり △熊野宮二座
同上 △稻荷神 本村より移せり △白鬚神 同上
△伊豆神 下荒久田村より移せり △三島社 同上
△諏訪神 同上 △山神 同上 △八乙女神 同上

○寺院 ○西光寺 境内東西二十間南 村西にあり、眞言宗
安樂山と號す、博勞町自在院の末寺なり、開詳ならず
元龜中宥意と云僧中興す、もと本村と同一丑の方二町
にあり、萬治四年共にここに移せり、本尊彌陀客殿に
安ず、

○古蹟 ○館迹二 一は村中にあり、東西三十二間、南
北二十八間、土居堀の趾遺れりいつの頃にか渡部源左

衛門某と云者居りしと云、一は村より丑の方三町三十間計にあり、東西二十間、南北三十間堀形あり、何人の住せしと云を知らず、土人鈴木屋敷と稱ふ、

○褒善 ○忠義者彌次郎 天明三年米を與て褒賞しき

○忠義者市助 天明六年同上、

●下荒久田村 端村 新田 府城の北に當り行程二十三町、家數三十一軒、東西二町四間、南北一町四十八間、四方田圃なり、東三町三十間、瀧澤組下柳村の界に至る其村まで八町五十間餘、西一町一間、中明村の界に至る、其村は未申に當り七町二十間餘、南二町四十六間上荒久田村の界に至る、其村は已に當り七町三十間餘北四町二十四間中前田村の界に至る、其村は丑に當り七町三十間餘、又皮の方五町八間沼木村の界に至る、其村まで五町四十間餘、

○端村 ○新田 本村の東五十間にあり、家數五軒、東西二十二間、南北四十三間四方田圃なり、

○水利 ○黒川堰 上荒久田村の方より來り、數派となり田地に灌ぐ ○中明堰 中明村の方より來り數派となり田地に注ぐ、

○寺院 ○寶藏院 境内東西二十五間南 村中にあり、眞言宗醫王山と号す、博勞町自在院の末寺なり、享祿四年

尊勝と云僧草創せり、本尊大日客殿に安す △藥師堂 客殿の東にあり、

○古蹟 ○壇 村より寅卯の方五町計、米澤に通る裏街道の左右に並び其數七あり、因て土人七壇と稱す、高二尺計より七八尺計、周二間より十四五間計に至る、何の由來を傳へず、經壇熊野壇など稱す、

●中前田村 府城の北に當り行程三十町、家數十五軒、東西一町二十一間、南北一町六間、北は渠川に傍ひ三方田圃なり、東三町四十五間、河沼郡代田組倉道村の界に至る、其村まで六町五十間餘、西五町、沼木村の界に至る、其村は未に當り七町三十間餘、北二十六間、代田組槻橋村に界ひ渠川を限りとす、其村まで二町十間又戊亥の方十二町木流村の界に至る、其村まで八町二十間、

○山川 ○渠川 村北二十間餘にあり、倉道村及び瀧澤組下柳原村の界より來り、戊亥の方に流るると十九町計木流村の界に入る、廣七間、

●木流村 小名 上沼 此村橋本木流・平塚西木流とて三區に分る相傳ふ昔河沼郡代田組藤倉村に二階堂を建立せし材木の餘れるを川に流し來り、此村に觀音堂を建立す、故に村名とし、その川も大工川と名けしとぞ、日橋堰の府城

の界に入る、境内を流ると十八町三十間 ○大工川

槻橋村の境内より來り、平塚木流を過ぎ西に流るると七町三十間、橋本木流の東にて渠川に入る、廣二間、

○關梁 ○橋二 共に渠川に架す、一は橋本木流にあり長八間幅二間勾欄あり、一は平塚木流の未の方二町三十間にあり、長六間沼木村の通路土橋なり、

○水利 ○高島堰 橋本木流にて渠川を引き代田組郡山村の方に注ぐ 八日町新堰 西木流の北にて渠川を引き八日町村の方に注ぎ其村の田地を潤す、

○神社 ○稻荷神社 境内周二町 橋本木流の東二町三十間餘、丘の上にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり高久村黒澤殿縫之助が司なり 【相殿十座】 △稻荷神三座 共に本村より移せり △熊野宮二座 同上 △伊勢宮 同上 △伊豆神 同上 △諏訪神 同上 △山神 同上 △雷神 同上 ○諏訪神社 境内東西二十間 西木流の北にあり、鎮座の年月を傳へず、觀音寺司る 【相殿

一座】 △宗像神 本村より移せり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西一町七間南 橋本木流の丑の方一町五十間餘、丘の上にあり、馬頭觀音木像を安す、耶麻郡川西組本寺村既嶽觀音の前立なり、既嶽の觀音秘像なりしかば、別に此像を刻て前立とす、されども彼

の北に當り行程一里六町、橋本木流家數十五軒、東西五十五間、南北三町十五間、渠川の兩岸にあり、西木流は此より西四町十間餘にあり、家數十一軒、東西三十六間南北一町四十間、平塚木流は橋本木流の辰巳の方八町十間餘にあり、家數九軒東西一町、共に四方田圃なり、東二町藤倉村の界に至る、其村まで八町、西三町十六間、河沼郡笈川組竹内村の界に至る、其村まで八町四十間餘南六町四十四間餘、鶴沼村の界に至る、其村まで八町十間餘、北二町三十六間代田組高島村の界に至る、其村まで十二町、又寅の方六町五十六間、代田組新屋敷新田村の界に至る、其村まで十町、辰巳の方五町五間中前田村の界に至る、其村まで八町二十間、亥の方五町三十間、笈川組八日町村の界に至る、其村まで九町四十間、此村の肝煎穴澤武右衛門と云ものの家に慶長四年の免目録を藏む、

○小名 ○上沼 平塚木流の北二町十間にあり、家數七軒、東西五十間、南北三十八間、四方田圃なり ○端村 屋敷 平塚木流の戌の方二町四十間にあり、家數七軒、東西一町、南北五十間、四方田圃なり、

○山川 ○渠川 中前田村の境内より來り、西に流れ、北に轉じ、橋本木流を過ぎ又戊亥の方に流れて八日町村

山は道嶮しければ參詣の便をはかり、大同の頃此に移し、天文の頃聖護院宮此堂に遊宴ありしと云 ○別當 觀音寺境内東西二十三間半 橋本木流にあり、眞言宗福壽山と号す、草創の年月を知らず、天文九年良秀と云僧中興せり、本寺村惠日寺の末山なり、本尊馬頭觀音客殿に安す ○藥師堂境内東西十四間南 平塚木流の南二十間餘にあり、草創の時代を知らず、寛文中までは應永二十二年大禪那五郎左衛門等と記せる藥師の像ありしと云 ○別當藥師寺境内東西十一間南 平塚木流にあり、慈念山と号す、府下大和町金剛寺の末山眞言宗なり、草創の年代詳ならず、天正中保仙と云僧中興せり、本尊地藏客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 平塚木流にあり、二十間四方いづの頃にか平塚四郎某と云者住せりと云、土居堀の形遺れり、

○褒善 ○善行者彌兵衛 寶曆十一年褒賞して米を與へり、

●東森臺村 もと東森代と云、寛文中今の字に改めき、府城の西北に當り行程一里十六町餘、家數五軒、東西二十二間、南北五十五間四方田圃なり、東は村際南十間、北三十三間、共に木流村に界ふ、其村は寅卯に當り一町五十間餘、西二町二十間、中森臺村の界に至る、其村まで

七町四十間餘、又未の方二町四十間下高野村の界に至る其村まで六町五十間餘、戌の方二町河沼郡笈川組竹内村の界に至る、其村まで七町四十間、

○神社 ○赤城神社境内東西十八間 村南三十間餘にあり、鎮座の始詳ならず、磐裂命根裂命を祭れり、鳥居あり高久村黒澤縫殿之助が司なり 【相殿二座】 △鬼渡神 鶴沼村より移せり △明神 同上、

●中森臺村 昔は中森代に作る、寛文中今の字に改めき、もと村東一町二十間餘にあり、用水の便により寛永二年今の地に移せり、府城の東北に當り行程一里三十町餘、家數十八軒、東西四十九間、南北二町二十六間、米澤街道の兩頬にあり、北は河沼郡笈川組竹内村に續き、三方田圃なり、東四町三十間、東森臺村の界に至る、其村まで七町四十間餘、西二町四間南は村際にて共に界澤村に界ふ、其村は界に當り十町四十間餘、又巳の五町三十間下高野村の界に至る、其村まで九町二十間餘、

○水利 ○吉田堰 下高野村の方より來り、田地に灌ぎ笈川組森臺村の方に注ぎ其村の田畝を潤す、

○神社 ○稻荷神社境内東西十四間 村中にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、高久村黒澤縫殿之助が司なり 【相殿四座】 △明神 地主神なり △伊勢宮二座 共に

に本村より移せり ○熊野宮 下高野村より移せり、

○寺院 ○清松寺境内東西十七間 村中にあり、曹洞宗江安山と号す、開基詳ならず、府下瀧澤町寶昌寺の末山なり、彌陀を本尊とし客殿に安す、

○褒善 ○孝行者源藏 寛政二年褒賞して米を與へき ○忠義者くら農民七郎兵衛妻なり、寛政五年褒賞して米を與へき、

●界澤村 會津河沼兩郡の界にあるゆえ名けりと云、府城の西北に當り行當り行程一里三十一町、家數五十間、東西一町二十五間、南北一町五十五間、四方田圃にて西は黒川に近し、東七町十間、中森臺村の界に至る、其村まで十町四十間餘、西二町高久村の界に至る、其村は申に當り十一町三十間、南八町十五間、下吉田村の界に至る、其村は辰に當り七町餘、北四町十五間、河沼郡笈川組米丸村の界に至る、其村まで十町二十間、又未の方九町十間横沼村の界に至る、其村まで十四町三十間餘、戌亥の方五町五間、笈川組熊川村の界に至る其村まで七町二十間、もと村の戌亥の方四十間餘に西館と云端村あり、今は廢せり、

○山川 ○黒川 村西一町にあり、上吉田村の境内より來り北に流ると二十五町餘、高久村の界に入る、

○水利 ○清水堰 上吉田村の方より來り、田地に注ぎ米丸村の方に注ぐ、

○神社 ○熊野宮境内東西六間南 村より亥の方二町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、高久村黒澤縫殿之助が司なり 【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移せり △山王神 同上、

○寺院 ○耕眞寺境内東西十九間南 村中にあり、曹洞宗高雲山と号す、開基詳ならず、天正三年獨峯と云僧中興し、天寧村天寧寺の七世正元を請して開山とせり、即天寧寺末山なり、本尊如意輪觀音客殿に安す ○稻荷神社 境内にあり、

○古蹟 ○館迹二 一は村中にあり、東西二十間、南北二十七間、土手高五尺、根置三間北に堀形残り、幅三間昔葦名直の臣金屋尾某と云者住せりと云、一は村より戌亥の方四十間餘にあり、東西二十間南北三十間、西館と云、何の頃にか金屋某居りしと云今田畝を開く、堀の趾僅に遺れり ○東雲寺跡 村北にあり、元祿四年本郡南青木組大豆田村に移れり ○壇 村より未の方七町にあり、高九尺周二十一間、古堂と云ふ、往古堂ありし所と云傳ふ ○下橋 村北二町にある字なり、昔橋ありし時源義經馬より下りて過しとて此名ありとぞ、今は橋架すべき川もなく名のみ遺れり、

○褒善 ○孝行者藤左衛門 此村の肝煎なり、明和四年米を與て褒賞せり ○孝行者初太郎 寛政十一年同上 ○忠義者小右衛門 文化二年同上、

新編會津風土記卷之三十

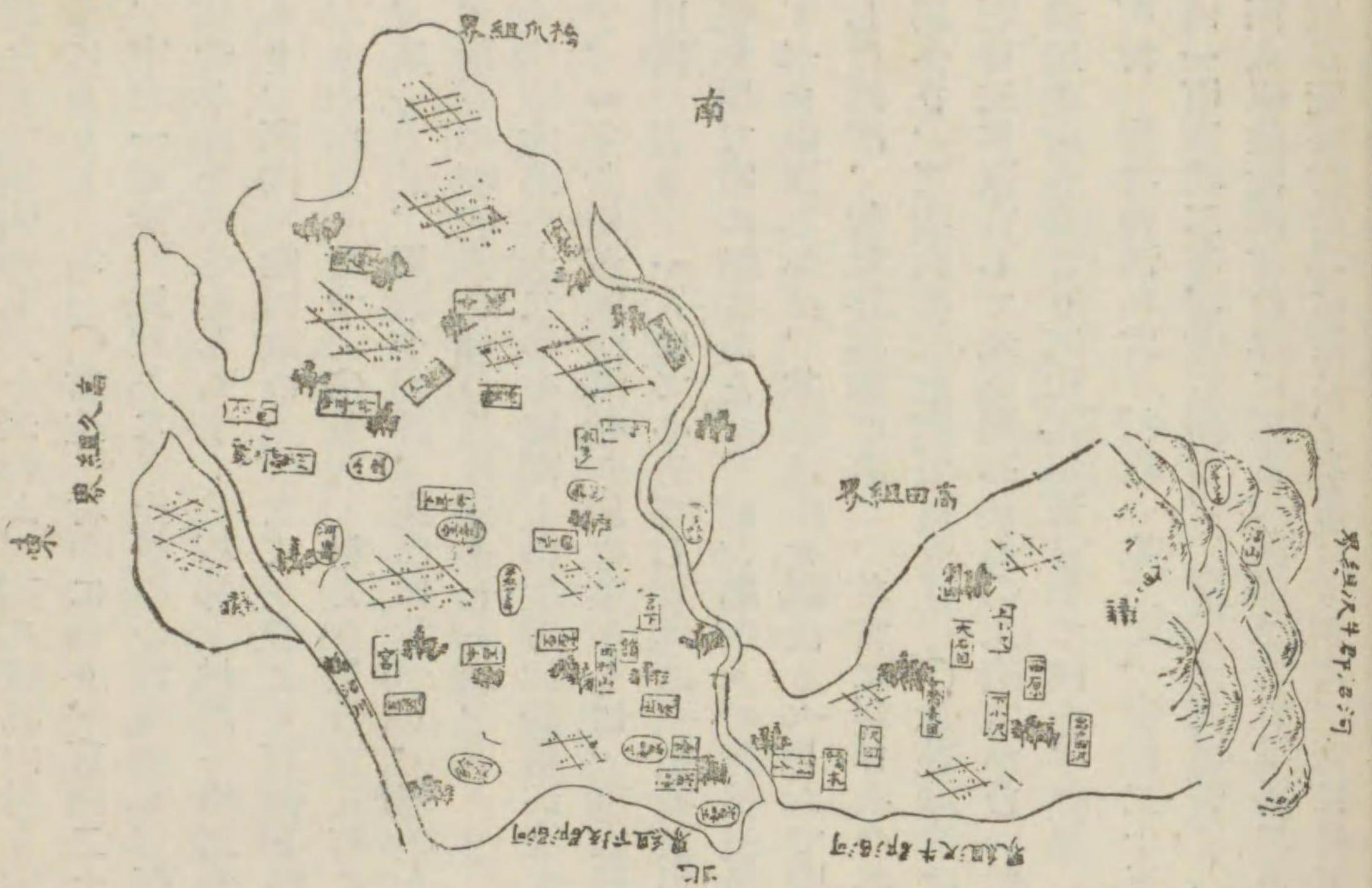
陸奥國會津郡之五

中荒井組

此地府城の西に當り、本郡の東北にて大沼郡の地に跨り、宮川其間を限れり、東は高久組に界ひ、西は河沼郡牛澤組に接し、南は本郡橋爪組大沼郡高田組に續き、北は河沼郡坂下組牛澤組に隣る、東西三里、東は高久組鍛冶屋敷村野村の山、南北一里十六町、南は橋爪組西麻生村の界より北界に至る、牛澤組上茅津村の界に至る、鶴沼川流れ中央を宮川流れ、西に僅に小山あり、村里皆平衍の地にあり、田圃多く農隙に苧を織り、繩を綯ひ、草鞋を作り、婦女は木綿を織て賣出す、中荒井村・二日町村・東麻生村・下荒井村・蟹川村・眞渡村は多く、菜蔬を種て府下に鬻ぎ、和泉村・臺村は宮川に傍ひ、二日町・村蟹川村・眞渡村は鶴沼川に臨み漁網の利多し、又下荒井村眞渡村より歳首に萬歳出て、東國仙道諸郡を廻る、大沼郡の各村は氣候習俗高田組に同じ、此組の諸村皆郷名を失ひ、本郡の諸村は共に門田莊と稱す、凡三十二箇村あり、

り、九箇村は大沼郡の部に載す
 中荒井組二十三箇村
 中荒井村 二日町村 東麻生村 宮袋村 宮袋新田村 寺堀村 端村 新田今廢 今和泉村 鷺林村 本多村 端村 新田 十二所新田村 宮下村 端村 勘太新田 荒田村 下荒井村 小名 寶壽 端村 平太屋敷 蟹川村 端村 小出 河崎 磯宮村 眞渡村 端村 鈴淵 中里村 石原村 田村山村 館村 出尻村 臺村 和泉村 端村 上和泉村 下和泉村 橋本
 ●中荒井村 府城の西に當り行程一里六町、家數五十一軒、東西三町六間、南北三町二十四間、四方田圃なり、東二町四十二間、二日町村の界に至る、其村まで四町、西五町四十間今和泉村の界に至る、其村まで六町南六町六間、本郡橋爪組柏原村の界に至る、其村は未に當り十二町餘、北三町下荒井村の界に至る、其村は亥に當り十町、又丑の方四町三十八間蟹川村の界に至る、其村まで九町、辰の方七町、本郡橋爪組下米塚村の界に至る、其村まで十一町餘、未の方六町、東麻生村の界に至る、其村まで七町、
 ○水利 思鑿堰オモヒボリ 下米塚村の方より來り田地の養水とし、下荒井村の方に注ぐ、

中荒井組地理之圖



○郡署 ○郡役所 村東にあり、郡奉行を置き民事を統制せしむ、南青木組飯寺村・高久組高久村・河沼郡坂下組坂下村・大沼郡高田組高田村の代官所これに隸す、
 ○倉廩 ○米倉二屋 村中にあり、一屋は社倉なり、一屋は本組の米を納む、
 ○神社 ○諏訪神社 境内東西二十一間南 村より二町未の方にあり、勸請の時代を知らず、鳥居拜殿あり、下荒井村坂内備前が司なり、【相殿十二座】 △白幡八幡宮 本村より移せり、 △熊野宮 同上 △羽黒神 同上 △六所神 同上 △感應神 同上 △伊勢宮 二日町村より移せり、 △雀神 同上 △稻荷神四座 三座は本村より移し一座は二日町村より移せり、
 ○寺院 ○千葉寺 境内東西二十六間南 北三十五間半年真地村中にあり、求法山と號す、眞言宗山城國醍醐三寶院の末寺なり、何れの頃にか千葉某此地に來り當寺を建立し、隆譽と云僧を開山とし、天文中有澄と云僧再興せしと云、本尊大日客殿に安す ○觀音堂 境内にあり、
 ○古蹟 ○御膳河原 村より三町三十間餘、未の方にあり、昔は大なる河原なりしに、鶴沼川の水道變じて後田圃を開き今僅に残れりと云、側に旗明神の舊趾もあり、佐原十郎左衛門尉義連始て此國に下向の時、幕を

打ち旗を立て晝餉せし所と云傳ふ、高久組幕内村も本は此邊にありしと云 ○館迹 村中にあり、東西二十間餘、南北一町餘、民屋となり土手堀の形残り、何人の住せし處なるを知らず ○石佛 村西一町二十間にあり、高四尺餘田畝の中に立てり昔より石佛と稱すれども來由を知らず ○壇四 村より辰の方五町にあり、高一丈計、周四十間計、東西に並べり、四壇と稱す、慶長の頃逆修念佛の爲に築きしと云、

○褒善 ○市太郎 十二年の間高久組深川村新助か家に奉公す、一年新助が家内温疫の病に染みしに、市太郎醫藥田畠の事まで一人にて心を盡しければ、主人其年の冬暇を與て家に歸さんとす、市太郎主人の病後温泉に浴すべき由聞しかば、其後に暇を賜はるべしとて固く辭しければ、新助益其志に感じ、其言に従ひ次の年暇を與へき、天明六年米を與て賞せり ○忠義者清次郎 延享二年褒賞して米を與へり ○忠義者かむ 此村の農民金之丞妻なり明和五年褒賞して同上、

●二日町村 府城の西に當り行程一里二町、家數二十三軒、東西一町南北二町、東は鶴沼川に臨み三方田圃なり、東七町高久組鍛冶屋村の界に至る、其村まで九町西二町二十八間中荒井村の界に至る、其村まで四町、南二町三

間、本郡橋爪組下米塚村の界に至る、其村は巳午に當り十町十間餘、北四町十間蟹川村の界に至る、其村は亥に當り六町三十間餘、又辰の方六町高久組幕内村の界に至る、其村まで十三町四十間餘、

○山川 ○鶴沼川 俗に大川 村東にあり、幕内村の境内より來り北に流るゝと十一町五十間餘、蟹川村の境内に入る、

○關梁 ○船渡場 村東にて鶴沼川を渡し府下に通る道なり、

○褒善 ○善兵衛 此村の肝煎なり、一歳鶴沼川洪水し、川除土手破れ、下米塚村端村出新田の民居次第にかけいらんとす、村民皆地高き處に集り二三日に及ぶ、水かさ彌増り、舟も通はず、食物もなければ皆皆飢にのぞむ、善兵衛食物を携へ漲る流を押渡り、飢人をすくひ又近村の渡舟を得て人馬共に下小松村に引取りけり、寶曆八年錢を與て賞せり、

●東麻生村 府城の西に當り行程一里六町、家數十四軒東西二町二間、南北一町一間、四方田圃なり、東は村際にて本郡橋爪組下米塚村に界ふ、其村まで七町二十間餘、西二町宮袋村の界に至る、其村まで十三町十間餘、南七町本郡橋爪組柏原村の界に至る、其村は辰に當り六町五

十間餘、北一町、中荒井村の界に至る、其村は丑に當り七町、又申の方四町四十六間、本郡橋爪組西麻生村の界に至る、其村まで六町十間餘、戌の方二町、今和泉村の界に至る、其村まで十町、

○神社 ○感應神社 境内東西十一間南村南二町三十間餘北北二十二間免除地 村南二町三十間餘にあり、祭神詳ならず、何れの頃の鎮座と云を知らず、鳥居あり、下荒井村坂内備前是を司る 【相殿一座】 △伊勢宮 本村より移せり、

●宮袋村 府城の西に當り行程一里二十四町、三區に分る、南を新屋敷と云、家數十九軒、東西三十九間、南北四町四十五間、此より五十間戌亥の方を館越と云、家數三軒東西三十三間、南北二十四間、此より二十間餘戌亥の方を古屋敷と云、家數九軒、東西四十三間、南北一町三十一間、共に西南は宮川に近く、東北は田圃なり、東四町五十四間寺堀村の界に至る、其村は寅に當り七町三十間餘、西三町三十二間大沼郡高田組境野村に界ふ、南一町高田組佐布川村の界に至る、其村まで七町四十間餘、北四町二十七間鷺林村の界に至る、其村は丑に當り六町餘、又辰の方三町十間、本郡橋爪組西麻生村の界に至る、其村まで十四町、戌の方四町四十二間宮袋新田村の界に至る、其村まで七町、

○山川 ○宮川 俗に鶴沼川 村より一町十間餘甲の方にあり、佐布川村の界より來り戌亥の方に流るゝと三町餘、宮袋新田村の界に入る、

○神社 ○富士神社 境内東西二十間南古屋敷の戌亥の方にあり、何れの時勸請すと云を知らず、祭神は木花開耶姫命なり、馬居幣殿拜殿あり、下荒井村坂内備前が司なり 【相殿二座】 △若宮八幡 本村より移せり △稻荷神 同上

○寺院 ○本休寺 境内東西三十八間南北二十間年貢地 新屋敷にあり、山號を心宮山と云、開基詳ならず、文祿三年空鏡と云僧住せしと云、眞言宗中荒井村千葉寺の末寺なり、本尊彌陀客殿に安ず、

●宮袋新田村 此村は寛永元年宮袋村の境内にて新墾せし處と云、府城の西に當り行程一里三十町、五區に分る、南の一區家數三軒、東西十五間、南北四十八間、其西二十間餘に一區あり、家數四軒、東西二十間、南北四十八間、其北二町四十間餘に一區あり、家數二軒、東西十九間、南北十八間其東一町三十間に一區あり、家數二軒、東西三十五間、南北十五間、此より十間餘丑の方に一區あり、家數三軒、東西二十間、南北二十五間、共に西南は宮川に傍ひ、東北は田圃なり、東三十九間北二十七間

共に十二所新田村の界に至る、其村は丑に當り七町、西三十間、南二町十四間、共に大沼郡高田組境野村に界ふ、
○山川 ○宮川 村西にあり、宮袋村の境内より來り西に流れ、北に轉じ、十二町餘流れ十二所新田村の境内に入る、

○褒善 ○忠義者治助 寛政二年褒賞して米を與へり、
○寺堀村 府城の西に當り行程一里十七町、家數十八軒、東西一町四十七間、南北二町五十四間、四方田圃なり、東一町今和泉村の界に至る、其村は丑に當り三町、西一町、宮袋村の界に至る、其村は申に當り七町三十間餘、南五町五十八間、本郡橋爪組西麻生村の界に至る、其村まで七町四十間餘、北二町三十九間、鷺林村の界に至る、其村は亥に當り三町餘、もとは村の辰巳の方四町に新田と云端村あり、今は廢す、

○神社 ○富士神社 境内東西二十間南、北二十四間免除地村中にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり下荒井村坂内備前是を司る
【相殿二座】△稻荷神 本村より移しき △雷神 同上
○寺院 ○多門院 境内十二間、四方年貢地村中にあり、雷電山と號す、下荒井村蓮華寺の末寺眞言宗なり、草創の年月詳ならず、何れの頃にか本行と云僧舊宇を中興し、承應二年圓説と云、僧再興せしと云、本尊地藏客殿に安す △毘

沙門堂 境内にあり、毘沙門木像長四尺相傳て本行一日の垢離の爲に村南の深淵に殘れりに至りしに、此像水底より浮び出づ、本行心肝に銘じ擔ひ歸て安置せしと云、

○今和泉村 昔此村に酒を醸するに宜き清水涌出しに近村に泉村ある故今泉村と名けしと云、後文字を改めき、府城の西に當り行程一里十四町、家數二十五軒、東西一町三十間、南北一町五十四間、四方田圃なり、東二十間中荒井村の界に至る、其村まで六町西二町二十七間、鷺林村の界に至る、其村まで四町、南八町本郡橋爪組西麻生村の界に至る、其村まで九町十間餘、北五町九間下荒井村の界に至る、其村まで九町、又辰の方八町、東麻生村の界に至る、其村まで十町、未の方二十間寺堀村の界に至る、其村まで三町、

○山川 ○清水 村より四町戌の方にあり、廣六間計、一町三十間餘西に流れ、鷺林村の界に入り蓼川となる、
○神社 ○白山神社 境内東西八間南北二十四間免除地村中にあり、鎮座の始傳らず、鳥居あり下荒井村坂内備前が司なり 【相殿四座】△若宮八幡 本村より移せり △戸隠神 同上 △稻荷神 同上 △婆神 同上
○寺院 ○長泉寺 境内東西九間半南、北十八間年貢地村中にあり、山號を高

雄山と云、眞言宗下荒井村蓮華寺の末寺なり、天正十九年天台の僧豪圓と云僧草創し、慶長五年宥俊と云、僧住して長泉寺と名けしと云、本尊地藏客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 村北二町四十間にあり、東西三十間餘、昔關出雲守某と云者住せし所と云、字を屋敷と稱し井の跡あり、北の方に五輪壇と稱する小荒あり、もとはこゝに五輪ありしと云、南の方の田に柳館屋敷前等の字あり、此より一町計隔て北の方に雲河原と云處あり、
○舊家 ○總左衛門 關出雲守が末葉にて後農民となり、享保の頃まで出雲守が館迹に住せしと云、家に槍一筋を傳ふ、

○褒善 ○忠義者八右衛門 寛政六年褒賞して米を與へき、
○鷺林村 府城の西に當り行程一里十八町、家數三十九軒、東西一町三十間、南北二町三十間、四方田圃なり、東一町三十三間、今和泉村の西に至る、其村まで四町、西七町宮袋新田村の界に至る、其村まで十二町二十間餘、南二十四間寺堀村の界に至る、其村は巳に當り三町餘、北五町下荒井村の界に至る、其村は寅に當り九町二十間、又未の方一町三十七間宮袋村の界に至る、其村まで六町餘、戌の方七町十二所新田村の界に至る、其村まで十町三

十間餘、亥の方七町本多村の界に至る、其村まで十町餘、
○山川 ○蓼川 村より三町丑の方にあり、今和泉村の村より來り丑寅の方に流るゝと八町三十間、本多村の村に入る、廣七間計、

○神社 ○八王子神社 境内東西二十五間南、北二十四間免除地村東四十間にあり、鎮座の時代を知らず、祭神は大己貴命なりと云、鳥居あり、下荒井村坂内備前是を司る 【相殿二座】△伊勢宮 本村より移しき △福神 同上
○寺院 ○西福寺 境内東西九間半南、北二十四間年貢地村中にあり、延命山と號す、何れの頃にか此村の地頭荒川大炊助某と云者草創し宥與と云僧を請て住せしめ慶長二年宥賢と云僧住せしと云、眞言宗下荒井村蓮華寺の末寺なり、本尊地藏客殿に安す、

○古蹟 ○百騎沼 村北三町十間にあり、昔石川氏傳へず一盃館に遺跡ありに據りしとき、月夜に兵を出せしに、折しも蕎麥の花盛りにて路上一面に水色の如く見えしかば、百騎の兵一同に此沼に驅入溺死す、因て名づけしと云、寛文の頃までは周六十間計ありしと云、今は葭多く生じ、形僅に残れり、此邊より往々鎧草摺のくちたるを掘出す事ありとそ、舊事雜考に或説を引て貞和五年會津小松合戦と云は此時の事なるべしと云

○褒善 ○忠義者伊右衛門 安永二年米を與て褒賞せり、
 ●本多村 端村 新田 府城の西に當り行程二里、家數十八軒、東西一町二十七間、南北一町二十間未申の方十二所新田村に續く、又丑寅の方五十間圍に一區あり、家數十軒、東西一町五十間、南北四十一間、共に四方田圍なり、東一町四十六間、下荒井村の界に至る、其村まで十町三十間、西一町二十六間十二所新田村に界ふ、南二十一間、鷺林村の界に至る、其村は辰に當り十町餘、北五町三十間宮下村の界に至る、其村まで七町三十間餘、
 ○端村 ○新田 本村の北二十町十間にあり、家數十軒東西二十八間、南北一町十六間、四方田圍なり、もとは本村の戌亥の方三町三十間餘、宮川の邊にあり、寛政二年水災を避て此に移れり、
 ○山川 ○宮川 端村新田より六町十間餘西にあり、十二所新田村の境内より來り此に流れ、東に轉じ、六町四十間餘流れ宮下村の境内に入る ○蓼川 村東二町五十間餘にあり鷺林村の界より來り九町餘北に流れ荒田村の界に入る ○清水 村東三町餘にあり、廣四間六町五十間餘、北に流れ荒田村の界に入り、田地の養水となる、

○神社 ○天満宮 境内東西二十二間南北十七間免除地村の丑の方二町三十間餘にあり、昔一盃館ありし跡なりと云、鷺林村の條下座の年代詳ならず、鳥居幣殿拜殿あり、下荒井村坂内備前これを司る【相殿一座】△十二所權現 十二所新田村より移せり、
 ○寺院 ○本泉寺 境内東西十三間南北二十間年貢地 村中にあり、出井山と號す、下荒井村蓮華寺の末寺眞言宗なり、慶長十六年行運と云僧草創せしと云、本尊不動客殿に安す、
 ●十二所新田村 此村は寛永申開く處の新田にて、其地にもと十二所權現の社ありし故名けしと云、府城の西に當り行程一里二十四町、家數二十軒、東西二町一間、南北五十二間、丑寅の方本多村に續き、四方田圍なり、東は村際北三十間共に本多村に界ふ、西六町、大沼郡高田組檜目村に界ひ、宮川を限とす、南二町十二間宮袋新田村の界に至る、其村は未に當り七町、又辰の方三町三十二間、鷺林村の界に至る、其村まで十町三十間餘、
 ○山川 ○宮川 東西六町にあり、宮袋新田村の界より來り、北に流るゝと八町二十間、本多村の界に入る、
 ○褒善 ○傳吉 幼き時より橋爪組下米塚村肝煎三郎次が家に奉公せり、主人も心安きものに思ひ金錢の出入までも任せおきけり、或時主人の老母府下に出るに從

ひ下小松村の渡船に乗合しに、折節水かさ増り船くつがへり同船四五人まで溺死せり、傳吉さかまく波に押流されながら、主人の母にひしと附添ひ川の中島に登りければ、上米塚村より助船出て過なく引取りけり、寛政二年賞して米を與へき、
 ●宮下村 端村 勘太新田 天文の頃まで下荒田村と云、後今の名に改めしと云、府城の西に當り行程一里二十四町、家數二十四軒、東西一町二十間、南北一町三十間、四方田圍なり、東五町五間、北三町二十間、共に館村の界に至る、其村は丑寅に當り三町十間餘、西三町四十七間、大沼郡高田組新屋敷新田村の堺に至る、其村まで八町四十間餘、南九町五間本多村の界に至る、其村まで七町三十間餘、又巳の方一町十三間、荒田村の界に至る、其村まで六町、
 ○端村 ○勘太新田 本村より六町三十間餘申の方宮川の西にあり、家居一軒、東は宮川に近く、西は新屋敷新田村の端村、向新田の民居に續く、
 ○山川 ○宮川 村西三町四十間餘にあり、本多村の境内より來り、北に流るゝこと十二町餘、和泉村の境内に入る ○蓼川 村西二町にあり、荒田村の界より來り北に流るゝこと十町餘、出尻村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西四町にあり、宮川に架す、土橋にて隣村の通路なり、新屋敷新田村の條下に出す
 ○神社 ○八幡宮 境内東西十六間南北六間免除地 村中にあり鎮座の初分明ならず、應永十年天文二十四年に修理ありし棟札二枚あり、其後延寶二年に筑前守正經これを修補せり、八月十五日祭禮あり △鳥居 兩柱の間八尺 △本社 五尺四面東向 △幣殿 二間に一間半 △拜殿 四間に二間 △神供所 拜殿の北にあり二間に一間半、棟札
 表
 迦陵頻迦聲結縁之初普及於一切
 勸進沙門阿闍梨豪仙 子息平義
 梵字 奉修理八幡宮御社一字 宮主平守光
 應永十年癸未八月六日
 大工太郎兵衛入道沙彌祐勝 彦太郎 兵衛四郎
 裏
 梵字 會津西十二村内下荒田百姓同心造之
 同 表
 富田美作守藤原滋實 花押

梵字 滿字 奉修理八幡宮御社一宇 願者

日出山豊後守平實顯 花押
大工井上内匠助平宗儀

裏

天文廿四年乙卯九月廿九日

奥州會津西十二村之内下荒田

【相殿九座】 △伊勢宮二座 一座は出尻村より移し一座は和泉村より移せり △若宮八幡 出尻村より移せり △稻荷神 同上 △婆神 同上 △熊野宮 和泉村より移せり △諏訪神 同上 △明神 同上 △稻荷神本村より移せり ○神職渡邊出羽 寛文中勝大夫久安神職と成てより今の出羽久明まで五世なりと云、●荒田村 府城の西に當り行程一里十八町、家數六軒、東西一町三十間、南北二十四間、又北の方三十間に一區あり、北村と云、家數六軒、東西一町十二間、南北四十二間、已の方四十間餘に一區あり、深屋敷と云、家數二軒、東西二十七間、南北十六間、共に四方田圃なり、東一町三十四間、南一町八間、共に下荒井村の界に至る、其村は辰に當り八町村十一町宮下村の界に至る、其村は戌に當り六町、北二町四十九間、田村山村の界に至る、

其村まで七町三十間、又亥の方二町十二間館村の界に至る、其村まで六町、
○山川 ○蓼川 村西六町にあり、本多村の界より來り北に流るゝと二町十間餘、宮下村の界に入る、
○神社 ○熊野宮 境内東西九間南北十三間免除地 北村にあり、鎮座の時代詳ならず、鳥居拜殿あり、宮下村渡部出羽が司なり
【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり △湯殿神 同上
○寺院 ○東泉寺 境内東西十九間南北十七間年貢地 北村にあり、眞言宗山號を多光山と云、開基の僧を隆興と云、何れの頃の創立と云事を詳にせず、明應五年雄賢と云僧住し、下荒井村蓮華寺の末寺となりしと云、本尊大日客殿に安ず、
○古蹟 ○館迹 村東一町三十間にあり、今は島となり、其形なし字を館内と云、何人の住せし跡なるや詳ならず、
○褒善 ○忠義者權之丞 延享二年褒賞して米を與へり、●下荒井村 小名 端村 寶壽 平太屋敷 府城の西に當り行程一里十八町、家數六十三軒、東西四町、南北四十一間、中程より南に通るを本町と云、東西三十一間、南北一町三十七間、四方田圃なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東二町三十四間、蟹川村の界に至る、其村は辰巳に

當り八町、西八町四十四間、本多村の界に至る、其村まで十町三十間、南三町五十一間、今和泉村の界に至る、其村まで九町、北五町五十三間、中里村の界に至る、其村まで九町、又戌の方七町二十一間荒田村の界に至る、其村まで八町、

○小名 ○寶壽 本村の北五町五十間にあり、家數三軒、東西一町二十間、南北二十間、寛政五年寶壽院の住侶本教と云僧本村及び田村山村の境内を新墾して民居を構へき、文化二年より寶壽と稱し本村に屬す、

○端村 ○平太屋敷 本村より六町二十間戌亥の方にあり、家數五軒、東西四十二間、南北四十八間、四方田圃なり、

○山川 ○清水 小名寶壽の南にあり、東西一町五十間餘、南北九間白水清水と云小魚多し、下流中里石原田村山三村の田地に灌ぐ、
○水利 ○思鑿堰 中荒井村の方より來り田地の養水とし中里村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり本組の米を納む、
○神社 ○熊野宮 境内東西二十五間南北四十間免除地 村南五町十間にあり、勸請の年月詳ならず鳥居幣殿拜殿あり 【相殿四座】 △伊勢宮二座 共に本村より移せり △八幡宮 同上



者あり、文祿中十三世宥明が時浦生氏郷の命を受飯豊山を中興し、即此寺を以て別當とせり、慶長六年氏郷の子秀行耶麻郡一戸村にて五十石の地を寄附し、寛永五年加藤明成耶麻郡稻田村にて改附し、今猶五十石を知行せしめ飯豊神社の別當たり △制札 門外南の方にあり △客殿 十一間に八間南向本尊虚空藏 △庫裏 客殿の北にあり十間に四間 △観音堂 客殿の南にあり三間四面東向もと村北五町二十間餘にあり別當を妙法寺と云當寺の末山なり寛永中に其寺廢せし時此に移せしと云、會津三十三所巡禮の一なり昔仁範が行を留めし翁は此觀音の形を現せし也と云、鰐口一口あり徑七寸餘越州河内橋立今熊野山元弘三年癸酉九月十五日寛祐と彫附あり、元弘三年癸酉は正慶二年なり、神皇國より還幸有て正慶の號を去り元弘に復せられしは此年六月の事なり、又保曆間記に元弘二年先帝を隱岐國に遷したてまつり正慶と改元ありしかとも、元弘の年號を追ふ者のみ多かりしとも見えたれば、此器微少なれども考古の一證に備ふべし

△飯豊神社 安殿の西にあり、

【寶物】 △紺紙金泥法華經 一軸 △飯豊山圖 一軸

△浦生秀行證文 一通其文如左

會津於分領御知行五拾石奉寄進候全可社務者也

慶長六年十月十八日

秀行 花押

飯出山別當坊

△加藤明成證文 一通

○寶壽院 境内東西十七間半 村中にあり護命山と號す、眞言宗蓮華寺の末寺なり、もとは蓮華寺の院内に在て六坊の一なり、天正の兵燹の後寶順と云僧此に移せりと云、本尊地藏客殿に安す ○覺藏院 境内東西十九間半 村中にあり、山號を良翁山と云、眞言宗蓮華寺の末寺なり、もとは寶壽院と同く本寺の院内にあり、天正十七年宥雄と云僧移して此處に營せりと云、本尊地藏客殿に安す ○地藏堂 境内東西五間南 端村平太屋敷にあり、建立の年曆詳ならず、地藏木像長八寸、作者をしらず、修驗霜洗院司なり、

○古蹟 ○五重塔跡 村北二十間にあり、舊事雜考に或記を引て應安元年に供養せしと云、今本郡南青木組北青木村惠倫寺に此村康寧山寶壽禪寺の鐘あり、康安二年壬寅仲呂日と彫附あり、蓮華寺未だ創建せざる以前既に寺ありしと見ゆ、然れども來由詳ならず、慶長十六年の地震に崩れしと云、今田圃となり其字を塔内と稱ふ ○城迹 村北にあり、米倉の地即本丸の跡と云三十間四方計、東西北に土手を築き堀形其腰を廻る、北方の堀は田となり、其字を内膳堀と稱す、二丸其三面を

周り東西二町餘、南北五十間、東面は民居となり其餘は田圃を開く、其北に出丸あり、東西五十間計、南北二十間計皆島となる二丸と出丸との間の田の字又内膳堀と云、此より南の方本町の南端に追手口の迹あり、すこしき土手のこり、其邊の字を上城口と稱ふ、葦名氏の時其臣富田氏諱を失ふをして守らしめし所と云、何れの頃の營築と云をしらず ○大壇 村西四町にあり高一丈餘、周二十八間來由をしらず、

○褒善 ○文四郎 身を賣て人につかへけるが、聊の品を興る者あれば貯ひおき父母のもとにをくれり、其後父はうせ母は獨家にあり、或日暴に病に侵され危急なる由を告げきたる文四郎主人に暇を乞ひ、とく歸見れば、母ははや絶入ければ、文四郎泣々ながらを搔抱き、終夜肌を以て暖むれば、あくる朝に母の身あたまり出ければ、藥を興へ兎角して蘇生しけり、其後にかゝる事あるべきもはかり難しとて家に歸り、一向に孝養をつくしければ、明和六年賞して米を興ふ ○忠

義者さむ 此村の農民又三郎妻なり、安永五年 同上
蟹川村 端村 小出 河崎 此村及び端村小出河崎もと下荒井村に屬す、萬治の頃別村となりしと云、府城の西に當り行程一里六町、家數三十二軒、東西五十八間、南北

一町八間、東は鶴沼川に臨み三方田畝なり、東九町高久組小見村の界に至る、其村は寅に當り十三町西五町二十六間下荒井村の界に至る、其村は戌亥に當り八町、南二町三十五間、二日町村の界に至る、其村は巳に當り六町三十間餘、北四町十間、礮宮村の界に至る、其村は亥に當り十六町三十間餘、又辰の方十町二十間、高久組鍛冶屋敷村の界に至る、其村まで十四町五十間、未の方四町二十二間、中荒井村の界に至る、其村まで九町、

○端村 ○小出 本村の間二町二十間餘にあり、家數十二軒、東西一町二十二間、南北四十三間、四方田圃なり ○河崎 本村の北一町四十間餘にあり、家數十九軒、東西四十間、南北一町十五間、東は鶴沼川に臨み三方田圃なり、

○山川 ○鶴沼川 村東にあり二日地村の界より來り、北に流るゝと廿二町二十間、眞渡村の界に入る、

○關梁 ○船渡場 村東にあり鶴沼川を渡り府下に通る道なり、

○神社 ○富士神社 境内東西十間南 端村小出の西五十間にあり、草創の時代を詳にせず、鳥居あり下荒井村坂内備前是を司る 【相殿九座】 △伊勢宮 本村より移せり △熊野宮 同上 △山王神 同上 △御嶽神

同上 △稻荷神三座 一座は本村より移し二座は端村河崎より移せり △鬼渡神 河崎より移せり △磐梯神 礫宮村より移せり、

○寺院 寶光院境内東西二十二間端村小出にあり、荒傳山と號す、明應四年の創建にて開基の僧を寶泉と云、下荒井村蓮華寺の末寺眞言宗なり、本尊地藏客殿に安ず、

○古蹟 ○寺跡 端村河崎の北二町五十間にあり、下荒井村蓮華寺の遺趾なりと云、三鉢の松も此地にありしと云、

○褒善 ○孝行者半十郎 此村の肝煎なり、享保九年賞

して米を與ふ ○忠義者善右衛門 寛政十年賞して同上

礫宮村 昔磐梯山の方より圓石一飛來て此地に隕つ、明神の擲ち給ふ礫なりとて社を建て、尊崇す、村名これに因れりと云、府城の西に當り行程一里六町、家數五軒圍なり、東二町二十五間、蟹川村の界に至る、其村は已に當り十六町三十間餘、西一町二間、南三十一間、共に下荒井村の界に至る、其村は未申に當り十町二十間餘、北五十八間、眞渡村の界に至る、其村まで三町十間餘、
○眞渡村端村 鈴淵 府城の西北に當り行程一里六町、家數五十五軒、東西二町二十二間、南北二町五十七間、東

は鶴沼川に臨み三方田圍なり、東二町三十間、蟹川村に界ふ、西三町五十三間中里村の界に至る、其村は未申に當り四町二十間餘、南一町十五間礫宮村の界に至る、其村まで三町十間餘、北十一町三十四間、河沼郡坂下組塚原村の界に至る、其村に戌亥に當り二十三町五十間餘、
○端村 ○鈴淵本村の戌の方九町二十間餘にあり、家數十九軒、東西一町四十八間、南北一町四十四間、四方田圍なり、

○山川 ○鶴沼川 村東にあり蟹川村の境内より來り北に流るゝと十五町五十間、塚原村の境内に入る、

○水利 ○思鑿堰 中里村の方より來り、田地に灌ぎ村西にて二派となり、一は端村鈴淵の東を過ぎ河沼郡牛澤組上茅津村の方に注ぎ、牛澤組坂下組諸村の養水となり、一は鈴淵の西を過ぎ富川村に入る ○富川堰 村の東北にて鶴沼川を引き、塚原村の方に注ぐ ○樋 鈴淵の北にて思鑿堰に架す、縦横十字のごとし、因て十文字樋と名く、上樋は長六間、幅四尺、鈴淵の東を過るものを受て上茅津村の方に注ぎ、下樋は長八間幅一間鈴淵の西を過るものを受て富川堰に入る、
○神社 五郎神社境内東西十一間南北二十八間免除地村中にあり、祭神詳ならず何れの時の草創なることを知らず、鳥居・幣殿・拜殿

あり 【相殿三座】 △若宮八幡 本村より移せり △鈴

神 同上 △輝井神 同上 藤原泰衡が一族輝井某を祀れりと云 ○別當瀧本院 本山派の修驗なり、寶永

の頃善教と云者より現住善用まで五世なりと云、

○寺院 ○西光寺境内東西三十間南北二十間實地村中にあり、山號を東照山と云、何れの頃の開基と云ことを知らず、もとは眞言の道場なり、正保の頃より北青木村惠倫寺の末山曹洞宗となりしと云、本尊彌陀客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、二十間四方計の地を館内と稱す、如何なる人の居りし處と云を傳へず、

○中里村 府城の西に當り行程一里十二町、家數二十一軒、東西二町、南北四十間、四方田圍なり、東一町五十八間、北四町四十六間、共に眞渡村の界に至る、其村は實に當り四町二十間餘、西一町八間石原村の界に至る、其村まで一町二十間餘、南二町五十五間、下荒井村の界に至る、其村まで九町、

○水利 ○思鑿堰 下荒井村の方より來り、田地の養水とし眞渡村の方に注ぐ、

○寺院 ○德善院境内東西十四間半南北二十一間實地村中にあり、山號を延命山と云、大永五年の建立にて開基の僧を眞觀と云、眞言宗府下大町一桂院の末寺なり、本尊觀音客殿に安

す ○觀音堂 境内にあり、

○褒善 ○忠義者りむ 此村の農民宅右衛門母なり、寛延元年褒賞して米を與へり ○忠義者治助 享和元年褒賞して米を與へり、

○石原村 府城の西に當り行程一里十八町、家數十軒東西二町二十九間、南北一町一間、四方田圍なり、東は村際にて中里村に界ふ、其村まで一町二十間餘、西一町五十二間、田村山村の界に至る、其村は戌に當り三町、南二町二十八間下荒井村の界に至る、其村は辰巳に當り十町三十間餘、北二町二十二間、眞渡村の界に至る、其村は實に當り十二町四十間餘、

○寺院 ○寶藏院境内東西十五間南北十四間半實地村中にあり、山號を石澤山と云、下荒井村蓮華寺の末寺眞言宗なり、康保元年久光坊と云者草創せりと云、本尊不動客殿に安ず ○藥師堂 境内にあり、堂中に小石一を藏む、形楕にして長六寸計、寛文四年孟蘭盆會に村童松火を焚んとて石を聚めし中に此石あり、康保元甲子年二月十二日、開山石澤山藥師寺久光坊と書附ありしと云、今は文字さだかならず、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、肝煎の居宅となり、享徳の頃石原刑部信清と云者住せしと云、

○褒善 ○孝行者銀内 延享三年褒賞して米を與へり、
 ●田村山村 府城の西に當り行程一里二十一町、家數二十七軒、東西一町十七間、南北一町五十間、四方田圃なり、東四町一間、石原村の界に至る、其村は辰に當り三町、西二十五間、館村の界に至る、其村は申に當り二町、南四町二十間、荒田村の界に至る、其村まで七町三十間、北十一町二間、河沼郡牛澤組上茅津村の界に至る、其村は亥に當り十四町三十間餘、又戌亥の方四町二十間、和泉村の界に至る、其村まで七町、

○山川 ○清水 村より二十間餘、未申の方にあり、周二十間餘、慶長中上杉景勝此邊に鷹狩し、此水を飲み其甘冽を賞す、土人因て景勝清水と稱す、又其北に産清水と云あり、周六間計二水合して廣二間計の川となる、これを觀音の御手洗と云、和泉村の方に注き祖母川と稱ふ、田地の養水となり、下流宮川に入る、

○神社 ○住吉神社 境内東西十五間南 北十一町半免除地村中にあり、草創の時代を知らず、鳥居幣殿拜殿あり、宮下村渡部出羽が可なり【相殿十二座】△伊勢宮五座 一座は本村より移し、一座は石原村より移し、一座は館村より移し、二座は中里村より移せり △稻荷神二座 一座は本村より移し、一座は中里村より移せり △八王子神 本

村より移せり △十二神 同上 △白山神 中里村より移せり △諏訪神 館村より移せり △荒神 同上
 ○寺院 養泉院 境内東西十四間半南 北二十四間半免除地村中にあり、福聚山と號す、眞言宗下荒村井蓮華寺の末寺なり、もと蓮華寺六坊の一にして其境内にあり、天正己丑の兵火にかゝり宥覺と云僧此地に移せりと云、弘法を本尊とす客殿に安す ○觀音堂 境内東西十間南 北八間免除地 住吉神社の北にあり、創造の年月詳ならず、會津三十三所巡禮の一なり、養泉院これを司る、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西二十九間、南北五十間、民居となり字を館内と稱ふ、何人の居りし所なるををしらずと云、
 ○壇二 村の二町三十間餘丑寅の方にあり、西を灰塚と稱す、高六尺周二十間餘、一は其東三十間餘石原村と入會の地にあり、糠塚と稱す、高九尺周三十間餘東西に相對して田畝の中にあり、土民其來由を傳へず、天明中灰塚より管の如なる青石數枚と破鏡一片を掘出す青石は美須麻流の珠なるべしと云、

●館村 昔此地に大なる館あり、其跡に民居を營みし故名けりと云、府城の西に當り行程一里二十四町、家數十五軒、東西一町四十二間、南北四十六間四方田圃なり、

東一町十六間、北一町十三間、共に田村山村の界に至る、其村は寅に當り二町、西二町、二十一間、宮下村の界に至る、其村は未申に當り三町十間餘、南五町五十八間、本多村に界ふ、又巳の方三町四十八間、荒田村の界に至る、其村まで六町、

○寺院 ○觀音寺 境内東西十三間南 北十二間半免除地村中にあり、眞言宗大町一桂院の末寺なり、山號を福聚山と云、何れの頃の開基にか詳ならず、天正三年圓智と云僧修補を加へ同十六年兵火の爲に炎上し、其後再興して今に至れりと云、本尊彌陀安殿に安す △觀音堂 境内にあり、此堂も又圓智が修理せし所にして、兵燹にかゝり其後に再興せしと云、會津三十三所順禮の一なり、

●出尻村 府城の西に當り行程一里二十四町、家數八軒、東西五十間、南北一町、四方田圃なり、東四十五間館村の界に至る、其村は辰巳に當り二町餘、西三十三間北五十間、共に臺村の界に至る、其村は北に當り一町二十間餘、南一町、宮下村の界に至る、其村まで四町二十間、

○山川 ○蓼川 村より一町申の方にあり、宮下村の境内より來り北に流るゝと一町餘、和泉村の境内に入る、
 ○清水 村より一町未申の方にあり、周十間計、昔時蒲生氏郷夏月放鷹して此に至り、此水を掬して其味を

賞せり、因て寛永中までは四圍に柵木をまはせしとぞ、
 ○古蹟 ○寺迹 村南にあり、貞享の頃まで此處に日根山心光寺と云曹洞宗の寺あり、其後河沼郡野澤組藤村に移る、

○褒善 ○孝行者四郎右衛門 明和五年褒賞して米を與へり、
 ●臺村 府城の西北に當り行程一里二十三町、家數四軒、東西二十五間、南北三十五間、東北は和泉村の端村上和泉に續き、一村の如く西南は田圃なり、北の方二十間餘、上和泉の民居を隔て、家居一軒、又其北二十間餘に家居一軒あり、西二町和泉村の界に至る、其村は丑に當り一町四十間、南二十五間出尻村の界に至る、其村まで一町二十間餘、

○褒善 ○忠義者半之丞 享和元年賞して米を與ふ、
 ●和泉村端村 上和泉 下和泉 橋本 昔此村に清水あり、甘冽にして酒を醸するに宜し、これに因り泉村と云、後今の文字としき、府城の西北に當り行程一里二十四町、家數十軒、東西一町三十六間、南北四十二間、四方田圃にて西に宮川あり、東七町五十間眞渡村の界に至る、其村は辰に當り十六町五十間餘、西三町九間、大沼郡本組和泉新田村の界に至る、其村まで八町二十間餘、南三町

二間、出尻村の界に至る、其村まで三町四十間餘、北四町四十間、河沼郡牛澤組上茅津村の界に至る、其村まで五町、

○端村 ○上和泉 本村の南、一町十間餘にあり、家數十五軒、東西一町十八間、南北一町十一間、西は臺村に續き一村の如く、東南北は田圃なり ○下和泉 本村より四町亥の方にあり、家數八軒、東西一町二間、南北四十四間、西は宮川に近く、三方田圃なり ○橋本 本村の西三町四十間餘、和泉新田村の境内を隔て宮川の西にあり、家數二軒、東西三十八間、南北三十四間四方田圃なり、地面東西一町十五間、南北一町七間、本郡の地に續かず、大沼郡の中にあり、東は和泉新田村に隣り、西南北は大沼郡本組澤田村に界ふ、
○山川 ○宮川 村西二町四十間にあり、宮下村の界より來り北に流るゝと十町餘、上茅津村の界に入る ○蓼川村西二町二十間餘にあり、出尻村の界より來り、北に流るゝと四町餘宮川に入る、
○關梁 ○橋 村西二町二十間餘にあり、長六間、隣村の通路蓼川に架す土橋なり、
○寺院 ○智徳寺 境内東西十五間南 村北四十間餘にあり、開基の年代詳ならず、永正中雲龍と云僧住せりと云、

山號を福田山と云、曹洞宗牛澤組牛澤村大徳寺の末山なり本尊地藏客殿に安す ○臺泉寺 境内東西十間半 端村上和泉にあり、淨土宗正榮山と號す、文明二年建立せしと云、開基の僧を詳にせず、慶長二年心譽と云僧此寺に住してより本州岩城專稱寺の末山となり、本尊彌陀客殿に安す、

新編會津風土記卷之三十一終

新編會津風土記卷之三十一

陸奥國會津郡之六

橋爪組十三箇村 附録一箇村

橋爪組は會津大沼二郡に跨る、本郡に屬するもの此に出す、
上米塚村 カミコヅカ 端村 デ 出新田 デシデン 宗願町 ソウガン 上荒井村 ウツラ 下野村 シモノ
村 シノ 端村 デ 出新田 デシデン 金屋村 カネヤ 端村 デ 西後庵 ニシゴヤ 北後庵 キタゴヤ
村 シノ 新在家村 ニシノ 西麻生村 ニシマウ 端村 デ 古屋敷 コヤシキ 出新田 デシデン
柏原村 カシハラ 下米塚村 カミコヅカ 端村 デ 出新田 デシデン 兩堂村 フタドウ 西後庵 ニシゴヤ
新田村 ニシノ 小名 コナ 北新田 キタニシノ 大島村 オオシマ 端村 デ 出新田 デシデン 下小松村 シモマツ 小名 コナ 四壇 ヨシタナ 端村 デ 松野 マツノ
附録 上荒井新田村

○上米塚村 カミコヅカ 端村 デ 出新田 デシデン 此村至徳のころ葦名直盛高久組幕内村に住せしとき米倉ありし處ゆえ米塚と名け申頃米丘と書きしこともあり、同稱の村あるゆえ上下の字を加へしと云、府城の西南に當り行程一里、家數三十四軒、東西二町四十四間、南北四十七間、四方田圃なり、村中に下野街道あり、東三町三十八間、本郡南青木組飯寺村に

界ひ、鶴沼川を限とす、其村は丑寅に當り十四町三十間餘、西三町北三町、共に下小松村の界に至る、其村は酉戌に當り十一町三十間、南八町大沼郡本組本郷村の界に至る、其村は未申に當り六町餘、又未の方二町上荒井新田村の界に至る、其村まで二町十間餘、

○端村 ○出新田 本村の南五十間餘にあり、家數十八軒、東西四十二間、南北二町三十間、四方田圃にて村中に下野街道あり、寛永三年に闢けり、其時蒲生氏より與へし制札を此村に持傳ふ、因に其文を載す、舊は此より東の方鶴沼川の傍にあり、何の頃にか此に移せしとぞ、
定

大沼郡小松村に新田宿相立候、御代官給人共に構無之者、望次第罷出開作可仕候、并廿ヶ年以前に致欠落候者屋焼人殺仕者之外は、御代官給人構雖在之罷出於令開作は異義有間敷候、御年貢之儀三年作取に被下候、御役義末代可被成御用捨候條可存其意者候也、
寛永三年二月廿四日

外池 信濃守
福 西 吉左衛門
稻田 數馬之助

○宗願町 ソウガン 葦名盛氏本郷村の向羽黒山に城を築き、元龜元年此處に町を開き、醫師糟尾宗願と云者を置し故此

名あり、本村の巳午の方五町十間餘にあり、家數二十軒、東西五十三間、南北一町二十間、四方田圃にて、東は鶴沼川に近し、宗願がこと瀧澤細瀧澤村の條下を併見るべし

○山川 ○鶴沼川俗に大川と云 村東三町三十間餘にあり、本郷村の境内より來り北に流ること二十町餘、飯寺村の界に入る、

○關梁 ○渡船場 村東にて鶴沼川を渡す、府下より下野國に通る街道なり、冬月は橋を架す、

○水利 ○思磐堰オモヒイハ 本郷村の方より來り、田地を養水とし、下小松村の方に注ぐ、

○寺院 ○泉現寺境内東西十二間半 南北十七間年貢地 村の西南にあり、淨土宗府下徒町願成就寺の末山なり、開基詳ならず、天正年中普門と云僧住して白米山泉現寺と號す、本尊彌陀客殿に安す ○地藏堂 境内にあり、地藏長二尺八寸、糟尾宗願が守本尊なりと云、舊端村宗願町にあり、何の頃にか此に移せりと云、

○褒善 ○三十郎 十七藏の頃府下河原町又左衛門と云がもとに身をうり、父の公納の滞るを償ひ其身は一生奉公すべき覺悟にてよく主人に事へ怠らざりければ、主人も其志を感じ身の代をゆるし屋根ふくを業とする大右衛門と云者の弟子とせしに、能く其業を習ひ得

て、價も多くうけぬるに、我身の料とせず兄弟のために田地を聚め、或は親族のうち身を賣りし者の給金を償ひし者も四五人に及べり、初又左衛門がもとに仕へし時、雙親共に世を去て、孝養の盡さざるを悲み、持佛堂をよく作り、朝夕に拜禮し追慕の誠を盡しけり師の太右衛門にも能く事へて心を盡し、死して後は其爲に石塔をたて、年忌ごとに佛事を營み、いとまあれば屋墓に詣て、諸用あつて其墓の最寄を過るには必拜しけり、其他善行多ければ寶永五年褒賞して米を與へり ○利兵衛 山三郎 宇兵衛 清内 彦左衛門 共に人となり淳直にして能く農事を勤め、其道に委く節儉を専らにせしかば、財用も乏しからず、一村のうち和順し、窮苦のものあれば五人相談て足らざるをたすく、總て村民の營みにさはると有て、力及ばざる者あれば夫夫に力をそへ米金を貸與ても利分を取るとなく、緩かに返させしを計りけり、されば一村の風俗自ら淳樸に歸し、爭論など起ると更になく、近郷も其風儀に化しければ延享四年五人を褒賞して米を與へり ○善行者喜八 明和二年同上、

●上荒井村 昔は荒井村と稱せしが、同稱の村三あるゆえ上中下を加ふと云、府城の西南に當り行程一里二十一

町、家數三十五軒、東西二町三十間、南北一町五十間、四方田圃なり、東五町三十三間、上荒井新田村の界に至る、其村まで六町五十間餘、西三町金屋村の界に至る、其村まで五町、南六町四十間、大沼郡本組本郷村の界に至る、其村まで九町餘、北六町二十四間、下小松村の界に至る、其村まで八町二十間餘、又申の方一町三十二間、下野村の界に至る、其村まで四町、

○原野 ○北松原 村北二町にあり、東西四町三十間、南北一町三十間餘、松樹多し、松露初茸を産す ○南松原 村より巳午の方三町餘にあり、東西三町十間餘

南北一町 ○かき杉松原 村より辰巳の方二町餘にあり、東西四町二十間、南北一町四十間 ○壇前河原 村南五十間にあり、東西二町二十間、南北二十間餘

○町屋田河原 村より戌亥の方三町にあり、東西二町南北一町 ○下河原 村より未申の方六町にあり、東西六町南北一町、本郷村と入逢の秣場なり、昔鶴沼川の流れし趾と云、

○水利 本郷堰 本郷村の方より下野金屋兩村の田畝灌ぐ、

○神社 ○十二天神社境内東西二十間 南北九間免除地 村の戌亥の方三町十間餘にあり、鎮座の年代詳ならず、昔は葦名氏世世

崇敬ありて社頭も宏麗なりしとぞ、其後衰廢せしを寛文十一年肥後守正之再興せり、祭禮八月二十一日鳥居幣殿拜殿あり 【相殿八座】 △伊勢宮三座 一座は金屋村より移し、二座は下野村より移せり △熊野宮 本村より移せり △八幡宮 金屋村より移せり △山神 同上 △天神 金屋村の端村西後庵より移せり △地神 西後庵新田村より移せり ○神職梅宮伊賀先祖は梅宮舍人として此村の肝煎梅宮吉兵衛が家より別ると云傳ふ世世此村に住し、其子孫修験となり華藏院と號し當社の別當たりしと云、寛文の頃華藏院が娘峯野と云へるに府下南町鈴木兵左衛門と云ものの子をあはせ、伊賀時得と號して此社の神職となりき、今の伊賀常信は其五世の孫なりと云、

○寺院 ○眞福寺境内東西十三間 南北十一間年貢地 村西にあり、天台宗開基の年代詳ならず、舊は徳正寺と號す、寛永八年火災に罹り堂宇焼亡せり、其後觀行と云再興して醫王山眞福寺と改め、郭内延壽寺の門徒となり、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、本丸趾東西三十間、南北五十間、二之丸跡東西四十二間、南北二十八間、三之丸跡東西三十四間、南北三十間、皆土居堀之形存せり、

天正の頃、葦名の臣荒井萬五郎某と云者居りしと云或は荒井左京之助と云もの居とも云今民屋となれり、又本丸より東南に的場の跡あり ○姥子屋敷跡 村西二町三十間にあり、今田圃を開く、昔いつの頃にか此所に老嫗二人ありて往來の者を留め石を枕として臥せしめ、其眠るを伺ひ石槌にて打殺せり、今此村に長一尺五寸幅一尺厚四寸許の石あり即彼枕にせし石なりとて枕石と云石槌は下小松村にありし 此頃一人の牧童ありて「荒井小松にやと取りやるな石の枕に槌ひとつ」と誦ひしにより、旅人其害あるをさとり敢て嫗が家に宿するものなかりしとぞ、彼童は鎮守神の化身なるべしと云傳ふ、

○舊家 ○梅宮吉兵衛 蒲生氏の時より相續て肝煎役を勤むと云傳ふれども世系詳ならず、家に蒲生上杉加藤時代の水帳を藏む、又蒲生氏の時出せし訴狀を持傳ふ其文如左、

謹上 上荒井村百姓迷惑仕候

惣高四百五拾七石、此内百五石永荒、殘而毛付三百五拾貳石に付而物成三ツ九分成に相濟申候、氏郷様御代 越國御代當御代之さやうに御指出し上申候、今度之給人衆

一百姓之女子御とり上被成候て、百五石之永荒をもお

しこみ四百五拾七石に付て五ツ二分物成に相とられ申候、迷惑仕候、

一慶長七年に御くらにてもみ御とり被成候時、糶は用所無之とて六合すりに算用在之候而、まし米を御とり被成候、迷惑仕候、

一慶長八年分に御くらにてもみやみ申時、又女子お御とり上物成三分おこされ申さやうに御座候へば、右物成の外に一ツ六分おこされ申候迷惑仕候、拾年としにいろく御わひこと申候へて一分ゆるされ申候一七人之御給人衆之内、八島三右衛門殿別御非分被成候事、

一慶長九年夫錢迷惑仕候、九百五十文出し申候、百姓には百日つもり二百文仕錢被下候へ而、殘七百五十文は只御とり被成候、迷惑仕候、

一入くさ五月五日より九月晦日迄、以上百四五駄入申候迷惑仕候、

一入わら貳百六十そく、ぬか大俵拾俵入申候、迷惑仕候、

一戸口山方御普請に奉公人おは御越なく、あらい村の百姓ばかり御出し迷惑仕候、

一貳拾六文か年貢出し申候、わき百姓の一人子を御と

り上、草履とりに被成候、其おやに少も諸役御宥免

なく候、迷惑仕候、

一去年御人數しらべ被成候時分、あらいの百姓二人奉公人に御出し被成候、御陣所をも御座候はゞ、奉公人にめし可被仕由御意に迷惑仕候、

一江戸御普請に參候者に、米一せおひつゝ相渡し被成江戸之賣ねに代御とり被成候、迷惑仕候、

一慶長拾年分夫錢貳百七十文御とり被成、ぬかわら右ごとく、入くさ同前に候、

一慶長十一年夫錢八百九十七文御とり被成、百姓之使錢には一日に二文づゝ被下候て、殘代物只御とり被成候、入くさぬかわら右ごとくに御座候、迷惑仕候、

一慶長十二年分には、かねの錢三百文とられ申候へて江戸御普請に一人つめとふしに仕候、又爰元にて諸役少も宥捨無御座候、

一御子息左衛門殿も三衛門殿も御意見を以、夫錢諸役義御同前に御座候て、迷惑仕候、はる中も免同諸役

之事も十日におよびつめ申候へて、いろく御わひごと申上候へ共、少も御ゆるし無御座候、あまりに

く迷惑仕候、いつかたへもまかりうせ申度候へども、御法度に御座候て、かやうに申上候、

御披露

●下野村端村 出新田 府城の西南に當り行程一里二十九町、家數十七軒、東西二町二十六間、南北四十間、四方田圃

なり、東二町二十八間、南一町二十六間、共に上荒井村の界に至る、其村は實に當り四町、西五町四十八間、大沼郡

本組橋爪村の界に至る、其村は未申に當り五町五十間餘北二町三十八間、金屋村の界に至る其村まで三町十間餘、

●端村 ○出新田 本村の西二十間餘にあり、家數三軒、東西三十二間、南北三十四間、四方田圃なり、寛永十六

年に開けり、

●神社 ○熊野宮 境内東西四間南北五間免除地 村中にあり、鎮座の初傳はらず、鳥居あり永福寺司なり、

●寺院 ○永福寺 境内東西十間南北十三間半年貢地 熊野宮の西にあり、熊野山と號す、府下大町一桂院の末山眞言宗なり、開

基の年代をしらず、文祿中頼圓と云僧住せりと云、地藏を本尊とし客殿に安ず、

●古蹟 ○館迹 村中にあり、東西十九間、南北三十三間、天正の頃葦名氏の臣荒井因幡某と云者居りしと云

今は民屋となり土居堀の形存す、

●金屋村端村 西後庵 府城の西南に當り行程一里二十六町、家數十三軒、東西一町三十間、南北五十八間、四方田

圃なり、東三町五十六間、上荒井村の界に至る、其村まで五町、西五町五十八間、西後庵新田村に隣り、其村際を界とす、南三十八間下野村の界に至る、其村まで三町十間餘北八町四十八間、下小松新在家兩村の界に至る、下小松村は寅に當り十町三十間餘、又戌亥の方五町三十六間、北後庵村の界に至る、其村まで七町五十間餘、

○端村 ○西後庵 永正の頃比丘尼後庵と云者住せしとて、村の丑寅の方を今に比丘尼屋敷と云傳ふれども如何なるものにか詳ならず、因て村名も後庵と云しを後に西の字を加ふと云、本村の未申の方四町二十間餘にあり、家數九軒、東西一町三十間、南北四十間、西は西後庵新田村に連り、三方田圃なり、

○原野 ○秣場二 一は村北一町三十間にあり、東西四町餘、南北十間、一は村より未申の方三町三十間餘にあり、東西一町餘、南北三町二十間、

○寺院 ○願行寺 境内東西十三間、南北十二間、實地 村中にあり、金屋山と號す、本郡南青木組北青木村善龍寺の末山、曹洞宗なり、開基詳ならず、慶長の頃圓壽と云僧住せりと云本尊釋迦客殿に安す、

○北後庵村 此村名も比丘尼後庵がゆえにより、後庵村と云、初金屋村につき住せしが、何の頃にか此に移せり、

り、金屋村の端村西後庵の北に當れるを以て、北の字を冠らしめしと云、府城の西南に當り行程二里、家數七軒、東西一町六間、南北五十九間、四方田圃なり、東二町五十三間、金屋村の界に至る、其村は辰巳に當り七町五十間餘、西三町三十六間、南一町共に西後庵新田村の界に至る、其村は南に當り六町五十間餘、北四十七間新在家村の界に至る、其村は丘寅に當り二町五十間餘、又亥子の方一町五十三間、西麻生村の界に至る、其村まで八町二十間、

●新在家村 府城の西に當り行程二里六町、家數五軒、東西三十六間、南北二十二間、四方田圃なり、東一町二十八間、北一町二十六間、共に下小松村の界に至る、其村は東に當り七町二十間、北後庵村の界に至る、其村は未申に當り二町五十間餘、南二町二十間、金屋村の界に至る、其村まで八町四十間餘、又戌亥の方一町五十九間、西麻生村の界に至る、其村まで七町四十間餘、

○神社 ○熊野宮 境内東西十六間、南北十間、免除地 村東一町二十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、本郷村宗像出雲が司なり、
【相殿三座】 △稻荷神二座 一座は本村より移し、一座は北後庵村より移せり △白山神 北後庵村より移せり、

●西麻生村 端村 古屋敷 舊は端村古屋敷の地にあり、後

家居を此に別ち舊地を端村とし、古屋敷と名けしが中荒井組に同稱の村ある故西の字を加へしと云、府城の西に當り行程一里十二町、家數二十九軒、東西二町六間、南北二町五十間、四方田圃なり、東一町三十間、柏原村の界に至る、其村まで七町餘、西十一町四十二間、大沼郡高田組佐布川村の界に至る、其村まで十一町五十間餘、南六町二十八間、北後庵村の界に至る、其村は未に當り八町二十間餘、北二町四十五間、本郡中荒井組今和泉村の界に至る、其村まで十四町、又亥の方二町五十間、本郡中荒井組寺堀村の界に至る、其村まで十二町、戌の方五町五十間、本郡中荒井組宮袋村の界に至る、其村まで十四町、寅の方一町三十八間、本郡中荒井組東麻生村の界に至る、其村まで六町十間餘、巳の方五町四十間新在家村の界に至る、其村まで七町四十間餘、未の方一町四十九間、大島村の界に至る、其村まで四町四十間餘、

なりと云、
○山川 ○宮川 端村出新田の西一町三十間にあり、大島村の境内より來り、戌亥の方に流ると四町十間餘、佐布川村の界に入る、廣二十五間小船を設けて往來す、
○清水 村際處處より出集て川となり、中荒井組諸村の田畝に灌ぐ、
○水利 ○宮袋堰 大島村の方より來り、田地の養水として下流宮袋村の田畝に灌ぐ、
○神社 ○諏訪神社 境内東西二十二間、南北四十六間、免除地 端村古屋敷の西三町計にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居幣殿あり、上荒井村梅宮伊賀が司なり、【相殿一座】 △八幡宮 大島村より移せり、
○寺院 ○寶幢院 境内東西十三間、南北十三間、實地 端村古屋敷にあり、如意山と號す、眞言宗本郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末山なり、開基の初詳ならず、永祿四年俊意と云僧中興せり、本尊大日客殿に安す、
○墳墓 ○古塚 村南八町四十間餘にあり、高一丈周三十間餘、土人上壇と稱ふ、
○褒善 ○平助妻つな 平助はこの村の農民安左衛門が子なり、安左衛門もとは肝煎役を勤しが不幸のとき、家困窮し九年さきに役を辭し、夫婦ともに病身とな

り平助も十二三年前より心狂ひし加るに癩病となり、平助が子も幼少なればつな一人耕作のとに心を盡しけれど思ふまゝならず、愈困窮に及びけるが能く舅始に事へ夫を介抱して何事も其意に逆はず、朝夕の膳をすゝめ秋は落穂を捨て米鹽の料とし、餘りあれば酒など求て飲しめけり、殊に平助がものくるはしく近き頃は肌破れ膿血流出るを厭はず手足など冷るときけば、自ら煖めけり安左衛門も見るに忍びず、平助はとて悪疾に染ぬれば醫藥の及ぶべきにあらず、何方にも再嫁して身をたてば幼きものゝ爲にもよからんと懇に諭しけれども、つな肯はず一たび夫婦となりし身の夫の病重きを見て出ゆくべき理りなし、其上二親と夫の飢に及び給はんこと淺間しく二人の幼き者のゆくゆく人となりなばかゝる苦はあるまじければ心づよく思ひたまへなど慰めさらに家を出る心なし、されば舅姑もあはれみをかけ實子よりも親しかりとぞ、享保十九年つな及び安左衛門を賞して共に米を與へり ○忠義者はつ此村の農民左兵衛妻なり、寶曆二年米を與て賞せり、
●柏原村 府城の西に當り行程一里七町、家數二十九軒、東西一町五十五間、南北二町二十四間、四方田圃なり、東四町三十六間下米塚村の界に至る、其村は實に當り六

町餘、西一町二十六間、本郡中荒井組東麻生村の界に至る、其村まで六町五十間餘、南一町四十間、下小松村の界に至る、其村まで八町四十間、北六町、本郡中荒井組中荒井村の界に至る、其村まで十二町餘、
○原野 ○松原 村東一町餘にあり、東西三十四間南北二町、
○土産 ○甜瓜 此村より産するもの味美なり、近村よりも多く出す、
○水利 ○思鑿堰 下小松村の方より來り田地の養水とし、下米塚村の方に注ぐ、
○神社 ○伊勢宮 境内東西十三間 南北一町免除地 村東にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり本郷村宗像出雲が司なり 【相殿十一座】 △稻荷神四座 一座は本村より移し、一座は上米塚村の端村出新田より移し、二座は上米塚村より移せり △明神二座 一座は下米塚村より移し、一座は下米塚村の端村出新田より移せり △伊勢宮 下米塚村より移せり △腰王神 同上 △八幡宮 上米塚村より移せり △熊野宮 同上 △湯殿神 同上、
○寺院 ○圓城寺 境内東西十二間 南北十八間免除地 村中にあり、松林山と號す、開基詳ならず舊は眞言宗なり、寛永三年觀譽と云僧住してより府下大町融通寺の末山淨土宗となり

本尊彌陀客殿に安す、

○褒善 ○孝行者李之丞 文化二年米を與て賞せり、
●下米塚村 端村 出新田 府城の西に當り行程一里八町、家數四十七軒、東西二町六間、南北一町十七間、四方田圃なり、東七町五十三間高久組幕内村の界に至る、其村まで十五町、西四十五間、南二町二十四間、共に柏原村の界に至る、其村は申に當り六町餘、北九町二十五間、本郡中荒井組二日町村の界に至る、其村まで十町十間餘、又戌亥の方四町三間、本郡中荒井組中荒井村の界に至る、其村まで十一町餘、辰の方八町、本郡南青木組飯寺村の界に至る、其村まで十九町二十間餘、
○端村 ○出新田 本村の北五町にあり、家數九軒、東西五十間、南北四十間、四方田圃なり、寛永二年に闢けり、
○山川 ○清水 村北四町二十間にあり、東西三十八間、南北六間、寶曆七年洪水のとき田圃を決せし迹と云、
○水利 ○思鑿堰 柏原村の方より來り、田地の養水とし中荒井村の方に注ぐ、
○寺院 ○觀音寺 境内東西六間 南北二十間免除地 村中にあり、古聖山と號す、府下大和町金剛寺の末山眞言宗なり、天正中黙藏王と云僧草創せり、其後堂宇廢壞せしを、寛永元年長賢と云比丘中興し、觀音を本尊とし安殿に安す ○觀

音堂 境内にあり、

○褒善 ○忠義者與右衛門 延享二年米を與て賞せり
○貞節者多む 此村の農民左吉妻なり寛政十二年同上
●兩堂村 昔此村に不動堂と太子堂あり、因て二堂村と云、寛文中改て今の名とせり、府城の西南に當り行程一里十五町家數十二軒、東西五十四間、南北十三間、四方田圃なり、東一町三十間、西二町、南一町十五間、共に小松村の界に至る、其村は未申に當り四町三十間餘、北二町二十四間、柏原村の界に至る、其村まで六町三十間、
○水利 ○思鑿堰 下小松村の方より來り、田地の養水となり、柏原村の方に注ぐ、
○寺院 ○不動堂 境内東西十二間 南北十間免除地 村北三十間餘にあり、草創の年代詳ならず、不動長一尺八寸座像古佛なり、古木繁陰し境地ものふりたり、府下千軒道福證寺是を司る、
○古蹟 ○西堂寺迹 不動堂の西にあり、眞言の道場にて本尊太子の背に延文二丁酉年三月十日檀主小松金家住人法心妙圓二人也と書付ありしと云、延寶三年本寺なきに因て廢せり、後太子の像も火災にかゝり今はなし 舊事雜考に西堂寺を 寶幢院と記す訛れり
○褒善 ○善右衛門 人となり忠實にして節儉を守り家

内眠く村中にも親く窮民を憐むと大方ならず、毎年公納の頃に至れば日夜に相謀て一村の勞を我身一つに引うけて貢物より作事の人夫出すとなど聊も滞るとなきは皆彼が風にならひ教を守れるゆゑなり、春耕より秋收に至るまで、みづから拍子木を撃て田野をめぐり戒めければ、一村の者皆父母の如くに思ひけり、常に子弟を集て我等飢寒の患なく家族を養ふと領主の厚き恵なれば、等閑に心得べからず、互に耕作の事をはげみ公納かくとなきを第一とすべし、其他作事の夫役など時におくるべからずと戒めけり、されば自他村共に感賞して其風に化しければ、安永元年褒賞して米を與へり ○忠義者伊兵衛 享和元年同上、

●西後庵新田村 小名 北新田 寛永の頃金屋村の端村西後庵の農民助左衛門と云者關きし所なり、今の肝煎鈴木平右衛門と云もの其末葉なりと云、府城の西南に當り行程二里、家數四軒、東西三十七間、南北二十間、四方田圃なり、東の村際にて金屋村に界ふ、其村まで五町五十間餘、西三町四十一間、大沼郡本組新堀村の界に至る、其村まで十一町十間餘、南十三間大沼郡本組橋爪村の界に至る、其村まで八町十間、北五町五十九間、北後庵村の界に至る、其村まで六町五十間餘、又辰巳の方一町三十間、下

野村の界に至る、其村まで七町、戌亥の方七町四十一間、大島村の界に至る、其村まで十町餘丑寅の方六町三十九間下小松村の界に至る、其村まで十三町四十間餘、
○小名 ○北新田 本村の北四町二十間餘にあり、家數四軒、東西十一間、南北二十間、四方菜圃なり、
○山川 ○濁川 村西一町二十間餘にあり、橋爪村の境内より來り、北に流ると六町五十間、新堀村の地を過ぎ大沼郡高田組安田村の界に入り宮川に合す、廣三間、
○水利 ○宮袋堰 村より戌亥の方八町五十間餘にて宮川を引き、大島村の方に注ぐ、
●大島村端村 出新田 府城の西に當り行程二里、家數十八軒、東西五十四間、南北一町十六間、四方田圃なり、東二十四間、南一町二間、北二町五十八間、共に西麻生村の界に至る、其村は丑に當り四町四十間餘、西三町、大沼郡高田組安田村に界ひ、宮川を限とす其村まで七町三十間餘、又辰巳の方一町二間北後庵村の界に至る、其村まで五町十間、
○端村 ○出新田 本村の戌の方三町十間餘にあり、家數三軒、東數十三町、南北十六間、四方田圃なり、寛永五年に關き、
○山川 ○濁川 村西三十間餘にあり、西後庵新田村の方

より來り、北に流ると四町廿間、宮川に合す ○宮川

端村出新田の西南一町にあり、安田村の境内より來り濁川此に合し北に流ると四町、西麻生村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西三町餘、安田村の通路宮川に架す、長十一間土橋なり、

○水利 ○宮袋堰 西後庵新田村の方より來り、田地の養水とし西麻生村の方に注ぐ、

○下小松村 小名 四境 府城の西南に當り行程一里十五町家數四十七軒、東西二町四十三間、南北三町十間、四方田圃なり、東七町三十四間、本郡南青木組飯寺村の界に至る、其村は寅に當り十六町、西五町五十九間、新在家村の界に至る、其村は戌に當り七町二十間餘、南一町五十間上荒井村の界に至る、其村は未に當り八町二十間餘、北六町十間柏原村の界に至る、其村まで八町四十間又巳の方八町二間上米塚村の界に至る、其村まで十一町三十間、申の方五町二十間、金屋村の界に至る、其村まで十町三十間餘、丑寅の方三町三十二間、兩堂村の界に至る、其村まで四町三十間、

○小名 ○四壇 本村より丑寅の方三町二十間餘にあり家數八軒、東西二十間南北一町十五間、四方田圃なり寛政十年に關けり、昔此邊に壇八つありしゆゑ、字を

八壇と云、今其四を遺せるにより名けりと云、路傍の壇上に松樹あり、枝葉繁陰して數歩を庇ふ、極て古木なり ○端村 松野 本村より亥の方六町二十間餘にあり、家數十軒、東西一町十四間、南北一町四十六間四方田圃なり、

○水利 ○思鑿堰 上米塚村の方より來り、田地の養水となり、兩堂村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉二屋 村中館迹にあり、一屋は社會なり一屋は本組の米を納む、

○神社 感應神社 境内東西二十二間南 村より丑寅の方五町計にあり、鎮座の始傳はらず、舊は社頭も巨宏なりしとて拜殿の舊礎今に遺れり、幣殿拜殿あり ○別當 覺法院 本山派の修驗なり、其先を景莫と云、現住丈應は十二世の孫なりとぞ ○稻荷神社 境内一四間 村中館迹にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり ○稻荷神社 境内東西二間南 端村松野にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり村民の持なり、

○寺院 ○常德寺 境内東西廿一間南 村中館迹にあり、東陽山と號す、北青木村惠倫寺の末山曹洞宗なり、開基詳ならず、天正年中宗瑞と云僧中興せり、古き位牌二あり、一は嶺松院秀巖盛公大禪門と記し、一は歸眞秀

岩盛公大禪門靈之位と記せり、何人と云を傳へず、本尊彌陀客殿に安ず、△五輪二基 境内にあり、共に高二尺三寸其制近代のものにあらず、由ある人の墓と見ゆれども文字なければ知る能はず、又村民の宅中に一基の五輪あり、高二尺餘これも古代の物と見ゆれども文字なし、土人相傳て小松殿の墓と云、小松彈正包家が墓なるにや館迹の條下と照し見るべし

○古蹟 ○館迹三 一は村中にあり、本丸趾三十間四方、二丸趾二十八間四方、三丸趾東西二十六間、南北十六間、延文の頃小松彈正包家築けりと云、其後平田總右衛門諱を傳居と云もの住し、天正の頃松本源兵衛諱を傳居と云傳ふ、土居堀回り、一は村より丑寅の方一町三十間にあり、東西三十間、南北四十六間、今田圃となり土居の形遺れり、何人の住せしにか詳ならず、一は村西にあり、一町餘四方、土居堀の形遺れり、いつの頃にか佐々木鴨之助某と云もの住せしとて土人鴨之助館と稱ふ、

○褒善 ○忠義者つち 此村の農民權太郎母なり、寛政四年米を與て賞せり ○忠義者みよ 此村の農民莊太郎母なり、寛政七年同上、
○上荒井新田村 此地も上荒井村の境内なり、寛永二

十年肥後守正之弓足輕三十人を置き、田圃を闢かしめ給田とす、其子孫相續て此に居る、故に俗御弓新田オキミヤマシラと稱す因て諸組に屬せず、府城の西に當り行程一里十五町餘、家數四十一軒、東西一町廿間、南北二町二十二間、下野街道の兩頬にあり、四方田圃なり、東三町、北十六間、共に上米塚村の界に至る、其村は北に當り二町十間餘、西一町二十四間、南一町二十四間、共に上荒井村の界に至る、其村は西に當り六町五十間餘、

○神社 ○稻荷神社 境内東西七間南村より未申の方一町計にあり、正保元年に請勸せり、鳥居幣殿拜殿あり、此村の持なり、

新編會津風土記卷之三十一 終

新編會津風土記卷之三十二

陸奥國會津郡之七

南青木組

此地府城の東南を繞り本郡の東北にて大沼郡の東端に跨る、東は原組に隣り、西は本郡橋爪組に界ひ、南は小出組に連り、北は府下及び瀧澤組に接す、東西二醫餘東は原組原村の山界より西は橋爪組下小松村の界に至る、南北三里餘南は小田組小鹽村の界、川橋より北は瀧澤組瀧澤村の界、村落多くは山に倚り、平地に住し、田圃多く養水薪樵の便よく早損の患なし、中島飯寺中野等の村村最平衍の地にあり、其上菜圃に宜し、多く煙草紅花を種え、府下及び他邦まで賣出し、河溪・大巢子・一渡戸・酸漿・二幣地・黒森・閻川の七箇村は山中にある故山郷と稱へ、民俗稍鄙朴なり、寒強く暑弱く雲降ると早し、水田稀にして多く菜圃を開けり、養水は皆山間の冷水を用るに因り、秋實を得ざること多し、常に炭をやき山灰を製し薪を伐出し鹿茸紫萁シシタケの類を採り、熊鈴羊を獵り生産の資とす、大沼郡の村は氣候産業橋爪組に異ならず、皆郷名を失ふ

南青木組地理之圖



本郡に屬するもの門田莊と稱す、此組三十七箇村あり
中四箇村は大沼郡の部に出す

南青木組上五箇村 南青木村 北青木村 小田村 天寧村 慶山村 端村 水尾

●南青木村 舊北青木村と一村なり、何の頃にか二村に別れしと云、府城の東南に當り行程三十町餘、家數五十六軒、東西二町三十間、南北二町四十六間、東は山に倚り三方田圃なり、東十二町計、御山村の山に界ふ、西四町府下東黒川南町分の地に界ふ、南一町十五間御山村の界に至る、其村まで六町五十間餘、北三十三間、北青木村の界に至る、其村まで一町四十間餘、村中に下野國宇都宮街道あり、

○山川 ○古川 村西四町にあり、廣三間所所堰水の下流合して此川となり、北に流れ西に轉じて南町分の方に注ぐ、境内を經ると一町三十間計、

○倉廩 ○米倉二屋 共に村中にあり、一屋は社倉なり一屋は本組の米を納む、

○神社 ○黒巖神社 境内二十間 村東三町餘にあり、祭神及び鎮座の初を詳にせず、鳥居あり府下半兵衛町盛攝津が司なり 【相殿四座】 △若宮八幡 地主神なり △伊勢宮 本村より移せり △鬼渡神 同上 △稻荷

正之士民の葬地とす、元祿四年中峯に標石を建つ其文如左、

自是南至麓大路八十三間、自是北至三峯頭二百五間、自是東至三峯頭五十三間、自是西至大林二百四十六間、

右大窪山葬地界限寛文四年甲辰九月晦日 先君中將源公始教士民禁火化仍所置之者也元祿四年辛未六月廿八日表之、

○寺院 ○善龍寺 境内東西五十一間南 村東山麓にあり、曹洞宗出羽國山形長源寺の末寺なり、天正十八年保科筑前安正則下總國多胡郷に一寺を草創し、上野國松枝補陀寺十二世の僧廣林を請て住せしめ、詳雲山善龍寺と号す、後信濃國高遠に移り、桂泉院に住し、吞益宗補英吞に至る、英吞が時寛永十三年肥後守正之に従ひ山形に移り、長源寺に住し、同二十年正之會津に封ぜられし時泉海と云僧從て會津に來り、府下花畑に營建せしが、寛文中此に移し曹洞一派の僧録とし、寺領五十石を寄附せり △總門 四建作なり △制札 山門の前にあり、此處に石階あり △山門 四間餘に二間半洪鐘一口を懸く、徑三尺、寛政癸丑四月吉旦、祥雲山善龍禪寺住持比丘大雄得明叟と彫付あり、銘あれども略す、此

神 北青木村より移せり ○麓山神社 境内東西八間南 村より寅の方十四町三十間山中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり村民の持なり 【相殿一座】 △箸王子神本村より移せり、○稻荷神社 境内東西二間南 村中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり村民の持なり、

○寺院 ○龍澤寺 境内東西二十四間南 村北にあり、曹洞宗大洞山と号す、小田村寶積寺の末山なり、開基の年代を知らず、天正十三年全洞と云僧中興せしと云、本尊地藏客殿に安ず、

○古蹟 ○蝦夷塚 村より二町寅の方山麓にある茶圃の字なり、昔蝦夷人此に住せしと云傳ふ、されども御山村蝦夷塚は屍を埋めし處といへば是も其類にや、

●北青木村 府城の東南に當り行程二十七町餘、家數三十六軒、東西一町四十二間、南北二町四十六間、東は山に倚り三方田圃なり、東八町餘御山村の山に界ふ、西三町五十間、府下東黒川南町分の地に界ふ、南一町南青木村の界に至る、其村まで一町四十間餘、村より辰の方一町四十間に鹽硝藏三屋あり、火藥鹽硝を納置く處なり、其西一町餘に番所を設て守らしむ、

○山川 ○大窪山 村東二町三十間にあり、高四十丈餘 此地草木美はしく満山黄壤なるを以て寛文四年肥後守

より客殿の間に石階あり △客殿 十一間に七間半、西向本尊拈華釋迦 △庫裏 客殿の南に續く、十六間に五間半 △衆寮 客殿の西北にあり、九間に四間、客殿より此まで廊下あり △靈屋 三間に二間正則が位牌を安ず、祥雲院殿椿叟榮壽大居士天正十九年九月六日とあり △日本諸神社 境内にあり鳥居あり ○建福寺 境内東西九十三間南 善龍寺の北にあり、臨濟宗京師妙心寺の末寺なり、縁起によるに舊信濃國上伊奈郡高遠にありて文寛が創業の地なり、宋の大覺禪師此に移り住せし時大寶山建福興國寺と號せり、其後保科彈正忠正直同肥後守光が位牌を安ぜしに、寛永十三年肥後守正之出羽國山形を賜はりし時、四世の僧鐵舟、正直及び正光が位牌を持して山形に移り、同二十年又會津に從來り、城南黒川の濱に住せり、今文明寺の地なり 府下南町河原新丁の條下を併 延寶八年此に移れり、是より先慶安三年十月五日、鐵舟遷化し遺骨を高遠建福寺に送り、其後笑巖及び默堂と云僧住せしが、元祿中肥後守正容江戸芝東禪寺の僧默水を請て中興の祖とす、今に至るまで當家の位牌を安置し寺領百石を寄附せり △總門 四建作なり額に萬松關の三字を題せり道榮が筆なり △制札 門外にあり △庫裏 客殿の南にあり、一は七間に五

間一は六間に三間 △衆寮 客殿の右にあり、十三間に五間半龍蛇窟と云額あり △靈屋 四間に二間、正直が位牌建福寺殿天關透公大居士慶長六年辛丑九月二十九日とあり、正光が位牌大寶寺殿信巖道義大居士寛永八年辛未十月七日とあり、筑前守が位牌、鳳翔殿前拾遺會陽大守宜山休公大居士とあり △鐘樓 客殿の西南にあり、二間四面、鐘徑三尺、大檀越肥後州太守兼左近衛少將正信後正容源公元祿十年丁丑十月初三日と彫付あり、銘あれども煩しければ略す △惠倫寺内境東西六十七間半南北五十五間免除地建福寺の北にあり、曹洞宗金剛山と號す下總國結城安穩寺の末山なり、緣起に因に天正十八年蒲生氏郷父賢秀の爲に此寺を郭内米代四之丁の地なりと云に造營し、安穩寺の僧存鶴が高徳を思慕し、請て開山とし崇敬殊に厚く、封内の僧録司とし寺領百石を寄附せり加藤氏より當家に至て寺領及び僧録司を勤るゝ故の如し、慶長十七年此に移れり、末寺二十八箇寺あり △總門 四建作なり △制札 門外にあり △鐘樓門 總門の奥にあり、此より左右に廊下ありて庫裏と衆寮に通ず、三間に二間、洪鐘徑二尺二寸、奥州會津郡下荒居村康寧山寶壽禪寺、洪鐘壹口、住持惠靜、檀那左金吾盛久、大工景廣、康安壬寅年仲呂日と彫付あり、此鐘如何

なる故にて當寺に持傳へしと云と詳ならず △客殿 十一間半に七間、西向本尊釋迦又賢秀の位牌を安ず、惠倫寺殿天英輪公大禪定門天正十二年四月十七日と記せり △庫裡 客殿の南に續く十二間に四間半 △衆寮 客殿の西北にあり、十一間半に四間半 △青龍神社 總門の左にあり、鳥居あり 【相殿一座】 宗像神 本村より移せり、
【寶物】 △蒲生氏郷文書 一通其文如左
亡父惠倫寺住持之義奉預候之條、佛寺嚴行等被仰付可給候、委植村大藏入道可有演說候、恐惶謹言、十一月朔日 氏郷判
存鶴和尚 侍者御中
△蒲生秀行寄附狀 一通其文如左
會津於分領知行百石進候、如目錄全可有領知候、恐々謹言、
慶長六寅十月十八日 秀行印
惠倫寺 參
慶長六年は辛丑なり寅とあるはいぶかし
△錄役定 一通其文如左
一 兩御所様被仰出曹洞宗御法度、若松領中於被背諸山者、堅可爲御仕置事

一諸山江湖被差置惠倫寺可被及其理事

一江湖頭惠倫寺江遂談合可被請事

一不致修行僧長老成事

一諸山公事、於惠倫寺相窮其上就事餘者御奉行所へ可爲披露事

右之條々於違背者任御朱印之表、寺中可爲追放者也

慶長十八年丑桃活三日

總宣寺 吉祥寺 龍穩寺

○古蹟 ○正行寺迹 今建福寺のある所なり、淨土宗鞍見山と號す、寛文中廢せり、もと境内に一の井あり、此村に事あらんとする時は水面に一口の征鞍現せし故鞍見池クラミガイゲと名け山號是によりしと云、今建福寺の境内に鞍見池の遺名あり、

○褒善 ○善行者長右衛門 此村の肝煎なり、明和二年米を與て賞せり ○忠義者權三郎 天明四年同上、

○小田村 此村、中頃寶積寺と稱す、寛文中舊名に復せり、府城の東南に當り行程二十一町、家數十軒、東西二町八間、南北一町三十四間、東南は山に倚り西北は田圃なり、東十一町二十間天寧村に隣り、其村際を界とす、西

五町十間、府下東黒川南町分の地に界ふ、南二十八間、北青木村の界に至る、其村まで三町二十間餘、北一町二十間、東黒川千石町分に界ひ黒川を限とす、村東二町餘に鹽硝藏二屋あり、火藥及び鹽硝を納む、此より未申の方一町餘に番所あり、

○山川 ○化物澤 村より辰の方十町餘にあり、昔狸此に住て人を訛せし故に名けりと云 ○黒川 俗に湯川に住て人を訛せし故に名けりと云 ○黒川と云下同 村北一町二十間にあり、院内村の境内より來り西に流るる十町餘 千石町分の地に注ぐ、廣十七間餘、

○土産 ○松茸 村東の山中に産す、

○神社 ○麓山神社 境内東西十三間 南北五間免除地 村東二十一町餘山上にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり東黒川蠶養宮村佐瀬大隅が司なり 【相殿三座】 △山神 本村より移せり △日月神 同上 △稻荷神 千石町より移せり、

○寺院 ○寶積寺 境内東西五十六間半 南北五十四間半免除地 村中にあり、山號を如意山と云、大沼郡冨組尾岐窪村龍門寺の末山曹洞宗なり、緣起を按するに、康暦元年葦名直盛會津に來りし後此處に一寺を創建し、數村の田地を寄附せり 天正の頃曹洞の徒住せしが、同己丑の亂に遂電し、蒲生氏入部の時臨濟の徒陽春と云僧住せり、氏郷の子秀行封を宇都宮に遷さるるに及て陽春從て其地に移れり、

秀行再び此地を領せし時默岑と云僧住し、今の宗となれり、其後忠郷の母堂殊に崇敬あり、薩摩守忠吉朝臣の爲に當寺にて法事を執行し法衣洪鐘等を寄附ありしと云 △客殿 十一間半に六間、西向如意輪觀音を本尊とす、寶積寺殿金峯尊公大姉と云位牌あり、【舊事雜考】に此位牌は葦名氏の先妣なるべしとあり、又鐘一口を懸く、徑二尺四寸銘に南閻浮提大日本國奥州會津郡若松郷願主當郡大守松平下野守阿嬭源女性爲御願圓滿寄進焉、仰願因茲好主功德、現世安穩、而門葉榮天下寧謐後生善處而來世成佛、慶長十九甲寅年菊 吉日前永平如意輪山寶積寺住持比丘才菴叟代鑄物師長谷川勝左衛門とあり △狐塚 境内の東にあり、石塔高一尺三寸相傳ふ慶長の頃いづくともなく一事の老僧來り、寺中に留居り勤行怠ることなく、常に喜怒の色を顯さず、此僧年久く住すれども形容もとの如し、或時桃花の盛を見て顔色常ならず、人怪み問ふに老僧の云けるは、吾この寺に入て門を出ざること七十餘年、今世縁已に盡たり、滅後異相を現するとあらんとて息絶え老狐の形を現せし故、其屍を此處に葬りき寛文五年のとなりと云、【寶物】 △釋迦涅槃像 一幅、休雲筆蒲生忠郷、寄附元和八壬戌年八月三日と書附あり △袈裟 一頂 △瓜折

立傘一本 △香爐臺 一箇以上三品忠郷母堂陽壽院寄附 △稻荷神社 境内にあり鳥居あり ○藥師堂 境内八間南北七間免除地 村中にあり、草創の年代詳ならず、寶積寺司る、

○墳墓 ○芦名修理大夫盛氏墓 村東三町餘にあり、塋城東西二十六間、南北十六間、四方に高三尺計の土居を回らし其中に塚二あり、東を盛氏の墓とし、西を盛隆の墓とす、共に五輪を建つ古木ありて物ふりたる所なり盛氏は遠江守盛舜の子にて英武の聞あり、善く人を擇ひ用ゐ、武威を四隣に耀かし、永祿の頃に至り仙道の諸將までも悉く従へり、芦名の盛なる此時を第一とす或は越後謙信の所領を侵し、或は岩城佐竹の邊へ度度討入しかども、會津に矢一筋も射る者なかりしと云、北條氏康武田信玄も折に付て音信を通じ、好を結びけり、永祿四年向羽黒山 大沼郷橋爪 組本郷村 に城を築き、嫡子盛興に家督を譲り、隱居して止齋と號せしが、盛興早世せしに因り、再び黒川に歸住して政務を沙汰せり、天正八年六月十七日行年六十歳にて歿し、此に葬り、瑞雲院殿竹岩宗關大庵主と諡す、今に瘞を患る者此に祈れば驗ありと云、村老の説に昔碑を建んとて巨石を二度まで引付しに其石裂て建ることを得ず、靈

の受ざる處なるべし 此墓及び盛隆の墓は、府下天寧寺町とて止しと云傳ふ 宗英寺の守れる所なり、文化二年永く洒掃のを司り怠るまじき由寺僧に命じ年白銀を附す、又四家合考に北條氏武田氏より家臣に贈りし書簡の文を載す、今其一二を左に録す 相傳ふ盛舜の時、葦名伊達確執の事あり伊達より勝負澤上人と云僧を使して和を請しに、四天の宿老共許さざりしかば、此僧本意なく歸り路すがら四天の輩の振舞を無念に思ひ、我後身は會津の守となして去りしが、伊達に歸て幾程なく終れり、其頃廻國の白拍子會津に來り、盛舜の寵愛深かりしに、或夜の夢に一僧あらはれ汝が胎内をからんと遂に懷孕して家臣富田に預けらるに富田も是よりさき一僧來りしがかの女の腹を借て汝が許に託せんと夢みしと云、其後月足て男子生る、盛氏はなり、人々この夢の事を聞て奇異の思をなしけるに果して彼僧の言葉に違はざりしにや器宇人に勝れし英將なりしかば、さしも強大なりし四天の輩も膝を屈めて其威を畏れあへりとぞ、怪談なれども世の傳るに任せてこれを録す、

去年者以使者申候砌、馳走故盛氏御入魂本望此事候、重而愚意之旨、令附與櫻田大隅上、彌宜御取成簡要候次庖丁刀五枚進之候、期來信候、

三月三日

信玄

佐瀨大學助殿

如御書中、去秋爲御使者御越折節、陣中故馳走不申候事、失面目候、仍小田切以御計略於越國中

申合人數多有之由、重而預御使者候、先以肝要被存候、然者上州河西悉信玄如存分被達本意候、定面可御心安候、彼表被明隙候間、至越急速可爲亂入候、雖然雪不消以前者、通路難成候、來四月者必可被及行、其砌盛氏有御同心手合御働尤候、爲其布施與三兵衛被指越候、於其元御指南頼入候、恐々謹言、

正月廿二日

山懸三郎兵衛昌景

九德齋 御返報 小田切向于越國、及行敵城攻落堅固相抱候、因茲御息并金上松本兩手出陣之由、本望満足候、去比野尻落去、城主已下教輩討取、至于越國亂入、處々鄉村擊碎、則越信之塚差置人數、上州越山諸城之普請申付候所、其筋既如此之上者、重而越國可動于戈候猶盛氏無猶豫御出張所希候、委曲彼使者可申候、恐々謹言、

卯月廿日

信玄

鵜浦左衛門入道殿

重而使申候、抑三日以來者、毎日結城山河押詰、竹木等迄伐拂候、於此度者幾日遂長陣一切候様可抽粉骨候、然者年來申合處極此度候、自然大形

御取成今度當方一廉之弓矢無之者、自他可失面目哉、畢竟其口之御行無二候者、當方可爲存分候、貴國當方本意之是非當夏ニ相究候、爲其具其方申候、返々不讓他義候間、涯分何方迄可押詰候、能々御父子奏達專一候、恐々謹言、

五月十九日

氏政

鈎月齋

急度以使被申達候、抑當行之事、去十五日以來結城山河之間打入、毎日彼領中被打散於此度者被遂長陣如何様にも當表一切有之様可被取成存分候、如御兼約早々有御出陣深、御手合肝要候、于今御遅々外開實義口惜存候、就中佐竹義重先日之儘宇都宮在地、近日者東表凶徒相集之由、其間候、委曲使者口上申合候、恐々謹言、

五月十九日

氏照

葦名殿

其以後者路次斷絶付而不能音問候、於心底、毛頭非存疎略候、仍此方當秋之弓矢、既駿甲相談可被打出砌七月下旬洪水以外候、以此妨于今延引不及是非候、至于十月下旬者、利根河淺瀬可爲出來間、必駿甲一同可爲越河候、其口之事偏頼入候、岩城田村被仰談

一途之御行、於我等令念願候、委細直書可被申入候
恐惶謹言、

九月九日

會津御宿老中參

北條左衛門大夫綱成

○葦名三浦介盛隆墓 盛氏の墓の西にあり、上に五輪を建つ、盛隆實は須賀川の二階堂遠江守盛義の子なり、盛氏の子盛興早世せしに因り、其後室に配し盛氏の家督を嗣しむ、天正九年三浦介に任せらる、同十二年十月六日嬖臣大庭三左衛門某に弑せらる、行年二十四歳と云大庭が事飯寺村の條下に出す、端泉院蘭室永賀大居士と諡す、又此も何れをそれと知難し、

○褒善 ○八十郎 父母に事て孝行なり、十四歳の時父に請て府下小田町に家を假り、時時の物を商ひ、十七歳の頃聊の本錢も出來ければ父母の奉養とせんとを悦び、明る年より飯米味噌類まで持送り、他に行く時は必父の許に來り懇に暇を乞ひ、歸れば必告げけり父母年老て後靜なる所に心安く住しめんを思ひ、父の友に告て其旨を問ひしに、父も本よりの願なれども費多からんとを思て、徒に打過る由なりければ、やがて近里の宅地を買求め、修理を加へ、父母を移し居ら

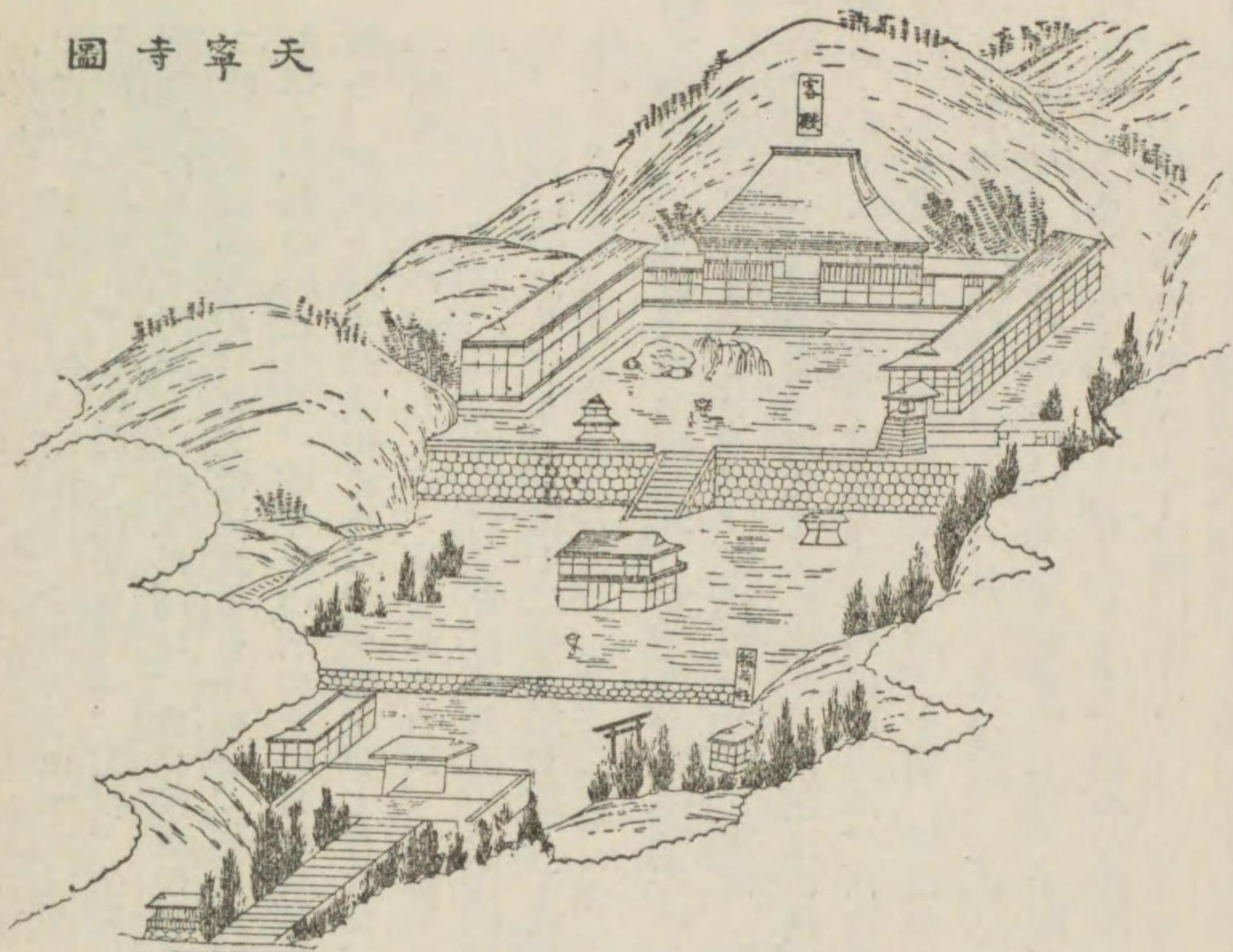
しめ、下仕の者をも付參らせんと云を、父只管に止めしかば、我宿の下人を遣はし、毎朝水汲ませ飯を炊かしめ、其身も日ごとに行て起居を問ふ、其後、生産稍饒なるに及ても出納をば必父に問ひ、魚鳥菜蔬の類まで珍しきは必差め、又父常に潔きを好めば、薪も良木を擇て父母の料とせり、或年母の病に一七日の火食を斷ち、深雪を踏分羽黒山に詣て、祈誠を盡しければ、其驗ありて母の病愈しと云、妻をかやと云、又舅姑に事ると疎ならず、日ごとに幼子を打連れ舅姑の許に行き、深切に勞はりけり、享保十二年夫婦を賞して米を與へき、

○天寧村 此村舊天寧寺村と云、寛文中寺の字を省けり府城の東に當り行程二十一町、家數四十九軒、東西一町十間、南北一町四十間、東北は山に倚り、西南は黒川に傍ふ、東十八町三十間、原組赤井村の山に界ふ、西は村際にて小田村に界ふ、其村まで十一町二十間、辰巳の方一町二十間、院内村の界に至る、其村まで四町二十間、北三町五十間、慶山村の界に至る、其村まで七町三十間、
○水利 ○黒川堰 院内村の方より來り、田地の養水となり、府下東黒川千石町分の地に注ぐ、
○神社 ○愛宕神社 境内東西六間南七間免除地 村東山上にあり、祭

神は河邊突神なり、神保隱岐利長と云者、出羽國村山郡村木澤村に勸請して鎮護神とせしが、寛永二十年肥後守正之に従ひ會津に來る時神像を奉して此に移し祭れりと云、鳥居拜殿あり、天寧寺町修驗榮法院是を司る ○熊野宮 境内東西十一間半南北七間半免除地 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり天寧寺これを司る、

○寺院 ○天寧寺 境内東西七十一間南北六十四間免除地 村東山麓にあり、山號を萬松山と云、越後國村上耕雲寺の末山、曹洞宗なり、應永二十八年葦名左近將監盛信の建立にて開山を傑堂と云、第二世を南英と云、共に高德の智識なり傑堂南英が傳下に出す、是より代代高德の僧絶へず、第七世を一氣諱正元と云、其頃當寺回祿に罹りしが、或夜の曉に一女子來て兼金數百を寄附し當寺を修造せよと云、其姓名を問にいらへもせず去しかば、人を遣はして其跡に従はしめしに、飯盛山村瀧澤組瀧澤にあり、宗像神社の邊にて其形を失ひしと云、第九世仁庵諱善恕は葦名盛氏の頃の人なり、盛氏歸依深く永樂百貫文を寄附し、雲水僧千人を聚て結制あり、第十世祥山諱曇吉が時天正己丑伊達氏の亂に逢ひ、當寺兵火に炎上す、祥山亂を避て京師に至り、一字を建立し、天寧寺と云、今に當寺の末山なり、仁菴は先に桂山寺に退隱せしが、此時再住せ

天寧寺圖



り、文祿元年蒲生氏郷岡左内に命じて當寺を修造せり第十五世覽溪諱善善尊が時、葦名義廣の孫平三郎盛俊秋田角館より使を馳て、瑞雲院の爲に寺號及法脉を請ふ、因て天寧寺と改め此寺の末山となる、又昔は十二の支院あり、聽視軒・如雲菴・雲亭菴・隣香庵・長林菴・退月菴・連峯菴・眞如院・善徳院・寶昌院・嚴松院・定林菴と云、今僅に善徳・寶昌の二院存せり、蒲生家加藤家共に寺領百石を寄附せり、當家封に就に至て寺領を附するを故の如し、會津曹洞一派の僧祿なり、末寺三十三箇寺あり △總門 四建門なり △制札 中門の前にあり △中門 四建作にて額に登龍關とあり、この處に石階あり △山門 四間に二間半中門よりこの處まで石階ありて漸漸に登る △客殿 十一間に八間、南向本尊觀音長一尺三寸、脇士不動毘沙門共に古佛なり、葦名盛信同盛氏の位牌あり、盛信の位牌は寶巖寺殿元慶喜公大禪門、寶徳三年辛未三月十八日と記し、盛氏の位牌は瑞雲院殿竹巖宗關大庵主と記せり、毎年孟蘭盆の時使番の者を遣し香奠を供す △庫裏 客殿の東に五間に三間の廊下ありて此に至る、十八間に六間章駄天の像を安ず、長一尺四寸古佛なり △鐘樓 山門を入て右にあり、二間四面、縁起に天正十七年伊達

天寧寺

△加藤明成證文 一通 開山傑堂行狀 一篇第二世南英が撰する處なり、其文左に出す、

奥州路會津縣萬松山天寧禪寺者、大日本國曹洞第一祖永平禪師道元大禪佛六代之嫡嗣、佛陀大源和尚嫡骨龍澤梅山大和尚上足傑堂能勝大和尚開基也矣、勝姓橋 敏達帝四□□手左大臣諸兄公之貴胤、河内國住侶、楠多門兵衛正成三男孫、文和四乙未年誕生也蚤歲流矢傷其膝遂爲跛躄也、於是乎入于由良古劍和尚室剃髮受戒出家時歲廿五古劍隻履之後、往于賀州金剛寺、參梅山和尚管帶致々不捨晝夜或時梅山令侍者祖道召能勝々至山々乃指案山云、汝見案山上人麼勝纒擧頭而看豁然得旨徧體汗下退而具威儀詣方丈禮謝梅山々云汝案山子之恩也、先禮案山禮拜次而禮梅山隨侍三年于慈應永元年甲戌勝辭梅山入于越後州路瀨波郡小泉莊杜澤小嶺結茅而居名曰耕雲庵四圍植松杉蔚乎蕭森梅山聞之名山曰靈樹而改庵爲寺、廿年癸巳梅山從越州龍澤寺造越後州耕雲寺、訪勝之閑居勝始出五十里而迎梅山々入寺稽留踰年因請爲靈樹開山祖矣、廿一年甲午、梅山依舊歸于龍澤寺、廿四年丁酉秋九月七日、梅山和尚遷化、冬十一月明桂書記道上

政宗寄附の鐘ありしと見ゆ、又河沼郡笈川組下垂川村禪定寺の縁起に、應永二十二年と銘せる洪鐘ありしが如何なる故にか寛文の頃天寧寺にありしと云、是に因れば政宗の寄附せしは禪宗寺の鐘なるも知べからず、今懸る處の鐘徑二尺、貞享四年丁卯當寺十八世寥堂が時に鑄る △衆寮 山門を入て左にあり、十一間に四間半 △寶篋印塔 衆寮の前にあり高一丈八尺 △善徳院 當山の塔頭にて山門の外にあり △寶昌院 當山の塔頭にて善徳陣の北に並ぶ、

【寶物】△達磨畫 一幅毘首筆なりと云傳ふ △寒山拾得畫 二幅對牧溪筆 △竹畫 一幅東坡筆今はなし、右四幅は第六世天附が時より傳ると云、天正十八年豊臣太閤此地に下り給ひし時、此四幅を獻す、太閤其寺寶なるを以て再び此寺に還し與へ、白銀三十枚を賜へ、其後寛永二年 大駕蒲生忠郷の邸に遊ひ給ひし時忠郷の命により此四幅を 台覽に供せりと云 △觀音畫像 一幅牧溪筆 △山水畫 一幅東坡筆 △蒲生秀行證文 一通其文如左

會津於分領知行百石進入候、如目錄全可有領知者也

慶長六年十月十八日

秀行印

座景玉知客三人自龍澤寺來、欲使勝繼踵而住持勝云、昔年先師在日辭而入山、自誓其所入之山不敢再出先師、嘗以佛陀寺屬之而責其住持之任也、我當時具陳素志而固辭之、今先師遷化豈背素願乎、已不順先師之命而還順諸公之義耶、遂不起、廿六年己亥夏四月、常陸大守名越太郎源義仁通一价云陽雲寺、舊詮惠和尚開基地也、二代智信首座之法嗣禪信乖檀命遁世之後久屬蕪穢或時夢右京大夫義憲公憂吾真祖廟所荒而思陽雲再興以其華族訴之能勝雖然勝述佛陀龍澤之前事以辭之遂不起、廿七年庚子春三月、常陸曾師義仁復遣其華族中務懇求陽雲再興於勝、勝感其情之厚、對中務謂、有我誓約語、故不再出於當山境、爰有祖景首座、遣渠為看司而勝和尚自筆改寺為庵、耕雲開基、傑堂勝書紙贈之、廿八年辛丑、相攸於會津城東山中卜居結庵閑居而曾師葺名氏聖喜入道盛信公聞勝之道風入庵而參得崇仰無限矣、是元來先祖有野狐之祟、故子孫天殤多、故實始尊信此宗爾來子孫繁榮、仍以修造日增山號萬松寺名天寧祝之也、與越耕雲寺數日程也、其間往還春秋不常、卅一年甲辰秋八月十五夜有瑞夢、翌日發錫到東關秘澤山、稽留踰年於是、義仁尊崇無窮、卅二年乙巳勝和尚依舊歸于越、

耕雲卅三年丙午謙宗法臘二十五世壽四十傳附事畢、乃辭師入備前州午頭山住庵扁處居日種月蓋取宏智所謂耕雲種月之義乎、卅四年丁未四月、遣僧祥泰通書於耕雲先師、師問謙宗處居之名、泰云種月師云、庵也院也寺也、泰對云、非庵非院非寺、但曰種月師乃回報云、進上種月寺方丈乃曰雖為弟子而既為一分僧貴之故曰進上蓋重其法也、其秋八月七日遷化、南傑堂諱能勝、坐夏四十八世、壽七十三塔于本山矣、
第二世南英行狀 一篇第三世遠天が撰する處なり、其文左に出す、
禪師字南英、諱謙宗雒陽人也、源為家公之子、嘉慶元年丁卯誕生焉、七歲而四月下濬、初讀左傳未秋讀終矣、父母欲令此兒出家、應永元年甲戌春、黻年而從叔父無文章和尚輦轂託相國寺見大岳和徒雜髮受業十五歲而閱一切經、廿五極臨濟宗風、廿二年乙未謙宗法臘十四世、壽廿九得得來于耕雲會裡參能勝禪師而問云學人不遠千里而來請和尚示賜指南一路師云、觀面無回互謙宗鞠躬問訊而退、卅一年甲辰夏四月廿七日、永平寺檀越波多野元尙永平寺開山眞筆以轉法輪書贈與耕雲先師能勝翌日命謙宗書寫之二冊其一冊先師常自讀持一冊乃授與宗殊以爲心印之證因法輪

轉法輪之兩節密商量參徹了矣、永享元年己酉春二月、耕雲寺莊盡被押領地民寺既爲耗虛矣、謙宗時在備前州午頭山夏五月下濬、僧祥慶走來告之宗坐不忍聞之夏六月二日、發錫便趣于越耕雲秋七月四日、方到堂宇敗壞而風塵穿四壁雨滴壓三門殘徒守空屋至夏末慶宗監寺鳴退鼓而去宗不忍捨去暗嗟吁而坐相從衆百餘輩、傲然不憂晝夜亶々、商量羸衲之風殆可觀者乎、至冬寺莊稍還、二年庚戌春三月、寺莊半分復舊蓋州牧之成敗亦是地民之屈服也、三年辛亥夏四月、常陸大守義仁屬謙宗馳書於越耕雲而述秘澤山耕雲法讀之旨、以雲樹先師爲其開山祖也、宗不得拒之領納而五月二日趣秘澤山、五月十一日到秘澤山義仁甚喜六月上濬引寺於大田山吹岫、六月十八日立桂、七月十五日爲中珊看主、翌日復如備前州、午頭山之舊庵亦於越耕雲、六月慶宗監寺再往矣、五年癸丑春正月廿二日、慶宗監寺圓寂寺無主將屬敗壞宗不獲已再出住持寺莊亦先年所復之半分自如也、同霜月七日發錫、而趣東關秘澤山、同十八日入于常陸耕雲庵稽留而山名士峯庵改南陽矣、義仁云當庵者盡未來際合爲耕雲院居地公何名山曰土峯而改耕雲曰南陽庵宗答云其志主山富士夫富士從是南南方是陽也、六年甲寅春正月廿

日、於南陽庵中珊傳附事了、珊法臘三十世壽四十五二月二日宗歸于謹耕雲耕雲、與南陽相去數十程也、七年乙卯春三月二日、謙宗航海入大明于、時皇明宣宗章皇帝宣德十年乙卯、初解纜、同六月十五日着岸掛錫天童山果住持而到秋初解未始講員和集了、亦講唯識論或時帝欲便持讀講山谷詩寒山子詩辭云寒山子者七佛再誕也、山谷猶不能況寒山子乎、不及予眼見也、謙宗傳聞之云、盍得講其書耶帝詔之即講山谷子寒山子且註却焉帝叔覽寄之而祕納鎮金矣、帝崩子祁鎮立是爲英宗睿皇帝號改、正統元年丙辰九月朔旦依勅參內、帝見謙宗曰宗是於日本國五百年之爲英傑乎、所謂極顯密之奧旨、習律藏之威儀加旃於佛心宗傳佛祖心印之正宗是仰儒門之君子禪門之宗匠誠是洞家貴胤豈疑之耶云々、宗答云乃祖釋尊此娑婆世界渾遺法流布國也、戒法已弘通佛法眞不論尊卑老少此土他土蓋是佛々祖々通戒一以貫之何日本與大明可有別異矣、帝聞然之帝重勅曰倭僧と因果所由傳、南嶽大師再來、故曰先入唐諸僧始空海最澄至汝曩祖榮西道元盡依國例着新戒多莫見皇帝且汝以有過去因由故乎、汝於明朝盍求塔頭耶宗乃珍重下座依勅建立於天童山塔頭名曰南九廊院所謂於大白峯南方九院也、臻此開

堂日上堂日上堂因帝勅特賜大瞞行果大禪師宗即頂戴之、雖然宗是繼曹洞之勝躡依靈樹開山遺戒不着斑衣着黑衣其後於本府顯譯集三卷編集之、三年戊午春三月廿日、景德寺退院而於南九廊院編鼠朴辯宗欲歸本國而宗月長老真嫡嗣宗首座、小弟西月上座以南九廊院分嗣法于時正統五年庚申、當日本永享十二年庚申二月十八日、發錫趣日本法臘三十八世壽五十三、天童山景德禪寺開山興師禪師卅七世洞山高祖廿二世祖也、同九月五日着岸于日本國長崎也、一國緇素傳聞宗之歸朝雲集受菩薩戒血脉男女群集而師擔子押碎而難避之以、故十月廿八日夜退出此地十二月廿二日還越耕雲寺於彼地菩薩戒弟子八百有餘輩也、嘉吉元年辛酉赤松滿祐弒普廣院殿、足利義教將軍群國諸將蜂起、仍作列坪和莊鶴田村定林山西來寺遭兵火而荒廢矣西來寺者石屋梁和尚開基地也、石屋即宗從叔父也、故坪和筑前大守眞祖就宗懇求其再興義之不能拒之乃掃除灰燼再結堂宇乃取山號以換寺號又取所名以爲山號而稱鶴田山定林寺徒輩若干箇安置焉與越耕雲寺相去幾數日程也文安元年甲子耕雲寺移春庵造營本莊參河守房長父母之塔也、三年丙寅秋八月越後州牧上杉氏朝房屬謙宗欲建一社就干禰彥莊多寶山之麓、卜福

地小嶺結社因以耕雲先師嘗處賜種月寺之名山號福地寺爲種月蓋福地取諸地名去按玄中記云、汎池天竺宮者十二福地頭大白桂陽宮者十二福地足老杜詩云、福地語真傳然則福地名仙洞既有之先構小屋後篇曰鼓缶軒耕雲與種月僅兩日程也、四年丁卯春、會津首師葦名氏聖喜人道盛信公以天寧寺屬謙宗、蓋以耕雲先師其爲開山祖也、故不得拒之億々強領之耕雲種月並數日程也、宗亦於其間而往還春秋不常五年戊辰秋、備中州英常寺創建、澁河右兵衛佐常所之本願也、享德三年甲戌羽州三莊大泉首師右京兆淳氏見法明長老遺迹玉泉寺久屬于蕪穢常以爲念矣、或時遣一价而就謙宗求其再興、宗以老衰辭之、康正元年乙亥春三月上澗、大泉首師右京兆復遣其華族前越後守高坂文遵重求玉泉再興宗雖老邁感其志而許之、秋八月趣玉泉輻披藜茅構小屋名玉瀨軒々前開池流泉活々山門外有川謂之玉川其源出於月山其地名國見舊稱善見山玉泉寺、今改善爲國改泉爲川而稱國見山玉川寺、蓋意欲本於其處而新起舊廢也、夫阿闍世王此曰未生怨、又呼爲善見母懷之日有惡心遂弒父頻婆娑羅王故惡聞其名二年丙子、玉川本房不日落成、長祿元年丁丑春二月下澗、宗歸于越福地洞、二年戊寅夏四月上澗、發足至

羽玉川寺過夏夏了、依舊歸于種月、三年夏四月念四日病疾至五月十九日、爾寂夏臘五十七世壽七十三塔于本山後矣、

○正法寺 境內東西六十六間南 村北二町餘山麓にあり、松巖山と號す、天寧寺の末寺曹洞宗なり、慶長三年上

杉景勝越後より會津に移りし時、天倫寺の住僧景勝を慕ひ會津に來り、一字を營て住せり、同五年景勝羽州米澤に移り、住持又米澤に赴けり、同七年善導と云僧蒲生秀行に請て正法寺と改めしと云、本尊彌陀客殿に安ず ○地藏堂 境內東西十三間南北五間年貢地 村中にあり、建立の年代を知らず、天寧寺町修驗榮法院是を司る、

○墳墓 ○葦名左近將監盛信墓 村東愛宕神社の未申の方にあり、舊は天寧寺の境內なりしと云、盛信は佐原義連より九代の孫にて修理大夫盛政の二男なり、盛政の嫡男三郎衛門尉盛久の養子となり兄の家督を繼ぎ、寶徳三年三月十八日四十四歳にて卒す、此墓昔より天寧寺の守れる所なり、文化二年寺僧に命じて洒掃怠ると無らしむ、

○褒善 ○忠義者せき 此村の農民已野右衛門が妻なり寛政十二年米を與て賞せり、
○慶山村端村 水尾 此村舊慶山寺村と云、寛文中寺の

字を省けり、府城の東北に當り行程十九町、家數二十五軒、東西五十二間、南北四十間東は山に倚り三方田圃なり、東十九町瀧澤村の山に界ふ、西七町五間府下東黒川千石町分の地に界ふ、南三町四十間天寧村の界に至る、其村まで七町三十間、北五町五間瀧澤村の界に至る、其村は戊亥に當り九町四十間餘、

○端村 ○水尾 本村の南一町三十間にあり、家數五間東西二十四間、南北四十四間、東は山に倚り、西は田圃なり、

○土産 ○松茸 村東の山中より出づ、香氣深く味最美なり、封内の諸山に多く産すれども此産にしくものなし、又蘿蔔を産す ○黄土 村東の山より出ず、能く火に堪へ家屋倉廩をぬるによし、俗に慶山土と云、此邊の山多くは黄土なり、

○水利 ○戸口堰 瀧澤組牛墓村の方より來り、田地を潤し千石町分の地に注ぐ、

○神社 ○愛宕神社 境內三十間四方免除地 端村水尾の東山の半腹にあり、草創の年代詳ならず、天正十八年大崎一揆の時蒲生氏郷彼地に發向ありしに、其臣町野左近某、當社の別當金藏院玄江をして軍の勝利を祈らしめ、凱旋の後氏郷三十間四方の地を寄附せり、慶長十三年秀行再び

修理を加へ、加藤明成の時又修補ありしと云、祭禮六月二十三日二十四日なり △石鳥居 兩柱の間八尺山麓より本社まで石階ありて漸漸に登る、中程に此鳥居あり △二王門 石鳥居より東に登ると一町餘にあり、六間に二間この門を入れて左に制札あり △本社 三間四面西向 【末社二座】 △摩利支天神社 本社の北にあり水尾より移せり △太郎坊神社 本社の南にあり同上 △別當金藏院 本山派の修験なり、府下愛宕町に住せり、氏郷の時賜はりし宅地なりとそ、家系を按ずるに其遠祖を小高治郎兵衛尉盛通と稱し修験となり金藏院秀榮と號す、現住敬林まで十六世なり △伊勢宮 境内東西二間南 水尾の東一町計山腰にあり、鎮座の初を知らず、舊天寧村の境内にあり、享和三年此に移せり、鳥居あり府下行人町武石兵庫が司なり 【相殿十一座】 △稻荷神三座 共に天寧村より移せり △山神三座 同上 △吉神 同上 △伊勢宮四座 共に本村より移せり、

○寺院 ○大龍寺 境内東西四十七間南 村より寅の方一町餘山麓にあり、臨濟宗寶雲山と號す、京師妙心寺の末寺なり、寛永二十年肥後守正之會津に封ぜられし時、羽州山形より機外と云僧徒ひ來りしが、此頃此に慶山寺

慶或は桂に作る とて天寧寺の末寺ありて無住なりければ、機外をして此に住せしめ後今の名に改めき △制札 境内入口にあり △客殿 八間半に六間半西向 △稻荷神社 境内にあり鳥居拜殿あり △藥師堂 境内東西三十一間 端村水尾の東にあり、相傳ふ大同の頃徳一が草創なりと、藥師一尺三寸六分府下博勞町自在院是を司る、

○褒善 ○忠義者文右衛門 安永三年米を與て賞せり、

新編會津風土記卷之三十二終

新編會津風土記卷之三十三

陸奥國會津郡之七

青木組中九箇村

院内村 湯本村 河溪村 大巢子村 一渡戸村 酸漿村 二幣地村 端村 中湯川 西湯川今廢 黒森村 閻川村 端村 菅沼 入小屋

○院内村 昔羽黒神社の別當東光寺の院内なりし故名くと云、今竹林院地藏屋敷大仙坊等の字遺れり、明暦三年此村の山を開て當家の墓所とせしより村中諸役を免じ、墓を守り掃除の事を勤しむ、府城の東に當り行程二十六町餘、家數四十軒、東西一町十七間、南北二町三十間、東北は山に倚り西南は黒川に傍ふ、東一里計原組赤井村の山に界ふ、西七町南六町共に小田村の界に至る、其村は西に當り十二町、戌亥の方三町十九間、天寧村の界に至る、其村まで四町二十間、又辰の方三町二十五間、湯本村の界に至る、其村まで七町二十間、

○山川 ○院内山 村東にあり、明暦三年肥後守正之長子長門守正頼逝せし時、正之が命に因り此山を開て當

家代々の墓所とす、寛文十二年筑前守正經命じて新堰を鑿り、新田二町餘を開き永く墓田とし、享保十四年墓山の界域を定め東西二箇所に石を立てて界を表せり、東西三百間、南北百四十九間、此山高からずといへども満山松樹生茂り、蒼烟鬱々として他山と異なる、

○冬坂峠 村東にあり、登ると十六町、此を越て原組原村にゆく、路最險し、舊背灸とて白川に往く街道なり、加藤氏の時屢火災ありければ、今の名に改め瀧澤坂の道を開きしとぞ、今は徑路となる、豊臣太閤下向の時、此時に茶屋をかけて憩はれしと云、原村の條下を

○天神石 村より辰の方三町湯本村にゆく路の傍にあり、此石に水を注げば管神の像顯はると云羽黒山七石の一なりとぞ ○四寸石 村東三十間山中に有、此石に四寸計の指の跡あり、故に名くと云、空海が指の跡なりとぞ ○黒川 村より未申の方に有、湯本村の境内より來り戌亥の方に流るゝと七町、小田村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西一町二十間にあり、長十四間小田村の通路黒川に架す土橋なり、

○水利 ○黒川堰 村より未申の方にて黒川を引き天寧村の方に注ぐ ○堤 村より寅の方七町にあり、周三町四十間、寛文十二年に築き山間を鑿て此水を通じ、

墓田の用水とす、俗に大仙坊川と稱るは、昔此邊に大仙の坊中ありし、此堤の downstream 故名けしと云、

○稻荷神社 境内三間四、村中にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり堤澤村湯田右膳が司なり、【相殿三座】△稻荷神 本村より移せり △山神 同上 △白山神 同上、

○墳墓 ○筑前守正經墓 村北にあり、墓山の入口の左に番所を設け右に盥水を設く、又府より殺生伐木及び枝を打下草を刈るを禁する制札あり、此より東に升り左に分れ正經墓に至る、四方に柵木を縋らし門を設く、其奥に三間半に二間の拜殿あり、拜殿の北を墓とす、石塔南面竝石四尺二寸四面、高五尺七寸、竝石八尺五寸四方、三重の坐石あり、鳳翔院殿と楷書にて題す、四面に石の玉垣あり、周十四間餘、歿後佛道の法式に従ひ靈屋は北青木村建福寺にあり、石塔の東南に碑石を建つ、竝石三尺五寸四面、高一丈八寸、竝石六尺四面、高五尺、坐石九尺六寸四面、高二尺六寸、楷書にて碑文を彫り、其文如左

會津城主保科筑前守姓源諱正經小字大之助故左近衛中將正之子今大守正信之兄也、母藤木氏、正保丙戌十二月二十七日、生于武江芝罘兄幸松幼卒長門守

賴亦早世、公立爲嗣萬治元年九月年十三謁於嚴有幕下明臘月叙從四位下任侍從爲筑前守受 台命娶加州大守中納言菅利常之女、寛文九月四月顯考致事公襲封藩郡十三年、延寶九年二月以疾乞致仕以正信爲嗣其年十月三日卒、武江箕田第年三十六十一月三日歸葬於會津城東院內山矣、公爲人直諒慈祥簡重寡黙、不好華麗、不耽食色、雅性恬淡、勢利不入於心近侍僕御未嘗視以顯貴驕之竊惟有隱退之意而無顯達之計也、自幼多病公事私事不勝繁多然遭顯考之喪慟哭致其哀夫謹遺命也、倣儒禮而治棺斂用神道而建廟社、不儉其親葬祭皆盡誠敬又以孔懷之至情、疏水於院內邑墾新地、充正賴以下之墓田其孝弟之大者可見也、公疾已纏良雖沈滯而不奮其上也、大義直節蘊于胸襟者世人之所未知而其志確乎、每不弛武備調勵兵士愛惜人命、或憂士衆窮困則借萬金於洛人、而賜之曰吾雖嬰病以汝等不忘欲奉 大君之故也、勉旃勉旃公忠志於斯亦可知其一端矣治其封內也、每命家老暨有司曰先君之法令、既明吾儕何言哉、當守其訓而已可謂一言以蔽之也、於是漢曹參遵而勿失之意亦可併按矣、公在武江其疾廢瘳而有增故 朝謁尙不及時、遂白諸 幕府舉封附於正信速退居於箕田嗚呼古來父子

授受之際往々有貧戀願望之意、況公年尙壯然其心念國家之重寄、出孝友之至誠大策頓決無纖毫遺慮豈不難乎、及退自號素行軒致休左右使令僅十數人衣服器用適取於足而已耿介脫灑風裁亦可觀也、嗚呼哀哉靈輔臨幽宮僕受家長之指揮助葬事不意今復承銘其碑也、惟茲踈賤既懼且慙稽首辭謝未獲遂銘之銘曰

顯族源公清廉拾遺繼左中將東殿藩維嘗靡自用恭守家規孝事以禮克慎克追病患日盛筋骸月衰含忠鬱鬱敦讓怡々繫胡不淑壯年奄辭形藏諸幽昭明託碑

貞享元年甲子五月九日 横田俊益謹撰

○肥後守正容墓 正經墓の東北一町餘にあり、正容曾て德翁靈神の號を卜部家より受て、遺命によりて歿後神道の祭儀に従ひ神璽は耶麻郡猪苗代土津神社の相殿とせり、石階を北に升り門に至る、是より東西北に縋り柵木あり、拜殿九間に二間其奥を松の間と云、三間に二間半、墳墓の周九十間、上に鎮石あり、南に向ふ、竝石九尺三寸四面、厚二尺二寸、坐石九尺四面、厚三尺共に八角なり、德翁神墳鎮石と篆書にて題す、此南に表石あり、竝石三尺二寸四面、高一丈、坐石八尺三寸四面、高三尺楷書にて會津中將正容之墓と題す、毎歲正忌の祭及び花祭あり、碑石は拜殿の東南にあり、竝

石五尺五寸四面、高一丈四尺九寸、龜跗長一丈五尺五寸、廣一丈一尺、高四尺北を首とす篆額に德翁靈神碑の五字あり、四面に楷書にて碑文を刻り、其文如左
正四位下右近衛權中將兼肥後守源公諱正容、以寛文己酉正月二十九日生於奥州會津城、東照宮之曾孫台德廟之孫 大猷廟之姪 嚴有廟之從弟 常憲廟之再從弟也、父土津靈神正四位下左近衛中將兼肥後守源正之母榮壽院冲氏公年甫十歲謁 嚴有廟英明弘潤風標秀舉兄從四位下侍從兼筑前守正經承土津之遺緒多病無子以公爲嗣、天和元年正經謝病公襲封是歲六月常憲廟親斷越後公與見聞十月正經卒、十二月公任叙從四位下、侍從兼肥後守天和以降凡公每入觀會正朔朝儀 天使燕享及三韓琉球之聘貢則命公賜坐獨於韓使必特遣士馬迎送之韓使使人以土產就公第致慰勲公贈白金有差 殿下或詣山陵諸 廟則命公爲豫參又爲贊導二年 命公娶豐後守阿部正武女明年四月奉命代詣日光山真享丁卯 新帝 登極公奉 命西上入賀 帝御 清涼殿召公引見拜 天盃繼賜盛饌及 勅答之日又賜 天盃既而有 詔任左近衛權少將賜御劍乃辭官拜賜而出 本院 仙洞 女院及 皇女各有恩賚公亦獻劍馬等又以玉帛贈三公九卿百官諸司以下

有差、公還復命 殿下大悅使公應 詔拜少將之任明年六月始有就封之 命繼此入觀如期凡公當職奉使及入觀就封有禮饗劍馬金帛鷹鶴之賜、不可枚舉、元祿二年奉 命助興土木建新殿於三丸 殿下歡甚 手賜腰刀、六年二月 殿下詣昌平孔廟公、爲贊導 殿下臨行殿、講經畢 親詣舞又 命公、誦舞是歲夫人阿部氏卒明年七月 殿下講經便殿、又 命公講魯論一章 殿下大悅 親酒 台翰賜之 親詣舞又 命公誦舞凡公數忝觀聽 殿下之講經及散樂誦舞等或從 殿下臨公伯之第九年十二月改保科氏、特賜松平氏許葵紋後又 命葵紋宜如御紋顯揚公之英胄也 殿下詣瑠璃殿公爲贊導、寶永元年十二月奉 命代詣日光山五年七月男正邦拜姬君下嫁之 命而未及親迎之事十二月正邦卒、殿下深悼惜遣閣老賜吊儀此歲公諭諸臣曰凡百子弟廢學不好古遠先公之訓、我大患之故今建置學師當教爾子弟尊孔孟崇程朱不可以曲學僻說而橫議學才足用者我其舉之、七年八月建 廟於楓山遷 常憲廟主 命公代詣九月從 殿下遊濱別殿十一月 殿下親散樂召公見之正德改元 殿下詣根津祠公爲贊導、二年十二月 有章廟 命公代詣日光山且依 文昭廟 願命任叙正四位下權中將明年 殿下冠 命公

理髮賜 御盃及腰刀鞍馬公猷劍馬、四年承 命、興役浚導荒川利根川、犒功賜衣若干襲、是歲十月奉 命、代詣 文昭廟、享保二年正月東都大火、公躬帥士卒、屯于櫻田護非常 命勞之、七年夏六月秋八月 殿下親議大政 命公與聞機密、十年四月 嗣君冠 命公理髮 殿下 嗣君賜 御盃及腰刀鞍馬公猷劍馬、十二年男從四位下侍從兼大膳大夫正甫卒 殿下遣 使弔之、十三年四月 殿下詣日光山 命公留守 台駕還都公迎謁闕庭 殿下意旨懇厚、十五年公因病有所辭以一時名望不肯聽 命免贊導及法會之侍坐、辛亥正月 殿下召公與語賜盛饌、四月有就封之 命、九月十日公病大漸、遂卒於會津城、正寢春秋六十三 殿下開公病革馳驛傳 命於是計聞 殿下爲悼歎遣河內守增山正任弔之賜以賻儀禮也、十月朔日葬于會津城外院山從公之遺命其葬祭一遵神道、明年八月神祇道管領卜部兼雄安鎮之其璽曰德翁靈神公有九男四女凡十三人其十則先卒嗣子名容貞其次女常其次隆七初公承 命以奥州會津郡大沼郡、野州鹽谷郡隸封內運其賦稅納于 官廩正德中復其郡、享保辛丑其民姦暴有司斷其罪公遣諸臣護非常明年又以其郡、隸封內如故甲辰承 命以越後魚沼郡屬焉、

嗚呼公之爲人廉直溫恭改過不吝有功無矜尊崇儒學特善神道深窮其理常踐其實以述土津之成訓爲上竭力爲下盡心且屢遣使巡察郡邑訪其困賑其窮置旌孝悌節義恤鰥寡孤獨嘗建孔廟歲時致祭就封則以人日公必詣拜又設學校教導不弟以程朱爲宗排陸王遠之其訓迪誘掖之心無不至焉當代元老邦之司直如何不淑棄而逝矣、令祠容貞以公之事狀使我勒碑我雖不敏遂爲之銘其辭曰

於穆英胄具瞻一揆、廉直溫恭、言行不貳、禮容威儀國人攸式、封爵雖隆小心翼翼、敬神崇聖學偏書冊猗歟大業有典有則天和以降坐與朝儀豫參贊導於廟於祠承命代詣或爲留守大哉、登極奉使稽首皇恩成榮詔旨寵厚爲君理髮冠禮可取大興土木爰助公役屢賑士民多所裨益賜氏松平葵紋有赫官室中將家門、奕々寵顧眷倚心膂股肱功在社稷福及黎蒸歷事四朝、乘化奄忽永裕後昆聞望不沒成訓踐實文質彬彬、追崇無私德翁靈神院內之山鬱乎、佳域勒銘丘阿終古顯明

享保十八年癸丑秋九月日

國子祭酒朝散大夫林信充謹撰

○肥後守容貞墓 正容墓にゆく道より右の方四十五間にあり、石階を升て門あり、これより四方に柵木を繚ら

せり、拜殿九間に二間其奥を松之間と云、三間に二間墳墓の周八十八間、上に鎮石あり、南に向ふ、土常神墳鎮石と篆書にて題し、此南に表石あり、楷書にて會津少將容貞之墓と題す、毎年正忌の祭又花祭あり、又拜殿の東南に碑を建つ、鎮石及び表石碑石の制凡て上に同じ、碑文如左

從四位下左近衛少將兼肥後守源公諱容貞、松平氏享保四年己亥八月十六日生於奥州會津城 東照宮之玄孫 台德廟之曾孫也、父德翁靈神正四位下左近衛中將兼肥後守正容母鹽見氏公兄皆卒、十三年三月公以第八子立爲世子、遂居東都十六年十月嗣德翁之遺緒、時十三歲、明年七月母鹽見氏卒、有德廟遣使吊之、十八年正月承 命大興徒後浚導東都城溝六月朝命大賜賜時服三十其臣十人、亦皆有賜二十年二月始謁 兩大臣其老臣六人亦朝見十月 朝命遣行人賜禽申是每歲如此十二月入侍菊班觀散樂賜盛饌是時公與掃部頭伊井直定共坐于、執政之上是月公任叙從四位下侍從兼肥後守明年四月 兩大臣詣楓山 神廟公爲豫參或爲贊導也、元文二年養母橫山氏卒、朝命遣使弔之五月 大孫竹千代君降誕于西城公猷大小御刀御衣及酒肴等奉賀一臘之慶且獻酒肴於 兩大臣然又

贈執政大臣侍中至兩城宮人各有差七月朔始謁 大孫三年四月 有章廟法會三緣山有被物之儀 命公賜坐、四年四月始有就封之 命賜馬鷹腰刀 嗣君賜帛明年入觀十二月任左近衛少將六年正月 有德廟以御臘之鶴作羹賜之三月改爲寬保元年八月 兩大臣有錫命之慶 大孫元服令公理髮 兩大臣賜御盃良刀 大孫賜良刀鞍馬公亦獻良刀于 兩大臣獻良刀鞍馬于大孫皆如故事禮也、是歲公承 命奉使京師賜良馬黃金時服等此行也執政置郵傳 命勞公尤厚公遣其臣以謝 恩命十月 帝御清涼殿事既成矣、公之私親拜天盃賜成饌觀舞樂公獻劍馬蠟燭 勅答之期賜御劍歌卷 准后賜帛及歌卷酒菓等公亦獻劍馬蠟燭既而獻金於 皇女又贈三公九卿百官諸司以下各有差、且詣泉涌寺拜 東福門院廟獻香資公還復命 有德廟歡甚、延享三年五月夫人讚州高松侯女卒、今大君遣使弔之四年四月東都第二城火公躬帥士卒屯于城內 朝命勞之五年五月韓人來聘是時 命公賜坐且承 朝命遣士馬送韓人於遠州舞坂先是韓人遣使於公邸贈其方物皆如故事、七月改爲寬延元年冬十二月琉球人來公接之亦皆如故事、三年庚午九月二十七日公以病卒、享年三十二、先是 大君遣長門守本多忠英問公病至是竟

卒 大君悼嘆遣飛驒守阿部正因吊之賜以賻儀禮也、十月葬于會津城東院內山先塋之次以其遺命殯斂棺具皆如儒家喪禮唯其葬祭則遵神道寶曆二年十月神祇道管領卜部兼雄安鎮之其壘曰土常靈神公所娶讚州高松侯女先卒、側室館氏生世子容綏嗣爲會津侯今至從四位下侍從其次貞歷天兩妾生女二人、其一夭、其一許聘丹後守稻葉正甫世子正弘、嗚呼公之爲人奉上以忠接下以慈慎言語、而有度遜讓之質、溫而嚴格雖燕居之間未嘗見怠慢之狀、敬事而成先志無所改其道每歲三次命侍史讀王父家訓會群臣以聽其遺戒蓋古所稱讀法之意也、公好儒學修孔廟春秋祭祀不愆舊章其就封則必先詣拜孔廟又設學館教導諸生以程朱之正學舉俊才以厲子弟之業公學神道於吉川從安受其秘要然又弓馬劍槍之術莫不皆窮其理也、專以武藝校試群士成講兵之習也、公嘗承 朝命、以奧州會津郡、大沼郡、野州鹽谷郡、越後州魚沼郡、隸會津如德翁之時也、公又巡行封內及隸郡、訪其苦樂尙且遣監士以察下情歲發倉廩賑其乏匱旌孝悌節義力田善行者、養老而恤窮民其敬信之心無所不至焉、天不假之年早終其世矣、方今會津侯屬余述其事以勒于碑因爲之銘其辭曰世家貴族藩屏懿親敬事而信慈民恤民爲上竭力爲下委

身、好學崇儒、忠孝兼備、克廣德心、以義爲利、泮水采芹尊其瞻視猗與君子降福既多續乃祖緒遺戒無訛其則不遠克監伐柯念茲在盛功芳烈帝命施榮咸稱英哲威儀有斐言語成節介以繁祉宜爾子孫斯文立道維武啓門院內先塋逸乎、九原靈神安鎮對越在天祭祀匪懈、時享萬年永錫祚胤侯國以傳乃表其德大業不朽同姓宗室祿位長久既安兆域垂裕于後

寶曆九年己卯四月日

國子祭酒朝散大夫林信言謹撰

○長門守正賴墓 正經墓にゆく道より左に分れ二十九間にあり、正賴は正之が嗣子にて正之に先て逝せり、土津神社の側に祠を建て神壘を安じ馨彥靈社と稱す、竽石高八尺九寸、徑三尺に二尺九寸餘、二重の坐石あり從四位侍從源正賴之墓と題す、南面なり、四方に石の玉垣あり、周十八間毎歲花祭あり、碑陰の文如左

從四位侍從長門守正賴姓源氏奧州會津城主正四位左中將正之之嗣子母藤木氏、寬永十七年庚辰季冬四日生武江櫻田第小字虎菊、慶安元年仲冬朔旦見于大將軍家光公明春上已見于 嗣君家綱公、承應三年季冬念五日叙位任官、四年仲夏 台命休暇賜備前兼光刀、季夏到會津、仲冬參府登 城、獻太刀馬代土產、

新編會津風土記卷之三十三 陸奥國會津郡之七

一日召登 城進 御前 台命可與并伊掃部頭子觀負佐同列正賴頓首出 御前其意謂觀負佐者父齒也、則不可不從也、父之職則亦非所得而任也、其與從人後而近侍也、寧治一方耳乃謂松平伊賀守出雲守曰吾猶少且疾近侍可難也、告父而因兩守辭之退後言之則嫌於與父謀之、故今言之雲守然之賀守感其遠器垂淚曰、深領其意我二人他日證斯言矣、正賴退而告之父君、父君曰汝未知殿中之事焉爾是特恩也、宜拜其辱矣時十六歲也、掃部頭聞而美之爾來 台眷方渥時々賜田獵之獲也、明曆丁酉孟春武江回祿屋比延燒及于芝第正賴奉母君率幼弟避於金杉宅而復還扞火隣庫火藥發人馬驚愕正賴神色自如也、果見猛火不可禦振旅而退不傷一人矣、尋傷寒而臥焉二月朔日卒、于東海寺享年十八歲、是月念三日葬於會津城東院內山矣、正賴質敏而威自幼不好慢游讀小學四書朝家君日三焉、百事不敢違父君之令、七八歲聞乳母言殺人則死後鬼殺之即曰誰又殺其鬼乎、成重遊法華寺問僧曰三十番神來審每小盡一神休乎、僧不能對而伏焉平居問名將勇士之事聞保元平治平家物語太平記等書善御馬好觀技擊騎射嘗震來競々左右曰出于外庭正賴徐言呼履來也、未及出而震止焉、其志嚴勵行檢令侍者告其過未

會問人善惡侍者嘗曰進人也、其才相若則當先自幼侍我者、又曰少者有定期老者無餘日選人者宜思之也、茲歲辛亥之冬友松氏興卜正賴第正純宅兆而安措之、因見正賴之墓之、不堅牢而憂之欲脩之、或以爲不可氏與同僚柳瀨正眞恐其事之不襄而謀者我吾乃言日記所謂古不脩墓者、封築之固不待脩之謂也、程子論之詳矣、今何爲而不可哉、遂脩之山崎敬義謹書、其表陰如此云

○德千代正房墓 正賴墓の西に並ぶ、石塔南面高七尺五寸徑三尺一寸に二尺三寸、三重の坐石あり、玉麟院源正房墓と題す、位牌は建福寺の靈坐に安ず、碑陰之文如左

公諱正房幼稱德千代、陸奥州會津大守源正容公第五子也、母小林氏、有風骨麗言辭以正德元年辛卯十二月十九日生、以享保十二年丁未閏正月十七日卯春秋十有七矣、是月二十六日葬於院內山先塋之次乃樹貞石使僕表始卒乎、其背僕於是攬淚而思、其爲人雖年長雖識未充有大過人者四曰仁愛曰好施曰節用曰聰納故事國喪暨親戚之喪隨其親疎限以日數禁遏絲竹之屬土俗嗜音禁竣則諫特公之喪豈徒禁竣而後遏密絲竹猶自數月抑如御談菴語亦杳無聞焉、繇是觀之仁聞汪洋

鬱々沈々之松柏、蒼々々々之山水、異蟲螺兮大名止兮 會津文學松本 長文謹撰

○肥後守容貞女墓 正房墓之北にあり、石塔南面高五尺徑二尺二寸に二尺一寸、二重の坐石あり、表に藥光院殿と題す、諱は喜知と云、延享四年四月十一日生れ寛政四年八月四日終れり、位牌は建福寺の靈屋に安ず、○肥後守容貞生母本妙院墓 藥光院墓の東にあり、石塔南面竿石三尺三寸四面、高四尺四寸五分、笠石六尺七寸四面、高四尺四寸二重の坐石あり、表に本妙院殿と題す、諱を市と云、鹽見氏の女なり、寶永七年正月六日江戸に生れ享保十七年七月十三日會津に終れり、位牌は府下小田町淨光寺の靈屋に安ず、

○東市正純墓 正經墓と正賴墓の間にあり、竿石高七尺六寸徑三尺に二尺一寸二重の坐石あり、南面にて表に源五位正純之墓と題す、祠を土津神社の側に建て石彦靈社と稱す、每歲花祭あり碑陰の文如左

從五位東市正純、姓源氏、奥州會津城前守、正四位左中將正之之子、當守從四位侍從正經之弟、母藤木氏、慶安五年壬辰仲夏九日生於武江芝第焉、小字新助、萬治改元季秋晦日、見于大將軍家綱公、寛文四年季冬念八日叙位任官、明年季春殿中襲勅使

已浹人心戶哭家泣不能自止昭々也、夫百姓不能自治君立而治々道之要盡於教養而仁愛即教養之本也、今公生而有仁愛之德蓋生養遂教化行之基也、今也人寧雖海不揚波山無伏莽治不忘亂先王之法矧國俗比於諸島則慄悍而難駕馭也、伐暴除殘之術不可忽也、然伐暴除殘之術不可之不賴三軍之效死而三軍之效死必自懷惠生惟人之有義也、感一日之恩必喪百年命其又值施典之殊渥乎是以振古撥亂反正之君、有所得則必莫不散、今公生而有好施之德、蓋秉兵政掌輜鈴之基也、雖暴君虐長初非剽民者驕奢一萌則不能節用不能節則貨財不給貨財不給則取民無制取民無制而民不得供慘烈苛酷無不至矣、今公生而有節用之德蓋省徭役薄稅歛之基也、治國之要在得賢才而賢才之要莫先於進言然人君無聽受之心則雖賢者盈朝而無益也、今公生而有聽納之德蓋賢者用言路開之基也、有个四善春秋得富文以學問使其擴之則國不足治矣、僕聞王父土津神君遠追洙泗近擬洛閩知行渾融事功磊落開國以來上自王公以下至於庶人未聞有如是偉人也、眞道學東漸以後醇儒也、家尊正容公似續道統治教休明公常在其側薰陶漸漬習與性成者乎、但警諸禾苗秀而不實者也、嗚呼噫々銘曰

院使而有樂焉、奉書來正純初觀之自此以往每觀樂於殿中終日嚴坐無少惰容也、七年孟夏念日、東叡山有前將軍之祭禮、大將軍 御泰、正純始供奉焉、

八年仲春武江回祿箕田第罹之、正純侍家君子外庭火急而兒女騷駭衆口俱言速避正純誠之告之父君而後奉母君出焉、仲夏 台命休暇賜時衣季夏到會津、季秋參府登城獻太刀、馬代土產十年之秋有疾、爲之賜暇到會津居三圓焉、翌年春季春城下火災、正純欲出往大門火甚烈、友松氏興強而止之、而不止乃行、駐馬于大門之外、左右士卒拒之、問櫓中無火藥否遣人於幼弟問其安否火熄而歸焉、甫出時岩崎氏用麾從之正純喜曰此不惟火災之用也、正純疾不驗仲夏來于武江孟秋念日遂卒於箕田第、享年二十歲、仲秋六日葬于會津城東院內山矣、氏興主其事依朱子家禮藏之正純之傳淺岡氏、岩崎氏、及至卯童小臣皆泣、血親築而封之矣、正純性穎而謙、數歲記四方支干及六十六國之名、誦敬齋箴尊德性齋求放心齋之銘九歲讀小學成童讀孝經四書能慕親能從兄家君或有並賜兄弟則心壓嘗參三緣山雖僧云入於戶內面拜于戶外退曰 神意不可知豈從僧之徒言哉凡 廟參必擇日拜之未曾由路次之便平生不遜俳優不聽惰弱陋劣之言習弓馬聞平家物

語太平記等書論其是非也、見姦臣則憎之其心謂不可令亂家兄之政俗矣、嘗曰爲家老者惑乎、面諛而使諸士有憾則君賊也、又曰志士者不可誦權臣然與媚於君也、寧媚於臣者也、氏與列會城老者有由、而欲事正純故其事死也、盡心竭力痛嘆其命之不永切惜其才之未達流涕而請余書其表陰予與氏與友善於是乎、感而應其請云山崎敬義謹書焉

○肥後守正容生母榮壽院墓 正純墓の西に並ぶ、石塔南面高七尺六寸五分徑三尺一寸に二尺二寸六分二重の坐石あり、榮壽院殿慶室妙長日善大姉と題す、位牌は淨光寺の靈屋に安ず、碑陰の文如左

大婦人姓沖名市貴父昌純自稱友也、母久保氏兄氏稱板倉自稱藤九郎如今江都帳下松下左大夫同姓舊族也、以正保乙酉正月十二日生武藏州江戶、以享保庚子正月十八日没於奧陸州會津、春秋七十六歲、會侍台廟抄子故會津太守源正之公之側、禮遇有日乃生一男一女、其男乃今太守正容公、而其女名三不幸而殤、既衣衿棺槨必誠必信葬於院內山先塋之次、計聞江都 鴻命早下弔太守居喪之哀是實宗室之榮非他國牧之所及也、送葬竣事乃立貞珉徵其辭於僕 夫王侯內治閭閻幽邃大婦人性行誰得與知焉問之媵臣咨之侍婢

二尺二寸二分四面、高三尺五寸五分、坐石あり詮量院妙淨と題す、諱は三と云、延寶元年正月五日生れ其年四月十七日終れり、位牌は淨光寺に安ず、

○肥後守正之侍妾墓 詮量院殿墓の西に並ぶ、石塔南面竿石三尺二寸四面、高三尺八寸、笠石三尺五寸四面、高五尺六寸五分諱を鹽と云、洛陽の産にて牛田氏の女なり、慶安四年六月二十七日會津に終り徳性院と謚し淨光寺に葬り、寛文四年此に改葬せり、位牌は淨光寺にあり、

○肥後守正之女墓 徳性院墓の西に並ぶ、石塔南面竿石三尺二寸五分四面、高及び笠石の寸尺上に同じ、牌を菊と云、正保二年七月二十七日江戶芝邸に生れ、同四年十二月四日會津に終れり、淨光寺に葬り法號を達性院殿妙了と云、寛文四年此に改葬り位牌は淨光寺に安ず、

○筑前守正經女墓 達性院殿墓の西に並ぶ、石塔南面竿石二尺四面、高四尺六寸五分二重の坐石あり、寂光院妙因と題す、諱を諷訪と云、延寶四年七月二十一日生れ、同五年六月十九日終れり、位牌は淨光寺に安ず、
○春之助墓 寂光院墓の西に並ぶ、肥後守正容が子なり元祿十年三月二十三日生れ、同十一年十月二十六日

亦如未昭晰、然則何以覈諸而旌德於幽室特沂流極源則其實可的知而已矣、太守襲封治邦四十年於此矣、天資英邁學術方正因賢聖之成法規祖宗之遺訓是以封疆治焉、氓庶安焉、蓋太守本季子而四歲喪先君內無嚴父教誨之方外鮮良傳保導之力獨非大婦人寬裕慈惠母儀淑德之所化則豈得能如此乎、古人因母教以成德者、青史載其事向以爲多涉浮誇今見併按而其不誣人銘曰

蘭質桂貌貞心幽情夙出深閨乃入營、淑德母在豪傑主生芳魂去殿愁雲滿城長驛傳命喪次見榮豐碑萬世山碧水明

享保五年庚子春三月 松本長文謹撰

○政五郎墓 正純墓の北にあり、正容が第七子にして享保三年五月二十八日生同五年二月十六日終れり、石塔南面竿石二尺一寸五分四面、高四尺七寸二重の坐石あり、香嚴院殿と題す、位牌は建福寺に安ず

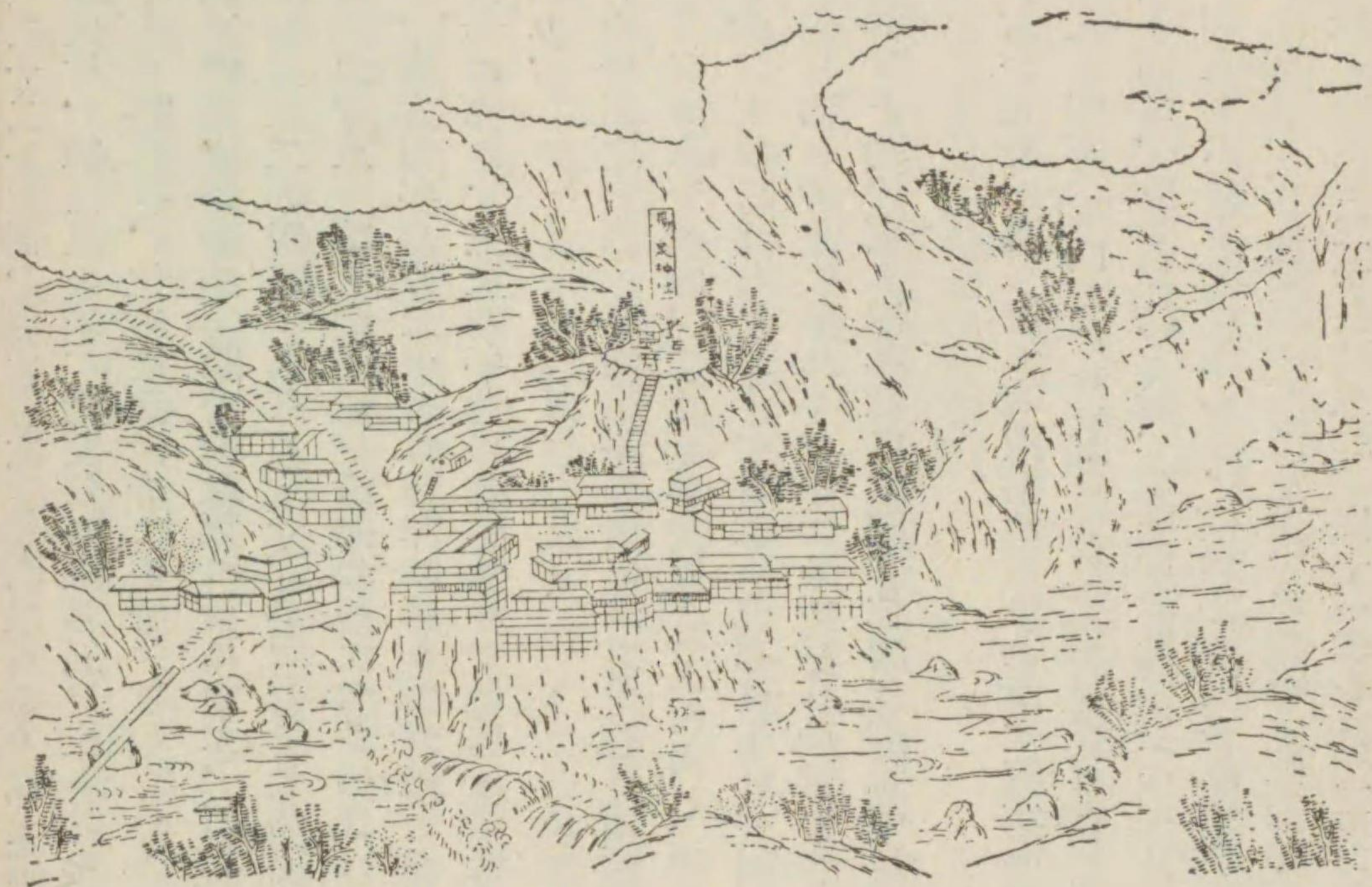
○萬吉墓 政五郎墓の西に並ぶ、正容が第六子にて正徳二年四月十二日生れ享保元年二月二十日終れり、石塔南面寸尺上に同じ光明院殿と題す、位牌は淨光寺に安ず、
○肥後守正之女墓 萬吉墓の西に並ぶ、石塔南面竿石

終れり、石塔南面竿石二尺一寸四面、高四尺六寸五分、二重の坐石あり、玄光院殿淨性と題す、位牌は淨光寺に安ず、

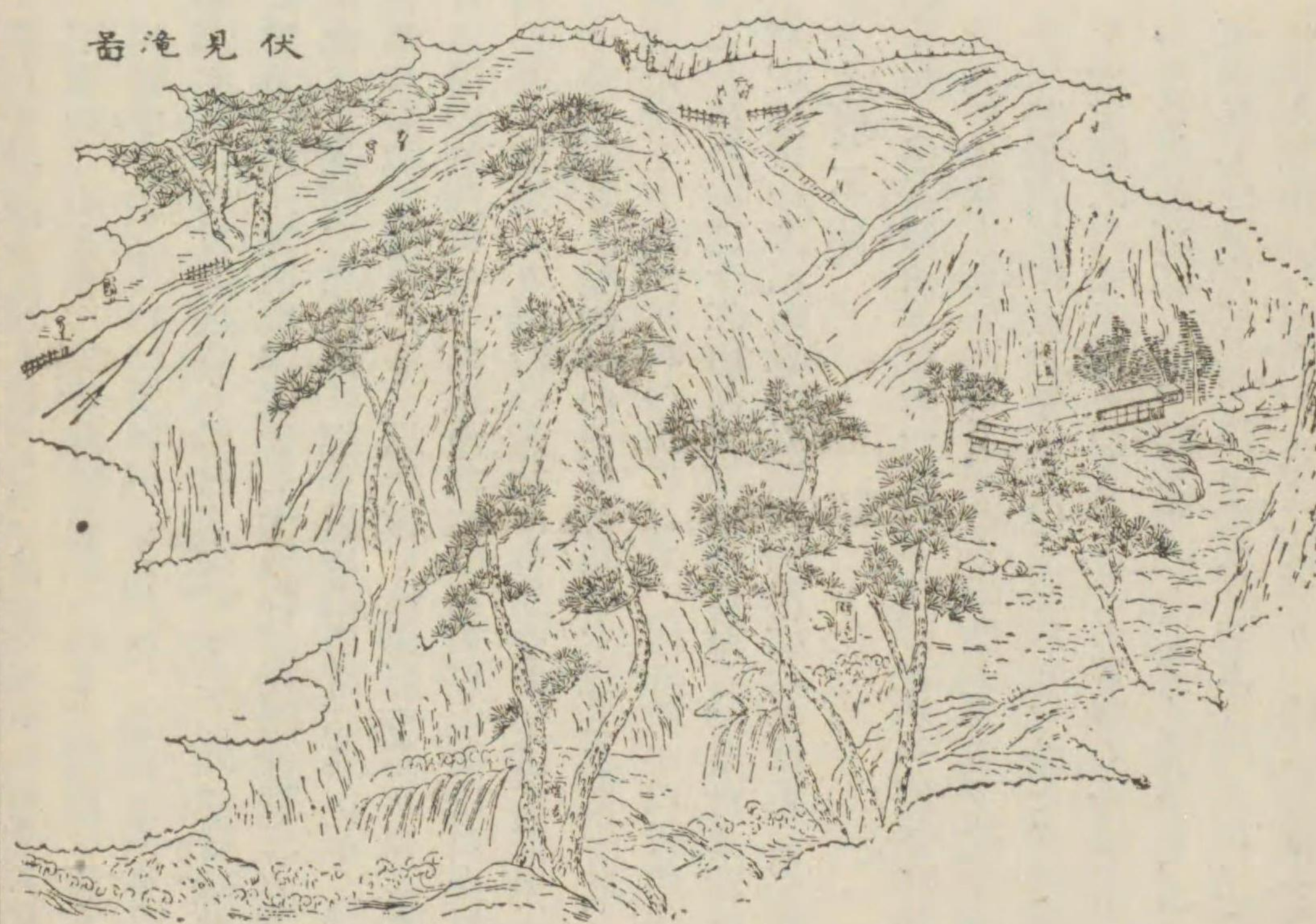
●湯本村 此村温泉多く湧出る故名けしと云、府城の東に當り行程三十四町、家數二十三軒、東西一町三十間、南北二十五間、北は山に連り南は黒川流れ岩山高く峙ち山水の景極て勝れたり、民家多くは山岩に倚り、二階或は三階の棧閣にて、黒川の北岸に相並び大抵家ごと湯槽ありて遠近より湯治の者常に群集せり、因て村中に官より令ぜらるゝ掟條目の制札を懸ぐ、東二十五町計、原組西田面上下馬渡三村の山に界ふ、西四町小田村の山に界ふ、巳の方二十二町河溪村の界に至る、其村まで一里八町、戌亥の方三町五十五間、院内村の界に至る、其村まで七町二十間、

○山川 ○箕輪山 村東一町四十間にあり、頂まで三町此東に木賊澤と云澤あり、多く木賊を産す、故に名けり、其東南に抱石と稱する山二峯あり、此より田螺石を産す徑二三寸に至るあり、形圓に質堅く外は小石のかたまれるが如く、中は玲瓏として少く曇あり、磨て玉となし愛翫すべし、偶中に水を貯ふる物あり、白玉の類と見ゆ ○羽黒山 村北にあり、雜木繁蔭し八九

湯本村之圖



伏見滝音



月の比に至れば満山の紅葉殊に佳観なり、頂に羽黒神社を勧請す ○黒川 河溪村の境内より来り西北に流るゝこと二十六町、院内村の界に入る、此川を左右に一里餘東南に溯れば河溪村に至る、兩山の間往々瀑布ありて峭壁怪巖の上に古木連り水清く山嶮くして春花秋葉の景尤美はし ○雨降瀧 村より巳の方七町三十間黒川にあり、數多の大石疊起し飛泉數級となりてこれに濁く、水沫散して雨の如く雙なき佳景の瀑布なり、高七尺餘廣十間 ○温泉 村中にあり湧所一ならず冷湯にて味淡く腫物金瘡打撲中風脚氣瘡毒等によしと云、樋を地中に伏て民家に引く、又村中に湯小屋一軒あり總湯と云、府より修補を加へ浴する者の價をとらず樵夫農民の往來する者多く集り浴す、性尤勝れたり、又黒川の南岸より出る所あり猿湯と稱ふ、此に纜の瀧あり猿湯瀧と云、又黒川の中流岩間より湧出する所あり、目を洗へば明ならしむとて目洗湯と云 ○伏見瀧 村より戌亥の方三町二十間黒川にあり、瀧上に府下より此村に通ずる路あり、眼下に見るを以て名けり瀧に二あり上を雄と云、下を雌と云共に高一丈餘、廣六間計、左右に怪岩並出、松樹生茂れり、又不思議瀧とも云、皆羽黒權現建立の時忽然として瀧となる故に

名くと云、路傍にある岩を碎けば中に「しのぶ草」の紋あり、畫の如し「しのぶ石」と名く ○瀧湯 伏見瀧の上にある、側の山より出づ、家一軒あり、湯槽を設け算を以てこれを引く ○尼瀧 村の辰巳の方黒川の流にあり、兩岸高く左右より喬樹陰映して水色縹碧なり ○關梁 ○橋二 一は村より八町三十間巳の方にあり、長五間半幅八尺餘一は其南六町餘にあり、長九間幅八尺餘共に河溪村の通路黒川に架す、 ○神社 ○羽黒神社 境内東西五町二十五間南にあり、祭神は倉稻魂神なり、縁起に據に天平中行基此國に來り、紫雲のたなびくを見て此峰頂に尋ね登りしに忽ち三足の鳥飛來り、又軍陀利妙見正觀音の三尊其形をあらはしければ、行基其靈瑞に感じ三社權現を此所に勧請し、側に一字の梵刹を建て羽黒山東光寺と號く、其後法流の院宇三百餘區ありて山下に連り、近里に滿つ 院内村は其遺名なりとぞ 葦名直盛の時住持澄鏡をして國家の安寧を祈らしめ、本郡亦井村 原 に於て百五十石の地を寄附す、天正十二年六月十三日盛隆當山にて舞樂遊覽あり、蒲生秀行の時其臣岡野信春と云者罪ありて當山に隠れしかば、住僧其赦を請ひしにより、社領を沒收せられしと云 △鳥居 山下にあり、高一丈九尺、

兩柱の間一丈五尺此より仁王門に至る △二王門 三間に二間南向力士の像古佛と見ゆ、各長八尺餘此より曲折數回にして登ると八町、本社に至る、綠樹路を夾み苔蘚地に布き物さびたる幽境なり △鹽水所 本社の東南にあり、社の東より竄にて遙に山泉を引きこれに注ぎ、又東光寺庫裏の方に注ぐ △本社 三間四面南向社前に數級の石階あり、神體は木像なりと云、別當といへども昔より見るとを得ず、毎年八月朔日より七日まで祭禮あり、又鰐口一口を懸く、奥州大會津羽黒山大權現御寶前之鰐口、本願盛長公野口外記、慶長十九甲寅年五月五日別當法印春盛上人敬白と彫附あり △鐘樓 本社の前にあり、鐘徑一尺九寸、正保三丙戌、大工早山掃部助直次と彫附あり、銘は煩しければ略す △地藏堂 本社の西にあり、舊院内村にあり、いつの頃にか此に移せりと云、舊地を今地藏屋敷と云 【末社五座】 △稻荷神社 境内にあり △雷神社 同上 △山王神社 同上 △山神社 同上 △麓山神社 本社の北三町餘山上にあり、奥院とす △別當東光寺 本社の西にあり、上野國世良田長樂寺の末山天台宗なり、山號を羽黒山と云、客殿に正觀音を安じ本尊とす 【寶物】 △御正體 一面其銘左に載す、

奥州大會津湯上羽黒御正體別當明尊且那見性房、曆應二己卯二月十八日、施主敬白
△御正體 一面今はなし、奉造琢大會津湯上羽黒三社權現正觀音御正體、願主有慶細工願主施主善承房觀阿弘長三壬亥年十一月十六日と云銘ありしと云、
△鐵鉢 一口今はなし、汶白大會津郡奉施入羽黒山權現御鉢大檀那藤原氏女大檀那平行信右志者二世悉地成就圓滿故也、建久舊事雜考には建武に作る執が是なることを知らず五年七月五日と云銘ありしと云、
△賽錢鉢 一口其銘左に載す
奥州大會津郡湯上羽黒山大權現御寶前、弘長三年十一月十六日
△鐵燭臺 一箇 奉寄進會津羽黒山常住天正九年辛巳九月、大町雪下政家作、と彫附け、又臺の裏に藤左衛門と彫れり、
○湯泉神社境内二間四 村北山腰にあり、祭神湯山主命なり、鎮座の初を知らず、鳥居あり堤澤村湯田右膳が司なり ○腰王神社境内東西四間南 村より戌亥の方四十間路傍にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり東光寺これを司る、
○古蹟 ○湯本寺蹟 村南黒川の南岸にあり、淨土宗長

命山と號し、下野國其壁郡大澤圓通寺の末寺なりしとぞ、何の頃にか良常と云僧一字を營み運慶作の無量壽佛を本尊とせり、然に江戸芝西福寺の僧頻に蒲生秀行に訴て彼本尊を望みければ、つひに彼僧に與へしと云寛文中廢せり、

○河溪村 府城の東南に當り行程二里五町餘、家數十三軒、東西二十四間、南北二町五十七間、兩山の間にさまり、黒川に傍ふ村名も之によりしと云、東三十二町原組西田面村の山に界ふ、西八町四十間御山村の山界に至る、其村まで一里十四町四十九間、大巢子村の界に至る、其村まで二十四町五十間餘、北二十二町湯本村の界に至る、其村は亥に當り一里八町、舊は村西の山を越え御山村を経て府下に出づ、山徑けはしく、牛馬の往來難儀なりしに、寛政十二年此より湯本村までの間嶮を平け道を廣めしに因り府下の往來便りよく、村民これを利とす、
○山川 ○高森山 村より辰の方三十町餘にあり、二峯相峙つ、大高森小高森と云、東は西田面村の山に連り南は一渡戸村に界ふ ○屏風巖 村より亥の方十五町湯本村にゆく路の右にあり、石壁數十丈屏風をたゞめるが如く、其間に數株の老松高くそびえ頗る奇觀なり ○黒川 村北にあり、大巢子村の境内より來り西北に

流るゝこと一里十町餘、湯本村の界に入る、廣五間餘
○猿瀧 村より辰の方十二町餘黒川にあり、高二丈餘廣七間、
○關梁 ○橋二 一は村東二十間にあり、長七間幅一間大巢子村にゆく道なり、一は村北二十町にあり、長五間幅一間湯本村にゆく道なり、共に黒川に架す、
○神社 ○山神社境内東西五間南 村より辰巳の方にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり村民の持なり、
○褒善 ○三五郎 府下六日町の檢斷飯岡七左衛門と云者に仕ると十八年、人となり實義にて主家の事を疎略にせず、主人長病にて家産衰へ人も召仕へ難く、暇を與しに今何ぞ見すて參らすべき、多年の恩恵に報すべきは此時なりとて、己が金子を三兩計集め、馬を求め傳馬を追ひ、其賃にて主人の飢寒をたすけり、親き者共左のみ恩もなき主人に仕て苦勞せんよりは、郷里に歸て身をたて又は他に仕るにしかずと諫めしに、我其理を知らざるにあらず然れども主家の生産衰へしを見捨んと本意ならず、只いかにもして其故に復するをまつの外なしとて愈力を盡しぬ、常に薪水の業より食事を調するに至るまで心を盡し、主命を重じ懇に仕へしとぞ、享保四年米を與へて褒賞せり、

●大巢子村 府城の東南に當り行程二里三十町、家數十軒、東西一町二十五間、南北一町十八間、山の半腹にあり、黒川其下を流る、東十一町一渡戸村の界に至る、其村は辰に當り二十二町、西十二町十九間、堤澤村の山界に至る、其村まで二里、南十一町四十間、黒森村の山界に至る、其村まで三十町四十間、北十町八間、河溪村の界に至る、其村は戌に當り二十四町五十間餘、

○山川 ○箕輪山 村より申の方四町餘にあり、南は黒森村に屬す ○ぬたの原山 村南五町にあり、東は一渡戸村の山に連り南は黒森町に界ふ ○黒川 一渡戸村の境内より來り西北に流る、と十五町河溪村の界に入る、

○關梁 ○橋 村より亥の方十町餘にあり、長六間幅一間黒川に架す、河溪村に注ぐ道なり、

○神社 山王神社境内周五十間免除地 村より未申の方三十間餘にあり、祭神は清湯山主命なり鎮座の始を知らず、鳥居あり堤澤村湯田右膳が司なり 【相殿三座】 △伊勢宮本村より移せり △稻荷神 同上 △山神 同上、
●一渡戸村 相傳ふ昔修験の徒國峯として此邊の深山を巡り修行せし時橋を三所に架せり、村西の橋を一渡と名く村名これによると云、府城の東南に當り行程三里十六町

家數十三軒、東西四十間、南北一町山間にあり、黒川に傍ふ、東二十五町、二幣地村の山に界ふ、西十一町大巢子村の山界に至る、其村は戌に當り二十二町、南十間酸漿村に界ひ黒川を限とす、其村まで四十間丑の方十八町、原組原村の山に界ふ、

○山川 ○草鞍峰 村より亥の方十七町餘にあり、北は河溪村の山に連る ○五輪坂 村西三町にあり、登ると十一町此を越て堤澤村にゆく、坂の程に五輪一基あり、相傳て萬海と云僧の墓なりと云 ○黒川 村南にあり、酸漿村の境内より來り戌亥の方に流るると十四町、河溪村の界に入る、

○關梁 ○橋二 一は村西にあり一渡と云、一は村南にあり二渡と名く、共に長七間幅一間、黒川に架す、隣村の通路なり三渡は酸漿村の境内にあり

○神社 ○稻荷神社境内東西二間南免除地 村より辰巳の方にあり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり堤澤村湯田右膳が司なり 【相殿四座】 △伊豆神 本村より移せり △稻荷神 酸漿村より移せり △山神二座 一座は本村より移し、一座酸漿村より移せり、
○養善 ○善行者嘉右衛門 此村の肝煎なり、享保十七年賞して米を與へり、

町、山中に西湯川と云端村あり、今はなし、

○端村 中湯川ナカユガハ 本村より亥の方一里にあり、家數八軒、東西二十五間、南北四十間山間にあり、黒川に傍ふ、

○山川 ○布引山 村より辰巳の方にあり、頂まで一里十八町計、會津安積二郡に跨れり本郡の條下に詳なり ○黒川源二あり共に布引山より出づ、一は村東を戌亥の方に流れ、一は村西の山間を戌亥の方に流れて瑞村中湯川の西北に至り、二水合して又戌亥の方に流て酸漿村の界に入る、境内を流る、と二里十八町計、廣六間餘

○瀧 村より戌亥の方十四町黒川にあり、高五丈計、土人山伏修行瀧と稱す、昔現齋と云修験瀧の側に庵を結で住せり、故に名けりと云、

○神社 ○稻荷神社境内二間四免除地 端村中湯川の未甲の方山足にあり鎮座の年代詳ならず、鳥居あり堤澤村湯田右膳が司なり 【相殿七座】 △山神四座 一座は本村より移し、一座は端村西湯川より移し、二座は中湯川より移せり △稻荷神三座 一座は本村より移し、一座は中湯川より移し、一座は西湯川より移せり、

●黒森村 村南に高山ありて雜樹繁陰せり、故に名けりと云、府城の東南に當り行程三里十八町、家數十軒、東南一町二間、南北一町二十二間、山中にあり、東十六町二

●酸漿村 昔此村の山中に燈籠草を生ず故に名けりと云今はなし、府城の東南に當り行程三里十六町餘、家數三軒、東西十五間、南北三十間、山間にあり、黒川に傍ふ辰の方一町餘二幣地村に界ひ黒川を限とす、其村まで一里二町餘、西二十五町大巢子村の山界に至る、其村は戌に當り二十二町四十間、南十四町、黒森村の山界に至る其村まで三十町、北三十間、一渡戸村に界ひ黒川を限とす、其村まで四十間、

○山川 ○黒川 二幣地村の境内より來り、東より北に遶り一渡戸村の界に入る、境内を經ること三町、

○關梁 ○橋 村より辰の方五十間にあり、長六間幅五尺黒川に架す、二幣地村の通路なり、三渡と云一渡戸村の條下を併見

●二幣地村端村 中湯川 此村もと仁幣地に作る、寛文中今の字に改めり、相傳ふ昔修験の徒國峰修行の時此村に二の幣を建し故の名なりとぞ、府城の東南に當り行程四里十九町、家數七軒、東西二十五間、南北五十間、深山の間にあり、東十一町、原組原村の山に界ふ、一里十四町黒森村の山界に至る、其村まで一里三十町、南一里十八町計闇川村の山に界ふ、戌亥の方一里一町、酸漿村の界に至る、其村まで一里二町餘、舊戌亥の方一里十八

幣地村の山界に至る、其村まで一里三十町、西七町四十間、香鹽村の山界に至る、其村まで一里七町四十間、南八町二十間、閤川村の山界に至る、其村まで一里北十九町大巢子村の山界に至る、其村まで三十町四十間、又丑の方十六町酸漿村の山界に至る、其村まで三十町、戌の方二十三町花坂村の界に至る、其村まで二里、

○山川 ○高山 村より辰巳の方十町にあり頂まで二十町計、木立深くして最も高し、東は二幣地村の山に連り、南は閤川村の山に續く ○笈立山 村より戌亥の方十五町にあり、頂まで十町計北は大巢子村に界ひ、西は面川村の山に連る、

○神社 ○山神社 境内六間四方免除地 村北にあり、鎮坐の年代を知らず鳥居拜殿あり、堤澤村湯田右膳が司なり 【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり、

○褒善 ○忠義者あき 農民次郎作妻なり、寶曆十年賞して米を與へり、

○閤川村 端村 菅沼 舊倉川に作る寛文中今の文字とせり、府城の東南に當り行程四里二十四町、四區にあり此

端を中村と云、家數十二軒、東西三町南北一町二十間此より二町辰巳の方を四屋と云、家數九軒、東四一町十間南北一町二十間、又中村より四町南を臺と云、家數二軒

東西二町、南北三町川の兩岸にあり、

○山川 ○大戸嶽 オホトガ 村南にあり高七十丈餘 本郡の條下に詳なり

○箕輪山 村より辰の方二里餘にあり、高六十丈山畔に八九間計のさし臨める巖あり、下に洞あり、疊十疊を敷くべし其側に一段高き所あり、又七八疊を敷くべし相傳て昔穴居の跡なりと云、土人いかなる故にか穴澁と稱す、此より此の半腹を越て白川領大平村にゆく、山徑あり「しなのき」峠と云、路極て峻し ○高畑山 村東三十町にあり、昔飯豐權現を勸請せし所なりと云、毎歲八月村民此に參詣す ○千夜嶽 村より丑寅の方にあり、高五十丈餘勢削り成すが如し ○閤川 源二あり、共に箕輪山より出て屈曲して西に流れ端村入小屋の西に至り二水合して村中を過ぎ大豆田村の界に入る、境内を經ること二里計廣六間餘 ○沼二 一は大戸嶽の頂にあり、一は千夜嶽の頂にあり、共に周一町計、

○關梁 ○橋十四 一は村より戌亥の方二十一町餘にあり、長九間、一は此より辰の方四町にあり、長八間、一は此東七町にあり、長六間、一は此東四十間にあり、長六間、一は此東一町四十間にあり、長九間半、一は端村菅沼の西にあり、長九間、一は中村の西にあり長十

東西十五間、南北三十間、四屋より六町三十間、辰巳の方を桑曾根と云、家數六軒、東西廿間、南北一町共に閤川の兩岸に傍ふ、大戸嶽の北麓にて四面に高山峙ち、霜雪早く降り水田少く最幽僻の地なり、東二里三十町計、本郡福良組福良村赤津村濱坪村馬入新田村入逢の山 福良組郡に隸すれども其地面本郡に跨る に界し「しなのき峠」を限とす、西一里二町、小出組小鹽村の界に至る、其村まで一里十八町、南は山を隔て小出組に隣り、大戸嶽の嶺を限とす、北二十八町黒森村の山界に至る、其村まで一里昔小瀧豐後守 諱を失ふ と云者此村に住せり、其時の軍役定の文書なりとて肝煎穴澤治五右衛門が家に藏む其文左に出す、

定

壹騎 自身指物四方 貳丁 鑓

以上三人 但腰指者何もうちは

右拘來知行不可有相違軍役如此嚴密可走廻稼次第可重恩賞者也、仍如件

天正十一年癸未三月二日

小瀧豐後守殿

○端村 ○菅沼 中村より亥の方五町にあり、家數十軒、東四三十間、南北一町、西は川に傍ふ ○入小屋 桑曾根より辰巳の方四町三十間にあり、家數十五軒、

一間、一は臺と四屋の間にあり長十間、一は此より辰巳の方六町餘にあり長六間、一は桑曾根の北にあり長六間半、一は桑曾根の村中にあり長七間半、一は此東二町にあり長八間、一は端村入小屋の村中にあり長九間、一は此東三十間にあり長八間、皆閤川に架す、共に幅一間計、

○神社 ○大宮神社 境内東西二十二間南北二十三間免除地 村中にあり、祭神は大己貴命なり、鎮座の初を詳にせず、鳥居幣殿拜殿あり、堤澤村湯田右膳が司なり 【相殿六座】△熊

野宮二座 一座は本村より移し、一は端村菅沼より移せり △稻荷神 端村入小屋より移せり △明神 同上 △磐椅神 菅沼より移せり △日月神 同上、

○寺院 ○徳林寺 境内東西七間南北十二間年貢地 村中にあり、天台宗施無意山と號す、大沼郡高田組高田村龍興寺の門徒なり、開基を詳にせず、舊高田村にあり寶永中此に移せり、本尊觀音客殿に安す、

○古蹟 ○上野原 端村入小屋の東一町計にある菜圃の字なり、又垣中と云所あり、永井民部勝秀と云者居りしと云傳ふ、

○舊家 ○穴澤治五右衛門 先祖を穴澤越後某と云、舊西國にて何れの國と云 聊の所領もありて由ある者なり

と云、何の頃にか此地に來り村長となり今の治五右衛門まで十二代なりとぞ、今越後が墓なりとて村西に古たる五輪あり、慶長の頃彌五島組葦原村と山界を争ひし時の訴狀の草稿を家に藏む、其文煩しければ數條を摘て左に出す、

一そま山やくとして、年中にしき板七百廿間あて御作事御奉行衆え指上申候、就其に山之儀は何方之山にても四方へ入次第に入申候て、右御やくのすみ御馬の舟板相調差上申候、然共只今之若者共板能とり申事成不申候て、御作事御奉行衆之御氣に板入不申候に付て、いなわしろにて見な／＼かい候て上申候、然を板登間に付代卅八文あてにかい申候、左様に御座候へば七百廿間之代合廿七貫三百六拾文にてかい候て上申候、是は御さくじ御奉行衆御存に候間、御たづね被成可 被下候、其代物はすみをやり、又はかうやのあくはいをやり、わか松へ出しうり申候て右板の代にすまし申候、然處に只今葦原より山をふせぎ可申と存候やらん八月七日に人數多罷出、藏河村よりすみやき申かまはへの道をゆいふさぎとめ申候間、一段ふしんに存同八月拾二日藏河村若者を六人使としてあしの原村えさしこし申分は藏河村

なる仕様に御座候間、此儀急度あしの原村え被仰付可被下候事、

一藏河村が四方の山え入申様子は右書付に如申上、百姓やく入すみの外、そまやまやくのすみ御馬舟しき板上申に付て四方の山えも入申事に候、然ば御代までにても無御座候、いなか世ちくかんさま御代々向羽黒の御城御こしらい被成候時、かいたての板五百枚、藏河村そま共に被仰付候を、松平山と申處にて右之板取申候得ば、松平村之者其板取申をおさる申候間、其由を御大工かしら井上ちくこ殿と申人を以ちくかんさまへ申上候へば、ちくかんさま被仰出やうは、藏河村はよの村のかわり、そま在之村にて候間、四方の山え入候て板木取申村にて候、其上御城かいたて板をとり申處におさる申事一段くせと成義に候間、松平百姓之儀は不及申、御給人牧野黒澤殿にもはらをきり候得とちくかんさま被仰付候を、牧野黒澤殿色々御わびと被成候に付て御めん被成候、然ば右五百枚之板をくわだいとして松平村者に持候得と被仰付候、然共松平村一在所にて持候事成不申候に付、牧野黒澤殿よりんかうの者を御たのみ候て、御持被成候、いなかせよりかやうのひつか

がすみやき申道をつくり候處に何とて其道をゆいふさがれ候哉、一段ふしんに存候間様子承度存候は、此使を指越申候條、被申分候はゞ具に可承と申候て指こし申候處、其日はとかくのへんじも不申、あしの原村ぬいと申者の處にとめおき候て明十三日の朝返事を可申候間、罷出候へと申候に付てぬい所より罷出候へば、とかくの返事は不申候て、あしの原村百姓不殘罷出彼六人之使を中にとりこめさん／＼にちやうちやく仕、あまつさい六人の脇差まで取してなからしに／＼しなしかるし申候事、さて／＼めいわく仕候、就其御代間河副介殿まで罷登右様子具に申入候得者、彌五助殿被仰分は彼六人之ておい共をよびよせ候へと被仰候間、即拾四日に若松えよびよせ申候へとも、日ぐれ申に付て十五日に彌五助殿懸御目申候へば、即あしの原村の御給人さまへ彼六人者共見せに被遣候、然共於于今あしの原村の者を御給人が何とも不被仰付候、たとゑ申分御座候共使之者にうつくしく返事を仕、其上御かうさぎも可申上候間、せん／＼入來たる山にて候間、とかく返事の申やうこれなき故、使之者をさん／＼にたゞきわきざしを取候事、いつきとうせん又はたうそくとり同前

けも御座候、それより當御代まで八九代に罷成候、然共其間申分少も御座なく四方の山え入申處に、只今あしの原村が何かと申義なか／＼相とゞかざる段可申上様も無御座存候事、

一藏河山えせん／＼入來たる在所はまめの田村、かしほ村、原村、あまや村、宮内村、下河まや村、石ぼとけ村此七ヶ村よりせん／＼藏河山え入付申候へば只今とても無是非入申候事、

一右條々きこしめし、御わけ被成只今すみやき申かま立申時分からの義に候間、急度被仰付可被下候、爲其如此申上候、以上

慶長拾六年八月廿日 藏川村 肝煎百姓中

町野左近様 岡半兵衛様

○褒善 ○善行者太郎兵衛 寛政五年賞して米を與へり

新編會津風土記卷之三十三終

新編會津風土記卷之三十四

陸奥國會津郡之七

南青木組

南青木組下十九箇村 大豆田村 香鹽村 端村 山田
 南原村 上雨屋村 宮内村 下雨屋村 石村 面川村
 端村 本羽黒 山神 根岸 松倉 澤村 面川澤村
 堤澤村 御山村 中野村 井手村 中島村 端村 荒
 屋敷 花坂村 松原新田村 一堰村 端村 本羽黒
 徳久村 飯寺村
 ●大豆田村 此村舊鹽森上臺二屋上田とて四區に分る、
 元祿中宇都宮街道を開し時鹽森上臺二屋の三區を集て一
 村とせり、府城の南に當り行程三里五町餘、家數十九軒、
 東西二十間、南北三町、東は山に近く北は香鹽村に續き、
 西南は田圃なり、東二町香鹽村の山に界ふ、西五十四間香
 鹽村に界ふ、南九町小出組小鹽村に界ひ閻川橋を張とす、
 其村まで十四町、又辰巳の方六町に一區あり、上和田と
 云、家數七軒、東西二十三間、南北五十九間東は山に倚
 り三方田圃なり、

○山川 ○蛇石 村南八町にあり、長一丈七尺、形を以て
 名けりと云、今土中に埋れて首尾の形は見えず ○鶴沼
 川 村より未申の方六町餘にあり、小鹽村の境内より
 來り北に流るると二町二十間、香鹽村の界に入る ○閻
 川 村南九町にあり、閻川村の境内より來り西に流る
 ると六町四十間餘、鶴沼川に入る、廣十間餘 ○摺鉢
 清水 村西にあり、二間に一間半村中の用水とす、
 ○關梁 ○閻川橋 村南九町小鹽村の通路閻川に架す、
 長十間餘幅二間水面より高きと九間、相傳ふ昔聖徳太
 子百濟斑人路子鷹をして諸國に百八十の橋を作らしめ
 給ひし其一なりとぞ、昔は兩岨より漸漸に巨材をかさ
 ね越して相接し、橋柱を用ひず加藤氏の臣堀主水會津
 を立退くとき焼拂ひしは此橋なり、實にも此所は兩岨
 高く峙てるゆえ橋なく通路も絶て成難きに昔兩岸より
 數多の蛇群り出て半に至り、互に尾を接えければ是に
 ならひ橋を架せしと里民云り、後修補に便ならずとて
 承應中兩岸の山を割て切通とし、橋を今の所に架せり、
 ○神社 ○三島神社 境内東西五間南 村中にあり、鎮座の初
 詳ならず、鳥居あり、府下東黒川養蠶宮村佐瀬大隅が司
 なり【相殿九座】 △稻荷神三座 共に本村より移せ
 り △伊勢宮二座 同上 △熊野宮 同上 △山神

同上 △地神 同上 △權現 同上 ○橋姫神社 閻
 川橋の西にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、佐瀬
 大隅が司なり、

○寺院 東雲寺 境内十六間 村中にあり、曹洞宗龍澤山と
 號す、天寧村天寧寺の末山なり、縁起を按するに舊高
 久組界澤村にありて金屋尾張守 諱を 云者の開基な
 り、天正十六年伊達氏の亂 伊達氏の亂は十七年なり十
 六年とあるもの疑ふべし 燒亡し、天寧寺十一世監室と云僧再興し、慶長十一年
 雲龍と云僧住し監室を以て開山とせしとぞ、舊ここに
 鹽島山林泉寺と云洞家の寺あり、寛文中廢寺となり、
 元祿四年此寺を移せり、本尊釋迦客殿に安す、

○古蹟 ○壇 村南菜圃の中に十六あり、七町計の間に
 布置す、高二尺より五尺餘に至る俗に十六壇と稱ふ其
 來由を詳にせず、

○褒善 ○早助 父は家貧く、公納の滞れるを償はん爲
 に府下中町の町人田村茂十郎と云者に仕ふ、茂十郎故
 有て家貧くなり、下僕等皆暇をとらせしに、是までの
 恩恵に報ひ給金なくとも仕へたく思へども、元公納を
 たすくるためなれば左もなり難く、力なく出て他に仕
 ふれ共折折暇を請て茂十郎が家に來り何事となく勤け
 り、其後茂十郎親族一同のたすけを得て酒造の業を創

めしに、我身の事の如く喜び復此家に歸り仕へ力を盡
 すと大方ならず、主家のと共己が身にひきうけて前後
 合て十六年の間忠勤を盡せり、安永三年褒賞して米を
 與へり、

●香鹽村 此村中頃加鹽に作る、寛文中舊の文字とす、
 相傳ふ、昔山田鹽森とて潮の出る池ありしに名けりと、
 府城の南に當り行程三里餘、家數四十三軒、東西二十七
 間、南北四町三十六間、東は山に倚り南は大豆田村に續
 き北は南原村に連り、西に田圃あり、東一里黒森村の山
 界に至る、其村まで一里七町餘、西五町大沼郡本組馬越
 村に界ひ鶴沼川を限とす、此村舊曲田大瀬戸石原とて三
 區に分れて山田と雲端村あり、元祿中宇都宮街道を開し
 時共に此に移して一村としき、

○山川 ○鶴沼川 村西五町にあり、大豆田村の境内よ
 り來り、北に流るると十町計、南原村の界に入る、

○神社 稻荷神社 境内十間 村東にあり、鎮座の初を詳
 にせず、鳥居あり堤澤村湯田右膳が司なり 【相殿十
 座】 △權現 地主神なり △稻荷神五座 二座は本村
 より移し三座は端村山田より移せり △伊勢宮 本村
 より移せり △山神二座 一座は本村より移し一座は
 山田より移せり △大明神 山田より移せり △宗像

神社境内東西二十一間
南北十六間免除地村より辰の方四町餘にあり、鎮座の年代を知らず、此地に山田溜池とて周一町餘の池あり、中に鶴島龜島と云島あり、鶴島に當社を勧請せり、鳥居あり村民の持なり、○愛宕神社境内東西二間
南北三間免除地村より寅の方一町餘山足にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居、幣殿、拜殿あり、修驗胎藏院これを司る、

○寺院 ○保福寺境内東西十六間
南北十七間免除地村西にあり、加鹽山と號す、府下南町成願寺の末寺臨濟宗なり、何の頃の草創なるを知らず、本は諸家の僧侶住職して宗旨もさだかならず慶安三年より成願寺に隸すと云、舊村南にあり、元祿九年此に移せり、本尊は藥師客殿に安ず、△地藏堂 境内にあり、

○古蹟 ○館跡 村西三町にあり、東西五十間南北三十間、西は鶴沼川に臨み北に深谷あり、東南に土居空滄透れり、星越中安田右京穴澤越後皆諱を
失ふなど云者居りしと云傳ふ、

○舊家 ○山田孫左衛門 此村の肝煎なり、十一代の祖を孫左衛門某とて葦名氏に事へ本村及び橋爪田中等の諸村を領して歩卒三百人を預り向羽黒葦名盛氏
の居城三日町口を固めしと云傳ふ、今鎗一本及び長柄一筋を家に藏む、

り【相殿十二座】△山神四座 二座は共に本村より移し、一座は上雨屋村より移し、一座は宮内村より移せり △稻荷神二座 共に本村より移せり △幸神同上 △金鑄神 同上 △別府神 同上 △伊勢宮 上雨屋村より移せり △富士神 同上 △聖神 宮内村より移せり、

○寺院 ○正念寺境内東西二十間
南北十四間免除地村西にあり、山號を鑿終山と云、府下徒町願成就寺の末山なり、もと此村に阿彌陀堂あり、慶長十一年眞言の僧侶東岳其地に當寺を草創せり、慶安四年成就寺の法弟岳雲と云僧住してより淨土宗となる、本尊彌陀客殿に安ず △地藏堂 客殿の前にあり、

○墳墓 ○光明壇 村西三町にあり、高七尺周十二間何の頃にか光明坊と云僧を葬りし所と云、又村より亥の方五町計に一堆の小塚あり、土人經塚と云彼僧經文を埋し所なりと云、

○上雨屋村 此村舊上天屋に作る、寛文中今の字とせり、府城の南に當り行程二里十五町餘、家數十九軒、東西一町五間、南北二町五十三間、宇都宮街道を夾み住す、東は山に倚り、北は宮内村に續き、西南は田圃なり、東十八町餘、面川澤村の山に界ふ、西五町大沼郡本組穂谷澤

○褒善 ○貞節者つち 此村の農民熊太郎妻なり、享和元年賞して米を與へり、

○南原村 此村もと原村に作る、本郡に同名あるに因り寛永七年南の字を加へしと云、田中・關屋・大門・花河原とて四區に分れしが、元祿中宇都宮街道を開し時此に移せり、府城の南に當り行程三里、家數二十八軒、東西四十七間、南北三町三十五間、東は山に倚り南は香鹽村に續き、西北は田圃なり、東三十町、面川澤村の山に界ふ、西四町大沼郡本組馬越村に界ひ鶴沼川を限とす、北七町二十三間、上雨屋村の界に至る、其村まで十四町餘、村中に一里塚あり、

○山川 ○二重平山 村より丑寅の方十一町餘にあり、北を吉澤山と云、共に雜樹多く衆山に秀つ、東北は面川澤村の山に連る ○狐岩 村より亥の方二町にあり、高一丈五尺周五間 ○鶴沼川 村西四町にあり、香鹽村の境内より來り、北に流るると六町、上雨屋村の界に入る、

○水利 ○堤 村北八町にあり、周一町四十七間天和中に築けり、
○神社 ○八幡宮境内東西三十間
南北二十間免除地村西二町にあり、鎮座の年代を知らず鳥居あり、府下養蠶宮村佐瀬大隅が司

村に界ひ、南八町大沼郡本組馬越村に界ひ、共に鶴沼川を限とす、又巳の方六町三十九間南原村の界に至る其村まで十四町餘、

○山川 ○俄鬼巖 村南一町餘路傍にあり、數丈の巖なり、碎けて細石となり常に崩る ○鶴沼川 村西五町にあり、南原村の境内より來り戌亥の方に流るると十町、宮内村の界に入る、

○原野 ○松原 村西二町にあり、東西一町五十間、南北十町、土人余松河原と稱ふ、

○水利 門田堰 村より未申の方にて鶴沼川を引き宮内村の方に注ぐ、

○寺院 淨金寺境内東西十九間
南北二十九間免除地村東山下にあり、曹洞宗松屋山と號す、北青木村惠倫寺の末山なり、開基を詳にせず、天正中傳室と云僧再興せり、本尊觀音客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者ゆき 寛政三年米を與て賞せり、
○宮内村 府城の南に當り行程二里十四町餘、家數十三軒、東西五十五間、南北一町四十間、山麓にあり、南は上雨屋村に續き、西北は田圃なり、東一町上雨屋村の山に界ふ、西三町大沼郡本組穂谷澤村に界ふ、北三町下雨屋村の界に至る、其村は亥に當り五町三十間、

○水利 ○門田堰 上雨屋村の方より来り下雨屋村の方
に注ぐ、

○神社 ○金峯神社 境内東西五十二間南
北四十七間免除地 村より丑寅の方
八町餘山の半腹にあり、舊此より十八町餘山上にあり、
草創の年代詳ならず、祭神は少名彥命なり、元龜元年葦
名盛興修補を加へき相傳て大和國吉野、越後國長岡及
び當社の神像は一木にて刻めりと云、昔當郡修験の徒
國峯修行とて當社の側より大戸嶽に攀登り布引山の西
麓を回り、城東羽黒山に出て大和國多武峯に擬せんと
ぞ、因て民俗天屋三峯と稱し、金峯葛城多武峯に比せ
しと云 舊事雜考に國峯修行ありしは吉野に
皇居ありし頃の事なるべしと云へり △鳥居 兩柱
の間八尺 △本社 二間に一間、西向葦名盛興修補を
加へし時の棟札あり、大檀那平朝臣盛興、元龜元年庚
午九月十七日、願主亮灌本願傳海と記し、又裏には三
嶽川平樂寺とあり、其餘佛名梵語等あれども煩はしけ
れば略す △幣殿 二間四面 △拜殿 三間半に二間
△假殿 五尺四面西向 △別當等善院 本山派の修験
なり、其祖を密藏院心光と云、現住元宥は十世の孫な
りとぞ、舊は密宗の別當ありしと云、

●下雨屋村 此村舊天屋に作る、寛文中今の文字とせり、
昔村民霖雨を患ひしに僧空海此に來て祈りければ、雨晴

しと云、府城の南に當り行程二里六町、家數十七軒、東
西四十一間、南北二町三十一間東は山に倚り、三方田圃
なり、東三町石村の山に界ふ、西四町大沼郡本組大石村
に界ふ、南一町二十五間宮内村の界に至る、其村は巳に
當り五町三十間、北二町五十二間石村の界に至る、其村
まで六町、村中に宇都宮街道あり、

○原野 ○秣場 村西にあり、東西二町三十間、南北七
町三十間、

○水利 ○門田堰 宮内村の方より来り田地の養水とな
り石村の方に注ぐ、

○寺院 ○藥師堂 境内四間四
方年實地 村の戌亥の方二町にあり、三
間四面、丑寅に向ふ、縁起を按ずるに何人の草創なる
や詳ならず 寛文中撰へる風土記
には空海建とあり もと今の所より下なる
岩窟の中に堂を構て安置せり、寛永中何者が此像を盜
取り伊豫國まで逃去しに祟ありければ、同九年是を還
せり、因て民の渴仰もまた深く、享保十四年今の地に
遷せり、堂後の巨巖に洞あり、空海齋を祈て此に護摩
を修せしと云、此地は鶴沼川の流に臨て高く峙ち、松
樹其上に蟠屈し西は岩崎 大沼郡橋爪
組本郷村 の巖巖に對し西北
に平野開け、長流練を曳き白沙清潔にして勝景の地な
り △目洗水 堂後に僅の巖穴ありて水たまれり、常に

増減なし、目を洗へば明ならしむと云、是も空海が穿
ちし所なりとぞ ○別當藥王寺 境内東西十四間
南北十間年實地 村中に
あり、眞言宗磐屋山と號す、開基を詳にせず、天正己
丑の兵燹に罹り、寺門悉焼亡せり、後何の頃にか有存
と云僧再興して府下大和町金剛寺に隸す、本尊觀音客
殿に安す、

●石村 村中に石佛とて長三尺計の自然石あり、因て舊
石佛村と云ひしを、寛永中佛の字を省けり、府城の南に
當り行程二里、家數十二軒、東西三十五間、南北一町十
九間、東は山に倚り三方田圃なり、東六町面川村の山界
に至る、其村は丑に當り二町餘、西六町大沼郡本組大石
村に界ひ、鶴沼川を限とす、南三町八間下雨屋村の界に
至る、其村まで六町、北二町十間中島村の界に至る、其
村は亥に當り十町二十間、宇都宮街道にて村南に一里塚
あり、

○山川 ○鶴沼川 村西六町にあり、大石村の境内より
來り北に流ると三町、中島村の界に入る、

○水利 ○門田堰 下雨屋村の方より来り田地の養水と
し、中島村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西七間南
北五間免除地 村東山麓にあり、鎮座
の年代詳ならず、鳥居あり又本社の前に櫻樹あり、圍二

丈計、種子蒔櫻と稱へ極て古木なり、府下蠶養宮村佐瀬
大隅が司なり 【相殿五座】 △伊勢宮二座 一座は本
村より移し、一座は下雨屋村より移せり △稻荷神
下雨屋村より移せり △熊野宮 同上 △山神 同上
○褒善 ○貞節者かや 此村の農民林藏妻なり、安永七
年賞して米を與へり、

●面川村 端村 本羽黒 山神 根岸 府城の南に當り、行程
一里三十一町、家數四十九軒、東西一町十六間、南北四
町五十四間、宇都宮街道を夾み住す、東は山に倚り三方
田圃なり、東一里十八町計、大巢子村の山に界ふ、西一
町三十八間、中島村の界に至る、其村は戌に當り四町二十
間、南一町二十間、石村の界に至る、其村まで二町餘、
北十二町堤澤村の界に至る、其村は丑に當り十二町餘、
舊村東十町餘、山中に澤村松倉とて二區の端村あり、元
祿八年新道を開きし時本村に移せり、

○端村 ○本羽黒 本村より戌の方十町にあり、家數五
軒、東西十八間、南北四十二間、西は一堰村の端村
本羽黒に續き一村の如く三方田圃なり ○山神 本村
の東七町二十間餘にあり、家數三軒、東西三十七間、南
北三十九間山間にあり ○根岸 本村より丑の方九町
五十間餘にあり、家數十二軒、東西五十間南北二町十

間、山麓にあり、西北は田圃なり、

○山川 ○館山 村東十六町計にあり、高四十丈計、頂に空隍の形存す、何人の住せしと云と詳ならず、○帷子山 村東二十町計にあり、高三十丈周一里餘 ○澤川 村中にあり、村東の山中北澤と云所より源を發し、面川澤村の境内を過ぎ來り西に流るると一里三十町、中島村の界に入る廣三間餘 ○鎌倉澤 端村山神の北より分る、小溪なり、村中を流れて田圃にそそぐ、土人傳て日毎に三度毒水流ると云、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○感應神社 境内東西十九間南 村北二町餘山腰にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居幣殿拜殿あり、蠶養宮村佐瀬大隅が司なり【相殿七座】△伊勢宮 本村より移せり △八幡宮 同上 稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △十二所神 同上 △山神二座 一座は本村より移し一座は端村山神より移せり △鹿島神社 境内東西北八間 端村根岸の辰巳の方山腰にあり、祭神武甕槌命鎮座の年代を知らず、社前に梅の古木あり、幹に花を開く故幹梅と名けり、鳥居あり佐瀬大隅が司なり【相殿十二座】△山神三座 一座は本村より移し一座は面川澤村より移し、一座は松原新田村より移せり △稻

荷神三座 一座は面川澤村より移し、一座は中島村より移し、一座は松原新田村より移せり △伊勢宮三座 一座は中島村より移し二座は花坂村より移せり △幸神 本村より移せり △若宮八幡 面川澤村より移せり △熊野宮 花坂村より移せり、

○寺院 ○泰雲寺 境内東西十七間南 村より辰の方一町餘山足にあり、白龍山と號す、本州白川峯全院の末寺曹洞宗なり、開基の年代詳ならず、本尊釋迦客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村南にあり、東西二十間、南北二十五間、四方に土居空隍の形あり、相傳て葦名義廣の臣佐瀬將監某と云者住せりと云、今猶村の東西に馬場の場などと云字遺れり、又村東山林の中に佐瀬氏の墓なりとて塚二あり、何人なるを知らず、

○褒善 ○肝煎惣左衛門 父の世に在し時は朝夕起居を問ひ、萬事其意を承て行ひけり、母は既に身罷りけれど、繼母に事へて亦孝なりしかば人皆實の母とのみ思ひなせり、又祖母は年老て中風を患ひ、隣の家に住けるに下仕の女を添置き物詣せんと云は下男に背負はせ其身も付添きぬ、我家に祖母來る時は食も自嘗て進め還りには子に命じて其臥所まで送らしめ、種種こにもてなして常に其心を悦ばしめり、元文五年米を與て褒

賞せり ○忠義者喜八 寛延三年同上 ○孝行者彌五兵衛 端村山神の農民なり、寶曆十二年同上、

○面川澤村 府城の東南に當り行程二里十二町、家數八軒、東西三十間、南北二十間山間にあり、北は溪流に傍ふ、東十二町餘、花坂村の山に界ふ、西一町餘、面川村の界に至る、其村は戌に當り十四町南八町上雨屋村の山に界ふ、北は村際にて面川村に界ひ館澤川を限とす、

○山川 ○二重平山 村より辰巳の方にあり、高三十丈餘、南は南原村に界ひ東は花坂村に屬す ○館澤川 村北にあり、面川村の境内より來り、西に流るると三十町計、又面川村の界に入り澤川と云、

○寺院 ○阿彌陀堂 村中にあり草創の年代詳ならず、村民の持なり、

○堤澤村 府城の南に當り行程一里十七町餘、家數三十五軒、東西三町、南北二町六間、山麓にあり、西南北は田圃なり、東二十五町御山村の山に界ふ、西五町四十八間、一堰村の界に至る、其村まで九町二十間餘、南五間面川村の界に至る、其村まで十二町餘、北五町五間、御山村の界に至る、其村まで八町五十間餘、

○山川 ○館山 村東三町にあり、昔林右馬頭諱を知らずと云者住せしと云傳ふ、

○神社 ○熊野宮 境内東西六間南 村より丑寅の方四町三十間にあり、鎮座の初詳ならず鳥居あり【相殿六座】△伊勢宮二座 共に本村より移せり △山神 同上 △麓山神 同上 △鬼渡神 同上 △五郎神 同上

○神職湯田右膳 元祿中讚岐安道と云者當社の神職となりし今の右膳安家は四世の孫なりと云、

○寺院 ○慈光寺 境内東西三十間南 村より寅の方一町五十間餘にあり、曹洞宗廣澤山と號す、河沼郡野澤組松尾村眞福寺の末寺なり、開基の年代を詳にせず、本尊地藏客殿に安ず ○藥師堂 境内三間四 村北一町五十間にあり、三間四面、西向藥師座像一尺四寸空海作と云脇士日光月光十二神將を安ず、共に古佛なり、安積郡福良組福良村伏龍寺の緣起に、昔病惱山磐梯山に惡魔ありて人民を苦めければ、弘仁三年空海此地に來り五佛の藥師を刻み、會津四郡の中に安置す、是其一なりとあり、俗に野寺藥師と云、慈光寺司なり、

○褒善 ○忠義者てる 此村の農民與七母なり、天明二年褒賞して米を與へり、

○御山村 此村舊小山に作り後尾山に改め寛文中今の文字とせり、府城の南に當り行程一里三町餘、家數八十五軒、東西四町、南北八町、東は山に連り三方田圃なり、東一

里五十五間河溪村の山界に至る、其村まで一里、西七町十七間井手村の界に至る、其村まで七町四十間、南三町四十九間、堤澤村の界に至る、其村まで八町五十間餘、北五町四十一間、南青木村の界に至る、其村まで六町五十間餘、宇都宮街道にて村中に一里塚あり、

○山川 ○御山 村より辰巳の方十町計にあり、石峯イシツク羽黒樹山の三名あり、昔は石峯特に高く中に巖窟あり其側にも穴ありて此岩窟に通せしと云、昔蝦夷強大にて官軍度利なかりければ、夷賊勝に乗て此に至り石峯山に穴を掘り、四面に大石を積み累ね、其中に楯籠りて官軍を拒きしに、忽ち地中より猛火もえ出て、此山俄に崩れ残らず焼死せりと云、今猶山中より缺け損したる鐵器土器を得るとありとぞ蝦夷塚の條下併見るべし因て石峯は小山となりし故小山とも名く、焼崩れし石なりとて山下五町計の間巨石縦横に散在せり、此石色赤く苦むし山石と稱へ探て庭上の石峯の南を羽黒と云、其南を樹山と云、義家朝臣館築かれし所なり、古蹟の條因て御館山とも稱ふ、里民昔より斧斤を入れざる習はしなり
○干鱈ヒラメ山 村東三十町計にあり、高五十丈餘、南は堤澤村の山に續き、北は南青木村の山に連る ○子持石 村より丑寅の方九町、山の半腹にある大岩なり、中

より小石を生ず故に名けり ○乾飯澤 村南にある僅の溪流なり、村東の山中より出て西に流るると一里、門田堤に注ぐ、義家朝臣乾飯を此に洗ふ故に名くと云
○誓願清水 村北六町にあり、周八間、義家朝臣踏を以て石を穿たれしかば涌出しと云 ○沼二 共に村東二十五町、干鱈山の麓にあり、一を雄といひ、一を雌と云、雄は周百二十間餘、雌は周二百三十間、相傳て此沼に主あり、葦毛の馬なりと云、

○水利 ○堤二 一は村東五町にあり、周九十間沼田堤と云、一は其奥二十五町計にあり、田代堤と云、周百八十間、

○神社 ○八幡宮 境内東西十五間 村より辰巳の方一町餘にあり、義家朝臣東征の時勝利ありければ、報賽の爲に當社を勧請せられしと云、後數百年を経て社頭荒廢せしを、寛文十二年肥後守正之再興し神事を行ひ流鏑馬等の式を執行せり、此時郭内諏訪神社職諏訪近江方就と云者をして永く當社の祭祀を司らしめ、相續て今の神職諏訪近江に至る、祭禮六月十五日府より事を行ふ △鳥居 兩柱の間六尺 △本社 三尺五寸に三尺南向 △幣殿 一間四面 △拜殿 三間に二間 △若宮八幡宮 八幡宮の境内にて西に並ぶ、相殿四十

八座】 △伊勢宮六座 五座は本村より移し、一座は徳久村より移せり △稻荷神四座 三座は本村より移し、一座は徳久村より移せり △山神四座 三座は本村より移し、一座は中野村より移せり △權現十四座 十三座は本村より移し、一座は中野村より移せり △幸神二座 一座は本村より移し、一座は徳久村より移せり △伊豆神 本村より移せり △三島神 同上 △宗像神 同上 △白山神 同上 △箱根神 同上 △羽黒神 同上 △麓山神 同上 △感應神 同上 △石神 同上 △別符神 同上 △箸王子神 同上 △五神 同上 △若宮八幡 中野村より移せり △上保禮有神 同上 △下保禮有神 同上 △八幡宮 徳久村より移せり △天神 同上 △蛇神 同上 ○山王神社 境内東西六間南北三十六間免除地 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、明光寺の縁起に徳一が草創にて葦名氏の時社領五斜を寄附せり、蒲生氏の時失へしと云、神像二十一軀あり、各長八寸古物なり、鳥居・幣殿・拜殿あり、明光寺これを司る 【末社一座】 △稻荷神社 破壊して造營いまだならず △天子神社 境内にあり ○諏訪神社 境内東西一町二十二間 南北二十四間免除地 村より辰巳の方五町御館山の麓にあり、此邊松樹多し、俗に諏訪原と云、鎮座の

初詳ならず、鳥居あり安養寺これを司る ○宗像神社 境内東西十四間南北十七間免除地 村より辰巳の方八町山間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり照谷寺これを司る、

○寺院 ○照谷寺 境内東西二十二間南北十八間免除地 村より辰巳の方七町餘、山間にあり天台宗神護山と號す、湯本村東光寺の門徒なり、縁起に天平神護年中の草創と云、里民の説に此地にもと七不思議と云とあり、雀巢を架せず、蛭人血を吸はずと云、其餘は知る者なし、もと傳教作の薬師及び十二神將を安ず、災に罹て只十二神將八軀を存す、各長一尺一寸、三尊の彌陀を本尊とし客殿に安ず、又鐘を懸く徑二尺元祿五年府下大和町寺田治兵衛が寄進なり、銘あれども煩はしければ略す ○明光寺 境内東西二十八間南北十六間免除地 村中にあり、天台宗日吉山と號す、郭内延壽寺の門徒なり、徳一が開基と云傳ふ、畫像の不動を客殿に安じ本尊とす ○安養寺 境内東西二十一間南北十九間免除地 村より未申の方にあり、不退山と號す、湯本村東光寺の門徒天台宗なり、開基を詳にせず、客殿に彌陀を安じ本尊とす、徳一作と云 △阿彌陀堂 境内にあり ○大林寺 境内東西十三間南北十七間免除地 村中にあり、曹洞宗羽黒山と號す、天寧村天寧寺の末山なり、慶長六年天寧寺十四世恕山が草創なりと云、本尊釋迦客殿に安ず ○觀

音堂境内十五間 四方免除地 村より丑寅の方山上にあり、路の左右に松樹森列し、清風斷るとなく此堂まで八町餘あり、高敞にして平地の村里を一颯し、尤勝境なり、三間四面西向正觀音を安ず、長一尺三寸昔岩窟の中に安置せり、故に今に至るまで岩屋觀音と稱す、會津三十三所順禮の一なり、堂の戌亥の方に大岩相並び自然に洞をなす、俗に胎内潛タイナイシマと云照谷寺これを司る ○觀音堂境内十間四方 村東一町にあり、縁起に徳一此寺にて觀音の立像を彫刻し、其堂を建ん爲に良材を撰ひ山中に積置しに何者にか一夜の間材木を運送し、三間四面の堂を造作せしと云、明光寺司なり、

○古蹟 ○御館山オケヤマ 村より辰巳の方五町餘にあり、登ると六町計、頂上に三十間四方計の平地あり、昔義家朝臣東征の時館を此に築かれしとて今に御館と稱す、又村中にも館跡あり、東西一町、南北四十間、舊事雜考に允殿館府下南町成願寺の側より尾山館を攻むる者ありし由載せ、館主は多多良伊賀なるべしとあり、○蝦夷塚 村南二町にあり、高二尺餘周三間計の塚なり、蝦夷人石峯にて官軍を拒きし時猛火のために焼死せしを埋めし所なりと云御山の條下を併せ見るべし俗に義家朝臣蝦夷を伐たれし時の事と云傳ふれども、この朝臣蝦夷と

戦ひしはいまだ聞ざる所なり、さらば崇神天皇の朝大毗古命は高志國より其子建沼河別命は東方より共に來り蝦夷を治められし時提要を併せ見るべし京觀の類に築かれしも知べからず、此邊に義家朝臣の舊跡多く遺れる故里俗誤り傳へしにや、大旱の時此を掘れば雨降ると云 ○經塚 村北三町にあり高四尺周六間、 ○褒善 ○忠義者丑右衛門 延享四年米を與て賞せり ○忠義者甚八 安永七年同上 ○忠義者小左衛門 享保元年同上 ○忠義者りき 此村の農民吉之丞妻なり同上、

○中野村 府城の南に當り行程三十四町餘、家數二十四軒、東西二町二十九間、南北一町十八間、四方田圃なり東一町十九間井村の界に至る、其村は巳に當り一町四十間餘、西三十二間、南五町十九間、共に徳久村の界に至る、其村は西に當り四町三十間、北二町五十四間、府下東黒川南町分の地に界ふ、 ○倉廩 ○米倉 村中にあり本組の米を納む、 ○寺院 ○福藏寺境内東西二十間南北十一間年貢地 村中にあり、眞言宗大寶山と號す、府下大町彌勒寺の末山なり、開基を詳にせず、本尊大日容殿に安ず、 ○古蹟 ○千本木 村北二町餘に男松一株あり、俗に一

本木と稱す、土人の説に昔は府より鎌倉に通る、往還にて府城諏訪通郭内の邊より此に至るまで千本の並木あり、其一本の遺れるなりと云、舊は榎木なり、枯て後男松を栽えしとぞ、又此邊に法領ホウレイと云字あり、昔義家朝臣東征の時御山村の山中より放たれし矢此邊に落しとて、其所に法領神とて祠を建て祭りしが、寛文中御山村八幡宮に相殿とし、今猶上法領井手の界下法領此邊と云字遺れり、法領と名けし謂を詳にせず、

○井手村 寛永の頃二幣地村河溪村等の農民此に出て耕作せし故に出村と名けしとぞ、寛文中今の文字とせり、府城の南に當り行程一里餘、家數九軒、東西三十三間、南北一町四十六間、四方田圃なり、東二十三間、御山村の界に至る、其村まで七町四十間西二十五間中野村の界に至る、其村は亥に當り一町四十間餘、南三町五十六間堤澤村の界に至る、其村は巳に當り十二町五十間、北三町四十二間、府下東黒川南町分の地に界ふ、

○中島村端村 荒屋敷 府城の南に當り行程二里、家數十二軒、東西三十二間、南北一町二十二間、四方田圃にて西は鶴沼川に傍ふ、東十七間面川村の界に至る、其村は辰巳に當り四町二十間、西四町計、大沼郡橋爪組本郷村に界ふ、南八町十間石村の界に至る、其村は巳に當り十

町二十間、北三十八間花坂村の界に至る、其村まで一町五十間、

○端村 ○荒屋敷 本村の南五町十間餘にあり、家數七軒東西三十五間、南北五十間、四方田圃なり、

○山川 ○鶴沼川 村西二町にあり、石村の境内より來り北に流るると九町、花坂村の界に入る ○館澤川 村南四町にあり、廣三間計、面川村の境内より來り西に流るると三町餘、鶴沼川に入る、

○原野 ○秣場 村南二町にあり、東西二町二十間南北七町五十間餘、

○水利 ○門田堰 石村の方より來り、田地に灌ぎ花坂村の方に注ぐ、

○花坂村 府城の南に當り行程一里三十四町、家數十四軒、東西一町十間、南北一町十六間、四方田圃にて西は鶴沼川に近し、又戌の方二町四十間隔て家數二軒あり、南は松原新田村に續く、東二町二十間、面川村の界に至る、其村は辰巳に當り七町三十間餘、西三町四十間大沼郡橋爪組本郷村に界ひ、鶴沼川を限とす、南三十八間中島村の界に至る、其村まで一町五十間、北二町三十間、一堰村の界に至る、其村は戌亥に當り八町五十間、又戌の方二町四十間、松原新田村に隣り其村際を界とす、

○山川 ○鶴沼川 村西三町四十間にあり、中島村の堰内より來り北に流るると四町十間、一堰村の界に入る、里人常に歩渉する所を大宮司渡場と稱ふ、昔いつの頃にか筑紫宗像社大宮司の氏族會津に來り、此村に住し巖崎本郷村の境内の靈山なるを知り、嶺上に宗像神社を勧請し百日の間此川を涉て參詣せり、故に渡場の名とせりと云本郷村の條下に詳なり此川年年洪水ありて流を常にせざれども、此村の境内には必淺瀬ありて歩渉する所たえず、又寛文の頃家士服部安休と云者此を涉て巖崎に詣てしとあり、故に今安休渡場とも名けり、

○水利 ○門田堰 中島村の方より來り、田地の養水となり一堰村の方に注ぐ ○松堰 中島村の境内にて鶴沼川を引き田地の養水とし一堰村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西一町南 村中にあり、鳥居あり村民の持なり、鎮座の初を傳へず

○寺院 ○觀音寺 境内東西四町半南 村中にあり、曹洞宗水雲山と號す、天文中慶幽と云僧開基し、正保中風岩と云僧再興せりと云、北青木村善龍寺の末寺なり、本尊觀音客殿に安す、

○褒善 ○忠義者なつ 農民次郎八母なり延享二年米を與て賞しき、

本本羽黒に續き一村の如く三方田圃なり 【舊事雜考】に地の舊名なるべしとあり本郷村羽黒神社の條下を併見るべし

○山川 ○鶴沼川 俗に此村より下流を大川と云 村西四町にあり、花坂村の境内より來り、北に流るると十五町四十間飯寺村の界に入る、

○水利 ○門田堰 花坂村の方より來り、田地の養水となり徳久村の方に注ぐ ○松堰 花坂村の方より來り田地に灌ぎ徳久村の方に注ぐ、

○神社 ○羽黒神社 境内十町四 端村本羽黒にあり、鎮座の初詳ならず鳥居あり 【相殿十九座】 △稻荷神十二座 共に本村より移せり △伊勢宮二座 同上 △宗像神 同上 △湯泉神 同上 △雷神 同上 △日月神 同上 △山王神 本羽黒より移しき ○神職天川

信濃 府下東黒川養蠶宮村に住す、天明四年養蠶國神社神職佐瀬大隅が讓をうけ、神職となりき ○磐梯神社 境内東西七町南 村中にあり、鎮座の初傳はらず、祭神は北八間免除地、鳥居幣殿拜殿あり 【末社一座】 △八幡宮 本社の東に並ぶ ○別當常藏院 本山派の修驗なり、開山を遼運と云、現住元譽は十二世の孫なりと云、

○寺院 ○光明寺 境内東西二十七町半 村中にあり、天台宗壽榮山と號す、郭内延壽寺の門徒なり、縁起に據る此

●松原新村 府城の南に當り行程一里三十四町、家居一軒、東西十三間、南北五十間、北は花坂村の民居に續き、三方田圃にて花坂村の境内なり、此村の田圃は二町二十間隔て未申の方にあり、地面東西三十四間、南北四町二十間、東西は共に花坂村に界ひ、南は中島村に界ひ北は一堰村に界ふ、

●一堰村端村 本羽黒 此村舊一關に作る、相傳ふ、昔は街道にて此に關をすへ置きし故の名なりとぞ、一説に鎌倉寛文中今の文字とせり、府城の南に當り行程一里十二町餘、家數五十七軒、東西二町十四軒、南北五町三十三間、四方田圃なり、東三町四十七間、堤澤村の界に至る、其村まで九町二十間餘、西七町二十間大沼郡橋爪組本郷村の界に至る、其村は申に當り三十町計、南六町二十間花坂村の界に至る、其村まで八町五十間餘、北二町二十二間、徳久村の界に至る、其村まで七町五十間餘、又丑の方五町三間中野村の界に至る、其村まで村三町餘、寅の方四町五十九間、御山村の界に至る、其村まで十一町二十間餘、亥の方七町三十五間、飯寺村の界に至る、其村まで十七町十間餘、

○端村 ○本羽黒 本村より辰巳の方五町にあり、家數七軒、東西五十八間、南北一町七間、東は面川村の端

地に舊阿彌陀堂あり、至徳中亮珍と云僧彌陀の靈夢を蒙り一寺を造營し、天文中導慶と云僧再興すと云、本尊彌陀客殿に安す △地藏堂 客殿の前にあり △大坊墓 客殿の南に五輪一基あり、無爲眞と云僧の墓なりと云、此僧もと本村に住して 今太子屋敷と云 太子守宗なり、親鸞越後より歸洛の時此家に宿せり、無爲眞深く親鸞に歸依し改て淨土眞宗となりしと云傳ふ 府下石塚の條下を併 又府下千石町専福寺に傳るところと少しく異なり ○地藏堂 境内東西三十三間 村南四町にあり、草創の年月詳ならず、六地藏を安す長各五尺餘、俗に萩原地藏と云、昔此邊萩多かりし故名けしとぞ、六地藏の名を記せし額あり、何人の書にかさたかならざれども土人は 嵯峨天皇の勅額なりと云、筆跡凡ならず御山村照谷寺是を司る、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、本丸跡東西十七間、南北十六間、二丸跡東西二十一間、南北十七間、土居隍の形存す、何人の住せしが詳ならず、
○褒善 ○忠義者なつ 農民惣吉妻なり、寛延三年米を與て褒賞せり ○忠義者吉三郎 天明元年同上、
●徳久村 府城の南に當り行程三十一町、家數五十七軒、東西一町二十間、南北四町四十間、四方田圃なり、東三

町五十八間中野村の界に至る、其村まで四町三十間、西三町五十間、飯寺村の界に至る、其村は亥に當り七町五十間餘、南五町三十間一堰村の界に至る、其村まで七町五十間餘、北三町二十間、府下西黒川村木町分の地に界ふ、

○水利 ○松堰 一堰村の方より來り、田地の養水となり、材木町の方に注ぎ應湖川と云 ○門田堰 一堰村の方より來り田地の養水となり、古川と合して黒川に注ぐ、

○寺院 ○寶福寺 境内東西十九間南 村中にあり、徳久山と號す、府下大和町金剛寺の末寺眞言宗なり、開基詳ならず、慶長中宥意と云僧住せしと云、昔村南に藥師堂あり、頽廢の時藥師を此寺に移して本尊とせり、徳一の作と云、客殿に安す、

○褒善 ○忠義者山三郎 安永七年米を與て賞しき、

○飯寺村 此村中頃新寺に作る、寛文中舊の文字とせり府城の西に當り行程三十二町、三區に分る、南の一區を上飯寺と云、家數十九軒、東西一町、南北一町四十二間此より一町四十間北を下飯寺と云、家數二十八軒、東西一町二十四間、南北二町三十間、此より街道を隔て東を新田と云、家數十一軒、東西五十四間、南北一町二十八間四方田圃にて西は鶴沼川に近し、下野および伊北金山郷に通る街道にて路二筋あり、下飯寺より南にゆくを下野

街道とし、西にゆくを金山道とす、村中に一里塚あり、東二町五間府下東黒川南町分の地に界ふ、西九町四十六間、本郡橋爪組下小松村の界に至る、其村まで十七町三十間餘、南十三町十八間、一堰村の界に至る、其村は巳に當り二十一町五十間餘、北十町三間、高久組西柳原村の界に至る、其村まで十四町三十間餘、又辰の方四町徳久村の界に至る、其村まで七町五十間餘、未の方十町二十間、本郡橋爪組上米塚村の界に至る、其の村まで十四町三十間餘、亥の方八町十二間高久組幕内村の界に至る、其村まで十町五十間餘、

○山川 ○盜石 村中にあり、誤て此石に觸るゝものは貪欲の心起るとて此名あり ○鶴沼川 村西六町五十間餘にあり、一堰村の境内より來り北に流るゝと二十四町三十間餘、幕内村の界に入る ○應湖川 村東一町十間餘にあり、廣三間計徳久村の境内より來り北に流るゝと五町二十間餘、材木町分の界に入る、

○關梁 ○船渡場 村西六町五十間、金山郷に通る路にて鶴沼川を渡す、

○水利 ○飯寺堰 一堰村の境内にて鶴沼川を引き、田地の養水とし、幕内村の方に注ぐ ○鍛冶屋敷堰 村より戌の方に鶴沼川を引き幕内村の方に注ぐ

○郡署 代官所 村中にあり、役人を置て本組及本郡橋爪組を支配せしむ、本郡中荒井村郡役所に屬す、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十五間 村より戌亥の方二町餘にあり鎮座の年代を知らず、鳥居あり府下蠶養宮村佐瀬大隅が司なり 【相殿四座】 △稻荷神二座 共に本村より移せり △伊勢宮 同上 △熊野宮 同上 △大宮神社 境内東西十一間南 村南四町にあり、俗に有無宮と稱す、本光寺の縁起に天平中の草創とあり、鳥居あり、本光寺是を司る、

○寺院 ○本光寺 境内東西三十間南 村中にあり、來迎山と號す、天台宗湯本村東光寺門徒なり、縁起に天平中の草創と云、康暦元年葦名直盛鎌倉より會津に下り、當寺に宿せし時飯を炊て羞む、村名此事に因しとぞ、其時直盛此村に館築き寓居すると三年にして小館 融通寺町城安寺の地なりに移りしと云、本尊彌陀客殿に安す △觀音堂 境内にあり、

○墳墓 ○五輪塚 村より丑の方五十間餘にあり、高六尺、周十間大庭三左衛門某が墓なりと云、此三左衛門元は二本松義繼が郎等なり、心剛なる小童にて一日に三度まで勝れたる振舞せしとて斯く名乗らせしとぞ、容色殊に勝れしかば葦名盛隆深く所望ありて會津に來仕へ、嬖幸厚かりしに幾程もなく色衰て寵愛弛み傍輩にも疎まれしかば、深く無念に思ひ盛隆を弑せんとす

天正十二年十月六日、盛隆何心なく南縁に鷹をすへ居たる處をさし殺し、頓て本丸を逃れ西の城戸まで立去しが、種橋大藏某と云者に出逢て遂に彼に討たる其時此屍を埋し處なりと云、昔は上に五輪あり、俗に青五輪と稱へ石をもて撃ば血出でしと云、今はなし ○狐壇 村北一町餘にあり、高一丈七尺、周四十八間狐多く住む故に名く、加藤嘉明の葬具を埋めし處なりと云、

○古蹟 館跡 村より戌亥の方二町卅間にあり、本丸跡東西四十間南北五十五間西南北に土居あり、二之丸跡東西四十間、南北四十五間、東に土居あり、即葦名直盛の住せし處なり、又仁科太郎光盛と云者居りしと云、高久組幕内村眞浄寺の縁起には佐原義連此地に居りし由見え又光盛は義連の家臣とあり 今此を教場と稱し、本郷村北原追鳥狩の稽古をなす處なり ○馬場跡 館跡の東にあり、昔犬追物の馬場なりしと云、此地をも教場とし舊制の如く其地に馬場を築き追廻して駿足を乗試むる處とす、長三町幅十二間中央と四方に高三尺餘の土居を廻せり中央は南北の兩端に土居なくして四方に乘廻す便とせり、追廻或は三町の馬場と稱す、

○褒善 ○孝行者久左衛門 寛延三年米を與て賞せり ○孝行者谷右衛門 久左衛門弟なり同上 ○孝行者義右衛門 谷右衛門弟なり同上 ○忠義者幸七 寛政三年米を與て賞せり

新編會津風土記卷之三十四終

新編會津風土記卷之三十五

陸奥國會津郡之八

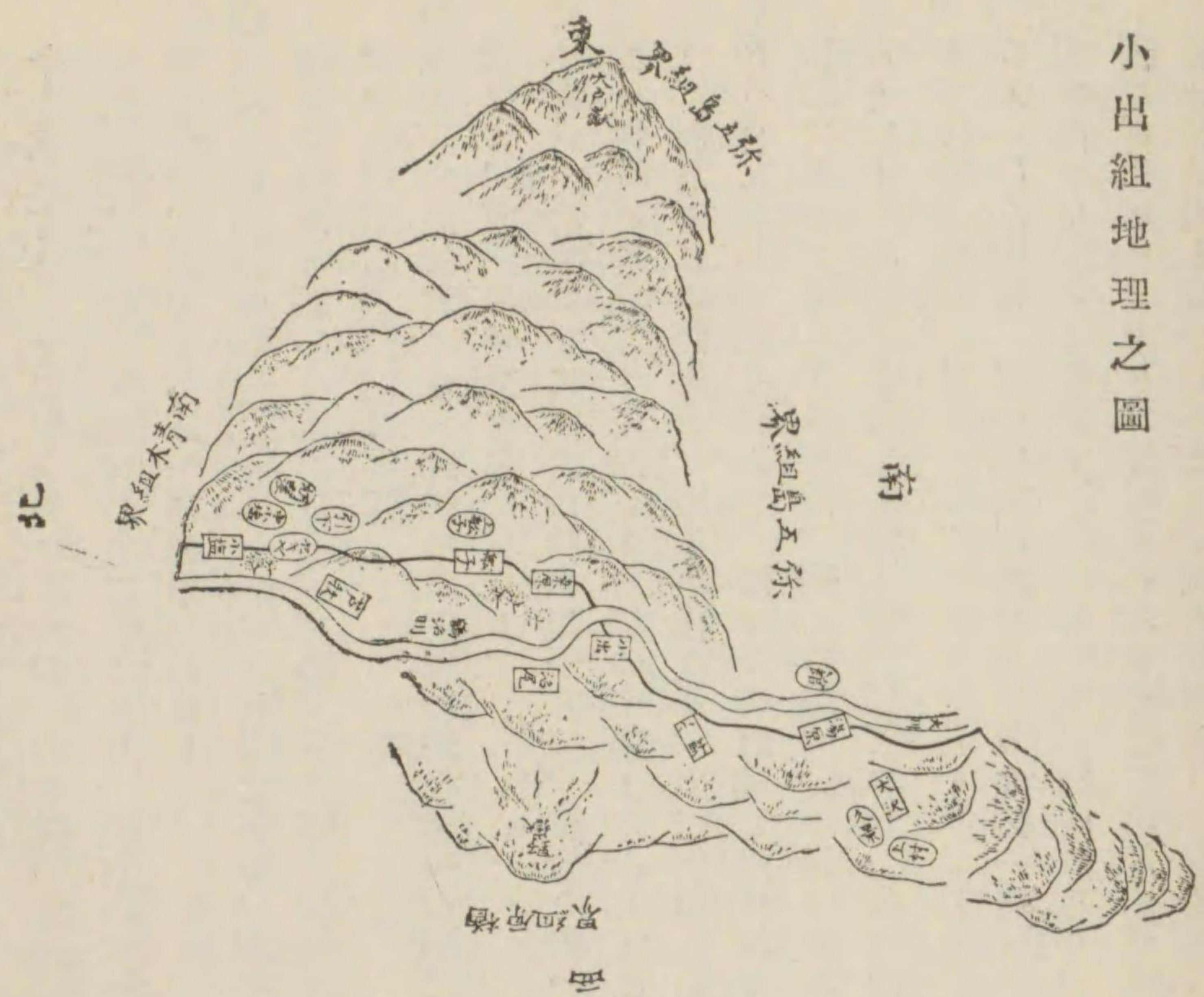
小出組

此地府城の南に當り本郡の東にあり、東南は共に彌五島組に界ひ、西は檜原組に隣り、北は南青木組に交はる東一里十八町、東は彌五島組大内村の山界に至る、南北三里十八町計、南は彌五島組彌五島村の山界より北は、村落大抵鶴沼川の岸に縁て南より北に連り、山高く淵深くして水田少く菜圃多し、採薪の便よく又漁釣の利あり、三四月の頃雪稍消れば丁壯山に入て葛根を掘り、女童家に在て是を粉に製し或は蠶を養ふ、桑原・船子・芦牧・沼尾等の村々は柴薪を伐り炭をやき山灰を製して府下に出し生産の資とす、此組及び彌五島・松川・檜原の四組は俗に下郷と稱へ皆山中なれば府下に比するに寒強く暑弱く農務の候十餘日の差あり、常に鹿猿多く中にも數十の野猪群をなし田圃の害をなすに因り、春より秋に至るまで野外に小屋をかけ村民輪番に是を守り、鳥銃を放ち或は板を撃ち農器を蔽て逐ひ退く、土地最煙草に宜し、多く種て産業とす

毎年九月頃上郷・下郷の商人彌五島組白岩村に會集し價の高下を定め結城下妻の方に賣出す、農隙には下野常陸の方に出て屋上を葺き又杣人の業をなす者あり、秋は栗を拾て勝栗に製し府下及び他邦に鬻く、此組及び彌五島・松川・檜原・田島・高野・熨斗戸・古町・和泉田・黒谷・大鹽の組々にて三月十一日を地神下と云、此日未明に虚白を掲げば其聲に應じて地神降臨ありとて虚白を掲ぎ菜を製して是を祭る、十月十日を地神上と云、此日は地神天上の日とて又虚白を掲ぎ菜を供ふ、大寒の後百五日に霜ふるを百五の霜と云、尤諸物を傷ふとて三月の頃霜祭とて生土神に參詣し其日遊樂す、又彌五島・松川・檜原・田島・河島・高野・熨斗戸七組と此組とは三月中兄弟契と云とあり、老若男女各年齒に従て會集し舊を話して相歡す、門田莊に屬する村一箇村あり小鹽、餘は皆湯原郷に隸し長江莊と稱す、總て九箇村あり、

- 小出組九箇村
- 小出村 端村 牧 小野村 大澤村 端村 上村
 - 久景 湯原村 端村 館本 沼尾村 端村 茅牧
 - 今廢 桑原村 船子村 端村 上船子村 芦牧村
 - 小鹽村 小名 中小鹽 關屋 柄窪 端村 引下
 - 小出村 村西の山中にわづかの湧泉あり、小出の名此

小出組地理之圖



に始れりと云、府城の南に當り行程六里、家數二十九軒、東西一町三十間、南北三十五間、西北に小野嶽を負ひ東南は鶴沼川に近く四方少しく田圃あり、下野國宇都宮街道の驛處にて桑原村驛より十三町五十二間此に繼ぎ、此より二里九町三十八間、彌五島組彌五島村驛に繼ぐ、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を掲ぐ、東五町桑原村に界ひ鶴沼川を限とす、其村まで十三町五十間餘、西一里十町檜原組大内村の山に界ふ、南七町小野村の界に至る、其村は未に當り十八町北七町沼尾村の界に至る、其村まで十五町昔牧と雲端村あり、元祿中本村に移す村南に一里塚あり、

- 山川 小野嶽 村西二町計にあり本郡の條下に詳なり下同 ○鶴沼川 俗に大川 村東五町にあり、小野村の方より來り東北の方に流れ西に轉じ又北の方に流るゝと三十三町、沼尾村の界に入る、廣三十二間、
- 關梁 ○船渡場 村東五町宇都宮街道鶴沼川を渡す、本村と桑原村と上十五日下十五日を分て水手を出す、
- 倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
- 神社 ○熊野宮 境内八間四 村の戌亥の方にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり 【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり ○神職五十嵐越後 其先を越後長儀

と云、何の頃にか越後國より來て當社の神職となる、今の越後吉住は十七世の孫なりと云 ○御靈神社 境内十五間南北二 村より丑寅の方二町にあり、鎮座の年代十間免除地

○寺院 ○西福寺 境内東西十四間半南 村中にあり、淨土眞宗京師西本願寺の末山なり、文祿三年了順と云僧開けりと云、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者こさ 此村の名主彌吉譜代與四右衛門妻なり、天明四年米を與て賞せり、

○小野村 府城の南に當り行程六里十八町、家數六軒、東西十四間、南北五十二間、小野嶽の半腹より少し下に住す、村名これに因とぞ、四方菜圃なり、東四町彌五島組田代村に界ひ大川を限とす、西一里檜原組大内村の界に至る、其村まで一里八町餘、南七町湯原村の界に至る、其村まで十六町、北九町三十間小出村の界に至る、其村は丑に當り十八町、

○山川 ○小野嶽 村の戌亥に當り頂まで大抵一里計、古木茂りて登るを得ず ○大川 村南四町にあり、湯原村の境内より來り東に流れ北に轉じ二町計を経て鶴沼川に會し鶴沼川となる、廣五十間餘 ○鶴沼川 田代村の境内より來り村東にて大川を得、北に流る、

町共に湯原村の界に至る、其村は東に當り十五町、西十五町檜原組櫻山村の界に至る、其村は申に當り一里南十二町彌五島組彌五島村の界に至る、其村まで一里、

○端村 ○上村 本村の西二町あり、家數十二軒、東西一町二十間、南北十五間、西は山林に續き三方に菜圃あり ○久景 本村の戌亥の方二町二十間にあり、家數三軒、東西三十間、南北十五間、四方田圃なり、

○山川 ○嶽山 村の戌亥の方四町許にあり、登ると十三町餘、西は檜原組大内村の山に界ふ ○殿上山 村西十八町計にあり、山勢逶迤として登ると十一町餘、西南は大内櫻山兩村の山に續く ○向山 村南一町にあり、東南は彌五島村の山に界ふ ○大澤川 村南一町計にあり、櫻山村の山中より源を發し東に流れ湯原村の界に入る、境内を經ると二十一町餘、廣一間餘、

○神社 ○熊野宮 境内東西三十間南 村北二十間計にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり ○神職星大和 先祖を伊勢某と云、いつの頃にか伊勢國度會郡より此地に來り、當社の神職となり今の天和勝儀は七世の孫なり、

○山神社 境内東西十四間南 村より戌亥の方二町二十間餘にあり、勸請の時代を知らず、星大和が司なり 【相殿三座】△天道神 本村より移せり △杉御前 同上

と十町小出村の界に入る ○小野澤 村西七町計にあり、大内村の山中より源を發し東に流れ小出村の境内に至り大川に入る、境内を經ると一里十町廣三間計、

○神社 ○熊野宮 境内東西四間南 村の戌亥の方二十間計にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、大澤村星大和が司なり 【相殿二座】△山神 本村より移せり △幸神 同上、

○寺院 觀音堂 境内東西一町南北 村より戌亥の方にあり、石階を經て登る、堂三間二尺一寸四面拜宇五間半に二間、建立の年代詳ならざれども棟椽の製古樸にして佳麗の堂宇なり、又漆塗の古佛器あり、早魃の時洗へば雨降るとぞ、佛像は往古より深く秘して見るとを許さず、村民の持なり、

○墳墓 ○古墓二 一は觀音堂の後にあり、高四尺幅二尺自然石にて表に梵篆一を鐫れり、土人相傳て朝日長者の墓と云、一は村東菜圃の中にあり、大さ前に同じ文字なし、長者の妻の墓と云傳ふ、今に小野嶽の頂に長者屋敷の字あり 本郡の條下を併せ見るべし

○大澤村 端村 上村 府城の南に當り行程七里十四町、家數二十二軒、東西一町二十間、南北二十間、溪流に傍て疊山の間に散居し四方僅に田圃を開く、東六町十間北九

△大明神 同上、

○湯原村 端村 館本 府城の南に當り行程七里、家數三十九軒、東西三町、南北二町、山麓にあり、東は川に臨み三方に田圃あり、東十町彌五島組白岩村の界に至る、其村まで十三町西八町十二間大澤村の界に至る、其村は申西に當り十五町南十八町彌五島組彌五島村の界に至る、其村まで三十二町北九町小野村の界に至る、其村まで十六町村北に一里塚あり、

○端村 ○館本 本村より寅の方五町計大川の東にあり何人の住せしにか館迹ありし故名けしと云、家居一軒山麓に住し南北は菜圃なり、

○山川 ○向山 村東大川の向ひにあり、頂まで九町東南は彌五島組の諸村に界ふ ○中山 村南十八町計にあり、山勢頗る峻し登ると八町餘、西は大澤村の山に隣り、南は彌五島村の山に連る ○地獄穴 村南五町山腰にあり、其さま人作に似ず、入口の濶一間計、入に隨て漸く狭く漸く下る、火を得ざれば行と能はず、こゝろみに小石を投ずればそのひびき暫く絶へず、最後に石のとまりし音聞ゆ、土人穴路の曲折する所なりといふ、昔或人その奥を窺んとて尋入れどもつひに其限を見ずといふ、此穴早朝に烟氣のたはみ升るとあり

山霧の起るなりと云 ○大川 村東二町計にあり、白岩村の境内より來り北に流るゝと二十八町餘小野村の界に入る ○大澤川 村西六町にあり、大澤村の境内より來り東に流るゝと十五町大川に入る ○温泉三 一は村の東北二町計大川の岸より出づ、巖石を穿て浴す切湯と名く、濕瘡を治す、一は村北二町餘大川の西岸にあり、猿湯と名く、相傳ふ昔老猿あり創を被り此に浴して瘳ゆ、故にこの名ありとぞ、疝氣瘻飲積蟲を治す、一は端村館本の西大川の渚にあり砂を決りて浴す、金創濕瘡を治す、共に冷湯にして味淡し、

○關梁 ○大沼橋 村より戌の方六町計大澤村の界大澤川に架す、長十二間幅一丈勾欄あり、

○神社 ○山神社境内三十二間 村南一町計にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、大澤村星大和之を司る【相殿六座】△熊野宮三座 共に本村より移せり△日光神 同上 △大明神 同上 △姫御前神 同上 ○湯泉神社境内一間 村の東北二町計大川の岸にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○高福寺境内東西二十九間 村中にあり、板藏山と號す、曹洞宗本郡南青木組天寧村天寧寺の末寺なり開基詳ならず、相傳て慶安四年今の本寺に屬せしと云

青木組香鹽村より二里十八町此に繼ぎ、此より十三町五十二間小出村驛に繼ぐ、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東二里本郡南青木組關川村の山に界ふ、西三町沼尾村に界ひ鶴沼川を限とす、其村まで八町南三町小出村に界ひ鶴沼川を限とす、其村は未に當り十三町五十間餘北十二町船子村の界に至る、其村まで十八町、

○山川 ○大戸嶽ホトガ 村東二十町にあり本郡の條下 ○鶴沼川 村西三町餘にあり、田代村の境内より來り、東に流るゝこと三十町餘に折れ北に轉じ二十五町計をへて船子村の界に入る、

○關梁 ○船渡場 村南宇都宮街道鶴沼川の渡なり小出條下を併

○神社 ○伊勢宮境内東西八間 村北にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、小出村五十嵐越後が司なり、

○船子村端村 上船子 府城の南に當り行程五里、家數二十三軒、東西五十間、南北一町、東南は山に傍ひ西北は田圃なり、村東に一里塚あり、又寅の方十八町船子峠の頂に家居一軒あり、東一里二十町餘本郡南青木組關川村の山に界ふ、西十町沼尾村に界ひ鶴沼川を限とす、其村は未申に當り十八町南五町桑原村の界に至る、其村まで十八町北十三町芦牧村の界に至る、其村まで一里又丑寅の

本尊地藏客殿に安す ○地藏堂 境内にあり、

○沼尾村 村西山上に沼あり、下流村中に注ぐ、故に沼尾の稱あり、府城の南に當り行程五里十八町、家數二十四軒、東西十九間南北二十間、小野嶽の麓にあり、東は鶴沼川に近く、南北は田圃なり、東四町桑原村に界ひ鶴沼川を限とす、其村まで八町西三十四町檜原組大内村に界ひ小野嶽の峯を限とす、南四町小出村の界に至る、其村まで十五町北二十町芦牧村の界に至る、其村まで一里もと茅牧と云端村あり、今は廢せり、

○山川 ○小野嶽 村西より直に登ること一里餘頂に至る ○沼二 共に小野嶽の山中沼平と云所にありて頂に近し、一は東西一町三十間南北一町雄沼と名く、一は東西二十間南北十八間雌沼と云 ○鶴沼川 村東二町にあり、小出村の境内より來り北に流るゝこと三十二町芦牧村の界に入る、

○神社 ○八龍神社境内東西三間 村より未申の方四十間にあり、祭神高靈神鎮座の年月詳ならず、鳥居あり小出村五十嵐越後が司なり、

○桑原村 府城の南に當り行程五里十八町、家數十八軒東西四十五間、南北四十五間、山麓に住し西は鶴沼川に臨み南北は田圃なり、この村宇都宮街道驛所にて本郡南

方十七町小鹽村の界に至る、其村まで一里、

○端村 ○上船子 本村の東四町山腰にあり、家數十軒東西十一間、南北二十三間、四方に菜圃あり、

○山川 ○船子峠 村より寅の方にあり、登ると十八町小鹽村にゆく峠なり ○鶴沼川 村西六町にあり、桑原村の境内より來り、北に流るゝと五町東にめぐり北に轉じ三十二町流て芦牧村の界に入る、

○神社 ○御靈神社境内東西十四間 村中にあり、鎮座の始を詳にせず、鳥居あり、小出村五十嵐越後が司なり ○伊豆神社境内東西十間 端村上船子の東にあり、勸請の時代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○芦牧村 府城の南に當り、行程五里、家數三十九軒、東西一町、南北二町、東に疊山を負ひ西は鶴沼川に臨み南北は田圃なり、東八町小鹽村の界に至る、其村は丑に當り二十八町西十七町餘大沼郡橋關組瓜山村の山に界ふ、南十三町船子沼尾兩村の界に至る、船子村まで一里沼尾村は未に當り一里北十三町大沼郡南青木組小谷村の界に至る、其村まで三十町又申の方二十三町檜原組大内村の界に至る、其村まで二里二十町又船子峠の頂に家居一軒あり、

○山川 ○ちさか嶽 村西二町にあり、登ること一里餘、

○八森山 ヤツガネ ちさか嶽の南に並ぶ、登ること一里餘雜木茂れり ○鶴沼川 村西三十間にあり、船子村の境内より來り、北に流ること十五町又東に轉じ十三町計をへて小鹽村の界に入る ○温泉 村北八町計鶴沼川の岸の巖間より出づ、冷湯にて脚氣眼疾等を治す、

○神社 御靈神社 境内東西四間南 村北一町にあり、祭神及び勸請の年月詳ならず、御正體一面あり、永祿十一年十一月二十五日と彫附あり、鳥居あり、小出村五十嵐越後之を司る 【相殿一座】 △天神 本村より移せり

○湯泉神社 境内一間四 村北六町餘にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、
○小鹽村 小名 中鹽 關屋 府城の南に當り行程四里、家數十軒、東西三十間、南北二十七間宇都宮街道にあり、東は山に依り三方田圃にて西は鶴沼川に近し、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を懸、東一里餘本郡南青木組閤川村の山に界ふ、西二町大沼郡南青木組小谷村に界ひ鶴沼川を限とす、南二十町船子村の界に至る、其村は申に當り一里北五町本郡南青木組大豆田村の界に至る、其村は丑に當り十七町又申の方十九町芦牧村の界に至る其村まで二十八町村南に一里塚あり、
○小名 ○中小鹽 本村より二町辰巳の方にあり、家數

八軒、東西二十三間、南北二十五間、東は山に依り三方田圃なり ○關屋 本村の南三町五十間にあり、家數八軒、東西三十五間、南北二十五間、四方田圃なり ○柗窪 中小鹽より辰巳の方二町餘山麓にあり、家數四軒東西二十間、南北四十間、四方菜圃なり、
○端村 ○引下 小名關屋の南五町四十間餘にあり、家數九軒、東西二十間、南北二十七間、四方田圃なり、
○山川 ○鶴沼川 村西二町にあり、芦牧村の境内より來り北に流ること十九町餘大豆田村の界に入る ○閤川 村北五町にあり、閤川村の境内より來り、西に流ること八町餘鶴沼川に入る、

○關梁 ○閤川橋 村北五町大豆田村の界宇都宮街道閤川に架す、長十間幅二間、大豆田村の條下
○神社 ○熊野宮 境内東西十六間南 村東にあり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり、小出村五十嵐越後が司なり 【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり ○八幡宮 境内東西十四間 端村引下にあり、勸請の年代詳ならず、南北九間免除地、端村引下にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、五十嵐越後を司る 【相殿一座】 △熊野宮 本村より移せり △御靈神 同上、
○寺院 ○正覺寺 境内東西十六間南 小名關屋にあり、山

新編會津風土記卷之三十六

陸奥國會津郡之九

彌五島組

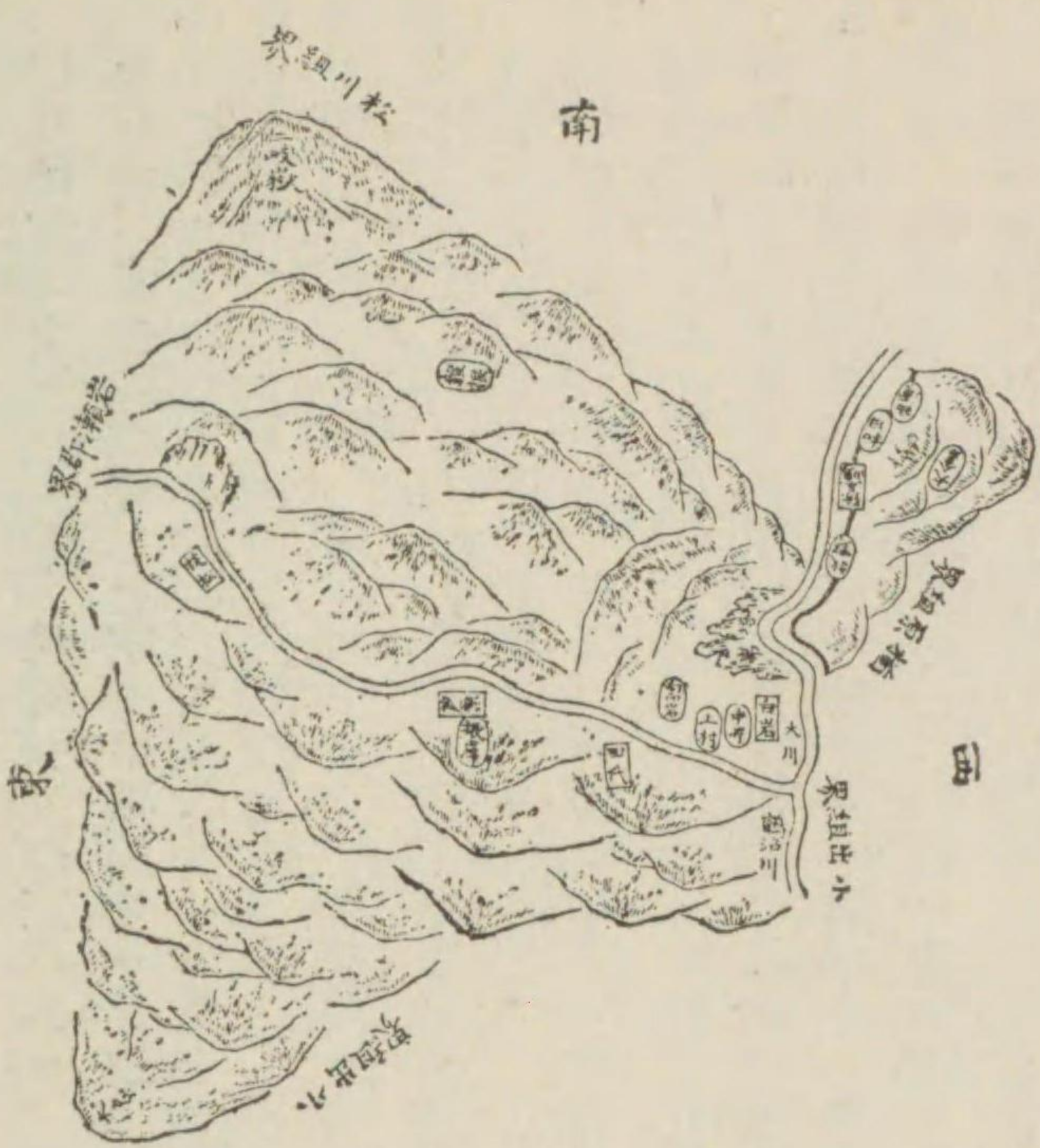
此地府城の南に當り本郡の東端にあり、東は白川領岩瀬郡に界ひ、西は檜原小出兩組に隣り、南は松川組に接し北は小出組に連る、東西二里計 東は岩瀬郡湯本村の山界五輪峯より西は小出組大澤村の山界 南北一里十八町計 南は松川組水門村の山界より北は小出組桑原村の山界に至る 村落多くは鶴沼川に傍ひ皆山間にあり、土地禾麥に宜く水田少し、又多く煙草を種て露出し、葛粉を製し蠶を養て生産の資とす、此組の諸村湯原郷に屬し共に長江莊と稱す凡五箇村あり、

- 彌五島組五箇村
- 彌五島村 小名 牧野 和田 西浦 端村 大倉
- 白岩村 シライ 小名 中井 上村 向白岩 端村 雜根
- 田代村 アノ 小名 根岸 枝松村、
- 荻原村 小名 根岸 枝松村、
- 彌五島村 小名 牧野 和田 府城の西に當り行程八里、家數十六軒、東西二十間、南北一町、三方田圃にて北は山に傍ふ、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり

號を大戸山と云、舊端村引下に地藏堂あり、寛永五年長織と云僧住してより正覺寺と號せり、同十五年今の地に移せりと云、府下大和町金剛寺の末山眞言宗なり本尊大日客殿に安ず、
○地藏堂 境内東西七間南 端村引下の東にあり、開基詳ならず、堂舎破壊せしを明曆中再興せりと云、村民の持なり、

新編會津風土記卷之三十五終

り、宇都宮街道驛所にて小出組小出村驛より二里九町三十八間此に繼ぎ、此より二里松川組松川村驛に繼ぐ、又下野にゆく裏街道に繼は一里にして松川組鹽生村驛に繼彌五島組之圖

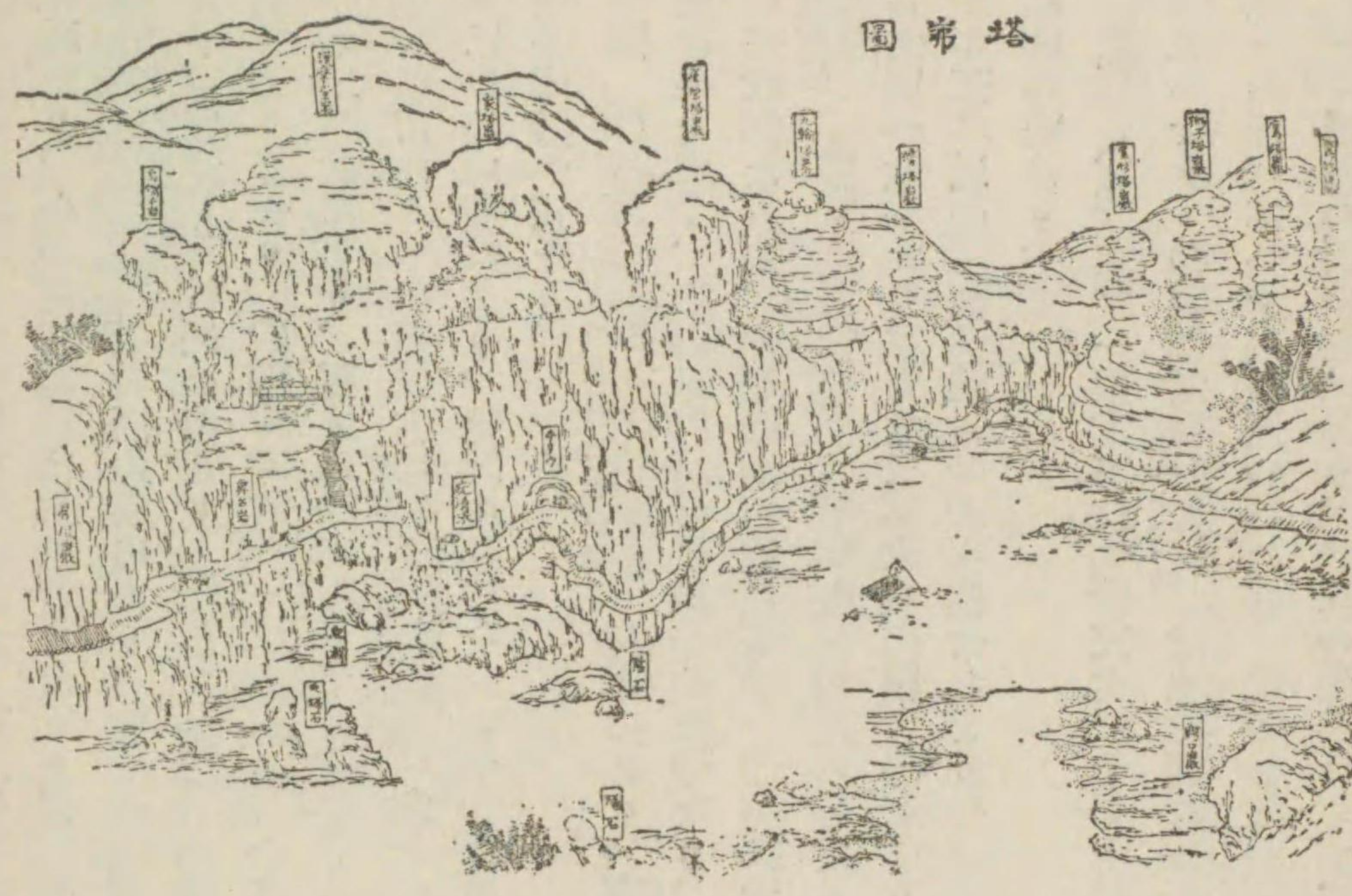


ぐ、東十町松川組水門村の界に至る、其村まで十九町西八町檜原組成岡村の界に至る、其村は申に當り二十五町南二町五間松川組中妻村に界ひ大川を限とす、北二十四町小出組大澤村の界に至る、其村まで一里又丑の方十八町

小出組湯原村の界に至る、其村まで三十二町寅の方十二町白岩村の界に至る、其村まで十八町村北に一里塚あり、
○小名 ○牧野 本村より丑寅の方二町にあり、家數二十三軒、東西二町四十間、南北四十間三方田圃にて南は大川に傍ふ ○和田 本村より四町申酉の方にあり、家數十九軒、東西一里二十六町、南北一町、四方田圃にて西は山に近し ○西浦 本村より申の方八町餘にあり家數二十九間、東西二町三十四間、南北一町、北は山に依り三方田圃なり、
○端村 ○大倉 本村より戌亥の方十八町にあり、家數七軒、東西一町、南北二十五間、山間にあり、四方に菜圃あり、
○山川 ○大川 村南三町にあり、成岡村の境内より來り、丑寅の方に流るゝと三十二町湯原村の界に入る、廣三十間、
○關梁 ○橋 村より未の方十三町宇都宮街道間大川に架す、長十二間幅九尺勾欄あり、
○倉廩 ○米倉 村中にあり本組の米を納む、
○神社 ○熊野宮 境内東西二十八間 小名和田にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり 【相殿三座】 △熊野宮 本村より移せり △大明神 同上 △若宮八幡 同上

○神職室井周防 其先を右門某と云、寛永の頃當社の神職たり、今の周防高則は六世の孫なりと云 ○藏王神社 境内東西五間南 村西山腰にあり、勸請の年月を知らず、鳥居あり 村民の持なり 【相殿一座】 △藏王神本村より移せり ○稻荷神社 境内東西二十四間 小名牧野の東二町計にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、室井周防が司なり ○熊野宮 境内東西三十間南 端村大倉の辰巳の方山腰にあり、勸請の年曆を知らず、鳥居あり、室井周防が司なり、
○寺院 ○萬願寺 境内東西二十一間 村中にあり、曹洞宗東谷山と號す、田島組田島村徳昌寺の末寺なり、草創の年代詳ならず、本尊釋迦客殿に安す ○藥師堂 境内四方年 萬願寺の北に並ぶ、藥師像長四尺古佛なり、往古宏麗の堂宇なり、天文二年火災に罹て烏有せり、天正中葦名氏の臣菊地某と云者再建せしより今に至る、萬願寺司なり、
【寶物】 △提燈籠 一箇雪下政次作文天文二十天十月日と鑄透かせり ○觀音堂 境内十間四 村北山麓にあり、草建の年月を傳へず、村民の持なり ○不動堂 境内東西二十間 西浦の西山腰にあり、造立の始詳ならず、村民

の持なり、
○古蹟 ○館跡 小名和田の西山上にあり、東西二町南北三町木だち茂れり、草岡館と云、いつの頃にか中丸新九郎某と云もの築けりと云、天正の頃は木村數馬某と云者住せしとぞ、南に岩山連れり、櫓山と云、頂まで二町計、
○褒善 ○孝行者治右衛門 小名牧野の農民なり、享保二十年米を與て褒賞せり ○孝行者ろく 治右衛門娘なり、同上、
○白岩村 小名 中井 上村 府城の南に當り行程八里、家數十六軒、東西三十間、南北二町四間、四方菜圃なり 村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東一里二十三町芦原村の界に至る、其村は丑に當り一里九町西四町彌五島村に界ひ大川を限とす、其村は未に當り十八町南十二町松川組水門村の界に至る、其村まで一里北十一町湯原村の界に至る、其村まで十八町昔村中に白き岩あり、村名此に因と云、
○小名 ○中井 本村の東二町にあり、家數十五軒、東西三十八間、南北二町十間、四方菜圃なり ○上村 本村の寅の方四町にあり、家數二十軒、東西一町五間、南北一町二十五間、北は溪流に傍ひ三方菜圃なり ○向白



岩 本村の寅の方六町にあり、家數十二軒、東西一町、南北一町十間、東は山林に連なり西は田圃なり、
○端村 〇雜根 本村の東一里にあり、家數十軒、東西十九間、南北一町五十四間、東は溪流を帯び三方に菜圃あり、

○山川 〇塔壩 方言淵を謂て 村南一町餘大川の岸に傍て山麓を傳へ松川組水門村に通る徑路あり、斷崖數丈流れに臨て聳ひ其腰僅に一步を通ず、棚棧を架すると三所嶮難云計なし、西岨は彌五島 東岨最峻しく巨巖往往に疊起す、高きものは十五六丈卑きものは十二三丈狀九層塔の如く極て奇なり、故に此名ありとぞ、其下絶壁の所躑躅紫藤多し亦佳觀とす、傍ら一大巖の腰に空嵌の所ありて虚空藏を安ず、總てこの境一丘一壑稱して名區とせざる所なし左に載す、

△鷲塔巖 東岨にあり、九層塔の如く其頂鷲の頭に似たり、故に名けり △鷹塔巖 鷲塔巖の北にあり、巖上に小鷹巢を架して年年雛を卵る故名けり △獅子塔巖 鷹塔巖の北にあり、狀獅子の面に似たり、故に名けり △屋形塔巖 獅子塔巖の北にあり、故に名けり △屋形塔巖 獅子塔巖の北にあり、故に名けり 以上松川組水門村の境内に屬す △陰陽口 西岨にあり、狀似たり、故に名けり

石 大川の西渚に一大石あり、狀男根に似たり、又東渚の一石女陰に似たり、土人名けて陰陽石とす、

△槽塔巖 東岨にあり、狀樓槽の如し、故に名けり △九輪塔巖 槽塔巖の北にあり、狀梵塔の九輪に似たり、故に名けり △屋形塔巖 九輪塔巖の北にあり、狀大抵前の屋形塔に異ならず △象塔巖 屋形塔巖の北にあり、狀象の鼻に似たり、故に名けり、

△疣清水 象塔巖の側巖上にあり、疣ある者この水にて洗へば忽ち解くと云 △牛りう 東岨一大巖の下に坑洞あり、東西七間南北十間峭壁の間に石あり、狀臥牛の如く頭尾具る、土人この洞をさして牛りうと云、りうは洞の方言なり △護摩堂巖 牛りうの北にあり、狀堂宇の如し、故に名けり △舞臺巖 虚空藏堂の前にあり、巖上平坦にして數十人を載すべし、故に名けり △烏帽子石 護摩堂巖の北にあり、狀似たる故名けり △夫婦石 東渚にあり立石二つ相對す、土人夫婦をもて名けり △屏風巖 東岨にあり、石壁屈曲して屏風に似たり、故に名けり

△魚淵 舞臺巖の前にあり、大川の泗流する所巖決れて淵となる、魚多く集るところ故名けり、

○大川 村西四町計にあり、水門村の境内より來り

北に流るゝと二十三町湯原村の界に入る、

○關梁 〇白岩口 村より寅の方白川嶺にゆく道にあり木戸門を設け番戌を置往來を察せしむ、

○神社 〇熊野宮 境内二間四 小名上村にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり 〇神職星日向 先に當社の神職白石因幡と云者あり、年代を傳へず、彼が家絶て今の日向利春が父佐大夫某と云者神職となりしと云、

○白鳥神社 境内東西十五間南 小名向白岩にあり、祭神は日本武尊、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、星日向これを司る 〇御靈神社 境内東西五間南 端村雜根の辰巳の方二町にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、星日向が司なり 〇日光神社 境内東西十二間南 村東四十間にあり、祭神大己貴命 下日光神と 鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 〇虚空藏堂 塔壩の東岨に空嵌あり、二間四面屋を架せず、岨に縁て構ふ、草建の時代を知らず、村民の持なり、

○古蹟 〇館跡 小名向白岩の丑の方四町山上にあり、東西十間南北十三間、今はその形もなし、いつの頃にか和田左衛門爲宗と云もの住せりと云、

○田代村 府城の南に當り行程七里、家數三十軒、東西

三町二十三間、南北四十六間、山麓に住し東西は田圃にて南は鶴沼川に臨む、東十町五十間芦原村の界に至る、其村まで十八町西七町五間小出組小野村に界ひ大川を限とす、南八町小出組湯原村の界に至る、其村は未に當り二十二町北九町小出組桑原村の山界に至る、其村まで一里十九町、

○山川 ○向山 村南鶴沼川を隔て二町計にあり、登ると四町東は芦原村の山に隣り、南は湯原村の山に界ふ、○田代峠 村の西北より登る峠なり、頂まで五町、此を越て桑原村にゆく ○鶴沼川 東南五十間計にあり葦原村の境内より來り、西に流れ大川これに合し北の方に轉じ小出組桑原村の界に入る、境内を經ると三十五町餘、村西六町計に瀧あり、東瀧と云、高一丈、四月より五月の際鱒多く此に聚り瀧を登んとして跳下せるを土人瀧の中間に罾を設て是を捕る、

○原野 ○秣場 村より未申の方十町計瀧上と云所にあり、東西一町南北三町餘、

○關梁 ○橋 村西六町湯原村の通路鶴沼川に架す、長十二間幅八尺勾欄あり、瀧橋と云、

○神社 ○御靈神社 境内東西十六間南 村西二町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、白岩村星日向が司な

り【相殿一座】△熊野宮 本村より移せり、

○古蹟 ○館跡 村より亥の方二十一町にあり、東西三十間南北二十間空隍の址残り、杉山柵と稱す、何の頃にか鈴木甚左衛門某と云もの住せしと云、

○褒善 ○忠兵衛妻ちよ 夫は十五年前より惡瘡を患ひ家内の歩行も叶はざりしに、山里なれば遠く醫藥を求め神佛に祈り病に碍りなき食物を選び進め、さるべき物語して慰め臥所の下に藁を敷二便のとりをさめも會て他人の手を借らず、舅姑も年老て病者に異ならず朝夕の食事も貧き中に力を盡して其好を進め、余も全からざれば其寢るを窺ひ有程の衣をかけ其艱難を知しめず、斯く舅姑を養ひ夫の介抱に誠を盡せしかば、寛政三年賞して米を與へき、

●アジノハラ 芦原村小名 根岸 府城の南に當り行程七里十八町、家數五十七軒、東西五町十間、南北五十間、東西は田圃にて南は川に臨み北は山に近し村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を懸、東三十町枝松村の界に至る、其村は辰に當り一里六町西十一町田代村の界に至る、其村まで十八町南十七町白岩村の界に至る、其村は未に當り一里九町北十九町五十間小出組桑原村の山に界ふ、この村の名主七左衛門といふ者古文書四通を藏む左に載す、

南山之内葦原村と同田代村と山の堺申構双方より繪圖并目安を上候、双方申分再三令穿鑿之處に、葦野原よりは境澤之水上之峠より河下迄澤沼に東南東また見と申山葦野原山に付て先規々右之澤を境澤と申て

澤沼と申、田代よりは堺澤を上りから瀧を領境と申に付て檢使を立候處に、から澤を指越のぼりに葦野原よりの山道候て東またみえ立入是餘多有之事木を伐り炭を燒跡無際限候、又燒畑なども從前に葦野原より仕跡に上はから瀧を堺と申儀は不聞届候、三拾五ヶ年以前にから瀧之上にて葦野原村孫左衛門と申者栗の木を壹本伐り板に割候を田代え取候由申候へども、彼孫左衛門は三拾ヶ年已前に死去候由左候へば唯今可穿鑿無之候、先年々近年に至り葦野原之者東またみにて伐候木數無懸期相見え候薪以下迄于今伐置候、三拾ヶ年以前之儀を申程に候はゞ其以來年々伐候木を何とて田代より不押候哉、右之分に候へば三拾年以前之儀證據不分明候、又田代村々上候繪圖に申構山え道有之由にて道を付候へども其道無之候、然ば繪圖違に候、彼是以から瀧限に申儀不謂儀と聞届候、今度葦野原より仕候燒畑の蕎をなき拾候事現不懸之義沙汰之限不相届候、自今以後境澤水

上之峠より河下迄可爲領境堺目を指越申事仕出候はゞ可爲曲事候、此旨田代村えは申出候間可成其意候仍而判狀如件、

元和七辛酉年拾月十八日 滿田出雲守安利判

平田助大夫家重判

齋藤勘右衛門吉定判

野村織部盛次判

岡左衛門佐清長判

町野主水佐昌就判

南之山之内葦原村 肝煎

同村 百姓申

一葦野原は南山郡之内湯本村は岩瀬郡之内に御座候へ者、此間に中山こりんそねと申て前々も大境に相定り申事、

一此度御横目衆様境を御覽可被成候由御意被成候間あし原松平村白岩三ヶ村之者ども罷出候處に、白岩の外記さうねの宗右衛門此兩人湯本の者共と談合仕水門の九郎左衛門と申者を頼越、中山こりんそねと申大境をとびこし彼三人口次第に境たんをつかれ申事、

一白川御分えとられ又白岩村えとられ申候間御目安を

指上申處に、外記宗右衛門談合を以若松九郎左衛門をにがし申に付て、桑原四郎兵衛様清水權右衛門様御兩人外記宗右衛門に九郎左衛門を返し候へと被仰付候へば則返し申候事、

一御兩御奉行我等に被仰付候通主馬様か左佐衛門様か頓て御國廻り可被成候間其時山之様子懸御目候へと被仰付候間、南山にて左佐衛門様へ御目安指上げ申候、仙道えの御通に山之様子懸御目申候へば、先彼山へ兩方出入不可致御歸之上若松にて可被仰付候由御意被成候間、奉待候處に其内に彼九郎左衛門走申候此由左佐衛門様へ申上候へ共、御年貢前と申九郎左衛門走申故相延申候事、

一野様御代に江戸御横目衆様兩三度御國廻りの時もありの原分に御座候間、道橋を作り申前より去年迄材木を取尤かやをかり朝夕出入仕候て去年以來は山をとられ申候間迷惑仕候事、

一あしの原者共申通をば初中後石見様御下奉代衆鈴木八右衛門殿平田傳左衛門殿委御存知被成候事、

一野様御代之時從江戸の御横目様三廣御下候間御分國之繪圖被成候時、湯本村佐藤次郎と申者御案内を申彼之山の多す江戸まであかり申候、其境をふみこ

しとられ申候通を御吟味被仰付候而可被下候、以上、

寛永五年八月六日

南山郡之内あしの原村 肝煎 百姓

進上 守岡主馬正様 御披露

(裏書)

如此申來り候間其元にてせんさく可有候、以上、
辰八月十一日 守岡主馬判

小野寺次大夫殿

本山三郎左衛門殿

已上

急度申遣し仍而候公儀御年寄中様おおく方にははれ貳人残り居申由御觸候、其元といや又馬方に荷付移候刻も念を入可申商人出家こつちきのまねをいたす事も可有之候、はてれの様子は壹人は南ばん人にて候、これは眼だゝいのおとこぶりにて知る事(虫喰)今壹人は日本人にて候、朝暮不打捨心かけ穿鑿可致候、もし其通りさきくにてとらへられ候は宿中の者不殘御成敗可被成候由被仰出候間、其心得可致候、とらへ候は御公儀の御雇衆美州殿様の御ほうび可被下と被仰出候間油斷致間敷候也、

卯ノ七月十一日判

守岡主馬

南山之内芦原村 肝煎百姓中へ

以上

白岩村葦野原村山之出入之事は、二俣山下は焼傷平八宮澤隔に茂手木迄葦野原村山にて候旨爲其如此候、以上、

寛永五年

高橋金左衛門

九月廿三日

重長 花押

葦野原村 肝煎 百姓中

○小名 ○根岸 本村の戌の方一町にあり、家居一軒、四方田圃なり、

○山川 ○前山 村の未申の方鶴沼川を隔て二町にあり登ること七町雜樹多し、西南は白岩村及び小出組湯原村等の山に接し、西は田代村の山に界ふ ○大戸嶽 村の丑寅の方四町にあり、登ると九町に詳なり 此山の内「ざらめき」と云所より雲母土を産す、光彩少くして用に堪へず ○二股嶽 村の巳の方一里三十五町にあり本郡の條下に詳なり 此山の北を五輪峯と云 ○鶴沼川 村南にあり、枝松村の境内より來り西に流るゝと一里一町田代村の界に入る ○沼 上野原にあり、東西五十間南北四十間計「すが」沼と云、

○原野 ○上野原 村南二股嶽の麓にあり、東西十二町餘、南北一里二十二町餘、萱薄多く茂れり、

○關梁 ○葦野原口 村の東端鶴沼川の岸白川領にゆく徑路にあり、木戸門を設け番戌をおき往來を察せしむ、

○水利 ○堤 村より辰の方七町にあり、東西三十間、南北二十二間、

○神社 ○熊野宮 境内東西五間南 村中にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、白岩村星日向が司なり ○熊野宮 境内東西十間南 村の丑寅の方二町にあり、鎮座の始を詳にせず、鳥居あり、白川領岩瀬郡田良尾村修驗金剛院これを司る 【相殿一座】 △八幡宮 本村より移せり ○赤城神社 境内三十七間 村の戌亥の方二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、金剛院司る

○御靈神社 境内東西四十間南 村より辰巳の方九町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、金剛院司なり、

○寺院 ○明宗寺 境内東西十四間二尺南 村中にあり、淨土眞宗なり、もとは大子守宗なりしを元和八年法泉と云僧京師にゆき西本願寺十二世准如に請て末山となる、其より相續て今に至る、本尊彌陀客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村より戌亥の方三町山上にあり、東西三十間、南北二十五間木立茂れり、

○褒善 ○貞節者まつ 此村の農民彦八妻なり、寛政十

二年賞して米を與へき、
●枝松村 此村もと松平村と云、慶安元年今の名に改め

き、府城の南に當り行程八里十八町、家數二十六軒、東
西二町二十間、南北一町二間疊山の間にあり、西南に鶴
沼川を擁し東北に菜圃あり、東十九町、西八町、南十一町
北十四町共に葦原村の界に至る、其村は亥に當り一里六
町、又巳の方二十四町白川領岩瀬郡湯本村に界ふ、

○山川 ○蟬坂 村の巳の方八町計にあり、湯本村にゆ

く徑路なり西に斷岸聳え東は鶴沼川に臨む、年々二三
月の際雪類の患ありて往來に苦む、又坂中に依巖とて
狀屋柱の如きもの數多並び立てり一奇觀なり ○鶴沼
川 村南にあり、湯本村の境内より來り一里八町亥の
方へ流葦原村の界に入る、廣二十間、

○關梁 ○廻橋 村より巳の方六町三十間蟬坂に行く道
鶴沼川に架す、長八間幅八尺、

○神社 ○熊野宮 境内東西十四間南
北二十八間免除地 村より丑寅の方三十
間餘にあり、勸請の初を詳にせず、鳥居あり、田良尾
村修驗金剛院是を司る、

新編會津風土記卷之三十六終

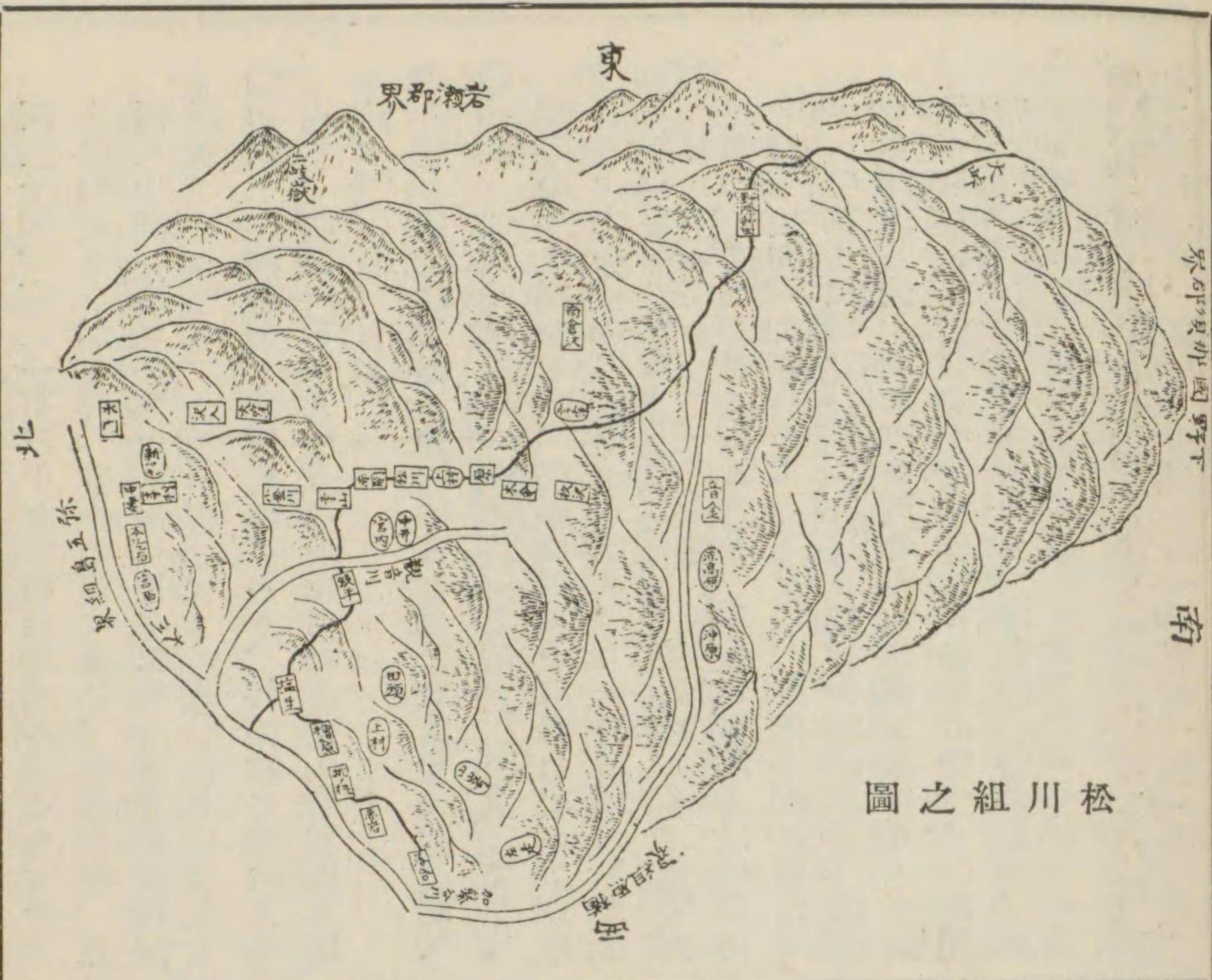
新編會津風土記卷之三十七

陸奥國會津郡之十

松川組

此地府城の南に當り本郡の東にあり、東は白川領岩瀬郡
に界ひ二岐嶽を限とし、西は檜原組に隣り大川を限とし
南は下野國那須郡に界ひ大峠を限とし、北は彌五島組に
交はり大川を限とす、東西一里十町餘 東は岩瀬郡湯本村の
原組刈合村の 南北五里六町計 南は那須郡三斗小屋村の界大峠
界大川に至る 南北五里六町計 南は彌五島組白岩村の界大
川に 東南に高山連り西北を大川繞り、村里大抵山麓に倚
り水田稀にして多く煙草を種て生産とす、落合桃會根檜
木原等の村々は農業の暇に竹籠を造り出し、或は筵糸楯
を織り小松川村中妻村は榎實を撥て露出す、落合村音金
村水門村より薪を伐り大川に流し府下に出す、此組の諸
村九九布郷に屬し長江莊と稱す、凡二十二箇村あり、
松川組二十二箇村

- 松川村 端村 宮内 中井 原村 端村 上村 木
- 令村 杉澤村 端村 韭窪 南倉澤村 野際新田村



松川組之圖

●松川村 端村 宮内 府城の南に當り行程十里十九町餘三
區に分る、東の方を和田と云、家數十二軒、東西五十五
間、南北一町四十三間、東は山に傍ひ三方田圃なり、此
より二町三十間申西の方を宿場と云、家數四軒、東西三
十五間、南北四十一間、南は原村の端村上村につゞき北
は瑞村中井につゞき、東西に田圃を開く、また和田より
九町五十間南を松原と云、家數五軒、東西三十間、南北
一町十五間南は原村につゞき三方田圃なり、宇都宮街道
驛所にて和田の村中に官より令せらる、掟條目の制札あ
り、彌五島組彌五島村驛より二里北に續き、此より一里
三十四町野際新田村驛に繼ぐ、東一里餘南倉澤村の山に
界ふ、西八町四十間張平村の界に至る、其村は戌に當り
十二町南二町十間原村の界に至る、其村まで十町餘北二
町赤岡村の界に至る、其村は戌亥に當り一町十間、
○端村 ○宮内 和田の西二町にあり、家數十六軒、東

西三十間、南北一町二十五間南は端村中井につゞき三方田圃なり ○中井 宮内の南に連る、家數五軒、東西三十間、南北一町七間南は宿場につゞき東西は田圃なり、

○山川 ○觀音川 村西五町にあり、杉澤村の境内より來り、北に流るゝと十五町寺山村の界に入る、廣五間餘、

○倉廩 ○米倉二屋 和田にあり、共に本組の米を納む、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西十間南 和田の西三町にあり、鎮座の年月詳ならず、祭神は天八十萬魂命なり、鳥居あり、木令村室井備中が司なり、

○寺院 ○遍照寺 境内東西十四間南 和田にあり、光明山と號す、眞言宗開基詳ならず、慶長中頼順と云僧中興し府下大和町金剛寺の末寺となる、本尊不動客殿に安ず ○花光院 境内東西十八間南 端村中井にあり、山號を中井山と云、大和町金剛寺の末寺眞言宗なり、永祿元年宥巖と云僧開基す、本尊大日客殿に安ず ○阿彌陀堂 境内東西五間南 和田より二町辰巳の方にあり、草建の年代詳ならず、遍照寺司る、

●原村端村 上村 府城の南に當り行程十里二十二町、南北二區に分る、其間三十間を隔つ、南の一區家數九軒、

東西三十九間、南北五十六間、南は木令村に連る、北の一區家數十軒、東西三十間、南北二町十間、東は山に倚る、東一里餘南倉澤村の山に界ふ、西二町北七町五十間餘、共に松川村の界に至る、其村は北に當り十町餘、

○端村 ○上村 本村の北六町五十間にあり、家數十六軒東西一町十一間、南北二町二間、東は山に傍ひ北は松川村につゞき西南は田圃なり、

○寺院 ○不動堂 境内東西十二間南 村より辰巳の方二町にあり、禰建の年代詳ならず、村民の持なり、

○古蹟 ○館迹 村東二十町三十間にあり、登ること三町餘、東西三十間、南北十七間、四方に二重の空障廻れり、天文中松川村の地頭佐藤兵庫義行と云者住せりと云、山下に五町餘の平地ありて今猶陣場と云字殘れり、

●木令村 府城の南に當り行程十里三十町、家數六軒、東西五十六軒、南北四十一間山間にあり、南は田圃にて北は原村に連る、東三町原村の山に界ふ、西七町三十間松川村に界ふ、南七町杉澤村の界に至る、其村まで十五町、又辰巳の方十四町南倉澤村の界に至る、其村まで二十二町、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十五間 南にあり、鎮座の

始詳ならず、鳥居拜殿あり、此社に木造の獅子頭を納む、古物にて所々朽損す、寛文中まで其中に奉造熊野三所御獅子、貞和六年庚申八月大檀那慈悲阿彌陀佛藤原國□同勝馬命夫と記せし板札あり、又天正八年の鰐口もありしと云、△伊勢宮 境内にあり、相殿一座あり、△飛龍神 本村より移せり ○神職室井備中 天正中室井右近道春といふもの神職たり、今の備中道高が六世の祖なりと云、

○善行者甚八 天明八年賞して米を與へり、

●杉澤村端村 並窪 府城の南に當り行程十一里六町、家數八軒、東西三十間、南北一町十五間山間にあり、西北に田圃あり、東六町五十間南倉澤村の界に至る、其村まで十四町西六町張平村の山に界ふ、南十二町二十間音金村の界に至る、其村まで三十一町北八町木令村の界に至る、其村まで十五町、

○端村 並窪 本村の東六町にあり、家居一軒山間に住し東北は觀音川に臨む、

○山川 ○觀音川 村北八町にあり、南倉澤村の境内より來り、戌亥の方に流るゝと十五町計松川村の界に入る、

○神社 ○山神社 境内東西二十二間南 村より一町戌亥の

方にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、木令村室井備中が司なり、

○寺院 ○釋迦堂 境内東西九間南 端村並窪にあり、造立の年月詳ならず、松川村花光院司る、

●南倉澤村 府城の南に當り行程十一里、家數十八軒、東西二町三十間、南北五十間山間にあり、四方に田圃あり、東二里計白川領岩瀨郡鶴生村の山に界ふ、西八町杉澤村の界に至る、其村まで十四町、南三里計下野國那須郡三斗小屋村の山に界ふ、北一里十町計水門村の山に界ふ、又戌亥の方十二町木令村の界に至る、其村まで二十二町、

○山川 ○小嶽山 村東一里三十町にあり、頂まで四町會津岩瀨二郡の界なり、東の方鶴生村に屬し峯を限とす、此山中に鶴生村甲子山の温泉に行く道あり ○赤ひと山 村より辰の方三里五町にあり、頂まで十八町計、東は岩瀨郡黒川村に界ひ峯を限とす ○すたて山 村より巳の方三里にあり、登ると十三町計 ○鎌房山 村北一里十町にあり、頂まで八町北の方水門村の山につゞく ○高倉山 村より丑寅の方十八町にあり、頂まで十二町孤立して諸山に續かず雜樹多し ○觀音山 村より巳の方二十町にあり、登ると十二町寛文の頃ま

で此山の半腹に觀音堂あり、因て名く ○觀音川 村南十三町にあり、源を小嶽山より發し觀音山の麓を過ぎ屈曲して西に流るゝと二里餘杉澤村の界に入る廣七間 ○鏡沼 村より辰巳の方三里餘山奥にあり、東西五十間南北二十間水面鏡を磨くがごとし、故に名けり、正保中此村の農民藏大と云もの獵のため此沼の邊に至り、鹿笛を吹て鹿を誘ひしに神女忽然として水面に現はる、大藏何さま變化ならんと腰に挿みし鐵砲を打ちしに、神女化して大蛇の形をあらはし、水底に沈むとひとしく空かき曇り風雨暴かに起れり、大藏前後に度を失ひ足に任せ荆棘を踏て岩瀬郡甲子温泉に至り此事を語りしに、其邊にてはかゝる變異を覺えずとて人々奇異の思をなし怖れしと云、是より七日の間近邊風雨烈くして諸作を荒し秋の實りも悪かりしとぞ、

○神社 ○山神社 境内東西十四間南 村南にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、木令村室井備中が司なり、

○寺院 ○學圓寺 境内東西十四間南 村の辰巳の方にあり、任運山と號す、大和町金剛寺の末寺眞言宗なり、元和中思議と云僧草創し本尊觀音客殿に安ず、長一尺七寸春日作と云 ○觀音堂 南北十七間年貢地 村南一里觀音山の麓にあり、觀音立像長一尺一寸五分空海作と云、

造立の時代を詳にせず、もとは觀音山の半腹巖窟の中にあり、參詣の便あしければ寛文中學圓寺の住尊榮ここに移せりと云、學圓寺司なり、

○褒善 ○彌五三郎 彌五兵衛と云者の子にて十三歳より身を賣り人に奉公せしに、貞實なる者にて主家のことよく勤め、暇あれば私の稼ぎして親を養ふ料とし、佳辰或は遊日に主人より休暇を與れば家に歸り二親の勞を助けり、享保十八年人のもとに奉公せしものに府より身の代金をあたへ百姓にかへせしとあり、彌五三郎も其中なりしに斯る恵にて父母を侍養するとのありがたきとて毎月朔望に垢離をとり拜禮しけり、其後は孝養いよく、厚く朝夕の起臥にも心を盡し、冬の夜には親のうまく睡るをうかゞひ我がひとへの衣を脱ぎ親に加へ、己は筵をかつぎて臥けり、かゝる至行とも聞えければ元文四年米を與て賞せり、

○野際新田村 此村は元祿八年宇都宮街道發けしとき新に設けし驛所にて、田地もなくたゞ人馬をつき立ることを業とす、其後年を経て民家やゝ多くなり南倉澤音金兩村入逢の地を新墾し今は一村となれり、府城の南に當り行程十二里、家數十軒、東西一町二十間、南北四十五間山の半腹にあり、松川村驛より二里此に繼ぎ此より三里下

野國那須郡三斗小屋村驛に繼ぐ、四方みな南倉澤音金兩村の山林田圃相雜はり境界分ちがたし、南倉澤村は北に當り一里八町、音金村は西に當り一里五町、

○關梁 ○野際口 村より一町辰巳の方にあり、此より大峠を踰て那須郡に通ず、木戸門を設く、番戌を置き往來を察せしむ、

○褒善 ○孝行者くら 此村の名主和七妻なり、延享二年米を與て賞せり、

○音金村 端村 赤高原 府城の南に當り行程十二里、家數十四軒、東西五十間、南北三十間南は山に倚り三方田圃なり、東一里南倉澤村の界に至る、其村は寅に當り一里十八町、西十九町落合村の界に至る、其村は戌亥に當り一里十九町、南三里十八町下野國那須郡三斗小屋村の山に界ふ、北二十一町杉澤村の界に至る、其村まで三十一町、

○端村 ○赤高原 本村の西五町にあり、家數二十七軒、東西一町二十間、南北十八間、東北に田圃開け西南は山林を擁す ○沖原 赤高原の西四町にあり、家數二十一軒、東西一町、南北二十間西南に山林を擁し東北は田圃なり、

○山川 ○すりか澤山 村西一里にあり、登ると十二町

計、西の方田島組栗生澤村の山に續く ○三倉山 村より巳の方二里にあり、頂まで十六町計 ○大峠 村より辰巳の方二里にあり、此を踰て三斗小屋村に通ず、頂まで十二町 ○三本鎚山 村より巳の方二里餘にあり、頂まで十五町計、東の方白川領岩瀬郡黒川村と峯を界ふ ○加藤谷川 村北八町にあり、源は三倉山より出て西に流るゝと二里計落合村の界に入る、廣五間、

○原野 ○十文字原 村北七町にあり、東西十町南北三町原中の徑路相交はりて十字に似たり、故にこの名あり、〔舊事雜考〕に或記を引て、貞治六年石堂殿十文字に下向し合戦ありしといふは此地の事なるべしと云へり

○神社 ○大明神社 境内東西三十四間南 村より丑寅の方六町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり 〔相殿一座〕 △山神 本村より移せり、

○褒善 ○孝行者與五兵衛 寛政六年賞して米を與へき

○落合村 端村 山崎新田 府城の南に當り行程十里、家數四十五軒、東西二町十間、南北二町二十間、東は山に近く三方田圃なり、東五町十間赤岩村の界に至る、其村は寅に當り九町十間餘、西八町田島組長野村に界ひ加藤谷川を限とす、其村まで十八町南三十町音金村の界に至る、其村は辰巳に當り一里十九町、北十二町檜原組上添村小

山村岩本村に界ひ大川を限とす、倉村まで十五町、

○小名 山崎新田 本村の辰巳の方八町にあり、家數四軒、東西五十間、南北四十間、東北は山に倚り西南は田圃なり、延寶四年に開く、

○端村 〇佐走新田 本村の南二十四町にあり、家數三軒、東西三十間、南北四十間山間にあり、延寶四年に開く、

○山川 〇大川 村北七町にあり、長野村の境内より來り東に流るゝと十五町計赤岩村の界に入る、廣二十間

〇加藤谷川 村西八町にあり、音金村の境内より來り戊亥の方に流るゝと一里二十町計、大川に注ぐ、廣五間餘 〇宮澤 村南の山中より出て戊亥の方に流るゝ

と一里餘村西を経て大川に入る、廣六間 〇鶴沼 村南一里にあり、五間に三間其形鶴の翼を舒るに似たるを以て名けり、

○關梁 〇橋 村西三十間にあり、宮澤に架す、長七間隣村の通路土橋なり、

○神社 〇稻荷神社 境内東西二十五間 村の未申の方にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居あり、檜原組檜原村星和泉が司なり 【相殿二座】 △八幡宮 本村より移せり △鬼渡神 同上、

●赤岩村 府城の南に當り行程九里十四町、家數二軒、東西三十五間、南北二十五間西南に山林を擁し北は大川に近し、東二町十三間桃會根村の界に至る、其村は丑に當り十町十間餘、西二町北三町共に檜原組上添村小山村倉村岩本村に界ひ大川を限とす、上添村は戊亥に當り六町南四町落合村の界に至る、其村は申に當り九町十間餘、

○山川 〇大川 村北二町十間にあり、落合村の境内より來り、東に流るゝと五町二十間桃會根村の界に入る、

○神社 〇山神社 村南二町五十間餘山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●桃會根村 府城の南に當り行程九里六町、家數二十一軒、東西二町十八間、南北四十八間、下野にゆく裏街道の左右に住し、四方田圃にて西北は大川に傍ふ、東は村際にて檜木原村に界ふ、其村まで三町餘西八町赤岩村の界に至る、其村は未に當り十町十間餘南三十町餘落合村の山に界ふ、北三町十間檜原組檜原村に界ひ、大川を限とす、

○山川 〇大川 村西一町四十間餘にあり、赤岩村の境内より來り、丑寅の方に流るゝと十四町計檜木原村の界に入る、

○神社 〇熊野宮 境内東西二十一間 村南二町餘にあり、

鎮座の始詳ならず、鳥居あり、檜原村星和泉が司なり、

●檜木原村 小名 上村 田頭 府城の南に當り行程九里、家數二十一軒、東西三町四間、南北四十八間、四方田圃にて西北は大川に傍ふ、東四町鹽生村の界に至る、其村は寅に當り十町西三町八間桃會根村に隣り其村際を界とす、南一里計音金村の山に界ふ、北四町餘檜原組刈合村に界ひ大川を限とす、村中に下野に通る裏街道あり、

○小名 〇上村 本村の南一町二十間餘にあり、家數五軒、東西一町、南北三十七間四方田圃なり 〇田頭 本村の辰巳の方三町餘にあり、家數五軒、東西五十七間、南北四十五間四方田圃なり、

○山川 〇大川 村より戊亥の方二町にあり、桃會根村の境内より來り、丑寅の方に流るゝと十四町二十間計鹽生村の界に入る、

○神社 〇日光神社 境内東西七間南 村南四十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居あり、木令村室井備中が司なり 【相殿二座】 △石神 本村より移せり △鬼渡神 同上、

○寺院 〇金乘院 境内東西十七間南 村中にあり、山號を檜原山と云、眞言宗大和町金剛寺の末寺なり、天正中現照と云僧建立し本尊彌陀客殿に安ず、空海作と云秘

佛なり 〇觀音堂 境内にあり、鹽生村 府城の南に當り行程九里三十町、家數四十八軒、東西二町、南北一町四方田圃なり、下野にゆく裏街道驛所にて彌五島組彌五島村驛より一里此に繼ぎ、此より三里田島組田島村驛に繼ぐ、東八町北十一町共に中妻本九九布兩村の界に至る、其村は共に丑寅に當り本九九布村まで十六町三十間、中妻村まで十八町西七町二十間檜原組刈合村に界ひ大川を限とす、其村は戌亥に當り八町二十間南六町檜木原村の界に至る、其村は申に當り十四町又辰巳の方六町二十間張平村の界に至る、其村まで十三町、

○山川 〇大川 村より戊亥の方七町二十間にあり、檜木原村の境内より來り丑寅の方に流るゝと十五町中妻本九九布兩村の界に入る 〇觀音川 村東八町にあり、張平村の境内より來り、西に流るゝと十町大川に注ぐ、

○倉廩 〇米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 〇東胡神社 境内東西二十一間南 村西一町にあり、祭神及び鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、檜原村星和泉が司なり、

○寺院 〇長福寺 境内東西十二間南 村中にあり、眞言宗忠照山と號す 當寺もしくは平田五郎忠照が開基 開基の年なるにより山號是によれるにや

月詳ならず、元和中明應と云僧中興し大和町金剛寺の末寺となり、本尊地藏客殿に安す ○觀音堂 客殿の丑寅の方にあり、

○古跡 ○館迹 村より未の方三町にあり、東西四十間南北一町十一間土居の形存せり、何の頃にか平田五郎忠照と云者住せしと云、今猶館澤と云字遺れり、

○張平村 府城の南に當り行程十里五町餘、家數三十七軒、東西一町三十間南北三町山中にあり、四方田圃なり東二町二十間小松川村の界に至る、其村は寅に當り十町二十間西六町四十六間鹽生村の界に至る、其村は戌亥に當り十三町餘南一里計杉澤村の山に界ふ、北六町中妻本九九布兩村に界ひ觀音川を限とす、又辰の方二町十四間寺山村の界に至る、其村まで七町三十間、

○山川 ○觀音川 村東二町四十間計にあり、寺山村の境内より來り、北に流れ西に轉じ鹽生村の界に入る、境内を經ると一里餘、

○神社 ○東胡神社 境内東西三十間南北四十六間免除地 村より戌亥の方二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、木令村室井備中が司たり、

○寺院 ○地藏院 境内東西二十間南北十三間半貢地 村中にあり、高體山と號す、大和町金剛寺の末寺眞言宗なり、草創の時代

詳ならず、本尊地藏客殿に安す、

○赤岡村 府城の南に當り行程十里二町餘、家數八軒、東西五十間、南北一町二十間西北は山に倚り東南に田圃あり、東三町餘小松川村の山に界ふ、西は村際南三十間共に松川村に界ふ、其村は南に當り二町二十間北一町二十間寺山村の界に至る、其村まで二町二十間、

○山川 ○館山 村東二町餘にあり、頂まで二町、昔何人の住せしにか居館ありしゆえ此名遺れり、今猶わづかに土居の形存す、

○神社 ○山神社 境内東西十九間南北八間免除地 村東一町二十間にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、木令村室井備中が司たり、

○寺山村 府城の南に當り行程九里十八町、家數四軒、東西四十三間、南北五十二間西北は山に倚り東南に田圃あり、東四町四十間小松川村の山に界ふ、西五町二十間張平村に界ひ觀音川を限とす、其村まで七町三十間南一町赤岡村の界に至る、其村まで二町二十間北四町二十間小松川村の界に至る、其村まで十町四十間、

○山川 ○觀音川 村西五町二十間にあり、松川村の境内より來り、戌亥の方に流るゝと三町小松川村の界に入る、

○小松川村 府城の南に當り行程九里十八町、家數二十二軒、東西二町四十七間南北二十七間山間にあり、東七町二十六間大窪村の界に至る、其村は丑寅に當り十二町三十間西八町張平村の界に至る、其村まで十町二十間南五町四十間寺山村の界に至る、其村まで十町北七町二十七間中妻本九九布兩村の界に至る、其村は共に北に當り中妻村まで十七町本九九布村まで十八町二十間餘、

○山川 ○觀音川 村西八町にあり、寺山村の境内より來り、北に流るゝと二十三町中妻本九九布兩村の界に入る、

○水利 ○大堰 村より戌亥の方にて觀音川を引き中妻本九九布兩村の方に注ぐ、

○神社 ○鶯神社 境内東西二十間南北二十八間免除地 村南一町二十間餘にあり、祭神は天穗日命なり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり、木令村室井備中が司たり、

○中妻村 端村 新屋敷 本九九布村 此兩村は田圃相雜はりて地界分ち難し、中妻村は府城の南に當り行程九里二區に分る、其間二町五十間を隔つ、東を下中妻と云、家數十八軒、東西三町十二間、南北一町散居す、西を中井と稱す、家數十軒、東西一町二十間、南北五十間共に南は山林に連り北は大川に傍ひ東西は田圃なり、本九九布

村は中井の西一町二十間餘にあり、家數八軒、東西一町四十間、南北三十間、西は中妻村の端村宮原に續き南は山林に連り東北は田圃なり、東は中妻村より一町十間水門村の界に至る、其村まで五町五十間西は本九九布村より八町鹽生村の界に至る、其村は未申に當り十六町三十間南は中妻村より五町三十六間小松川村の界に至る、其村まで十七町北は中妻村より三町十間彌五島組彌五島村に界ひ大川を限とす、

○中妻村端村 ○新屋敷 下中妻より辰巳の方一町餘にあり、家數二軒、東西十六間南北八間南は山林に傍ひ三方田圃なり ○宮原 中井より西の方三町餘にあり家數十四軒、東西三町南北五十二間東は本九九布村の民居に續き南は山林に接し西北は田圃なり、

○山川 ○大川 中妻村の北三町十間にあり、鹽生村の境内より來り東に流るゝと二十五町計水門村の界に入る ○觀音川 本九九布村の西八町にあり、小松川村の界より來り戌の方に流るゝと二十町大川に入る、

○關梁 ○橋二 一は本九九布村の戌亥の方十三町にあり、大川に架す 檜原組成岡村の條下に詳なり 一は本九九布村より西八町觀音川に架す、鹽生村に往く路なり、長五間土橋なり、

○水利 ○大堰 小松川村の方より來り、山の中腹を鑿て水を通じ田地に灌ぎ水門村の方に注ぐ、延寶三年家士飯田兵左衛門重成と云もの此土に奉行たるとき築き水田關ヶ民其徳を蒙れり、即水上に石を建、重成が法名を彫り今に堰神と稱して崇敬す、

○神社 ○御靈神社 境内東西二十間 端村宮原にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、村民の持なり ○天神社 境内東西十間南 本九九九村にあり、鎮座の年月詳ならず、北十五間免除地 木令村室井備中が司なり【相殿一座】△御嶽神 中妻村より移せり、

○寺院 ○光明寺 境内東西十八間 本九九九布村にあり、月光山と號す、大和町金剛寺の末寺眞言宗なり、開基の年月詳ならず、天正中宥傳と云僧中興し本尊大日客殿に安す、

○古蹟 ○館迹二 一は中井の北六町にあり、東西五十間南北十八間四方に堀の跡あり、何の頃にか中妻源大夫照元と云者住し中妻の村名これに因ると云、今は菜圃を闢く、土人古き瓦を掘出すとあり、一は本九九九布村より南の方山上にあり、登ると一町二十間、昔此郷の地頭日向五郎明光と云もの住せしとて土人今猶館越と稱す、しかれども其詳なるを傳へず、

東西五十八間、南北五十間山間にあり、東十町北一町五十間共に水門村の界に至る、其村は北に當り八町三十間西一町五十間、中妻本九九九布兩村の界に至る、中妻村は亥に當り五町三十間餘、本九九九布村は戌に當り九町四十間餘、南八町小松川村の界に至る、其村まで十八町五十間、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十間 村北一町十間餘にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○水門村 府城の南に當り行程九里十町餘、家數四十四軒、東西三町三十間、南北一町四十四間、東南は山に倚り西北は田圃なり、東一里十町白川領岩瀬郡湯本村に界ひ二股嶽の峯を限とす、西五町五十四間中妻本九九九布兩村の界に至る、其村は共に西に當り中妻村まで七町、本九九九布村まで十一町餘、南一里十八町計南倉澤村の山に界ふ、北三町彌五島組彌五島村に界ひ大川を限とす、其村まで十五町東八町餘に半同田といふ端村あり今は廢す、

○山川 ○二股嶽 村東三十一町餘にあり、本郡の條下に詳なり
○鎌房山 村より辰巳の方一里十八町にあり、南は南倉澤村の山に續く ○大川 村北三町にあり、中妻本九九九布兩村の境内より來り、東に流るゝと二十町計彌

五島組白岩村の界に入る、○男女澤村より丑寅の方五町にあり、源は二股鎌房兩山の際より出づ、一里餘北に流れ大川に入る廣十間計、
○關梁 ○水門口 村東八町にあり、此より二股嶽の北を踰て岩瀬郡に通ず、木戸門を設け番戌を置て往來を察せしむ ○橋二 一は村より丑寅の方五町男女澤に架す、府下に通る路なり、長十二間幅一間餘、一は村より西の方一町にあり、隣村の通路溪流に架す長五間幅七尺、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十間南 村南一町にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居あり、木令村室井備中が司なり【相殿三座】△山神 本村より移せり △御靈神二座 同上 △天神社 境内東西八間南 村より辰巳の方三十間にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺村 府城の南に當り行程九里二町、家數六軒、東西三十間南北五十間南は山に接し三方田圃なり、東二町西一町二十間、南九町北二十間共に中妻本九九九布兩村に界ふ、中妻村は北に當り三十間、本九九九布村は戌亥に當り四町五十間餘、又丑寅の方六町餘澤入村の山界に至る、其村まで八町、
○寺院 ○觀音堂 境内東西十五間 村南一町十間餘にあり、昔此所に中澤山正光寺と云眞言の道場あり、寛永の曠堂舎残らず廢頽したゞ此堂のみ残り、觀音木像秘佛なり、脇立毘沙門不動、不動の背後に、正光寺大檀那良知別當并其子義乘明尊同檀那源七同檀那藤平治爲寄進奉納之、嘉慶二年戊辰九月同日敬白と書附あり 同日のしもしくは本尊に本日ありて 字疑は脇立なれば斯く書せしにや 村民の持なり、
○大窪村 府城の南に當り行程九里十八町、家數七軒、東西一町四十間、南北二十三間山間にあり、東十一町計水門村の山に界ふ、西五町四十間南十一町共に小松川村の界に至る、其村は西に當り十一町五十間餘、北三町五十六間澤入村の界に至る、其村まで八町十間餘、
○神社 ○御靈神社 境内東西二十四間 村西五十間にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○澤入村 府城の南に當り行程九里九町餘、家數十一軒、

新編會津風土記卷之三十八

陸奥國會津郡之十一

檜原組

此地府城の南に當り本郡の中程にあり、東は松川彌五島組に隣り、西は高野組に界ひ、南は田島組に連り、北は大沼郡橋爪組に續き、西北隅は大沼郡東尾岐組に接す、東西三里餘、東は彌五島組彌五島村の界より、西は高野組高野村の山界に至る、南北四里十八町計、南は田島組長野村の界より北、村里多くは山間にあり、水田少く米穀最乏し、粟稗煙草を種て生計の資とす、安張村より西の方は分て深山にて戸石村最其奥にあり、因て俗に戸石郷と稱ふ、大内中倉櫻山安張戸石赤土等の村々より馬を牽き府下及び大沼郡高田村に出て、米味噌醬油の類を買來て商賣す、一夫數匹の馬を牽に前後の序あり常に自ら列次を亂らず、殊に山中嶮岨の所多く重きを負せて顛仆せば馬の傷んことを恐れ腹帶を施さず、土俗是をナカツマとも「どちや馬」とも云、又戸石村石井村志源行村日影村は蠶を飼ひ、赤土村石戸村日影村桑取火村中倉村櫻山村大内村は蕨紫葉を採り乾して鬻出す、此組の諸

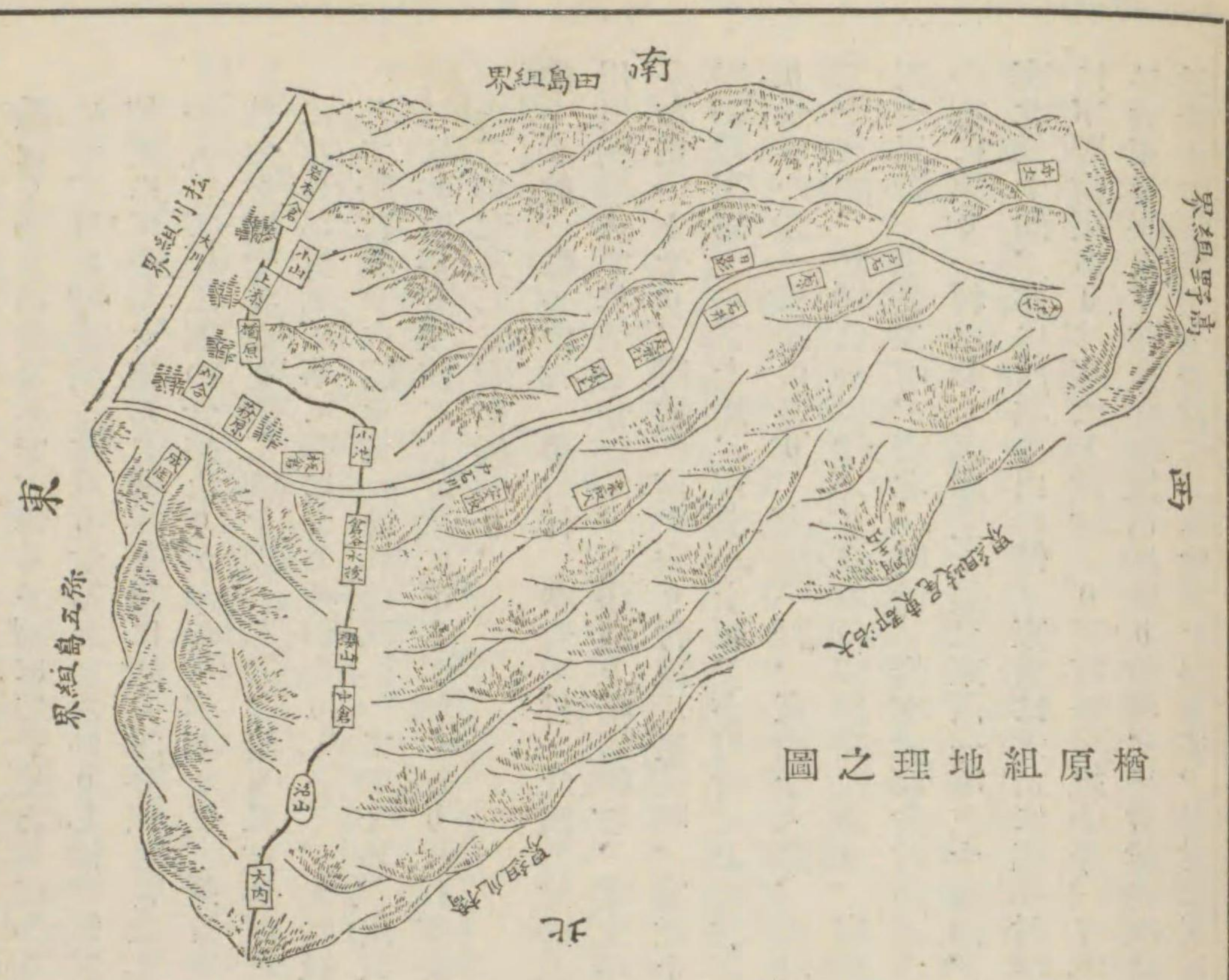
村檜原郷に屬し共に長江莊と稱す、總て二十四箇村あり、

檜原組二十四箇村

- 檜原村 上添村 小山村 倉村 岩本村 刈合村
- 成岡村 萩原村 板倉村 小池村 倉谷村 水抜村
- 安張村 桑取火村 磯上村 志源行村 石井村 日影村
- 原村 戸石村 赤土村 櫻山村 中倉村 大内村
- 内村 端村 沼山

- 檜原村 府城の南に當り行程八里、家數七十二軒、東西四十間、南北三町二十八間、四方田圃にて西は山に近し、下野街道驛所なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、倉谷村驛より三十二町北に繼ぎ此より一里三十四町田島組田島村驛に繼ぐ、東四町四間北五町二十八間共に刈合村の界に至る、其村は丑寅に當り九町西七町八間南三町十間、共に上添小山倉岩本四箇村の地に界ふ、上添村は未に當り五町、又辰巳の方三町四十間松川組桃會根村に界ひ大川を限とす、其村まで九町、
- 山川 ○大平山 村より戌亥の方九町にあり、西北は志源行村と峯を界ふ ○大川 村より辰巳の方三町二十間にあり、上添村の方より來り東北に流るゝと十二町刈合村の界に入る、廣十五間、
- 水利 ○五箇村堰 上添村の方より來り、田地に灌ぎ

檜原組地理之圖



- 下流大川に入る、
- 倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
- 神社 ○八幡宮 境内東西一町南、北三町餘山腰にあり、寛文中まで弘治二年八月廿八日南山奈原村八幡宮草創大檀那藤原朝臣成吉と記せし棟札ありしとぞ、今は失へり、鳥居幣殿拜殿あり ○神職星和泉 何の頃にか奥太某と云者當社の神職となりし、今の和泉善榮は六世の孫なりと云 ○稻荷神社 境内八間四、村西一町五十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、星和泉是を司る 【相殿一座】 △湯殿神 本村より移せり、
- 寺院 ○圓福寺 境内東西三十四間、南北八間年貢地、村中にあり、光林山と號す、郭内延壽寺の末寺天台宗なり、開基詳ならず、本尊彌陀客殿に安ず、
- 墳墓 ○西城戸塚 村より亥の方七町計山麓にあり、此所の字を奥田と云、近頃まで塚上に五輪ありしと云、其側に老櫻樹あり、相傳ふ文治五年九月へす、西城戸太郎國衡が首を此地に棄しを里民埋めしと云、
- 古蹟 ○館迹 村より戌亥の方三十間にあり、東西五十間南北三十二間、天正中長沼氏の臣星玄蕃某と云者住せしと云傳ふ、土居の形猶存す、
- 褒善 ○谷太郎 父は年老て十年餘眼病を煩ひ醫療の

驗なく盲人に異ならず、母も多病にて手足ともにかなはず、日に増家貧く生産もせんかたなかりしに、性質篤實にて公法を重んじ親族郷里に睦く孝養怠るとなし一人にては二親の介抱なりがたかるべしとて、近き者共力を勤せ其費を調て妻を迎へしむ、妻も又彼が所行にならひ舅姑に事て殊にまめやかなりしとぞ、父母歿して後は朝夕に膳を備へ冷れは又かへてすゝめ、出入には必其事を靈前に告げ生に事るが如くなりければ安永二年褒賞して米を與へり、

●上添村 ●小山村 ●倉村 ●岩本村 此四箇村は山川田圃相雜て界域を分たす、上添舊上相に作る、寛文中今の文字とせり、府城の南に當り行程八里五町、家數十四軒、東西一町三十間、南北三十間、小山村は上添村より未申の方一町餘にあり、家居一軒、東西十八間、南北二十三間、倉村は小山村より未申の方四町にあり、家數四十三軒、東西二町、南北一町餘、岩本村は倉村の未申の方に連り一村の如し、家數十八軒、東西一町三十五間、南北三十間、共に西北は山に倚り東南は大川に臨み村中に下野街道あり、東は上添村より三町松川組赤岩村に界ひ大川を限とす、其村は辰巳に當り六町、又倉村の東は村際にて松川組落合村に界ひ大川を限とす、其村は巳に

當り十六町西は岩本村より一里餘田島組長野村の山に界ふ、南は岩本村より十町長野村に界ひ大川を限とす、其村まで二十三町二十間、北は上添村より三十間榎原村の界に至る、其村は丑寅に當り五町、
○山川 ○小倉山 上添村より戌亥の方十八町にあり、北は榎原村に屬す、又南に續くを見明山と云 ○出戸崩山 上添村の西一里計にあり、此山中より硯石を産す、溪間より掘出すものを佳とす ○川口山 岩本村の西二町にあり、西に續けるを入山と云、長野村の山に連る ○大川 長野村の境内より來り、岩本倉小山上添四箇村の東を過ぎ丑寅の方に流るゝと二十町餘、榎原村の界に入る、
○水利 ○五箇村堰 岩本村の南にて大川を引き四箇村の田地に灌ぎ榎原村の方に注ぐ、
○神社 ○小倉神社境内東西二十間南 倉村の北五町餘にあり、祭神及鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり 【相殿四座】 △山神 倉村より移せり △伊勢神 上添村より移せり △熊野宮 同上 △鬼渡神 同上 ○十二神社境内東西六間南 倉村より丑寅の方にあり、鎮座の年代を知らず、天神七代地神五代を祭れり鳥居あり、村民の持なり ○天満宮境内東西三十間南

岩本村の西一町にあり、鎮座の年月詳ならず、寛文中まで寶徳三年正月十一日と銘せる寶器ありしと云 其品を知らず鳥居あり、村民の持なり、

○古蹟 ○館跡 岩本村より戌の方四町餘山の半腹にあり、東西三十六間、南北二十六間館平と云、相傳ふ何の頃にか星刑部少輔光成と云者住せしとぞ、

●刈合村 府城の南に當り行程八里十一町、家數十一軒東西三十間、南北五町散居す、東は大川に臨み西は山に倚る、東一町松川組鹽生村に界ひ大川を限とす、其村まで八町西十町計榎原村の山に界ふ、南三町榎原村の界に至る、其村は未申に當り九町北九町成岡村に界ひ戸石川を限とす、其村まで十一町、

○山川 ○大川 村東二町にあり、榎原村の境内より來り、北に流るゝと十三町五十間成岡村の界に入る、
○戸石川 村北九町にあり、萩原村の境内より來り、東に流るゝと三町大川に入る、廣五間計、

○神社 ○御靈神社境内東西二十一間南 村より申の方にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、榎原村星和泉が司なり 【相殿二座】 △熊野宮 本村より移せり
△柯澤神 萩原村より移せり ○那牟多伊神社境内二間四方

免除 村南三町計大川の西岸山腰にあり、祭神及鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

●成岡村 府城の南に當り行程八里、家數三十四軒、東西三町南北三十四間山中にあり、東十一町三十間彌五島組彌五島村の界に至る、其村まで十三町三十間西三町萩原村の界に至る、其村まで八町南二町刈合村に界ひ戸石川を限とす、其村まで十一町北二十五町計小出組大澤村の山に界ふ、

○山川 ○大川 村より辰巳の方二町にあり、刈合村の境内より來り、東に流れ又北に轉じて彌五島村の界に入る、境内を經ると五町 ○戸石川 村南二町にあり萩原村の境内より來り流るゝと七町大川に入る、

○關梁 ○大橋 村東十五町にあり彌五郎村の條
○神社 ○天満宮境内十間四 村より寅の方にあり、鎮座の初詳ならず、石鳥居あり 【相殿一座】 △熊野宮 本村より移せり、

●萩原村 府城の南に當り行程七里二十四町、家數二十三軒、東西一町、南北三十間山中にあり、四方田圃にて北は戸石川に傍ふ、東三町三十間成岡村に至る、其村まで八町西一町四十間北一町、共に板倉村の界に至る、其村は戌亥に當り三町南五町四十間刈合村の界に至る、其村

まで十町、

○山川 ○戸石川 村より丑寅の方一町にあり、板倉村の境内より來り、辰巳の方に流るゝと九町刈合村の界に入る、

●板倉村 府城の南に當り行程七里二十一町、家數十六軒、東西二十八間、南北二町山中にあり、東は戸石川に傍ひ三方田圃なり、東五町倉谷村の山に界ふ、西二町北一町共に小池村の界に至る、其村は西に當り三町南一町萩原村の界に至る、其村は辰巳に當り三町、

○山川 ○戸石川 村東一町餘にあり、小池村の境内より來り、南に流るゝと二町萩原村の界に入る、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西十四間南、村西一町三十間にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、水抜村星河内是を司る 【相殿一座】 △日光神 本村より移せり、

●小池村 村西一町餘に池ありし故に名けりと云、府城の南に當り行程七里十八町、家數十八軒、東西三十間、南北二町下野街道を夾み山中にあり、東一町三十間南六町共に板倉村の界に至る、其村は東に當り三町西二十六町計安張村の山に界ふ、北四町倉谷村の界に至る、其村まで六町、

○山川 ○愛宕山 村より未申の方三町にあり、西南は

る、境内を經ると二十六町、

○關梁 ○橋 村より辰巳の方二町下野街道にあり、戸石川に架すに詳なり、

○原野 ○道祖神原 村北十八町にあり、東西三町餘、南北八町餘の秣場なり、

○倉廩 ○米倉 村北にあり、本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西十四間南、村の丑寅の方二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居拜殿あり、水抜村星河内是を司る 【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり

△稻荷神 同上 △山神 同上 ○幸神社 境内東西二町間南、村北十八町にあり、鎮座の初詳ならず、猿田彦神を祭れり、鳥居あり、星河内が司なり ○湯殿神社 境内十間四、村北二町にあり、鎮座の初詳ならず、祭神は清湯山主命なり、村民の持なり、

○寺院 ○松庵寺 境内東西二十五間南、村北にあり、曹洞宗高藏山と號す、何の頃にか存境と云僧越州より來り開基す、慶安二年田島組田島村徳昌寺の末山となる、本尊釋迦客殿に安す ○觀音堂 境内にあり、

○褒善 ○六郎兵衛 河島組星金吾と云名主が許に仕へけり、金吾は問屋場の主にて又觸繼と云ことを兼勤し

安張村の界に連る ○戸石川 村より丑寅の方一町にあり、安張村の境内より來り東に流るゝと二十八町板倉村の界に入る、

○關梁 ○橋 村北四町にあり、下野街道戸石川に架す長十間土橋なり、

○神社 ○伊勢宮 境内東西二十一間、村西四町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、橋原村星和泉が司なり 【相殿三座】 △山神 本村より移せり △日天神 同上 △鬼渡神 同上、

●倉谷村 此村もと串谷村と云、治承中高倉宮通り給ひしより倉谷と改めしと云、府城の南に當り行程七里十七町、家數二十六軒、東西二町、南北一町、西は水抜村に續き南は戸石川に傍ひ、北は山に倚り東に田圃あり、下野街道驛所なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を懸く、大内村驛より二里二町北に繼ぎ此より三十二町橋原村驛に繼ぐ、東六町板倉村に界ふ、西十六町安張村の界に至る、其村まで二十町南二町小池村の界に至る、其村まで六町北十八町櫻山村の界に至る、其村まで二十六町餘、

○山川 ○戸石川 村南三十間にあり、安張村の境内より水抜村の地を過ぎ來り、東に流れて小池村の界に入

ゆえ家事も特に多かりしに、六郎兵衛田島のことを始め主家の事引受て己が任とせり、一年金吾が家こぞりて時疫を受け危かりしに、六郎兵衛介抱に心を盡し醫藥を求め神佛にちかひ其本復を祈りぬ、其實行遠近に聞えて人に仕る者の鏡となれり、因て寛政三年褒賞して米を與へり、

●水抜村 府城の南に當り行程六里二十六町、家數十三軒、東西一町、南北二十間、東は倉谷村に續き南は戸石川に傍ひ西北は山に倚る、村中に下野街道あり、西七町北三町共に倉谷村の界に至る、南三十間小池村に界ひ戸石川を限とす、其村まで八町、

○山川 ○高倉山 村より戌亥の方九町にあり、頂まで一里計衆峯に秀つ ○戸石川 村南三十間にあり、倉谷村の境内より來り、東に流るゝと五町又倉谷村の界に入る、

○神社 ○高倉神社 境内東西十五間、村より戌亥の方六町高倉山の麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、明應九年に記せしと云當社の勸進帳あり、其趣によれば高倉宮以仁王の靈を祭りしと見ゆ、其文明應の頃の物とは見えざれども、神職の家に傳ふるまゝに左に録す、

高倉大明神舊記

尋夫、大日本陸奥會津郡南山倉谷村高倉大明神者、人皇八十代之皇弟高倉宮所勸請也、舊史所記歷然也、古老相傳、高倉宮與源三位賴政起王政創業之謀、治承四年於宇治合戰雖及於數度、天運時不至、三軍不利、爲賴陸奥之探題何某云者、從東海道趣陸奥、通檜枝岐山入南山、至於關山峠之麓、于時爲將軍之令追捕高倉宮者、以千金賜唱于天下、於陸奥國探題并大寺三千坊其外欲心熾盛之夷賊等忽忘守護志、却卒起怨敵之思、引數千兵寄於關山之麓、圍神居如稻麻竹葦、群臣百官皆無措手、時天皇無恐怖色威儀嚴然謂群臣曰、時世雖及於末代、日月未落於地朕爲日之神苗裔受天之神讓、夷賊夫如我何、云畢日向天祈誓、有暫青天騷擾震動雷電、百千萬之雷如落懸於敵軍之頭上、時々如車輪火玉散亂、世俗至今謂父玉峠夷賊恐怖再無近於山下者、雖然天皇亦無可倚賴者百事無聊也、于時近隣之村民等大勢聚、假建御寢殿奉安置天皇、尊崇之如神、借於都大内名謂大内里倉谷里、借用倉字朝暮奉侍猶赤子慕親、天皇亦感於里民之志、以猥不怒、愛情猶親於子、留止凡一年餘、天皇謂群臣曰、朕不運而遜帝位、雖漂泊於邊境、有倚賴之臣者

後榮猶有賴、今察此地通塞土地陝隘如之無英雄武衛之臣、何以期後榮、何時待開運日乎、久不可留此地云、即勅於群臣召近隣之村民、自謂曰、我以爲天神苗裔汝等里民尊崇異於他、愛情如親、實其志厚其情切、雖歷永劫難忘、雖然今天運時不至、無可如之何者、今雖歸於都、無一物可謝汝等深厚之恩者、若得天之寵靈而再昇於帝位、爲汝等厚報答、若運命薄而雖轉於溝壑、豈忘其志乎、我末代爲汝等氏神、守子孫繁茂息災延命、云畢龍眼浮御淚羅綾御袖龍鐘乘神輿、村民等感於皇恩至厚、而涕泣悲哀、赤子如別於親、戀情難留慕御跡、擔神輿達於伊名相別歸、於時村民等效於甘棠之遺愛、而建立一字小社祭之、達於官所府奉號高倉大明神、自爾以來星霜凡三百有餘年里民至今春秋祭祠以時、思之蘋蘩如在禮奠無怠、有一病一疾一大事者有至誠心祈願則感應如影隨像、諸願無不成就、嗚呼大哉、仰思神德之大、伏察神化之跡朕跡不存靈妙不測況可猥乎、魏々哉神、堂々哉化可恐々敬々、然舊社歷數百年星霜、將朽腐、中雖加修理、其後經年月久基趾敗壞、柱礎傾廢、爲風雨鳥鼠被點汚、予偶生於神職之家、雖寢食思之、寤寢痛之朝夕不忍看之、家貧難及於自力、不得止請十方信心

他力、願再造榮而已、信心之等、仰願上報於神國冥慮之慈恩、下思和光同塵 神孫繁茂之不測、然則直副深神靈妙之神道、仍不限於多少計涯分而請十方信心他力、然則於神前天長地久、天下泰平、萬民快樂息災延命、五穀成就、祈願可抽精誠者也、仍而如件、
明應九年月日

○神職星河内 先祖は八瀬彌久太とて治承の頃より當社の神職たりしと云、後八瀬を改て星と稱す、元文の頃十太夫直國と云者あり、今の神職直忠が三世の祖なり ○藤卷神社 境内十間四方免除地 高倉神社の西にあり、鎮座の年代詳ならず、祭神は 面足尊 惶根尊なり、星河内是を司る、

●安張村 府城の南に當り行程七里十八町、家數二十二軒、東西二町三十間、南北五十間山間にあり、南は戸石川に傍ふ、東七町倉谷村の界に至る、其村まで二十町西六町桑取火村の界に至る、其村まで十七町南二町小池村の山に界ふ、北三十町餘中倉村の山に界ふ、

○山川 ○戸石川 村南三十間にあり、桑取火村の境内より來り、東に流る、と九町倉谷村の界に入る ○桑取火川 村西六町にあり、桑取火村の境内より來り南に流る、と六町戸石川に入る、廣三間餘、

○神社 ○熊野宮 境内東西十三間南北二十八間免除地 村北山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居拜殿あり、水抜村星河内が司なり、

●桑取火村 府城の南に當り行程八里、家數十二軒、東西一町、南北三十間山間にあり、東は桑取火川に傍ふ、東十町計安張村の山界に至る、其村まで十七町西八町磯上村の山に界ふ、南十二町磯上村の界に至る、其村まで十六町北一里十八町計、櫻山中倉兩村の山に界ふ、

○山川 ○立巖山 村西二町計にあり、西は磯上村の山に連る雜樹多し ○戸石川 村南十二町にあり、磯上村の境内より來り、東に流る、と四町安張村の界に入る ○桑取火川 村東にあり、源は村北の山中より出て南に流る、と一里十二町安張村の界に入る、

○神社 ○乙女神社 境内東西八間南北六間免除地 村西三十間にあり、祭神及鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、水抜村星河内是を司る、

●磯上村 府城の南に當り行程八里、家數九軒、東西一町、南北三十間山間にあり、東一里計檜原村の山に界ふ、西一町南三十間共に志源行村の界に至る、其村は未に當り一町北四町桑取火村の界に至るまで十六町、

谷地村の山に連る ○戸石川 村西五十間にあり、志源行村の境内より東に流るゝと二町桑取火村の界に入る。

○神社 ○若宮八幡宮境内十間四方免除地 村東一町にあり、鎮座の初詳ならず、仁徳天皇を祭れり、鳥居あり、水抜村星河内が司なり。

○志源行村 府城の南に當り行程八里二町、家數十四軒 東西一町三十間、南北五十間山中にあり、西に田圃あり 東四十間磯上村の界に至る、其村まで一町西五町石井村の界に至る、其村は申に當り十一町南一里十八町計檜原村の山に界ふ、北十町計安張村の山に界ふ。

○山川 ○高窪山 村より戌の方三町にあり、西は石井村の山に連る ○戸石川 村西一町計にあり、石井村の境内より來り東に流るゝと七町磯上村の界に入る。

○神社 ○若宮八幡宮境内東西十二間南北十間免除地 村東二十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、水抜村星河内是を司る ○山神社境内二間四方免除地 村より未の方十三町にあり、鎮座の年代を知らず、村民の持なり。

○石井村 府城の間に當り行程八里十三町、家數三軒、東西五十間、南北十五間山間にあり、東は戸石川に傍ふ 丑寅の方六町志源行村の界に至る、其村まで十一町未申

の方一町四十間日影村の界に至る、其村まで二町南は村際北五十間、共に磯上村に界ふ。

○山川 ○戸石川 村東にあり、日影村の境内より磯上村の地を過ぎ東に流れて志源行村の界に入る、境内を經ると十町。

○關梁 ○橋 村より丑寅の方三町にあり、隣村の通路 戸石川に架す、長五間土橋なり。

○神社 ○稻荷神社境内東西二十五間南北二十間免除地 村より丑寅の方四町にあり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり、水抜村星河内が司なり。

○日影村 府城の南に當り行程八里十八町、家數六軒、東西二町、南北二十五間散居す、北は戸石川に傍ひ四面に高山峙ち最幽僻の地なり、東三町二十間石井村の界に至る、其村は丑寅に當り五町西一町五十間原村の界に至る 其村まで二町南一里計、田島組丹藤村の山に界ふ、北三町計磯上村の山に界ふ。

○山川 ○みちき澤山 村西にあり、頂まで二十町計西は高野組高野村の山に連る ○戸石川 村北にあり、原村の境内より來り東に流るゝと四町、磯上村の地を過ぎ石井村の界に入る。

○寺院 ○不動堂境内東西二十五間南北三十間年寅地 村より戌亥の方三十

○山川 ○白森山 村より戌の方二里餘にあり、西は大沼郡野尻組大芦村に屬し峯に界ふ ○嶽腰山 村より

戌の方十五町計にあり、頂まで八町、此山に五六寸角にて長一間より二間計の石柱あり、橋を架するに宜し 原組篠山村より出る材木岩の類なり ○戸石川 村南にあり、源を村西の山中に發し東北に流るゝと二里十八町原村の界に入る、廣三間計。

○神社 ○御前神社境内東西三十間南北一町免除地 村西七町山麓にあり、鎮座の初を傳へず、本社の牀下に長二尺計の石を建つ 其さま墓石の如し、來由を詳にせず、鳥居あり、水抜村星河内が司なり 【相殿二座】 △日光神 原村より移せり △山神 同上 ○山神社 境内にあり、村民の持なり ○天満宮境内二間四方免除地 村西六町にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり。

○褒善 ○善行者つる 農民源三郎女なり、享和三年褒賞して米を與へり。

○赤土村 府城の南に當り行程十里十八町、家數六軒、東西一町十八間、南北三十間山中にあり、丑寅の方十町 戸石村の界に至る、其村まで十九町西八町戸石村の山に界ふ、南十四町高野組高野村の山界に至る、其村まで一里北は戸石村の山に連り界域分ちがたし。

間にあり、草創の初を知らず、側に高一丈餘の瀑布あり、不動瀧と云、戸石川に注ぐ、村民の持なり。

○原村 府城の南に當り行程八里二十町、家數五軒、東西一町十八間、南北二十五間南は戸石川に傍ふ、四面に高山壁立し頗る幽僻なり、仲秋に至れば終日を見ざる ところとぞ、東十間日影村の界に至る、其村まで二町西五町戸石村の界に至る、其村まで十五町南二町計日影村の山に界ふ、北二町計磯上村の山に界ふ。

○山川 ○戸石川 村南にあり、戸石村の境内より來り 東に流ると八町日影村の界に入る。

○關梁 ○橋 村南にあり、長五間戸石川に架す、隣村の通路土橋なり。

○神社 ○山神社境内二間四方免除地 村より戌の方二十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり。

○戸石村 府城の南に當り行程八里三十五町、家數十九軒、東西二町、南北五十間山間にあり、南は戸石川に傍ふ、東十町原村の界に至る、其村まで十五町西九町赤土村の界に至る、其村は申に當り十九町南二十町計、日影村の山に界ふ、北一里計大沼郡胃組谷地村の山に界ふ、又村西十五町餘に木地小屋あり、家數十軒、東西一町四十間、南北三十間。

○神社 ○稻荷神社境内三十間 村北にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、高野組下鹽澤村大竹搦津是を司る、

●櫻山村 府城の南に當り行程六里三町、家數二十五軒 東西四十間、南北二町下野街道を夾み山中にあり、東南北に田圃あり、東十八町小出組大澤村の山界に至る、其村まで一里西は數峯連り桑取火村の山に續き界域分ちがたし、南七町倉谷村の界に至る、其村まで二十六町北一町中倉村の界に至る、其村まで四町、

○原野 ○南原 村南一町餘にあり、東西六町南北七町、
○神社 ○磐梯神社境内東西一町五十間 村東二町にあり、鎮座の年代詳ならず、祭神は大山祇神壇安姫命なり、鳥居あり、水拔村星河内が司なり、

○寺院 ○觀音堂境内七間 村西にあり、草創の年月を詳にせず、修驗長壽院司なり、
○褒善 ○善行者嘉左衛門 此村の名主嘉右衛門父なり 安永二年米を與て賞せり、

●中倉村 府城の南に當り行程六里、家數十四軒、東西三十五間、南北一町三十間山中にあり、四方田圃あり、東三間南三町共に櫻山村の界に至る、其村は南に當り四町西は數峯連り桑取火村の山に續き界域分ちがたし、北

一は村北十町餘にあり「おほやけ沼」と云、周十五町計 實曆中山崩て溪水湛ふ「いはな」を産す、一は端村沼山の東にあり、周七町餘、

○原野 ○沼山原 端村沼山にあり、東西五町南北八町、
○神社 ○高倉神社境内東西一町南 村西一町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり ○別當南仙院 本山派の修驗なり開基詳ならず、定清と云者を中興の祖とす、現住元正は定清が九世の孫なりと云、

○寺院 ○正法寺境内東西十七間 村北にあり、淨土宗圓成山と號す、府下五之町高嚴寺の末寺なり、何の頃の草創なるを知らず、元龜二年炭養と云僧再興せり、本尊彌陀客殿に安す ○觀音堂 境内にあり、

○墳墓 ○御側原 村北三町下野街道の側に櫻樹一株あり、相傳ふ昔高倉宮侍妾櫻樹姫を此に葬りしと、舊櫻の古木あり、風の爲に折れしかば後繼で栽しとぞ、

新編會津風土記卷之三十八終

十四町三十間大内村の界に至る、其村まで一里四町村中に下野街道あり、

○神社 ○赤城神社境内東西三十四間 村西三十間にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、水拔村星河内が司なり、

●大内村 端村 沼山 相傳て昔山本村と稱せしを治承の頃高倉宮此所を通り給ひしより今の名に改めしと云、府城の南に當り行程五里十六町、家數四十六軒、東西二町南北三町山中に住し東西北に田圃あり、下野街道驛所より村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、大沼郡橋爪組關山村驛より二里十八町大沼郡東尾岐組市野村驛より二里四町共に此に續き、此より二里二町倉谷村驛に續ぐ、村南に一里塚あり、東八町小出組小野村の界に至る、其村は卯辰に當り一里八町、西二十三町十二間、東尾岐組東尾岐村の山界に至る、其村は戌亥に當り二里十九町南二十五町三十間、中倉村の界に至る、其村まで一里三十町北一里四十間關山村の界に至る、其村まで二里二十五町、

○端村 ○沼山 本村の南二十四町にあり、家數六軒、東西二十間、南北一町四方田圃なり、
○山川 ○小野嶽 村東五町にあり本郡の條下に詳なり ○沼二

新編會津風土記卷之三十九

陸奥國會津郡之十二

田島組

此地府城の南に當り本郡の中程にあり、東は松川組に隣り西は高野組に交はり南は河島組に続き北は楢原組に接す、東西二里計東は松川組落合村の界より西 南は河島組中荒井村の界より北は楢原組岩本倉小山上添四箇村の界に至る 諸村皆山中に住し水田少く麻大小豆稗黍を樹え、只田島村のみ地面稍開け田畝乏からず、下野街道にて習俗も自ら樸實の風薄く山中の諸村とやや別なり、水無村田邊村は薪樵の利多く朴材ホノキ桂板の類仲附馬にて府下に出し諸品に交易す、本組及高野河島巖斗戸の四組を俗に上郷と稱し、皆衆山の中にありて耕作の節も平地よりは十四五日遅し、農隙に他邦へ出て屋上を葺き木挽をなし、或は麻・煙草・塗物の類を買賣し、關東及び江戸の方に徒來する者少からず、又深山の村にて熊をとるに、秋夏の間木實を食せんとて梢に上れるを伺ひ鑊銃にて是をとる、冬より春に至ては大木のうろ又は岩穴に籠れるを、柴を伐り穴に入れば熊其